

第 5 回 定 例 会 会 議 錄 目 次

第1号（11月22日）（月曜日）

開 会	8
開 議	8
日程第1 会議録署名議員の指名	8
日程第2 会期決定の件	8
日程第3 諸般の報告	8
日程第4 行政報告	8
永山市長報告	8
日程第5 訪問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	8
永山市長提案理由説明	9
日程第6 承認第11号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承 認を求めるについて	9
永山市長提案理由説明	9
日程第7 議案第68号 市有財産の譲与について	10
永山市長提案理由説明	10
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	10
黒田澄子さん	11
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	12
黒田澄子さん	12
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	12
山口初美さん	12
福元 悟君	12
日程第8 議案第69号 市有財産の譲与について	13
永山市長提案理由説明	13
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	13
黒田澄子さん	14
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	14
黒田澄子さん	14
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	14

山口初美さん	15
中村尉司君	15
日程第9 議案第70号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	15
日程第10 議案第71号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について	15
永山市長提案理由説明	16
日程第11 議案第72号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について	16
日程第12 議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について	16
永山市長提案理由説明	16
日程第13 議案第74号 日置市国民健康保険条例の一部改正について	17
永山市長提案理由説明	17
有村市民福祉部長兼市民生活課長	17
日程第14 議案第75号 日置市営住宅条例の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	18
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	18
日程第15 議案第76号 日置市一般住宅条例の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	19
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	19
黒田澄子さん	19
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	19
休憩	20
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	20
日程第16 議案第77号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）	20
日程第17 議案第78号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	20
日程第18 議案第79号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	20
日程第19 議案第80号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）	20
日程第20 議案第81号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）	20
日程第21 議案第82号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	20
日程第22 議案第83号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）	20

日程第23 議案第84号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）	20
永山市長提案理由説明	20
漆島政人君	23
有島地域づくり課長	23
漆島政人君	24
有島地域づくり課長	24
休憩	24
有島地域づくり課長	24
漆島政人君	24
有島地域づくり課長	25
永山市長	25
休憩	26
散会	26

第2号（11月30日）（火曜日）

開議	30
日程第1 一般質問	30
坂口洋之君	30
永山市長	30
奥教育長	31
坂口洋之君	32
永山市長	33
坂口洋之君	33
濱崎福祉課長	33
坂口洋之君	33
永山市長	34
坂口洋之君	34
濱崎福祉課長	35
坂口洋之君	35
濱崎福祉課長	35
坂口洋之君	35
濱崎福祉課長	35

坂口洋之君	3 5
濱崎福祉課長	3 5
坂口洋之君	3 6
濱崎福祉課長	3 6
坂口洋之君	3 6
濱崎福祉課長	3 6
坂口洋之君	3 6
永山市長	3 7
坂口洋之君	3 7
永山市長	3 7
坂口洋之君	3 7
濱崎福祉課長	3 8
坂口洋之君	3 8
奥教育長	3 8
坂口洋之君	3 8
渦尾学校教育課長	3 9
坂口洋之君	3 9
渦尾学校教育課長	3 9
坂口洋之君	3 9
渦尾学校教育課長	3 9
坂口洋之君	4 0
渦尾学校教育課長	4 0
坂口洋之君	4 0
奥教育長	4 0
坂口洋之君	4 0
渦尾学校教育課長	4 1
坂口洋之君	4 1
渦尾学校教育課長	4 1
坂口洋之君	4 1
横枕社会教育課長	4 2
坂口洋之君	4 2
奥教育長	4 2

坂口洋之君	4 2
横枕社会教育課長	4 2
坂口洋之君	4 2
奥教育長	4 3
坂口洋之君	4 3
奥教育長	4 3
休憩	4 3
下園和己君	4 3
永山市長	4 4
下園和己君	4 4
久木崎商工觀光課長	4 4
下園和己君	4 4
久木崎商工觀光課長	4 4
下園和己君	4 5
久木崎商工觀光課長	4 5
下園和己君	4 5
久木崎商工觀光課長	4 5
下園和己君	4 5
新川上下水道課長	4 5
下園和己君	4 6
新川上下水道課長	4 6
下園和己君	4 6
久木崎商工觀光課長	4 6
下園和己君	4 6
久木崎商工觀光課長	4 6
下園和己君	4 7
久木崎商工觀光課長	4 7
下園和己君	4 7
永山市長	4 7
漆島政人君	4 8
永山市長	4 9
奥教育長	4 9

漆島政人君	5 0
永山市長	5 0
漆島政人君	5 0
永山市長	5 0
漆島政人君	5 1
永山市長	5 1
休 憇	5 2
下園和己君	5 2
漆島政人君	5 2
永山市長	5 3
漆島政人君	5 3
永山市長	5 4
漆島政人君	5 4
濱崎福祉課長	5 4
漆島政人君	5 4
濱崎福祉課長	5 5
漆島政人君	5 5
奥教育長	5 6
漆島政人君	5 6
横枕社会教育課長	5 6
漆島政人君	5 6
永山市長	5 7
漆島政人君	5 7
永山市長	5 7
長倉浩二君	5 7
永山市長	5 9
長倉浩二君	5 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	5 9
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0

長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 1
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 1
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 1
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 1
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 1
長倉浩二君	6 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 2
長倉浩二君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 2
長倉浩二君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 2
長倉浩二君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 2
長倉浩二君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
長倉浩二君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
長倉浩二君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
長倉浩二君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3

長倉浩二君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
長倉浩二君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
長倉浩二君	6 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 4
長倉浩二君	6 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 4
長倉浩二君	6 4
永山市長	6 4
休 憇	6 4
日程第2 議案第85号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	6 4
永山市長提案理由説明	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 5
日程第3 議案第86号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	6 6
永山市長提案理由説明	6 6
上総務企画部長兼総務課長	6 6
上総務企画部長兼総務課長	6 7
散 会	6 7

第3号（12月1日）（水曜日）

開 議	7 2
日程第1 一般質問	7 2
元山寿哉君	7 2
永山市長	7 2
元山寿哉君	7 3
上村企画課長	7 3
元山寿哉君	7 3
上村企画課長	7 3
元山寿哉君	7 3
上村企画課長	7 3
元山寿哉君	7 4

上村企画課長	7 4
元山寿哉君	7 4
上村企画課長	7 4
元山寿哉君	7 4
上村企画課長	7 4
元山寿哉君	7 4
上村企画課長	7 4
元山寿哉君	7 4
濱崎福祉課長	7 5
元山寿哉君	7 5
濱崎福祉課長	7 5
元山寿哉君	7 5
濱崎福祉課長	7 6
元山寿哉君	7 6
濱崎福祉課長	7 6
元山寿哉君	7 6
永山市長	7 7
並松安文君	7 7
永山市長	7 8
奥教育長	7 9
並松安文君	7 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0
並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0
並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0
並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0
並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0
並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 0

並松安文君	8 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 1
並松安文君	8 1
田口建設課長	8 1
並松安文君	8 1
田口建設課長	8 1
並松安文君	8 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 1
並松安文君	8 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	8 2
並松安文君	8 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 2
休憩	8 2
並松安文君	8 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 2
並松安文君	8 3
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
並松安文君	8 3
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
並松安文君	8 3
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
並松安文君	8 4
田口建設課長	8 4
並松安文君	8 4
田口建設課長	8 4
並松安文君	8 5
田口建設課長	8 5
並松安文君	8 5
永山市長	8 5
重留健朗君	8 5
永山市長	8 6
奥教育長	8 6

重留健朗君	8 6
上総務企画部長兼総務課長	8 6
重留健朗君	8 7
上総務企画部長兼総務課長	8 7
重留健朗君	8 7
永山市長	8 7
重留健朗君	8 7
永山市長	8 7
重留健朗君	8 7
上総務企画部長兼総務課長	8 7
重留健朗君	8 7
上総務企画部長兼総務課長	8 8
重留健朗君	8 8
上総務企画部長兼総務課長	8 8
重留健朗君	8 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 8
重留健朗君	8 8
上総務企画部長兼総務課長	8 8
重留健朗君	8 8
永山市長	8 8
重留健朗君	8 8
田口建設課長	8 9
重留健朗君	8 9
新川上下水道課長	8 9
重留健朗君	8 9
新川上下水道課長	8 9
重留健朗君	8 9
田口建設課長	8 9
重留健朗君	8 9
田口建設課長	8 9
重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0

重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0
重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0
重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0
重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0
重留健朗君	9 0
田口建設課長	9 0
重留健朗君	9 1
田口建設課長	9 1
休 憇	9 1
重留健朗君	9 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 1
重留健朗君	9 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 1
重留健朗君	9 1
奥教育長	9 2
重留健朗君	9 2
渦尾学校教育課長	9 2
重留健朗君	9 2
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 2
重留健朗君	9 2
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 2
重留健朗君	9 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 3
重留健朗君	9 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 3
重留健朗君	9 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 3
重留健朗君	9 3
奥教育長	9 4
重留健朗君	9 4

永山市長	9 4
山口政夫君	9 4
永山市長	9 5
山口政夫君	9 5
江田吹上支所長	9 6
山口政夫君	9 6
江田吹上支所長	9 6
山口政夫君	9 6
江田吹上支所長	9 6
山口政夫君	9 6
江田吹上支所長	9 7
山口政夫君	9 7
江田吹上支所長	9 7
山口政夫君	9 7
江田吹上支所長	9 7
山口政夫君	9 8
江田吹上支所長	9 8
山口政夫君	9 8
永山市長	9 8
山口政夫君	9 8
江田吹上支所長	9 9
山口政夫君	9 9
江田吹上支所長	1 0 0
山口政夫君	1 0 0
永山市長	1 0 1
休 憇	1 0 1
是枝みゆきさん	1 0 1
永山市長	1 0 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 3
濱崎福祉課長	1 0 4
是枝みゆきさん	1 0 4

濱崎福祉課長	104
是枝みゆきさん	104
濱崎福祉課長	104
是枝みゆきさん	104
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	105
濱崎福祉課長	105
是枝みゆきさん	106
濱崎福祉課長	106
是枝みゆきさん	106
濱崎福祉課長	106
是枝みゆきさん	106
濱崎福祉課長	106
是枝みゆきさん	106
永山市長	107
是枝みゆきさん	107
濱崎福祉課長	107
是枝みゆきさん	107
濱崎福祉課長	107
是枝みゆきさん	108
永山市長	108
是枝みゆきさん	108
有島地域づくり課長	109
是枝みゆきさん	109

有島地域づくり課長	109
是枝みゆきさん	109
有島地域づくり課長	110
是枝みゆきさん	110
有島地域づくり課長	110
是枝みゆきさん	110
有島地域づくり課長	110
休 憇	111
是枝みゆきさん	111
永山市長	111
是枝みゆきさん	111
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	111
是枝みゆきさん	111
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	113
散 会	113

第4号（12月2日）（木曜日）

開 議	118
日程第1 一般質問	118
黒田澄子さん	118
永山市長	119
奥教育長	120
黒田澄子さん	121
東財政管財課長	121
黒田澄子さん	121
東財政管財課長	121
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	121
黒田澄子さん	121

有村市民福祉部長兼市民生活課長	122
黒田澄子さん	122
東財政管財課長	122
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	122
黒田澄子さん	122
有村市民福祉部長兼市民生活課長	122
黒田澄子さん	123
横枕社会教育課長	123
黒田澄子さん	123
横枕社会教育課長	123
黒田澄子さん	123
横枕社会教育課長	123
黒田澄子さん	123
永山市長	124
奥教育長	124
黒田澄子さん	124
山下健康保険課長	125
黒田澄子さん	125
山下健康保険課長	126
黒田澄子さん	126
永山市長	126
黒田澄子さん	126
福山消防本部消防長	126
黒田澄子さん	126
福山消防本部消防長	126
黒田澄子さん	126
永山市長	126
奥教育長	126
黒田澄子さん	127
福山消防本部消防長	127
黒田澄子さん	127
福山消防本部消防長	127

黒田澄子さん	128
松元税務課長	128
黒田澄子さん	128
松元税務課長	128
黒田澄子さん	128
永山市長	128
黒田澄子さん	128
永山市長	128
黒田澄子さん	128
山下健康保険課長	128
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	129
黒田澄子さん	129
山下健康保険課長	130
黒田澄子さん	130
山下健康保険課長	130
黒田澄子さん	130
永山市長	130
黒田澄子さん	130
渦尾学校教育課長	130
黒田澄子さん	130
渦尾学校教育課長	130
黒田澄子さん	130
渦尾学校教育課長	130

黒田澄子さん	1 3 0
渦尾学校教育課長	1 3 1
休 憇	1 3 1
佐多申至君	1 3 1
永山市長	1 3 2
佐多申至君	1 3 3
江田吹上支所長	1 3 3
佐多申至君	1 3 3
江田吹上支所長	1 3 3
佐多申至君	1 3 3
江田吹上支所長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
江田吹上支所長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
久木崎商工観光課長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
久木崎商工観光課長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
久木崎商工観光課長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
江田吹上支所長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
江田吹上支所長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
永山市長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 5
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 7
佐多申至君	1 3 7
永山市長	1 3 7
佐多申至君	1 3 7
奥教育長	1 3 7
佐多申至君	1 3 8
永山市長	1 3 8
休 憇	1 3 8
奥教育長	1 3 8
江田吹上支所長	1 3 8
佐多申至君	1 3 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
永山市長	1 4 0
佐多申至君	1 4 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 0

佐多申至君	1 4 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 0
佐多申至君	1 4 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 1
佐多申至君	1 4 1
永山市長	1 4 1
佐多申至君	1 4 1
永山市長	1 4 1
福元 悟君	1 4 1
永山市長	1 4 3
奥教育長	1 4 3
福元 悟君	1 4 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 4
福元 悟君	1 4 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 4
福元 悟君	1 4 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 4
福元 悟君	1 4 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 5
福元 悟君	1 4 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 5
福元 悟君	1 4 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 6
福元 悟君	1 4 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 6
福元 悟君	1 4 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 6
福元 悟君	1 4 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 4 7
福元 悟君	1 4 7
有島地域づくり課長	1 4 7
福元 悟君	1 4 7

有島地域づくり課長	147
福元 悟君	148
有島地域づくり課長	148
横枕社会教育課長	148
福元 悟君	148
有島地域づくり課長	148
横枕社会教育課長	148
福元 悟君	148
横枕社会教育課長	148
福元 悟君	149
有島地域づくり課長	149
休 憇	149
福元 悟君	149
有島地域づくり課長	149
福元 悟君	149
有島地域づくり課長	149
福元 悟君	149
永山市長	150
山口初美さん	150
永山市長	152
山口初美さん	153
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	153
山口初美さん	153
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	153
山口初美さん	154
上村企画課長	154
山口初美さん	154
永山市長	155
山口初美さん	155
永山市長	155
山口初美さん	155
有村市民福祉部長兼市民生活課長	155

山口初美さん	156
有村市民福祉部長兼市民生活課長	156
山口初美さん	156
有村市民福祉部長兼市民生活課長	156
山口初美さん	156
有村市民福祉部長兼市民生活課長	157
山口初美さん	157
有村市民福祉部長兼市民生活課長	157
山口初美さん	157
有村市民福祉部長兼市民生活課長	157
山口初美さん	157
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	158
山口初美さん	158
永山市長	158
山口初美さん	158
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	158
山口初美さん	158
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	158
山口初美さん	159
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	159
山口初美さん	159
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	159
休 憇	159
留盛浩一郎君	160
永山市長	160
留盛浩一郎君	161
松元税務課長	161
留盛浩一郎君	161
上之原農業委員会事務局長	161
留盛浩一郎君	162
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	162
留盛浩一郎君	162

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	162
留盛浩一郎君	163
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	163
留盛浩一郎君	163
永山市長	163
留盛浩一郎君	163
永山市長	163
留盛浩一郎君	163
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	164
留盛浩一郎君	164
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	164
留盛浩一郎君	164
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	164
留盛浩一郎君	164
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	165
留盛浩一郎君	165
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	165
留盛浩一郎君	165
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	165
留盛浩一郎君	165
永山市長	166
留盛浩一郎君	166
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	166
留盛浩一郎君	166
永山市長	166
奥教育長	166
留盛浩一郎君	166
永山市長	167
留盛浩一郎君	167
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	167
留盛浩一郎君	167
渦尾学校教育課長	167

留盛浩一郎君	167
渦尾学校教育課長	167
留盛浩一郎君	168
東農地整備課長	168
留盛浩一郎君	168
永山市長	168
奥教育長	168
留盛浩一郎君	169
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	169
留盛浩一郎君	169
永山市長	169
奥教育長	169
留盛浩一郎君	169
永山市長	170
奥教育長	170
散会	170

第5号（12月21日）（火曜日）

開議	175
日程第1 議案第70号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	175
日程第2 議案第71号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について	175
是枝文教厚生常任委員長報告	175
山口初美さん	177
山口政夫君	178
山口初美さん	179
漆島政人君	179
日程第3 議案第72号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について	179
日程第4 議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の	

指定について	179
福元産業建設常任委員長報告	180
山口初美さん	182
中村尉司君	182
山口初美さん	183
富迫克彦君	183
日程第5 議案第76号 日置市一般住宅条例の一部改正について	184
福元産業建設常任委員長報告	185
黒田澄子さん	185
福元産業建設常任委員長	186
休憩	186
日程第6 議案第77号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）	186
日程第7 議案第78号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	186
日程第8 議案第79号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	186
日程第9 議案第80号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）	186
日程第10 議案第81号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）	186
日程第11 議案第82号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	186
	186
日程第12 議案第83号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）	186
日程第13 議案第84号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）	187
坂口予算審査特別委員長報告	187
日程第14 議案第85号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	194
佐多総務企画常任委員長報告	194
日程第15 陳情第1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び 協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（1. 日置市 における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求めます。）の 部分	195
日程第16 陳情第1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び 協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（2. 日置市 地域猫活動協議会の設置を求める。）の部分	195
日程第17 陳情第1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び 協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（3. 猫の正	

しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通しての、具体的な啓発を求める。) の部分	195
日程第18 陳情第1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書 (4. 飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める。) の部分	195
休憩	196
是枝文教厚生常任委員長報告	196
山口政夫君	200
山口初美さん	201
黒田澄子さん	202
元山寿哉君	203
日程第19 議案第87号 令和3年度日置市一般会計補正予算 (第11号)	204
永山市長提案理由説明	204
黒田澄子さん	204
濱崎福祉課長	204
黒田澄子さん	205
濱崎福祉課長	205
日程第20 請願第1号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願	205
休憩	205
日程第21 閉会中の継続調査の申し出について	205
日程第22 議員派遣の件	206
追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について	206
閉会	206
永山市長	206

令和3年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月　　日	曜	会　　議　別	摘　　　要
11月22日	月	本　　会　議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月23日	火	休　　会	勤労感謝の日
11月24日	水	休　　会	
11月25日	木	休　　会	
11月26日	金	休　　会	
11月27日	土	休　　会	
11月28日	日	休　　会	
11月29日	月	休　　会	
11月30日	火	本　　会　議	一般質問、追加議案上程
12月　1日	水	本　　会　議	一般質問
12月　2日	木	本　　会　議	一般質問
12月　3日	金	委　　員　会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月　4日	土	休　　会	
12月　5日	日	休　　会	
12月　6日	月	委　　員　会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月　7日	火	委　　員　会	予算審査特別委員会分科会（予備日）
12月　8日	水	休　　会	
12月　9日	木	休　　会	
12月10日	金	委　　員　会	予算審査特別委員会、全員協議会
12月11日	土	休　　会	
12月12日	日	休　　会	
12月13日	月	休　　会	
12月14日	火	委　　員　会	議会運営委員会
12月15日	水	休　　会	
12月16日	木	休　　会	
12月17日	金	休　　会	
12月18日	土	休　　会	

12月19日	日	休会	
12月20日	月	休会	
12月21日	火	本会議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、定例全員協議会

2. 付議事件

議案番号 事 件 名

諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

承認第 11 号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めるについて

議案第 68 号 市有財産の譲与について

議案第 69 号 市有財産の譲与について

議案第 70 号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

議案第 71 号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

議案第 72 号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

議案第 73 号 日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

議案第 74 号 日置市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 75 号 日置市営住宅条例の一部改正について

議案第 76 号 日置市一般住宅条例の一部改正について

議案第 77 号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）

議案第 78 号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 79 号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 80 号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 81 号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 82 号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第 83 号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第 84 号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 85 号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

議案第 86 号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

議案第 87 号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第11号）

陳情第 1 号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊

治療への一部助成を求める陳情書

請願第 1 号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願

第 1 号 (11 月 22 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長報告・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	諮詢第6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
日程第 6	承認第11号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めるについて
日程第 7	議案第68号 市有財産の譲与について
日程第 8	議案第69号 市有財産の譲与について
日程第 9	議案第70号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第71号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
日程第11	議案第72号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
日程第13	議案第74号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
日程第14	議案第75号 日置市営住宅条例の一部改正について
日程第15	議案第76号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第16	議案第77号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第17	議案第78号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第79号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第80号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第81号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第82号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第83号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第84号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

本会議（11月22日）（月曜）

出席議員 20名

1番	中 村 清 栄 君	2番	元 山 寿 哉 君
3番	福 田 晋 拓 君	4番	長 倉 浩 二 君
5番	下 園 和 己 君	6番	佐 多 申 至 君
7番	是 枝 みゆきさん	8番	富 迫 克 彦 君
9番	重 留 健 朗 君	10番	福 元 悟 君
11番	山 口 政 夫 君	12番	中 村 尉 司 君
13番	留 盛 浩一郎 君	14番	黒 田 澄 子さん
15番	下御領 昭 博 君	16番	山 口 初 美さん
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	漆 島 政 人 君	20番	池 満 渉 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 内 山 良 弘 君 次長兼議事調査係長 神 余 徹 君
議事調査係 松 永 真 君

地方自治法第121条による出席者

市 長	永 山 由 高 君	副 市 長	井 多 原 章 一 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	有 村 弘 貴 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	福 山 昌 己 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日 吉 支 所 長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬 戸 口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	上 村 裕 文 君
地域づくり課長	有 島 春 己 君	税 务 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久 木 崎 勇 君	福 祉 課 長	濱 崎 慎 一 郎 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介護保険課長	東 浩 文 君
建設課長	田 口 悅 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学校教育課長	渦 尾 文 輝 君
社会教育課長	横 枕 広 幸 君	会計管理者兼会計課長	外 蘭 和 代 さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

上之原

誠 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから、令和3年第5回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、是枝みゆきさん、富迫克彦君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの30日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの30日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告及び例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

8月15日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を10月1日までに5回開催し、感染状況、今後の対応等について協議を行いました。

次に、8月29日に災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づく日置市総合防災訓練を開催しました。今年度はZoomを使用して災害対策本部会議を開催し、防災担当課と災害情報の共有を図りました。

次に、地震、風水害、その他の災害が発生、または発生するおそれがある場合に、電気設備などを早期に回復することにより、生活の安定を図ることを目的として、9月1日に日置市電気工事組合と災害時における応急復旧に関する協定を締結しました。

次に、9月15日に100歳の高齢者を対象に敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接お渡しし、ご長寿のお祝いを申し上げました。

次に、10月4日に、株式会社ほっとキッチンと新規雇用25人を見込んだ立地協定の締結を行い、雇用機会の拡大に努めました。また、同日、8代目日置市韓国国際交流員のイムアルムさんが着任し、辞令交付式を行いました。

このほか主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 訪問第6号人権擁護委員の

候補者の推薦につき議会の意見を求ることについて

○議長（池満 渉君）

日程第5、諮問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求ることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第6号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき、議会の意見を求ることについてあります。

令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

下御領伸一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第6号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第6号を採決します。

お諮りします。本件について下御領伸一さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求ることについては、下御領伸一さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第6 承認第11号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））について承認を求ることについて

○議長（池満 渉君）

日程第6、承認第11号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求ることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第11号は、専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき、承認を求ることについてであります。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴う衛生費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,719万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283億9,555万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なもので、国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種

体制確保事業費国庫補助金の増額により
9,719万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費の新型コロナワイルスワクチン接種事業費及び予防接種事故発生調査費の増額により、9,719万6,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。これから、承認第11号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第11号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めるについては、承認することに決定しました。

与について

○議長（池満 渉君）

日程第7、議案第68号市有財産の譲与についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第68号は、市有財産の譲与についてあります。日置市江口蓬萊館を民間に移管するに当たり、当該財産を譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第68号につきまして補足説明をいたします。日置市江口蓬萊館の民間移管につきましては、本年8月に日置市江口蓬萊館民間移管選定委員会から答申を受け、同月に市としましても決定をいたしております。

また、9月議会定例会におきまして、日置市江口蓬萊館条例の廃止についての議案を上程し、原案のとおり可決していただきました。

このことを受けまして、令和4年4月1日の民間移管に向けまして、移管先法人に建物を譲与するため今回提案するものでございます。

今回、譲与しようとする物件は1、種類、建物。2、名称、日置市江口蓬萊館。3、所在地、日置市東市来町伊作田7425番地の5。4、建築年、構造、床面積及び評価額につきまして、まず物産館及び水産加工場は平成14年建築で、鉄骨造り平屋建て 961.00m^2 。評価額は7,160万4,436円であります。

次に、物産館の増築分は平成20年建築で鉄骨造り平屋建て 321.00m^2 。評価額3,236万4,962円であります。

次に、研修室は平成23年建築で、木造平屋建て 45.45m^2 。評価額137万4,179円であります。合計で $1,327.54\text{m}^2$ 。評価額1億534万3,577円であります。

また、備考で附属設備を含むとしております。

5、譲与の相手方は、江口漁業協同組合。
6、譲与の時期は令和4年4月1日。6、譲与の条件は譲与の日から起算して15年を経過する日までの間は当該財産を物産館として運営することといたしております。

次のページをお開きください。資料といたしまして、江口漁業協同組合の概要を記載しております。

1、主たる事務所の所在地は日置市東市来町伊作田2101番地。2、代表者は、代表理事、久木留秀行。3、設立年月日は、昭和24年10月13日。4、組合員数は185人、うち正組合員72人、準組合員113人です。5、目的は、（1）水産資源の管理及び水産動植物の増殖から（16）前各号に掲げる事業等に附帯する事業を行っている法人であります。詳細につきましては、ご確認をください。

次のページからは、日置市江口蓬萊館の位置図と物産館本体及び研修室の平面図を添付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

すみません、通告をしておりませんでしたが、ちょっと気になる点を数点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、今回、江口蓬萊館、非常に県内でもお客様がいっぱい来られる、本当に皆様から

県内のいろんな人たちから愛されている、そういう物産館が今回、民間のほうに譲渡されるということでそれ自体について、どうこうという話ではありません。私はそういう思いではおりません。それを置いておいて、聞いていただきたいのですが、今回、譲与の日から起算して15年を経過する日までの間は、当該財産を物産館として運営することというふうに入っております。15年というのは、非常に長い年月ですし、社会状況も大きく変わることもあり得るかなという部分でお尋ねをしています。

1つは、地震やいろんな災害、大きな台風災害など、蓬萊館は海に面したところにある、そういう物産館でございますので、それが壊れて運営ができない時期が何年かあった場合、これは運営ができていないということにはまるのか。またそうなったとき、この15年間、経過する日まで物産館として利用しなければならないというこの文言はいったいどうなるのか。それと物産館の中には食堂の部門もございます。民間譲渡した場合、この食堂の部分が、例えば今回、コロナ禍において以前、江口浜荘が老朽化もあって更地になって、新しく、えぐち家さんが営業されるということで、造っていただいたわけですけれども、そのときにたくさんの温泉の泉源のことだったり、いろんなことで相当な市も譲歩した中で、運営をしていただけてきたかなという流れがあるわけですけれども、やはりコロナ禍において運営を停止された時期がございました。温泉だけはやるけれども、お食事の部分はということがありました。こういったことを私は社会情勢が大きく変化をしたというふうに捉えた場合、同じようにお食事を食べれるそういう食堂部門を、もし運営ができなくなつたことをこの15年間やはり運営をしなければならないという部分に何らか引っかかってくるのか、それか否か、そこ

ら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本議案を可決、仮にしていただいた場合につきまして、今後譲渡契約等を結んでまいりますけれども、その中で、今、議員がおっしゃいますように、避けられないような大きな自然災害、更には議員がおっしゃるように、この15年間の間に大きな社会情勢の変化、というものがもしかった場合には、もちろん協議していく必要があるというふうに思いますので、そういうような譲渡契約の中身を整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今、部長がおっしゃいましたけども、その部分は今回の譲渡の契約、これが通った後の譲渡契約の中には今現在、盛り込まれているのか、否か、その点をお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

公募をかける段階での要項に多少は入っておりますけれども、実際に譲渡契約を結ぶのはこれからでございますので、前回の青松園等の譲渡契約等も参考にしながら違算のない契約書の締結を進めてまいりたいと思います。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第68号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初

美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第68号、市有財産の譲与について反対討論を行います。この議案は日置市江口蓬莱館を江口漁業協同組合に無償譲与するというもので、つまり今後は市は責任を果たさず、民間に丸投げするということです。

この施設は市民共有の貴重な財産であり、民間移管などせず、市が直接管理し、運営すべきだと私は考えます。このことを一貫して主張し、条例の廃止にも反対してまいりました。市が公的責任を放棄し、無償で民間に譲り渡すこのようなことを私は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○10番（福元 悟君）

私は、この議案第68号につきまして賛成の立場で討論をいたします。

ただいま反対討論がありましたけれども、さきの9月議会では、この日置市江口蓬莱館条例の廃止については可決をされたところであります。

このことは、直売所の経営は競争も激しく、事業者側が管理条例の規制を受けずに十分に経営手腕を發揮して、利用者へのサービス向上や時々の状況に機敏に対応していくことが求められているところでございます。

事業者の自由な裁量の中で、利用者や観光客へのサービスを高めることになれば、一層魅力ある施設として展開できるものと考えます。

条例を廃止するときにも申し上げましたが、本市の公共施設等総合管理計画では基本方針において、維持管理コストを10年間で10%の削減、民間ノウハウの活用が盛り込まれております。

公共施設の今後の老朽化に対する維持管理

コストを考えれば、施設の民間譲渡は避けて通れない課題であります。

この議案につきましては賛成するものであります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第68号市有財産の譲与については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第69号市有財産の譲与について

○議長（池満 渉君）

日程第8、議案第69号市有財産の譲与についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第69号は、市有財産の譲与についてであります。

日置市農産物直売所城の下物産館を民間に移管するに当たり、当該財産を譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明

させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議案第69号の補足説明の前に申し訳ありません。先ほど議案第68号の江口蓬莱館の研修室の床面積のところで、私、 45.45m^2 と申し上げましたけれども、 45.54m^2 の間違いでございました。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第69号につきまして補足説明をいたします。

日置市農産物直売所城の下物産館の民間移管につきましては、本年8月に日置市農産物直売所城の下物産館民間移管選定委員会から答申を受け、同月に市としまして決定をしております。

また、同じく9月議会定例会におきまして、日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止についての議案を上程し、原案のとおり可決していただきました。

このことを受けまして、令和4年4月1日の民間移管に向けて、移管先法人に建物を譲与するため、今回提案をするものであります。

今回譲与しようとする物件は、1、種類、建物。2、名称、日置市農産物直売所城の下物産館。3、所在地、日置市日吉町日置2865番地7。4、建築年、構造、床面積及び評価額につきまして、まず、店舗は平成8年建築で木造平屋建て 49.68m^2 、評価額82万9,169円であります。次に、店舗の増築分は平成21年建築で木造平屋建て 21.44m^2 、評価額65万9,141円であります。さらに平成25年に増築しており、木造平屋建て 29.81m^2 、評価額127万2,765円であります。合計で 100.93m^2 、評価額276万1,075円であります。また、備考で附属設備を含むとしております。5、譲与の相手方は城の下物産館合同会社。6、譲与の時期は令和4年4月1日。6、譲

与の条件は譲与の日から起算して15年を経過する日までの間は当該財産を物産館として運営すること、といたしております。

次のページをお開きください。資料としまして、城の下物産館合同会社の概要を記載しております。

1、主たる事務所の所在地は日置市日吉町日置2865番地7。2、代表者は代表社員森園範夫。3、設立年月日は令和3年8月2日。4、社員数は5人。5、目的は（1）城の下物産館の経営から（5）前各号に掲げる事業等に附帯する一切の事業を行っている法人であります。詳細はご確認ください。

次のページからは、日置市農産物直売所城の下物産館の位置図と平面図を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

今回、城の下物産館も民間譲渡になるということで議案が上がっておりまます。この、城の下物産館の合同会社というその相手先ですね、今年の8月に設立された若い会社となっております。一番危惧するのは先ほども申しましたように、15年間の間、この社員は5名となっておりますけれども、一番若い社員さんは何歳ぐらいなのか、引き続きこの物産館の運営が、この会社で潤沢にちゃんとされていくのかどうかが若干心配になるところでございます。その点はどのような現状なのか、その点をちょっとお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

申し訳ありません。5名の社員の方々の年齢までは現在把握していないところでございますが、当時、指定管理のときには城の下物産館管理組合ということで、出荷者の方々を

主体とした組合でございましたが、今回は合同会社ということで法人化をいたすに当たり、この出荷者の中で非常に、商店とお店を開かれているような方で、出荷の中での主力となられる方5名で会社を立ち上げたというふうに聞いているところでございます。年齢についてはすみません、把握しておりません。申し訳ないです。

○14番（黒田澄子さん）

意欲のある出荷者の方がつくられたということで、そこは安心なんですけども、何歳じゃなくてもいいんですけど、おおよそ50代とか40代とかっていうところも分からぬでしょうか。先ほど言ったように、15年間しっかりと持って行かないといけないってなった場合、例えば70だった場合、85まで続けられるのかなとか、健康上の問題とかいろいろ心配な点が、大きな社員さんを抱えている会社ではございませんので、ちょっと気になるところだったので、その辺はご回答できればと思いますけれども。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

5名の方で、一番恐らく若い方は60台前半ぐらいじゃないかというふうに思っております。（発言する者あり）50代もいらっしゃるということでございます。申し訳ありません。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから、議案第69号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第69号市有財産の譲与について反対討論を行います。

この議案は、日置市農産物直売所城の下物産館を城の下物産館合同会社に譲与するというものです。つまり、今後は市は責任を持ちませんよと民間に丸投げするというものです。

この施設は市民共有な貴重な財産です。民間任せにせず、市が公的責任の下に直接管理し運営すべきと考えます。

市が責任を放棄し、無償で民間に譲り渡すようなことを私は認めるわけにはいきません。

9月議会でこの施設の条例の廃止にも反対したとおり、この議案にも反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（中村尉司君）

議案第69号市有財産の譲与について、私は賛成の立場で討論をいたします。

ただいま反対の討論がありましたら、さきの9月議会では、この日置市農産物直売所城の下物産館の条例の廃止については可決されております。

この施設の移管に至るまでは、日吉地域の地区公民館の代表、自治会長連絡協議会の代表、出荷者の代表も選定委員会のメンバーとして加わり決定されたものであります。

譲与する相手方は城の下物産館合同会社でありますが、代表者はこれまで管理組合長として長年管理に携わってきた方であります。さらに経営面や利用者サービス面におきましても、指定管理者施設管理運営業務評価シートで、令和2年度運営実績は総合評価93点

と高い評価となっておりました。

事業者の自由な裁量の中で、利用者や観光客へのサービスを高めることになれば、一層魅力ある施設として展開できるものと考えます。よって、この議案第69号市有財産の譲与については賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子表決]

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第69号市有財産の譲与については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第9、議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について及び日程第10、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセ

ンターに係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第70号は、日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市東市来総合福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第71号は、日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、議案第70号及び議案第71号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号及び議案第71号の2件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第11 議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第12 議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工セン

ター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第11、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について及び日程第12、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第72号は、日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第73号は、日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから議案第72号及び議案第73号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号及び議案第73号の2件は産業建設常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第74号日置市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第13、議案第74号日置市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第74号は、日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

産科医療補償制度の見直し及び健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

それでは、議案第74号日置市国民健康保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、出産時の予知せぬ事態により重度の障がいを負った新生児やその家族に対して、一定の補償を与える産科医療補償制度の見直しなどに伴い所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

日置市国民健康保険条例の一部を次のよう

に改正する。第5条を次のように改めるとして削除しております。以前において整理をすべき条文が残っておりましたので、その文言の整理を図るものでございます。

次に、第7条第1項中40万4,000円を40万8,000円に改める。産科医療補償制度の見直しによりまして、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことに伴う改正でございます。出産育児一時金の42万円は、改正をされないために支給額が4,000円増額されることになります。附則といたしまして、施行期日は、この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は公布の日から施行する。

経過措置として、この条例による改正後の第7条第1項の規定は、令和4年1月1日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産一時金については、なお従前の例による。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号日置市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第75号日置市営住宅条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第14、議案第75号日置市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第75号は、日置市営住宅条例の一部改正についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の執行及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますのでご審議をよろしくお願ひいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第75号について補足説明をいたします。

今回、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本条例も改正するものでございます。

内容といたしましては、第6条第1項中過

疎地域自立促進特別措置法、第2条第1項に規定する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域に改めるものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の日置市営住宅条例の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第75号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号日置市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第76号日置市一般

住宅条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第15、議案第76号日置市一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第76号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

玉田一般住宅の家賃を引き下げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第76号につきまして、補足説明いたします。

今回、一部改正の対象となる玉田一般住宅は、日置市東市来町伊作田2090番地1に位置し、平成10年度に中層耐火造構造3階建6戸数で建設されました。

現在の当該住宅の入居状況としましては、令和元年12月の退去を最後に、全戸が空家となってございます。このような空家が続くと、室内設備の老朽化や家賃収入がない住戸に対する恒久的な維持費による損失も出てまいります。

また、地域からも入居促進を図り、地域の活性化に寄与することも望まれております。市内における一般住宅は合併前に、旧町が誘致企業の就労者に対して、移住支援の一環として建設された住宅や用途廃止した教員住宅の有効活用等を主な目的とし家賃を設定しておりますが、隣接する公営住宅のマリンタウン江口においては満室となっているため、立地、設備等に大きな違いはないことから、家

賃が当該住宅の入居の妨げになっていると思われます。このような入居状況や近年の経済状況等を考慮すると、建設当時の設定額では入居者のニーズに合っておらず、そのため今回は、面積構造と類似の住宅を参考にし、家賃額を4万9,000円から3万2,000円に引き下げるものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から適用することといたしております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

今回玉田住宅の家賃の引下げで、約2年近く1戸も入っていないということが原因になっているということでございます。今の部長の説明でございますと、近隣のマリンタウン江口は満室となっており、ほぼほぼ設備とか住宅環境も変わらないということをおっしゃいました。そこで、お尋ねをします。そもそもあまり変わらない住宅であるのに、なぜ玉田一般住宅の家賃がこのように1万7,000円も違つて設定をされたのか、その理由は一体何だったのかというのを、ほぼほぼ一緒だったら似たような金額設定を当初されるべきだったと思うんですけど、その辺はどのような感じで、この金額が4万9,000円に設定されているのかお尋ねをします。

もう1点は、今回は全戸が約2年間にわたって空家になっていてはいけないと、そこはよく分かります。じゃあ、そのほかの住宅で、全戸ではなくても、ほぼほぼ入っていない住宅は実際あるのかないのか、その点をお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ほぼ隣接する同じ敷地にあるわけですが、マリンタウン江口につきましては、市営住宅

ということで入居者の所得の額によって設定をされますが、一番家賃の高い方で3万800円と駐車場代というふうになってございますので、そこも一つの参考にはなりました。あと、この4万9,000円の家賃額を旧町時代に設定された経緯につきましては、すみません、把握していないところでございます。

それと、あとの日置市内的一般住宅について、大半的一般住宅は入っておりますけれども、吹上の中原の一般住宅におきまして空きが一つ、あと、今田の一般住宅におきまして空きが一つで、その他の一般住宅は全て満室というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほどの、城の下物産館合同会社の社員の年齢の関係でございます。私、50代というふうに申し上げたんですが、37歳の方がいらっしゃいますので、答弁を修正させていただきたいと思います。申し訳ありません。

△日程第16 議案第77号令和3年度
日置市一般会計補正予算
(第10号)

- △日程第17 議案第78号令和3年度
日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- △日程第18 議案第79号令和3年度
日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第19 議案第80号令和3年度
日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)
- △日程第20 議案第81号令和3年度
日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- △日程第21 議案第82号令和3年度
日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- △日程第22 議案第83号令和3年度
日置市水道事業会計補正予算(第4号)
- △日程第23 議案第84号令和3年度
日置市下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長（池満 渉君）

日程第16、議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算(第10号)から日程第23、議案第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)までの8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第77号は、令和3年度日置市一般会計補正予算(第10号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,415万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億5,970万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費の扶助費の増額、

ふるさと納税の寄附金の増額に伴う、まちづくり応援基金積立金の増額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて、繰越明許費の設定や来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額により4,674万3,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金、国庫補助金の衛生費国庫補助金で、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費国庫補助金の増額などにより4,096万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の民生費県負担金で、障害者自立支援給付費県負担金、県補助金の農林水産業費県補助金で、環境保全型農業直接支払交付金事業費県補助金の増額などにより2,268万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、企業版ふるさと納税並びに一般寄附金及び指定寄附金合わせて2億5,654万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金及びまちづくり応援基金繰入金の増額により1億8,553万9,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、土木雑入で、公営住宅施設管理者負担金の増額などにより74万3,000円を増額計上いたしました。

市債では、広域漁港整備事業債及び農村災害対策整備事業債の増額により1,090万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、手当異動等に伴う人件費の増額により6万

9,000円を増額計上いたしました。

総務費で、移住定住促進対策事業費の増額などにより1,605万6,000円を増額計上いたしました。

民生費で、生活保護総務管理費や放課後児童健全育成事業費の増額などにより1億5,870万円を増額計上いたしました。

衛生費で、クリーン・リサイクルセンター運営費やがん検診等事業費の増額などにより1,408万2,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、焼酎用麹米に対する補助金や広域漁港整備事業費の増額などにより3,453万1,000円を増額計上いたしました。

商工費で、飲食店等時短協力金負担金の増額による中小企業者等支援事業費や寄附金の増額によるふるさと納税推進事業費の増額、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う、繰出金の増額などにより3億4,049万7,000円を増額計上いたしました。

土木費で、公営住宅管理費の増額などにより358万円を増額計上いたしました。

消防費で、災害対策費の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う備品購入費の執行額確定に伴う減額などにより121万5,000円を減額計上いたしました。

教育費で、旧日吉小学校の財産処分に伴う学校教育施設整備基金への積立金や複式学級化に伴う小学校維持補修費の増額などにより721万6,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、現年単独農地農業用施設災害復旧費などの増額により137万5,000円を増額計上いたしました。

公債費で、低利率で借り入れできたこと等により1,074万円を減額計上いたしました。

次に、議案第78号は、令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,947万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、システム改修に伴う委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第79号は、令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,609万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,880万円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、管理費で、賄い材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第80号は、令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,310万2,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、管理費で、賄い材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第81号は、令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,645万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,929万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金で、地域支援事業交付金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、通所型サービス委託料や総合サービス負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第82号は、令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,096万9,000円とするものであります。

歳入の主のものは、繰入金で、一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出の主のものは、健康診査費で個別健診受診者の増に伴う委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第83号は、令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入では、総額に60万5,000円を追加し、総額を9億1,765万7,000円に、収益的支出は、総額に41万8,000円を追加し、総額を8億6,891万6,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業外費用で、企業債利息簡易水道分の増額を計上い

たしました。

資本的収入及び支出については、土地売却代金の増額により総額に5万6,000円を追加し、資本的収入は、総額を2億1,032万円に、資本的支出の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を6億8,895万3,000円とするものであります。

次に、議案第84号は、令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入では、総額に349万1,000円を追加し、総額を7億5,593万4,000円に、収益的支出では、下水道事業費用の総額に706万7,000円を追加し、総額を5億3,850万9,000円とするものであります。

収益的収入では、下水道事業収益の営業外収益で、長期前受金戻入の増額を計上しました。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で、減価償却費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を1億6,470万1,000円に、資本的支出では、総額に19万2,000円を追加し、総額を3億5,408万4,000円とするものであります。

資本的支出では、企業債償還金の増額を計上いたしました。

以上8件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満　渉君）

これから、議案第77号から議案第84号までの8件について一括して質疑を行います。

議案第77号について発言通告がありますので、漆島政人君の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

令和3年度日置市一般会計補正予算（第

10号）の第3条の債務負担行為の補正について、今回、第3表の債務負担行為補正に追加で事業名がお試し住宅運営事業、設定期間が令和4年度から令和8年度までの5年間、限度額が760万円が提案されています。そこでお尋ねしますけど、事業の性質からして支出経費は原則として、歳出予算に計上して支出することだとそういうふうに認識しますが、どういった理由でこの予算は債務負担行為で提案されたのかお尋ねいたします。

2つ目は、支出経費の内訳についてお尋ねいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

ただいま質問にありました、お試し住宅運営事業についての債務負担行為についてでございますが、このお試し住宅なんですが、今年度10月に開始した、ひおきとプロジェクトにおける関係人口の滞在場所として、現在市内4か所にお試し住宅の整備を進めており、お試し住宅の運営につきましては、該当住宅のある地区自治公民館及び運営団体、市の3者により協働、協定に締結し、これに基づき運営団体に業務委託を行うものであります。

そのお試し住宅の借用している物件については、5年間の定期住宅賃貸借契約を締結した上で事業を開始し、また、そのお試し住宅の運営につきましては、異動時期などを考慮し、令和4年4月1日から本格的に稼働する予定でしております。そのため、令和3年度中に契約を締結させていただきたいと考えており、今回、債務負担行為として予算計上させていただいたところです。5年間で760万円を限度として定めて、各年度ごとに予算措置するものです。

2つ目にありました、支出経費の内訳でございますが、支出経費の内訳は、お試し住宅の運営に係る光熱水費、通信費、維持管理費などを積み上げて1か所当たりの運営費を年間45万円、4か所で180万円として計上

をしております。

その中で、令和4年度から令和7年度の4年間は、各年の年額を合計した720万円と、令和8年度につきましては、8月末までが定期住宅賃貸借契約の残期間となっておりますので、1か所当たり10万円、4か所で40万円と算定し、合計で760万円を限度として今回予算計上したところでございます。

○19番（漆島政人君）

今、課長の答弁で委託は運営団体にされるということですけれど、1施設で年間が45万円の経費設定のようです。そこで、申込みから受付、また、来られた方の対応、また、施設の管理維持かれこれ等もあると思います。当然、業者からの利用料も頂く形にはなると思いますけど、これは全て一切、ソフトからハードから全て、この運営団体の方が年間45万円で運営されると理解していいのか。

それと2つ目が、移住体験のためにお試し住宅事業は全国あちこちでなされています。九州管内においては全県で実施されているようです。自治体によっては、これによってかなり実績を上げておられるところもあるようです。そこで、本市の場合、移住を受け入れるための受け皿整備が十分整っていると、そういう状況にはないと思いますけど、地域ごとに年間で何世帯ぐらい移住につなげたいと考えておられるのか、その成果目標についてお尋ねいたします。

それと3つ目が、毎年実績を評価して見直しをしながら進めていく、このことがやはり基本的なやり方ではないかと認識するわけですけど、このことについてはどういうお考えなのか、また、事業の性質からして、予算の提案権を持つ市長の任期期間を超えての債務負担行為設定というのについてはちょっと疑問を感じるんですけど、このことについてはどうお考えか、この4つのことについてちょっとお尋ねいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

まず、質問1つ目にありました運営委託費についてですが、45万円全てが委託費となっております。

○議長（池満 渉君）

しばらく休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時37分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域づくり課長（有島春己君）

目標設定のところでございますが、総合戦略にあります関係人口での登録を年間100と考えております。利用者数も100人、5年間のうちに500人程度の利用登録を考えているところでございます。

市長の任期を超えた5年間の設定ということでございますが、こちら総合戦略での事業期間というのが5年となって、5年での計画を立てているところでございます。

また、単年度の今回これが区切る事業の性質ではないというところもありまして、5年間の事業期間と設定したところでございます。

評価につきましては、またこの事業内容等を見ながら、利用者の声をまた聞いていきながらというところで評価をしていきたいと考えているところでございます。

○19番（漆島政人君）

何かこう、申し訳ない質問になったようですが、どうしても、やっぱり債務負担行為をどういった理由で設定したのか、またその予算の内訳がどうであるのか、そこが分からないと2回目の質問ができなかつたものですから、そこはご理解いただきたいと思います。

そこで今、成果目標については、一応、利用者登録、関係人口を含めた、そういった登録者数をお話されたわけですが、このことについては、ほかの自治体は完全に移住を目

的として、かなり強い意志を持って申込みされる、そういう形の要綱になっているわけですよ。

うちの場合は、今、お話を聞くと、施設の中身からして、何かどうしても移住に向けた裏づけがきちんとなされているのかなど。見た感じでは交流施設としての色合いを強く感じるもんですから、そこで申し上げたところです。

それと、やはり毎年、実績評価をして見直しを図っていく、そういう趣旨の答弁もあつたわけですけど、そうであるのであれば、5年間、なぜその債務負担で設定されるのか。それが1つの既成事実になって事業の見直しもなされないまま、ばんばんいってしまうと。したがって、やはりここは2年スパンぐらいでもう切って、見直しをしながら債務負担をまた新たに起こしていく、その流れが基本じゃないのかなと思うわけです。

それと、市長の任期期間中を超えての設定については、総合計画でということでしたけど、やはり、政策提案権、また予算提案権というのを就任された市長が大体、市政運営の責任者ですから、やはり、その総合計画の期間より市長の任期期間で、やはりこういう、その実績がどうなるかというのは、そういうふうな設定の仕方が本来あるべきだと思います。したがって、5年間設定というのは、やはり、どうもこう、何か問題を先送りするような場面が出てきそうですので、やはり短く設定していくのがあるべき、いい効率的なお金の使い方かなと思うわけです。その設定期間についてもう1回お尋ねいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

設定期間につきましては、先ほども答弁いたしましたように、地区自治公民館、関係団体等の関係もありますので、また見直しを含めるんであれば、含めた中での検討もしないといけないのかなというのは分かったんです

が、先ほど申しましたように単年度での契約っていう性質に少しそぐわないものですから、また、できましたらこの5年で契約をしていきたいと、委託契約していきたいと考えているところでございます。

○市長（永山由高君）

本件、私の政策的な思いもかなり入っている事業につきまして、私からもご説明申し上げたいなと思います。

まず、この事業は私が就任する前の段階から検討が走っていた事業でございまして、併せて、総合戦略の柱の一つとしての移住定住対策の一環でもあるというところから、どちらかというと、市長が替わることによって大きく方向性が変わるような性質の事業ではないというふうに、総合計画及び総合戦略上、整理できるのではないかというふうに考えている点がまず1点ございます。

さらに、今回この45万円の年額というのが、果たしてどれほどの支援になろうかという部分も実はございまして、この事業、かなり地域の、民間の団体の皆様に頑張っていただく事業になっております。

といった事業であることを考えますと、できるだけしっかりと、落ち着いて、毎年毎年、PDCAサイクルを回しながら、挑戦していくだくという趣旨に考えると5か年という設定も長過ぎるのではないではないかなというふうに私としては考えている次第でございます。

あわせて、先ほど、移住定住を強く志向した施設が県内では多いが、日置市の場合いかがとかいうご質問もございました。

今回、これは関係人口施策の1つの柱であるというふうに再定義して発信をしたものでございます。逆に、これが日置市の移住定住関係人口施策上のほかの市にない強みになるのではないかなというふうに考えております。

私は前職から移住ドラフト会議という、全

国から移住者の方に集まつていただく企画をやつておりますけれども、あらゆる取組に移住してくださいね、移住してくださいという移住へのプレッシャーがあると。これは逆に、移住検討される方にとっての負担にもなるというふうな問題意識も持つてゐるものですから、まずは交流、その先の関係人口、そこをしっかりと押さえることが移住定住にもつながるであろうという考え方から目標設定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号から議案第84号までの8件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがつて、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時46分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会は、委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

11月30日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時47分散会

第 2 号 (11 月 30 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件	名
日程第 1	一般質問（17番、5番、19番、4番）	
日程第 2	議案第85号	日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第 3	議案第86号	日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

本会議（11月30日）（火曜）

出席議員 20名

1番	中 村 清 栄 君	2番	元 山 寿 哉 君
3番	福 田 晋 拓 君	4番	長 倉 浩 二 君
5番	下 園 和 己 君	6番	佐 多 申 至 君
7番	是 枝 みゆきさん	8番	富 迫 克 彦 君
9番	重 留 健 朗 君	10番	福 元 悟 君
11番	山 口 政 夫 君	12番	中 村 尉 司 君
13番	留 盛 浩一郎 君	14番	黒 田 澄 子さん
15番	下御領 昭 博 君	16番	山 口 初 美さん
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	漆 島 政 人 君	20番	池 満 渉 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 内 山 良 弘 君 次長兼議事調査係長 神 余 徹 君
議事調査係 松 永 真 君

地方自治法第121条による出席者

市 長	永 山 由 高 君	副 市 長	井 多 原 章 一 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	有 村 弘 貴 君	産業建設部長兼農林水産課長	城 ケ 崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	福 山 昌 己 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日 吉 支 所 長	丸 田 明 浩 君
吹 上 支 所 長	江 田 光 和 君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬 戸 口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	上 村 裕 文 君
地域づくり課長	有 島 春 己 君	税 务 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	濱 崎 慎 一 郎 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介護保険課長	東 浩 文 君
建設課長	田 口 悅 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学校教育課長	渦 尾 文 輝 君

社会教育課長 横枕広幸君 会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
監査委員事務局長 内山良弘君 農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。

12月議会一般質問初日1番目となりました。市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、社民党の自治体議員として、67回目の質問をいたします。

初めに、本市のひきこもり若者等の支援策の相談支援策の充実について伺います。

1つ目です。本市の現在のひきこもり支援策の取組状況と自立支援に向けての課題は何か、伺います。

2つ目です。相談事業をNPO法人ルネスかごしまに委託されておりますが、今後の支援策にどう生かされているのか伺います。

3つ目です。日置市女性センターに、ボランティアを中心とした運営の様々な市民の悩みを聞く寄り添いカフェ等を、月2回程度、設置できないか伺います。

4つ目です。人間関係が苦手で、就労がうまくいかない若者、中年のケースも見られます。市、社協、ハローワークとの連携の状況はどうか伺います。

5つ目です。成年の方で、生活する上で発達障がいの可能性があるのではないかと思われる相談事例は本市にないのか、伺います。

2つ目です。

小中学校の学校教職員のメンタルヘルスと、

その支援策について伺います。

1つ目です。令和元年から令和3年度までの学校教職員の鹿児島県、日置市のメンタルヘルスが要因の休職者の状況と、その主な理由は何か、伺います。

2つ目です。学校職場の人間関係、保護者、学級・部活動運営に悩む教職員は、近年、多いと考えております。現状についての認識を教育長に伺います。

3つ目です。学級・部活動運営における保護者、児童生徒のトラブル等があった場合の対処方法についての本市の考え方を伺います。

3つ目です。

本市の社会教育体育施設、体育館・運動公園・野球場・サッカー等の利用の在り方について伺います。

1つ目です。日置市内に、現在3つ、伊集院・日吉・吹上の総合体育館がございます。特に土日祝日、夏休み等の長期休暇の時期に、市民の方の利用の予約が取りにくいという市民の声が寄せられております。団体・個人からの予約について、ご意見等はないか伺います。

2つ目です。日置市民の利用、市外の方の利用状況はどうか、また利用料の減免申請の状況はどうか伺います。

3つ目です。社会教育施設の維持管理コストと老朽化、受益者負担の在り方について、将来的な運営についてどのように考えているのか、市長、教育長にお伺いしまして、以上、3点質問し、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1つ目、ひきこもり支援についてのその1、ひきこもり支援策の取組状況そして課題について回答いたします。

ひきこもり支援策として、10月から福祉課に相談窓口を開設し、相談事業をNPO法

人に委託しております。

取組の内容としては、対面相談を4地域で行っており、併せて電話やSNS、メールによる相談も受け付けております。

また、普段から地域における見守り等の訪問活動を行っている民生委員に依頼し、ひきこもり状態にある方の実態について把握を行っているところです。

なお、自立支援に向けての課題としては、対象となる方やそのご家族へのアプローチと、対象者自身の困り事をどのように酌み取り、支援につなげるかが課題と考えております。

その2、今後の支援策について回答します。

NPO法人ルネスかごしまは、本市以外においても、様々な理由で悩んだり苦しんだりされ、生きづらさを抱える方に対して、相談者に寄り添う伴走型支援での相談に当たっております。

本市においても、ひきこもり問題が短期間で解決できるものではないことから、今後の支援策として、相談を受けた後、定期的に関係部署で情報共有を行い、市として対応できることはないか協議してまいります。

また、アウトリーチ支援として継続的な自宅等への訪問を行うなど、長期的な視点での支援につなげていきたいと考えています。

続いて、その3、寄り添いカフェについて回答します。

日置市には現在、市民の様々な悩みに対して、相談を受け、支援を行う各種相談機関があります。

寄り添いカフェとは、日常の何げない話や悩み事、世間話など、誰でも自由に話ができる場所として、その趣旨に賛同する有志等での自由な運営が求められ、より自発的な取組が望ましいと考えており、市による設置は予定していないところです。

なお、民間事業者等から設置の申出等があった際には、広報等での支援を行ってまいり

たいと考えます。

その4、連携の状況について回答します。

人間関係が苦手で、就労がうまくいかない方については、その性格等から、なかなか相談にも訪れていただけていないのが現状ではないかと考えています。

このような中で、様々な理由で生活資金の工面で困られ、社会福祉協議会の福祉貸付資金の申込みに来られた方に対して、本市においては、生活再建支援員による自立支援や家計改善相談を行っています。

また、障がいがある方には、市の障がい者等基幹相談支援センター相談員を中心にハローワークの雇用トータルサポートとも連携しながら、就労につながっていくケースもあります。

なお、日置市自立支援協議会では、相談支援部会を定期的に開催し、ハローワーク、社会福祉協議会、障がい者支援施設等との情報交換や共有を図っているところでございます。

その5、発達障がいの可能性がある相談事例について回答します。

福祉課窓口や障がい者等基幹相談支援センターへの相談事例は現在のところございませんが、生活をする上での困り事など、福祉課相談窓口等を通して、関係機関と連携した対応は可能と考えています。

質問事項の2及び3については、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2から回答をいたします。

小中学校の学校教職員のメンタルヘルスと、その支援策についてでございます。

その1です。

文部科学省の調査によると、令和元年度の鹿児島県公立学校教職員の精神疾患による病

気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者は、169人です。令和2年度から3年度までの状況は、公表をされておりません。

日置市では、令和元年度と令和2年度において精神疾患による休職者はいませんでしたが、令和3年度は、3人の休職者がいます。その理由については、生活等への適応障がいであることが医師の診断書に示されています。

その2でございます。

学級経営や教科指導等において、保護者からご意見や要望があり、なかなか解決に至らず、その対応に学校や教職員が苦慮しているという報告はあります。

今後も、ストレスチェックの活用や、相談しやすい職場づくりなど、学校職員の心身の健康の保持増進に努めてまいりたいと考えています。

その3でございます。

教職員が独りで、問題を独りで抱え込まないよう、できるだけ早い段階で管理職等に報告、相談をするように指導しています。

解決が困難な事案は、報告を基にしながら、学校と一緒にになって、事実の確認など、迅速かつ丁寧に、誠意をもって対応していきたいと考えます。

続きまして、3番目の、本市の社会教育体育施設、社会体育施設の利用の在り方についてでございます。

その1です。

市内の体育施設については、各種大会及び宿泊を伴う利用団体が年間を通して計画的に利用できるように、年末に希望調査を行い、優先的に受け付けております。

それ以外の、市内の方々は利用月の2か月前から、市外の方々は1か月前から、予約できるものとしています。

市内の方々から予約方法についてのご意見は寄せられておりませんが、週末等、既に大会等が予定されていることから、使用できる

日が限定されるとの意見をお聞きしております。

その2でございます。

市内の体育施設の利用者数は年間約65万人で、そのうち市民の利用は約7割、市外の方々の利用は約3割となっています。

また、体育施設等の使用料減免の取扱いについては、事務取扱規程に定めており、市、教育委員会のほか、自治会、地域体育協会が主催・共催する大会や市内学校等が利用する場合を減免対象としています。

なお、減免対象者は、利用者数の約2割となっております。

その3でございます。

今後、社会体育施設の老朽化に伴い、多額の維持管理コストが必要となることから、令和3年3月に策定された公共施設等個別計画に基づき、施設ごとに利用者数や利用頻度に応じて、施設の更新を含めた在り方や用途廃止等の検討が必要になると考えられます。

また、受益者負担の在り方についても、検討する必要があると思われます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に、1回目のご答弁を頂きました。

執行部の方、また議員の方には、3点目で質問いたします社会教育施設の利用について関連する資料を配付しておりますので、お目通しいただければと思っております。

まず最初の、ひきこもりのことについて再度質問をいたします。

本市のひきこもり若者への支援策については、私はこれまで、4回にわたり、継続的に質問をしてまいりました。

ひきこもりについては、8050問題が指摘され、親の高齢化、ひきこもり対象者が50代、中には60代に達して、支える親が亡くなったり介護が必要となった場合に、ひ

きこもりの方の支援が大きな課題となっております。

今年も鹿児島市で関連するひきこもりの事件が発生し、本市においては、2018年4月に、社会的にも大きな事件となった日置市5人殺害事件が発生しました。日置市においても、ひきこもりの支援が必要ではないか、そんな機運があります。

実は、私の親族も、40代のひきこもりの親族がいます。これまで何度も何度か、支援が必要ではないかと家族に投げかけましたが、なかなか、相談に結びつけていない現状もあります。ひきこもりの問題は、相談に導くことも、自立させることも、そう簡単ではありません。粘り強い取組が必要であると、私も感じております。

今回初めて、ひきこもりにつきましては永山市長に質問いたします。まず、市長自身について、ひきこもりについてのお考えを伺いたいと思います。

市長の身近な方で、ひきこもり状態、または長期の未就労状態の方がいらっしゃいますか。差し支えがなければ、お答え願いたいと思います。

○市長（永山由高君）

お答えします。

関係性について等々は伏せさせていただきますが、はい、身近に、近い状態の方はいらっしゃいます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりの、この定義というの非常に難しい面もありますし、また私の親族もいらっしゃいますし、また執行部や議員の方もですね、身近なところに、ひきこもり状態の方もいらっしゃるかもしれません。

そういう中で、先ほどの答弁の中で、現時点では、ひきこもりの相談につきましては4件という数字が示されましたけれども、具

体的に、相談された4件の方は当事者なのか家族なのか、また相談については電話なのかメールなのか相談会の来場なのか、相談者の傾向を伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

相談の状況といたしましては、10月の12日に伊集院、それから26日に東市来、11月の9日に日吉、24日に吹上ということですね、4地域において、ひきこもり相談会として、各地域の中央公民館を会場に実施しております。

相談をされたのは、10月が4件、それから直近の11月、これは6件ということで、10件のご相談がありました。実人員は5名ということでございまして、その相談については、ほとんどが家族の方からのご相談ということですね、1人は本人が来られたということで聞いております。

そのほか、対面での相談のほか、電話での相談が5件、それからSNSでの相談が18件ということで、今始まって2か月ですけれども、一定のご相談は受けている状態ということで考えているところでございます。

相談者については、委託法人のルネスかごしまがこれまで継続してきたケースもございます。それについては、市の関係課においても把握をしている部分もありまして、支援をこれまで行ったことのある世帯も含まれている状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

まず、ひきこもりに特化した相談というのは、鹿児島県でも、自治体レベルではほとんどありません。まず、この取組について、高く評価したいと思います。先ほどご答弁があったとおりに、10月が4件、11月が6件、実質5人の方から相談があったということで、まあ、10月から始まりましたので、相談については、これからではないかなと思ってお

ります。

ひきこもりの相談については、まずは、地道な取組と継続性が重要です。相談があっても、半分以上が、その後の相談が続かないという事例も多いです。とにかく、支援は、相談員の寄り添う姿勢と粘り強さが求められます。

まず、相談が少ない背景には、当事者の相談、自立の意識が高まらない、行政への相談、自立支援につきましては、当事者から見るとですね、まだまだ敷居が高く感じます。相談員に命令されるのではないか。今の生活に満足し、生活リズムが変わることへの不安。

親も、若いときはですね、ひきこもり支援に熱心になるんですけれども、親が高齢化すると同時に、日常生活が当たり前になります、なかなか、この相談に行き着かないという、そういう状況がございます。

そういった中で、市長自身について再度質問いたします。

日置市が今取り組む相談、自立支援に向けて、市長自身、今どんな支援が必要と感じているのか。また市長自身、今後どういった形で、市長自身、進めていきたいと思われるのか伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

お答えします。

ひきこもりに関する問題について、先ほど議員おっしゃったように、命令されるのではないかであったり、「相談される側」そして「相談する側」という関係性もまた難しさを持っているというふうに感じております。相談する、される、支援する、されるという関係を超えた信頼関係をつくることが可能になるような場をつくりたいという思いは、ございます。

しかし、一方で、これは答弁の中でも申し上げましたが、それを行政がリードをしてしまうことによって自主的な取組につながらな

いというリスクもまた感じるところですから、市民の皆さんのがいといった取組を後押しさせていただくというような基本姿勢で臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど言ったとおり、当事者から見ると、強制されるのではないかという、そういった不安の声があります。

私も、身内が実際、40代後半でひきこもりなんですかけれども、実は、高校を中退しまして、一度も働いたことありません。ただ、人間関係が極めて、つくるのが難しいのかなというのをつくづく私自身も感じております。

そういった中で、今、全国的に、このひきこもり支援については、各自治体、取り組んでおります。これまでも、日置市議会の中でもですね、各議員から、ひきこもり支援については数多くの質問ができたところでございます。

そういった中で、日置市が取り組む今後のひきこもりの相談支援センターについて再度伺いたいと思います。

そういった中で、岡山県総社市の取組をこれまで私は議会の中で質問しました。総社市は、地域を挙げて、民生委員、地域住民を含めて、相当な力ですね、ひきこもり支援に取り組んでおります。

また、日置市におきましては、所管課の福祉課が福岡県うきは市に視察に行っておりまし、また文教厚生委員会も福岡県うきは市に行政視察に行っております。また、前の担当課長も、水俣市のひきこもり支援につきまして勉強に行ったと思思いますけれども。

日置市は、現在今、相談事業を中心にしておりますけれども、今後、総合的に、総社市のように、ひきこもり支援を総合的に取り組むのか。また、うきは市や水俣市は社協を中心とした形で、相談、居場所づくり、自立支

援、3つの形で進めていきますけれども、日置市が今後目指すひきこもり支援の方向性について、再度伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

市長答弁にもございましたように、基本的には、地域の資源を生かしながら、日置市としては包括的な支援ができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど担当課長は「包括的な支援」というのをちょっと述べられたと思いますけれども、じゃあ具体的にどういった包括的支援なのか、ちょっと分かりづらいでするので再度伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今現在、相談を受け付けている状況でございます。まずは、そういった相談に対して、関係機関、関係課がどういったことで、その相談を受けてですね、つないでいける、支援ができるのかというところが、まず一点。

それから、今度は外部機関でございますが、社協とかそういったところとお話をしながら、例えば、ひきこもりに対する支援ができる方をどれだけ集められるか。それから、今度はどういった方々の相談を受けるかといった仕組みづくり。そういうものを、今後、いろんな関係部署も含めて検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど課長が述べられました方向性については理解したと思いますけれども、ひきこもりの方は、障がい者認定は受けおりませんけれども、心療内科等の医療機関に通っている方もいらっしゃいます。また、親が高齢で、介護保険サービスを受けられる方もおられます。

これまでも連携されて取り組んでおられる

と思いますけれども、具体的に、県、医療機関、介護保険課との連携の状況と、該当されるような方々への個人情報、人権を配慮したアプローチの状況はどうなのが伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

まず、引き籠もっていらっしゃる方の、ご本人様の意欲とか思いとか、そういったものが主役というふうに考えているところでございます。

訪問などのアプローチについては、慎重にやっていかなければいけないというふうに考えております。

これまでも、そういった方々への対応としたしまして、鹿児島県、それから医療機関といった外部機関や、関係課との連携をしております。

また、対象者の個人情報とか人権に配慮した対応も同時に必要かというふうに考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援につきまして、なかなか私たちもですね、把握しづらい、実態が見えづらいという、そういう実情がございます。

そういう中で、日置市におきましては、まあ県が主催するんですけども、いちき串木野市の方と、いちき串木野市の市民の方と一緒に、県の振興局で、ひきこもりの家族の集いというのをされてきていると思います。市が直接関わっていませんので細かくは分かりづらい点もありますけれども、そういった家族の集いで、家族の方々からどういった支援を求められているのか、そういった状況がもし分かれば、お伺いしたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今議員のおっしゃった、ひきこもり家族の集いというのがございますけれども、これにつきましては、県と市の共催という形で開催をされておりますが、伊集院保健所が主体と

なって進めている事業でございます。

今年度、8月と2月の2回計画をされておりましたけれども、コロナの関係で、8月の開催は中止されているところでございます。

本市としても、ひきこもりの家族に対し、当事者間の交流の場として貴重な機会と捉えておりまして、集いには、福祉課それから健康保険課の担当者も参加いたしまして、その関係機関による、当事者との家族の悩みや声を聞くことができないか、支援者の取組につなげていければというふうに考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりにつきましては、当事者の悩みはもちろん、家族の方も、悩みを持たれて来ていると思います。県と連携しながら、そういった声をお聞きしながらですね、まずは居場所づくり、そして自立支援に向けて取り組んでいただければと思います。

そういった中で、2022年から、国は、ひきこもり相談窓口設置自治体について、国が予算要求額で現在31億7,000万円で、設置自治体での支援を検討されています。

本市のひきこもり支援につきましては、今年6月議会で相談事業につきまして約60万円の予算を計上されておりますけれども、来年度の予算の見通しと、また新たな事業取り組むような内容はないのか、市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

来年度の当初予算に関連してくることということになりますので、詳しくはまだ述べられませんけれども、本課、担当課といたしましては、この相談事業というのは継続して行うべきというふうに考えているところでございます。また、国の補助事業等も活用しまして、継続したいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

今後とも、国も来年度に向けて、今、概算

額なんですかとも31億7,000万円という予算で予算計上をしまして、各自治体の相談窓口の設置について財政的な支援をしております。

そういった中で日置市は、ひきこもり支援、まず相談事業につきましては、県内でも先進的に取り組む自治体だということを、私は高く評価しております。そういった中で、やはり日置市として、ひきこもりの自立支援に向けて何としても取り組みたいという、そういった熱意が求められます。

そういった中で私一つ提案したいんですけど、今後の人事も含めて、明確にですね、日置市におきまして、ひきこもり・若者支援係という係を設置できないのか、市長に考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

担当課といたしましては、現在のところ、ひきこもり・若者支援係の設置については考えていないところでございました。

相談から居場所づくり、自立に向けた支援の取組を市で全て担うことについて、役割が強化され、支援の充実も図られることは望ましいというふうには考えておりますけれども、それと同時に、限られた財源、人材でよりよい支援につなげていくためには、様々な機関や関係者による役割分担が必要かというふうに考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

次に、2つ目の、NPO法人かごしまに委託されている、ルネスかごしまの連携について伺います。

私も、このルネスかごしまが実施しております寄り添いカフェというのに実は何回か行かせていただきました。いろんな悩みを抱えている方が、特に何かをするわけではなく、集まりまして、お茶を飲みながらいろんな話をすると。来ている方も、基本的には自分の意見はそう言わずに、どっちかというと寄り

添いで、話を聞くというのがメインでございます。

市長も、この寄り添いカフェについて認識があられると思いますけれども、この取組について、市長自身、どう思われているのか伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

ルネスかごしまさんが取り組んでおられます「ひだまりカフェ」という取組については、かつてから取組は注目をいたしておった次第でございます。

これはひきこもり支援に限った話ではございませんで、それぞれが自分らしく生きていくために、しっかりととした居場所、守られた居場所を地域の中につくっていくという取組は高く評価できるものであるし、大いに参考になる部分があろうかというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの質問の項目の、女性センターにカフェを設置することも質問しておりますけれども、それと関連しております。市がこういった寄り添いカフェをすることについてはどうなのかなと思いますけれども、今後、日置市も社協とですね、傾聴講座などもされておりますので、こういった寄り添いカフェみたいなものを各地域につくりまして、まあ、少しでも、いろんな悩みをまず聞くという、そういった取組ができるのか。そういうことを民間団体がもしした場合は、行政も何とか、何らか支援ができないのか、そういうことができないのか市長に考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

参加される方々がそれぞれの居場所として集える場所を持つという観点においては、今、日置市内で各種行われている既存のコミュニティの中でも、ひだまりカフェ、寄り添いカ

フェに近い役割や機能を発揮されているものは多いというふうに認識をしております。

ですから、私としては、この寄り添いカフェ、ひだまりカフェを新たに始めますという方だけではなくて、既に地域の中である種のインフラとなっているような、そういったコミュニティについても、広報など、情報発信を含めて、しっかりと協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いろんな形で、高齢者のいろんな集まりとかありますし、全くこういったことが日置市にないわけではありませんけれども、この寄り添いカフェにつきましては、全く、皆さん、知らない方が集まってですね、知らない方が集まつたからこそ、気軽にいろんなものも言えます。逆に、あまり、知っている方がたくさんいらっしゃると、言いづらいという点もありますので。

すぐに実施というよりも、いろんな形でやっぱり、幅広く、調べていただければと思います。

次に、大人の発達障がいについて再度伺いたいと思います。

私も、これに似た事例の相談がございました。子どもの発達障がいにつきましては近年、小中学校、就学前にですね、いろんな形で健診をしたりとか療育活動をしておりますけれども、大人になって、それに近い方もいらっしゃるかもしれません。

そういう中で、日置市には、相談が現時点ではないということです。

そういうひとつ提案したいんですけども、やっぱり、なかなかこの発達障がいを、言い出しづらいし、認めにくいという社会の風習がございます。一方で、そういうことで悩んでいる方もいらっしゃいます。そういう意味でも、大人の発達障がいの理解啓発

をするような取組を一つ提案したいと思います。

4月2日から8日まで、発達障がいの啓発週間でございます。日置市も、この発達障がいにつきましては、この4月2日から4月8日までの啓発活動が何とかできないだろうか、その点をちょっと提案したいと思いますけれど、そのことについて伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

国連の会議で、毎年4月2日を世界自閉症啓発デーとして、日本では4月2日から8日までの1週間を発達障害啓発週間というふうに、議員がおっしゃったように、なっております。

現状といたしましては、県から送付されるポスター等の掲示を行う形で啓発活動を行っておりますけれども、今後においては、それに加えまして、広報紙等も活用して広く周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次の、教職員のメンタルヘルス対策について、再度伺いたいと思います。

学校の多忙化、複雑化する子どもたち、保護者への対応、学校教職員の業務の広がり、また社会的な背景が要因と言われております。

2021年4月現在、小中学校及び支援学校の教職員の休職者数が、全国で5,471人。また、心身等の不調で休みになる最大90日間の病気休暇の申請を含めると、かなりの数があるんじゃないかなと思います。

日置市内の学校においても、いじめや不登校の中で、保護者と教職員の対応の中で、教職員と保護者のトラブル。また、いじめの保護者同士のトラブル。部活動の中で、教職員・保護者、また保護者同士のトラブル。私たち議員の中もですね、いろんな、そういうトラブルの声をお聞きしております。

そういう中で、教育長自身に、この問題について基本的な考えを伺いたいと思います。

休職者もおられ、心療内科に行かれている教職員もいるとお聞きしております。また、学校運営がうまくいかず、保護者との対応に悩む方もいらっしゃいます。

しかし、悩みを抱えながらも、声を上げにくい現状があるのではないかと私は推測しております。教育長自身、どのような認識を持たれているのか、まず伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員からご指摘がありましたように、今、学校において、学校の教育活動が順調に進まない、あるいは保護者をはじめ周りの方々との人間関係がうまくいかないということで、悩んでいる教職員というのが実際にいらっしゃいます。

基本的に、学校教育というのは子どもたちを相手にいたしますけれども、やはり、教師と、教職員と、それから子どもたちはもちろんですけれども、保護者の方との信頼関係の中で、その成果は上げていかれるものでありますから、そのような状況は、解決に向けてですね、取り組んでいくことがとても大事だと思います。

今おっしゃるように、なかなか、独りで悩んでしまったりするケースもあるわけでですので、まず学校組織の中で、相談体制を構築をしていく。あるいは、学校以外でも、相談できる窓口等を紹介をする。そういう中で、一人一人が相談しやすい体制というのをつくっていくことが大事だというふうに思います。

これは教育の成果が上がるかどうかの非常に大事な問題だというふうに思っておりますので、この解決に向けては取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

現在、日置市におきましては、メンタル面

での休職者数が3名いらっしゃるということを、先ほどご答弁で頂いたところでございます。

そういう中で、休職に至らず、病気休暇で休まれ、そのまま退職されるようなケースも本市にも見られます。なかなか個人情報もあり、理由を把握しにくい状況もあります。

令和元年度から3年度まで、1年間の学級担任等で任期を経ずに年度途中で交代したケースは、育休を除いて何事例ぐらいあったのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

令和元年度からこれまで、90日間の病気休暇を取得したのは8人です。そのうち、精神疾患によるというケースは4人です。

また、学級担任が年度の途中で交代したのは8件です。そのうち、精神疾患によるものが3件になります。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、90日以上の病気休暇が8人、そのうち4人が心労的な原因と。学級担任の交代が8件で、3件の方が途中で精神的な理由で担任が交代されたという、そういう事例でございます。

なかなか、この学級担任の交代というのは、なかなか把握しづらいですし、当事者から見るとなかなか大きく出てほしくないという、そういう心理も働くのかもしれません。数字以上にですね、やっぱり、人間関係で悩みながら辞めていく方も、もしかしたらいらっしゃるのではないかと私はちょっと思っているところでございます。

そういう中で、休職された方が現在3人いらっしゃるということをお聞きしますけれども、病気休暇をされた教職員への復職への対応と支援体制についての本市の考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

復職への対応としましては、まず、休職・

病休のご本人が、職場のことを心配せずに、安心して、ご自身の加療と静養に専念できるように、管理職を中心に校内での支援体制をしっかりとし、そして子どもたちへの教育活動が円滑に進んでいくようにしております。

また、市としましては、代替、後任の職員の配置について、県にお願いをしているところです。

また、休職された教職員につきましては、復職に向けた「試し出勤」というシステムがあります。ご本人やご家族と相談し、業務内容や場所等を考慮しながら、段階的に、業務に復帰できるようにしているところです。

また、復職後においては、職務の軽減等を考慮していきます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほども、メンタルヘルスにつきましては、労働安全衛生管理だと思うんですね、やっぱり充実をさせていただきたいということを弁も頂きたいと思いますけれども、やはりですね、やっぱりそういった取組が、粘り強い取組が必要かなと思います。

先ほど、数字を見ても、メンタル面で、何か理由で辞められた方ももしかしたらいらっしゃるかもいません。教職員への対策や、メンタルヘルスの体制、労働安全衛生管理の体制の取組について、教職員への対策や情報の共有化はどのようにされているのか。

また、一部の学校では、管理職のメンタルヘルス対策への意識が低いのではないかという学校教職員の声がございます。日置市の学校現場の労働安全衛生管理の現状と課題を市としてどのように考えているのか、伺います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校におきましては、管理職と教職員の代表が、職場環境の整備、また職員の健康管理対策といったことを協議する衛生推進委員会というものを実施しております。ここで協議

されたこと、また決定したことについては、その職場の全職員へ周知し、改善に向けた取組を行っていただいております。また、併せて、市教育委員会にも文書にてそのことが報告されますので、そこで情報の共有・伝達というものができていると捉えております。

市が定めます規程におきましては、校長の責務として、常に職員の健康の保持増進などに努めなければならないとしております。ですので、校長が果たすべき義務というのは、大変重要であります。校長先生自らが、意識を高く持つとともに、職場の職員と一緒にあって健全な職場環境の整備に努めていくよう今後も指導していきたいと思います。

○17番（坂口洋之君）

近年、退職者もですね、大量に退職しまして、若い教職員の方の採用も多いようでございます。特に、若い教職員と保護者との対応に関しまして、保護者の方からいろいろなご意見を私たちもお聞きをしております。

そういった中で、若い教職員は、なかなか悩みを抱えても同僚や管理職に相談をためらうという、そういった雰囲気が学校現場であるのではないかと思っております。また、民間団体が調査した結果でも、そういった傾向がございます。

特に、若い教職員の悩み、相談は教育委員会に寄せられているのか、また現状をどのように認識されているのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

現場の若い先生方から市教委へ直接という相談はありませんが、校長、管理職を通して聞いているところとしては、子どもたちへの学習指導、生活指導の在り方、また保護者対応の仕方などについて、若い先生が管理職に相談をするケースというのは多いということです。

市としましては、年間に複数回行います学校訪問、また校長との面談を通して、若い先

生のみならず、その学校の先生方がどのような状況にあるのか聞き取りながら、実態把握に努めております。

○17番（坂口洋之君）

なかなか、若い教職員の方も、悩みをどこまで大きく伝えるのかというの非常に悩ましいところでございます。

そういった中で、教育長、今なかなかコロナ禍で人が集まっているんな話をするのは非常に難しくなってきておりますけれども、例えば、日置市内の若手の教職員の方、学校が、いろんなところを抽出しながら、若い教職員と懇談するような場を設けまして、教育長自身がですね、若い教職員から、どんな悩みとかどんなことに困っているのか、そういった把握するような、そういった懇話会等は今後検討できないのか、私は提案したいと思いますけれども、このことについての教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

今おっしゃるように、なかなか学校の先生方が、先生方同士でもなかなか話合いをしにくい状況というのはあるんだと思います。

議員がご提案のように、私も、できることならば、学校に実際いらっしゃる先生方と話し合う機会というのはできるだけ持ちたいというふうに思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

○17番（坂口洋之君）

次は、学級・部活動運営ともセットになりますけれども、なかなかですね、教職員と保護者がトラブルになって、なかなか解決しないという事例もございます。

そういった中で、児童生徒保護者から様々な相談、要望、苦情が、教職員、学校に寄せられるとしております。近年、保護者の過度な要求が学校運営に支障を来すような事例もあり、「モンスターペアレント」という言葉もございます。

内容によって異なりますけれども、特に保護者が納得せず、トラブルになっているような案件は、教育委員会に対して報告するようになっているのか。また、トラブルの内容によつては、弁護士や専門家に相談を仰ぐようなケースは本市ではなかつたのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校現場で保護者とのトラブルになつてゐるケースについては、その都度、教育委員会のほうに報告があります。

また、教育委員会のほうにも保護者の方が直接、電話等でお話しにいらっしゃるケースもありまして、そちらには丁寧に対応しているところです。

また、弁護士のお話がありましたけれども、これまで、深刻な不登校の事案について、弁護士の方に、解決に向けた方策等のご意見を頂いたことがあります。

○17番（坂口洋之君）

学校と保護者のトラブルというのが、全国的に非常に多くなつてゐると思います。一つは、やっぱり、保護者の考え方がなかなか昔と違つて大きく変わつてきたのが要因かなと思つております。

そういう中で、国も実は、保護者同士のトラブルに対しまして、対策を打つております。2020年から全国で300人の弁護士、スクールロイヤーを派遣されています。保護者対応に悩む学校は多いと背景にあります。

本市は、現在、日置市いじめ防止検討委員会に弁護士の方が入られております。保護者対応への法律的なアドバイスを含めた、弁護士による、いじめ防止、深刻なトラブルがあつた場合の保護者対応への弁護士等の研修会とかできないのか、そういうのを伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

議員がおっしゃいますように、本市におき

ましても、保護者対応の仕方に困つていらっしゃる教職員は多いです。また、いじめや不登校の問題といったことも、本市の喫緊の課題であります。

ですので、そういういろいろな課題に対応するために、弁護士の方、またカウンセラーの方、いろんな専門家の方をお呼びして教職員の研修の機会を持つことは、とても重要なことだと思います。検討していきます。

○17番（坂口洋之君）

やっぱり、こういったトラブルの事例を見ますと、いじめの対応で、教職員と保護者のトラブル。また、保護者同士のですね、トラブルも、目にはあまり見えづらいんですけども、そういうトラブルもあちこちから聞こえてくるところがございます。

そういう中で、やっぱり法的なことも、やっぱり教職員といえども、しっかり、特に管理職の方はですね、学んでいただければと思っております。

じゃあ、次に、3番目の質問をいたします。

議員の皆様方には先ほど資料も配りました、伊集院体育施設の計画表6月・8月分と、最後は、鹿児島市の社会教育施設・体育施設の予約方法について、資料として添付をしております。

市民の方が、3週間ほど前でした。体育関係のスポーツを指導されている方が、特に日曜日、土日、そして夏休み、あまり利用しづらい、予約が取りづらいという、そういうご意見を頂きました。

私もこの質問を聞いたときに、予約が取りづらいとか取れない、取れるとか取れないとか、私自身把握がなかなかしづらかったんですけども、細かく調べてみたら、少しは私もちょっと分かってきたところです。

まず、先ほどの答弁にもありました、市内利用が7割、市外利用が3割というご答弁であります。特に市外の方の利用の多い社会

体育施設はどのような施設なのか、また市外利用者の利用傾向はどうなのか、伺いたいと思います。

○社会教育課長（横枕広幸君）

市外利用の割合が高い施設は、各地域の陸上競技場、総合体育館、野球場、サッカー場となっております。

なお、傾向としましては、土日の週末では大会目的に利用されており、夏休み等の長期休暇では合宿などに利用されております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私は、先ほど、伊集院の体育施設の計画表を皆さん方に見ていただければと思っております。6月と8月が特に利用が多かったものですから、掲載をさせていただきました。

土日を見ますと、県の大会がかなり利用が多くてですね。見てみると、6月・8月だけ見ますと、土曜日は利用され、まだいいんですけれども、日曜日はほとんど、日置市の利用——県の大会とか多いものですから、やっぱり利用しづらいという、そういった傾向が私は6月・8月だけ見ると見えたんすけれども、この利用状況を見て、教育長、日置市民が特に日曜日、利用できる状況であると理解されているのか伺います。

○教育長（奥 善一君）

体育施設の利用につきましては、先ほど答弁をしたような、優先順位に従ってやっているところでございまして、その大きな大会等をそこに、そこで開催をしていただくということも大変意味のあることであると思うんですけども、ただ、おっしゃるように、一般的の市民の方々がですね、なかなか利用できないというような状況も、確かにそういうお声も聞くところでございます。

いろんな声を聞きながら、改善できるところは改善をしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

時間もございません。

私も、市外から利用されることが、交流人口の増加にもなって、地域経済にはいいのかなと私もずっと思っていました。

しかし、調べてみたら、一般の市民の方もですね、日曜日にやっぱり社会体育施設を利用したいんですよ。でも、結局、借りられないんじゃないかなと私は思っております。しっかりとした形で、やっぱり関係団体も含めて、話をしていただきたいと思っております。

また、本市の体育施設は、冠大会の利用が多いんです。公的な冠大会と思われる一方、まあ冠名が曖昧ですね、数日にわたり会場を借りているような、そういうったケースもございます。

そういう中で、公的な冠大会の優先と、民間の冠大会にも優先されておりますけれども、民間の冠大会につきましては、利用申請のときに大会のために文書等の確認をされているのか、伺います。

○社会教育課長（横枕広幸君）

冠大会では、数日にわたり練習確保のため利用している団体はないと理解しております。

また、利用申請時に全ての大会要領は確認しておりますが、利用者から大会の後援申請がなされた場合については、大会要領の提出も求めております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

あと、吹上のサッカー場です。

私も調べてみました。優先予約について、私も理解しております。

特にサッカー場、吹上のサッカー場はですね、日曜日の社会体育施設の利用状況のネットで見ますと、昨年完成しました吹上のサッカー場につきましては、日曜日の予約状況

を見ますと、今年度は5月の30日、6月の27日、10月の31日、2月の6日、3月の20日以外はですね、年間優先予約で日曜日が埋まっているんですよ。ですから、吹上のサッカー場が、日曜日、一般の社会人チームとか少年サッカーチームとか果たして利用できるのかということ、ちょっと疑問に思います。

平日と土曜日、夜間は利用されておりますけれども、やはり利用したい人はですね、日曜日に利用をしたい方も多いと思うんですよ。そういった意味でも、優先予約が年間45日も埋まっているという状況は私はおかしいんじゃないのかと思っておりますけれども、その点についての教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

新しくできたサッカー場につきましては、多くの方々に利用していただいているということは大変、まあ喜ばしいことではあるんですけども、それに、逆に、そういう、いろんな、市民の方々のお声というのも伺っているところでございます。

今後においても、関係団体の意見をいろいろお聞きをしながら、よりよい施設利用を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

一番最後のページは、鹿児島市の予約状況です。

鹿児島市は、社会体育施設につきましては2週間前で予約をしまして、それでも借りられるわけじやないんですよ。1週間前に抽せんをします。ですから、鹿児島市でスポーツをしたくても、なかなか借りられないという実情がございます。そういった方々が日置市に、それなりの数で借りに来ているんじやないかと私は思っております。

そういった意味でも、市民が、平等に、借

りられるような、仕組みづくりを、しっかりとつくりていただきたいということを最後に質問いたしまして、教育長の考えを伺って、質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

この施設の利用状況については、今ご指摘頂いたような課題というのもあろうかというふうに思っております。

それから、鹿児島市の例なども参考に提出をさせていただきましたけれども、利用団体数とか、その利用人数等も、鹿児島市と日置市では事情も違う面もあるというふうに思います。日置市としての、望ましい施設利用の在り方というのに向けて、今後も検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（池満 渉君）

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

[5番下園和己君登壇]

○5番（下園和己君）

皆様、おはようございます。私は、日置市議会1期生の下園和己と申します。

日置市民の皆様。2021年は、コロナに加えて、オリンピックやパラリンピック、市長選、市議選、衆議院選挙など様々なことがありましたが、残すところあと1か月となり、一般質問も今年最後となりました。

今回の一般質問は、厳正な抽せんの結果によりまして、私の登壇は2番目となりました。

それでは、簡潔に質問いたしますので、皆様、しばらくお付き合いくださいますようお願い申し上げます。

質問したいことが幾つかある中から、今回は、急を要する「ゆーぷる吹上」諸課題解決について、1つに限りまして、市長に2項目ほど質問いたします。

1項目めです。まず、健康交流館ゆーぷる吹上は、現在、商工観光課所管となっておりますが、そもそも町民の健康増進施設として整備した経過があるので、今後は、健康づくり複合施設ゆすいんと同じく福祉課が所管すべきと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

2項目めです。次に、ゆーぷる吹上のサウナ、水風呂、かけ湯が今年の1月下旬より、既に10か月間も利用できなくなっています。吹上地域のサウナ好きの多くの市民が南さつま市等へ仕方なく出向く事態が発生しております。使用する水道水の問題もありましたが、いつまで待てば利用できるのか、お尋ねいたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1、ゆーぷる吹上のその1、所管について回答いたします。

健康交流館ゆーぷる吹上は、「市民の健康増進と福祉の向上を図り、都市との交流を推進するため」に設置されています。

ご指摘のとおり、市民の健康増進施設としての機能を持つ一方、都市との交流推進機能も持つ施設となっており、スポーツ・文化などの各種大会時の宿泊や合宿等促進にも力を入れているところです。

また、旧吹上町のときから観光部門が所管していたこともあり、現時点では、所管替えの予定はありません。

その2、サウナ、水風呂、かけ湯について回答します。

当該地域は、上水道の水量が十分でないことから、地域住民等に影響を及ぼさない範囲

で、健康交流館ゆーぷる吹上の運営を図る必要があります。

そのため、影響を及ぼさない範囲での、本施設に対しての上水道の供給量及び本施設の上水道の使用量を勘案した場合、水風呂等の再開は困難な状況となっており、現時点では、再開の見通しは立たないところです。

以上です。

○5番（下園和己君）

それでは、2項目ありますけれども、1項目それぞれにつきまして、1つずつ質問を深めてまいりたいと思います。

1項目めの課を福祉課にということでしたけれども、現時点では、所管替えの予定はないとの答弁でございました。

定義はともあれ、私の考えでは、ゆーぷる吹上も、ゆすいんも、宿泊と食事の商工観光部門と、温泉とプール、トレーニング設備の健康増進部門を併せ持った類似施設です。私は、どちらも健康増進部門のウエートが多いと思うので、やはり福祉課が所管するほうが望ましいと思いますが、再度、お尋ね申し上げます。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほども答弁をさせていただきましたが、設置目的及びこれまでの経緯等も考慮の上、現時点では、所管替えの予定はないところでございます。

○5番（下園和己君）

考えはないというようなことでしたけれども、やはり、類似施設を商工観光課と福祉課が別々に行政が所管するより、同一課で所管するほうが望ましいと思いますので、やはり福祉課で2施設とも所管すべきと考えますが、どうでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ただいまのご指摘でございますけれども、本施設につきましては、近隣の吹上砂丘荘とも、食堂部門それから宿泊部門などで重複し

ている部門もあるところでございます。

その中で、現状の両施設の経営状況や施設の経過年数等を考慮した場合、今後の経営等については、類似施設というような考え方もございまして、両施設を一体として今後の経営方針を検討する必要があるというふうに考えているところでございますので、現時点では、商工観光課の所管ということで、所管替えの予定はないところでございます。

○5番（下園和己君）

おっしゃることも分かるんですけれども、私ども議会サイドといたしましても、ゆーぶる吹上は総務委員会、ゆすいんは文教厚生委員会の所管となっておりまして、別々の議員が審議しなければならず、予算や決算、諸課題等、比較や精査が難しいため、この両施設を今後は福祉課所管となりますよう前向きに検討していただきたいと思います。

以上で1項目を終わりまして、2項目めの質問に参ります。

ゆーぶる吹上のサウナ、水風呂等の再開の見通しは立たないとのご答弁でございましたが、どうにかしていただかないと、吹上の市民それからお客様が大変困っております。ゆーぶる吹上のサウナ、水風呂、かけ湯は本日まで10か月間も既に利用ができなくて、サウナ好きの市民の多くが時間とガソリン代をかけて遠くまで出かける事態となっております。

この利用できない原因が、水量不足と。水道水の水量不足と聞いております。市民のため、一日も早く、サウナ、水風呂、かけ湯を利用できますよう水量を確保すべきと考えますが、再度、お尋ね申し上げます。

○商工観光課長（久木崎勇君）

本施設のある当該地域につきましては、議員もご存じだと思うんですけれども、これまでもボーリングなどの取組も行っているというふうに伺っております。

そういうことから、この地域については深刻な水不足というところもありますので、現状では、十分な水量を確保できないという状況にございます。

○5番（下園和己君）

吹上地域の水量不足のことは分かっておりますけれども、とりわけ、ゆーぶる吹上の水問題ということでございますが、ゆーぶるには貯水槽が1つあるんですけれども、もう1基増設すれば水量の問題は解決できるのではないかと、ゆーぶるの職員等も申しております。私も、そのように考えますので、そのような考えはないでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在の運用でございますけれども、地域住民の皆様、地域の住民の皆様に影響を及ぼさない範囲での供給量、具体的には1日約40トンの範囲で、本施設に対しまして水の供給を受けているというところでございます。

その中で、本施設の水の使用量については、現在も1日40トンを超えて使用する日もあるところでございます。そのため、本施設に対する1日の供給量の增量、水の供給量が增量されないことが図られない中においては、貯水槽の容量を増やしてもですね、本課題の解決はできないものと考えているところでございます。

○5番（下園和己君）

貯水槽を増設しましても、まあちょっと解決できないだろうというような答弁でございました。

そしたら、ゆーぶるの水不足に限らず、吹上地域は年間を通して全体的に水不足が深刻でございます。この際、吹上浜にあります無尽蔵の海水を利用しました、沖縄の離島で実績のある、国内メーカーによります海水淡水化プラントの設置等は考えられないか、お伺いいたします。

○上下水道課長（新川光郎君）

お答えいたします。

吹上地域の水問題は、旧吹上町の頃から、長年の懸案事項になっているところでございます。

質問の中にございました海水淡水化プラント設置も一つの策ではあると考えますが、先進地の事例を見る限りでは、淡水化施設ばかりではなく、海からの水を引く導水施設などの施設も必要なため、導入経費が多額であるばかりでなく、維持管理費、それから更新費用などにつきましても、非常に多額の事業費が必要になるようございます。

現在、少しでも懸案事項解決につなげるため、吹上中央第4水源地及び湯之元浄水場の2か所について、専門業者を依頼し、取水の効率化と安心して利用できる水源確保に向けた調査を実施中であります。

調査結果がまとまり次第、今後の方策を検討する予定でありますが、しばらくは、水の融通方法の検討及び水源間の需給バランスの見直し等で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（下園和己君）

多額の費用等から、なかなか難しいというようなことでございましたが、どうにか、していただかないと、非常に市民が困っております。

私の考えでは、亀原の水源の有効利用のために、水量は出るんですけれども、硝酸態窒素が出ておりますが、この硝酸態窒素除去装置を設置すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○上下水道課長（新川光郎君）

さつま湖畔にございます亀原水源地の水質対策につきましては、以前も、硝酸態窒素を取り除く機器の導入等につきまして検討がなされ、多額の事業費及び維持管理費の観点から、導入を断念した経緯がございます。

このようなことから、事業費の課題、ましては今回のゆーぷるの件につきましては、皆様から頂く水道料金で運営する水道事業者側が一事業所の水事情を解決するために施設を設置することは、公営企業として、適切でないと考えております。

○5番（下園和己君）

硝酸態窒素除去装置もなかなか難しいということでありますけれども、再三申しますが、ゆーぷるの水不足だけじゃなくて、吹上地域全体の水不足がその根幹にあるものと考えますので、何らかの方法でしていただきたいなと考える所存でございます。

最初の答で、再開の見通しは立たないというような市長の答弁でございましたけれども、そのような状況であるならば、サウナ、水風呂、かけ湯が利用できるようになるまでの、期間限定で、入浴料の——現在420円、大人が。それを数十円下げるべきだと考えますけれども、どうでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ご指摘については理解もするところでございますけれども、本施設の経営状況及び当該地域における民間の公衆浴場等の料金を考慮しますと、現時点では、使用料の減額は予定していないところでございます。

○5番（下園和己君）

下げるべきではないというようなことでしたけれども、期間限定ということで、吹上温泉街の業者の方々に説明すれば、理解も得られるものと思います。

そして、料金を下げることで、下げた分だけ料金収入が減ると思われるかもしれませんのが、他町へ流れていた市民が戻ってきたり、市内外の新規のお客が増えたりして、逆に収入増につながるという考え方もありますが、どうでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

最近の利用状況を見ますと、まあ確かに、

入浴のご利用の客がですね、昨年度と、同時期と比べると約3割程度減少している事実もございます。

これについては、水風呂やサウナ等が使用できない影響によるものか、それか、新型コロナウィルス感染症拡大による影響もあるというふうに考えているところで、どのようなことが影響しているかというのは定かでないところでございますけれども、こういった形でお客様が帰ってくるかどうかというのは、この利用料金を一時的に下げた場合、まあ条例の改正等もあるわけでございますけれども、こういった見通しが立たない中でありますので、先ほども答弁をいたしましたけれども、このような時期のことも考慮しまして、ご指摘については理解するところでございますけれども、現時点では、使用料の減額は考えていないところでございます。

○5番（下園和己君）

温泉に入るお客様を対応している職員の方々に、「サウナはいつから使えるの」と、お客様が質問するわけですね。すると、職員も、分かりませんがよというような答えをするしかないわけです。

それがもう10か月も、過ぎているわけです。何回も言ったお客様、まあ、もう何回言ってもしょうがないからといって、他町へ流れているわけです。それで、どうにかしていただきたいなというのは、私独りじゃなくて、多くの方々の願いだと思っております。

水量確保につきましては、様々な問題がありまして、多用の費用が必要なようでございます。吹上地域は、水源確保のために、これまで何本もボーリングもしました。しかしながら、思ったような水質や水量が得られなかつた経緯も、承知しております。

吹上地域の水不足の現状を開拓するためには、現在、県立農業大学校にも相当量の水道水を供給していることから、この際、市長が

県知事に直談判した上で、鹿児島県に永吉ダムの水の使用許可申請を改めてするという考え方もあるかと思いますけれども、どうでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在のところの見解でございますけれども、永吉ダムから取水した水につきましては、干害目的以外は使用できないとされているところでございます。

○5番（下園和己君）

そのように課長が今おっしゃいましたけれども、県の河川課のほうでは、いろんな事情があれば、まあいいかもなあというような考え方もあるよう気がいたします。それで、まあ、それも一つの方法ということですね、考えていただきたいなと思います。

最後になります、質問が。

水量確保の対策につきましては、現時点ではなかなか難しいようでございますが、今後、日置市といたしまして、必要な水を確保するため、あらゆる方法を、職員一同、研究してくださいまして、一日も早く、ゆーぶる吹上のサウナ、水風呂等を再開してほしいと願う次第でございます。

最後に、市長の見解をお尋ね申し上げます。

○市長（永山由高君）

回答します。

吹上地域において、長年、この水量の確保というのに苦しまれているということについては重々把握をしております。私も今、吹上に住んでおりまし、またサウナ、そして水風呂を愛する市民としても、非常に心苦しく思いながら、本日答弁をさせていただいた次第でございます。

まずは、直近で申しますと、吹上中央第4水源地及び湯之元浄水場の2か所、ここを、可能な限りの水量を確保するために今できることをやっておりますが、並行して、議員おっしゃるように、各種様々な方向から、水量

確保については検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、19番、漆島政人君の質問を許可します。

[19番漆島政人君登壇]

○19番（漆島政人君）

さきに通告していました2項目について質問いたします。

早いもので、旧4町が合併して、やがて17年が経過します。

合併当初、日置市の政策理念の1つが、均衡あるまちの発展がありました。その裏づけとして、分野別振興策の中に、「どこに住んでいても不便を感じない都市基盤づくり」というのがありました。2つ目が、合併効果を生かす取組として、類似施設の統廃合や事務事業の一本化・効率化を図ることで財政基盤を強化していく、のことでした。また、その裏づけとして、予算規模も類似団体に近づける努力がなされていたようです。

また、合併特例債の活用枠も、当初はかなり抑えた財政計画になっており、ハード事業についても、慎重な取組がなされていたと記憶しています。

しかし、合併して五、六年目になると、国のはうでは政権交代の雰囲気が漂い、その関係で二、三年間は、緊急経済対策と称する国からの補助金がかなり入ってきたことで、多くの事業をその補助事業に組み替えたことで繰越額が増え、結果、まあこれ個人的な見解ですけど、財政調整基金も少しありが出た感じがありました。

それから後は、国策や社会情勢の変化、また選挙公約や住民からの要望等もあり、合併当初掲げていた政策理念も時代の流れに押された感じで、気がついてみれば、人も経済も中心部に集中し、周辺部においては人口減少

や過疎化の影響で衰退の一途をたどっているというのが、今の現状です。

また、財政面においても、投資的経費や義務的経費が増大していく中で、予算規模は年々膨らみ、結果、財政運営の硬直化が進んでいます。

そこで、1点目の周辺部対策については、過疎、高齢化、人口減少の進行にどうやってブレーキをかけていくのか、このことが一番の課題であります。今で何らかの策を講じていかなければ、災害対応や高齢者の見守り等にも影響が出てくることは、もう、目先の懸念されることです。

そこで、地域の課題は地域に任せる。つまり、地域のことに詳しい、また地域に愛着の深い地域住民に委ねていくことが、有効策の1つだと考えます。そのためには、地域ごとに権限と財源を与える制度づくりが必要となってきますが、市長の新たな視点でのご見解をお尋ねいたします。

2点目は、財政が逼迫していく中で、今後新たな財源を必要とする課題が出てくることも、当然、想定すべきです。したがって、財政再建は待ったなしの課題であると認識しています。

とりわけ、一般会計からの持ち出しが多い吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上、健康づくり複合施設ゆすいん、B&G海洋センターについては、経費削減に向けた速やかな改革・改善が必要と思われますが、これからこれらの施設の今後の運営方針についてはどうお考えになっているのか、お尋ねいたします。

また、本市では、ここ数年間のうちに、多額の財源支出を伴う運動施設の建設や改修工事が行われました。また、皆様もご承知のとおり、数多くの運動施設も抱えており、その維持管理費にも毎年多額の財源が投入されています。したがって、この課題についても、目に見えた収支改善策が必要と思われますが、

のことについても、今後どういったお考えをお持ちなのか、お尋ねして、1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1つ目、周辺部の人口減少対策と活性化策についてのその1、制度づくりについてお答えいたします。

現在、地区の課題解決に即した第5期地区振興計画に基づき、地域づくり推進事業、ソフト事業を実施していただいております。

ただ、さきの議会でも質問でも答弁しましたが、第5期の事業実施期間中に、時代のニーズに合った制度見直しを行い、地区や自治会などの自治活動による地域づくりを推進していきたいと考えております。

続いて質問事項2つ目、公共施設についてのその1、ア、今後の運営方針について回答します。

吹上砂丘荘及び健康交流館ゆーぷる吹上につきましては、令和3年3月に策定しました日置市公共施設活用計画及び個別施設計画の施設活用計画（ロードマップ）において、今後10年間の中で、「民間移譲を含めたあり方」を検討すると位置づけています。

そのため、現在、市有財産全般において実施している、民間の事業者の皆様との対話を通じて、今後の事業化の可能性を検討することを目的とするサウンディング調査などを活用しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

健康づくり複合施設ゆすいんにつきましては、日置市公共施設活用計画及び個別施設計画のロードマップで、今後10年間は予防保全型管理を行うこととしています。長期活用を図る施設であり、点検等により建物や設備の劣化、不具合等を事前に把握し計画的に改修することで、安全で良好な施設状態を維持

し、維持管理コストの削減に努めます。

今後も、指定管理者制度により、民間事業者のノウハウを活用した住民サービスの向上に取り組んでまいります。

B&Gにつきましては、教育長が答弁いたします。

続いて、イ、運動施設運営に係る維持管理運営費の収支改善策につきましても、教育長より回答いたします。

以上です。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長（奥 善一君）

それでは、公共施設の今後の運営方針の中で、B&G海洋センターについてお答えをいたします。

B&G東市来海洋センターの施設管理運営は、平成20年度から指定管理者制度を導入し、現在、株式会社日本水泳振興会が指定管理者として施設の管理運営を行っております。

今後も、本施設の管理運営については、指定管理者制度により、民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する健康の維持増進と社会体育サービスの効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図ろうと考えております。

それから、イの収支改善策についてでございます。

市内には47か所の社会体育施設があり、今後においても多額の管理運営費が必要となります。

令和3年3月に策定された公共施設等個別計画に基づいて、施設ごとに利用者数や利用頻度に応じて、施設の更新を含めた在り方や用途廃止等の検討が必要になると想っています。

収支改善策として、体育施設の指定管理者制度の導入、受益者負担——使用料でございますけれども、受益者負担の在り方について、検討を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○19番（漆島政人君）

過去からの課題をですね、就任して半年の市長に質問することは、長く議員をしている私にとっては心苦しい部分もあります。

しかし、今の市政を大胆に見直したり新たな制度を導入していくことは、やはり政治判断として1期目が一番やりやすいのかなと、そういう思いもありますので、その視点でお尋ねしたいと思います。

初めに、周辺部の人口減少対策と活性化策について質問します。

私は、合併によって4地域がどう変わったのか、数字には少し正確性もありますけど、調べてみたのでご紹介したいと思います。

まず初めに、合併時と比較して減少した人口の数です。東市来で2,687人、伊集院で118人、日吉で1,236人、吹上で2,224人ですね、これが減少しています。

また、過去6年間で生まれた赤ちゃんの数です。東市来で260人、伊集院地域で888人、日吉で88人、吹上で128人となっています。

次に、過去6年間で新築された住宅件数です。東市来で273戸、伊集院地域で1,131戸、日吉で72戸、吹上で92戸となっています。

合併によって、人も経済も中心部に集中し、周辺部は寂れていく。このことは、合併した町が十四、五年目に迎える共通、抱える共通した課題であるということは、私も認識しています。

そこで、今、私が申し上げました数字については、仕方がないじゃないかと思う考え方もあるだろうし、いや、改善の余地があるという考え方もある、それだと私は思います。そこで、市長としては、今私が申し上げました数字に対してどういった感想をお持ちか、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

感想としましては、やはり伊集院地域には人と家庭が集まっていて、それ以外の旧3町からは人の流出が大きく見られるという傾向にあるというふうに受け止めております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

現在、山間部においては、共同アンテナや共同で運営している飲料施設等の維持管理に大変難儀されています。

また、平野部においてもですね、不便さや子育て環境、また田舎暮らし独特の煩わしさもあります。そういったことから、中心部へ移り住む若い世代も多いです。その証拠に、既に多くの職員の方が中心部に移り住んでいます。

そこで、日置市では、周辺部対策の1つとして、現在、移住定住促進事業に取り組んでいます。しかし、この政策事業も、過疎化が一定水準を超えると、その効果も限定的です。

また、市内26地区館では、地区振興計画事業を実施されています。もう導入が始まっていますから既に13年が経過していますけど、この事業に、今までに交付された額は、17億6,000万円のことです。これに支援員さんの人件費まで含めれば、今までに約24億円近くが投入されたことになります。

しかし、この事業については制度上、目先の事業が多く、地域の将来に役立つ様子はかなり低いです。今の状況が續けば、今後、自治会機能の維持のほかに、先ほど申し上げましたけど、災害対応や高齢者見守りなど、様々な部分で影響が出てくることが予想されますが、市長、このことについてどういったご見解をお持ちかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

これまでの地区振興計画を軸にした、自治会、それから地区公民館、そして各地域の中央公民館といった三層構造でのまちづくり、

これは日置市の第1期の総合計画からうたわれていたところであり、その取組によって解決された課題もあろうかとは思いますが、一方で、議員おっしゃるように、課題は残っているというふうに認識しておる次第でございます。

以上です。

○19番（漆島政人君）

確かに今、市長が言われるように、細かなハード整備、身近なハード整備はですね、結構進んだのではないかなと。しかし、それ以上がなかなかですね。

そこで、今後の周辺部対策については、先ほどの答弁では、「第5期の事業実施期間中に、時代のニーズに合った制度見直しを行い、地区や自治会などの自治活動による地域づくりを推進」していくとの答弁がありました。

しかし、周辺部が、周辺部地域が抱えている課題は、やはり、財政的な面、また機動力の面においてもですね、地区単位で改善できるものではないと認識します。また、いろんな課題については、それぞれ皆さん価値観も違うし、したがって、誰かが、どつかが、まあこれは市長になると思うんですけど、トータル的見地で、改善を図っていく必要があるのではないかなど。

そこで、周辺部が抱える主な課題について申し上げますけど、まず1点目は、中山間地域対策です。今後、集落機能の維持が危ぶまれています。

2点目は、住宅地の確保です。田舎だから住宅地はいっぱいあるんじやないかという思いもあるかもしれませんけど、このことについては、若い世代からの要望も多いです。しかし、現実として、住宅地に適した一等地は、ほとんどが農振地域の網がかかっており、それを除外することは容易なことではありません。

また、荒れた空き地や空き家、また農地も、

結構あります。しかし、このことについても、価格や所有権移転、また家屋の解体費、土地造成費かれこれ等で、なかなか交渉がうまくいかない、そういう難航するケースも多いです。

3点目は、地域の活性化です。土日になると、先ほどの話でもありましたけど、イベントや運動施設利用等で、交流人口は、かなり多いです。しかし、それから先の地域活性化へつながる、そういう取組が不十分だと私はそう思っています。また、地域活性化に役立つ豊かな自然や文化財一式も、荒れていく一方です。

こうしたやはり課題を克服して、地域の特性、またいいところを、いろんなところを生かしたまちづくりができるのは、やはり、地域住民の知恵と汗ではないかと、そう思います。

そのためには、やはり、従来どおりの細かなルールを定めない、やっぱり地域の自主性に任せた、そういう制度の下にですね、やはり、支所に権限と財源を与え、地域おこしや、地域に任せる、そういう制度づくりが必要だと思いますけど、どうでしょうか、このことについてどうお考えかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

地域のことは地域で進めていくという考え方自体は、私もおっしゃるとおりであろうというふうに思っておる次第です。

今議員おっしゃった、中山間地域対策、それから住宅問題、そして荒れた土地、地域の活性化、そして豊かな自然の保全といったそれぞれのテーマにおいて、各地域にお住まいの皆様が、今必要なことに自信を持って取り組めるような仕組みが、今必要であろうというふうに思っておる次第です。

地区振興計画、今、第5期振興計画進行中のなかで議論を進めておるのはまさにそこでご

ざいまして、地区振興計画の中には、行政が「これをやってください」と、「これをルールとして定めます」といったような決まり事、これを一定程度、課している部分がございますから、そこをいかに緩和して地域の皆さんが動きやすい制度をつくっていくか、それが新しい制度づくりにおいては非常に重要なようかというふうに思っております。

もう一つ申し上げますと、地区公民館制度を含めて、これからまちづくりの指針を、市長もしくは行政がリーダーシップを取って進めていくこととの弊害もあるというふうに実は感じております。

これは、やはり地域の皆さんが、対話を通じて、自分たちで、自分たちのまちの決定権があるんだという意識を持っていただくことを考えると、あまりに早急な対応は、逆に制度が上滑りしてしまうリスクもあるのではないかというふうに考えておりますので、ここは慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩をいたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、下園和己議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

○5番（下園和己君）

休憩前の私の一般質問の中で、県の河川課から情報を得たような答弁になってしまったようですが、直接、情報を得ておりませんので、その部分を撤回いたします。

○議長（池満 渉君）

一般質問を再開をいたします。

○19番（漆島政人君）

先ほどの市長の答弁ですね、巻き戻しができれば一番、こう、もう一回確認ができるんですけど。

答弁の中身は十分理解できます。特に、その中でも、やっぱり行政主導じゃなくして住民主導、このところにはすごく力を入れていただきたいと思います。

また、周辺部といつても、伊集院地域の中にも周辺部がありますので、そこもですね、ぜひ市長のモットーである「対話と挑戦」、これをもって果敢に挑戦していただきたいと思います。

次に、改革・改善が求められている公共施設の今後の運営方針について、お尋ねいたします。

初めに、吹上砂丘荘とゆーぶる吹上については一緒に質問いたします。

この両施設の今後の在り方については、今まで、何回も検討や議論がなされました。しかし、個人的見解ですが、問題の先送りが印象として強くあります。そこで、最近における両施設の経営について申し上げたいと思います。

まず、令和元年度の12月、前市長より、経営の健全化を理由に、ゆーぶる吹上は、赤字の多いプール事業と食堂事業を廃止し、砂丘荘の別館として運営していく方針案が示されました。

また、その翌年の2月、この運営方針案について住民説明会が開催されました。それに対し、会場いっぱいの住民から出された意見は、廃止するプールと食堂は住民ニーズが一番高い。また、宿泊施設や浴場事業などよりも、赤字額も少ない。なぜプールと食堂を廃止するのか理解できない。あと、類似施設のゆすいん、B&Gも多額の赤字を出しているのに、なぜ、ゆーぶる吹上だけが廃止の対象になるのか納得できない、などの多くの反発

した意見が出されました。

それに対して市は、即、運営方針案を撤回し、現状に至っています。

その後、吹上地域から、ゆーぶる吹上の存続を求める請願書や陳情書が提出され、議会はそれを採択しています。

また、議会では、陳情書審査に併せて所管事務調査も実施し、そのときに議会から執行部へ提出された提言内容は、次のとおりです。

吹上砂丘荘は築50年が経過し、利用者ニーズに合わない部分も、あちこちで出てきている。また、今後、多額の修繕費も予測される。近くに類似施設のゆーぶる吹上が存在していることから、競合する部分も多く、今後の経営収支が黒字化する見込みは期待できない。

一方、ゆーぶる吹上についても、民間事業者との関係で経営面に制約を受けている部分もある。また、宿泊施設については、利用者ニーズも含め、採算経営できる適正規模でない。

したがって、今後においては、築年数の少ないゆーぶる吹上に砂丘荘機能を補完できる施設の増設や改修を行い、赤字改善策を講じた上で、ゆーぶる吹上に一本化した経営体制が望ましい。

また、吹上砂丘荘についても、できるだけ現状の状態で新たな活用策を検討し、両施設とも、今後は民間譲渡していくことも検討されたい、との提言がなされました。これが、最近の経緯です。

そこで、両施設の今後の運営方針については、先ほどの答弁内容を見ますと、民間事業者との対話を通じて事業化の可能性を検討していくとの答弁でしたけど、吹上砂丘荘については、ご承知のとおり、温泉パイプラインをはじめ、施設もかなり老朽化しています。また、ゆーぶる吹上についても、かなりの投資をしなければ、それなりの投資をしなけれ

ば採算経営は難しいと思います。そのほか、無償譲渡を現状で提案しても、現状のまま提案しても引き受けてくれるところはないと思います。

そこで、市長は今後、この2つの施設を今後どういうふうにしていくお考えなのか、基本路線だけでいいですので、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

回答します。

ゆーぶる及び砂丘荘の今後につきましては、まず吹上の、あの吹上浜運動公園近隣地域全体の戦略をどう描くかというところが先に必要であろうというふうに考えております。今やもう特定の施設のみで、その地域のまちづくりの根幹を守り続けるのは難しいというふうに考えておりますので、そのためにも、吹上地域の未来の戦略を描いた上で、そこと併せて、2施設の今後については民間への譲渡、もしくは民間との連携の可能性も含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

お答えされた分は、よく、分かります。まあ、しかし、それについても、やっぱり全体的な、トータル的に、それなりの戦略を練つて、やっぱり、1つのことの解決をしていくちゅうのは大事なことだと思います。

そういう中で、まあコロナの影響もありますけど、今年度も、今年度も含めて過去3年間の両施設の累積赤字は3億円です。もう、かなりの大きな額ですね。改革・改善の決断が遅れば、赤字額はさらに増えていくことは、もうこれは誰もが承知していることです。

今後、サウンディング調査等も計画されているようですが、最終的に、今先ほど市長がお話しされたそういうことも含めて、最終的に、こういった形でやっていこうという決

断ができるのは、いつぐらいを想定されているのか、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

吹上砂丘荘及びゆーぷるについては、今後の観光入り込みの状況がどう変移するかといったような部分についても視野に入れながら、まずは吹上地域の戦略を描くべきであろうというふうに考えております。

私が今、感じているところで申し上げますと、インバウンドが戻ってくるのに、やはり3年はかかるかというふうに思っておりまして、この3年の間に、この吹上地域の魅力を戦略的にどう高めるかといった議論と並行して、ゆーぷる及び砂丘荘についての今後も、その期間内には道筋をつくってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

今、お話をされたとおりですね、そこに、まあ一朝一夕にいける問題でもないし、やっぱり3年間というスパンは当然必要な感じだとは、私も認識します。

そこで、私も議会が提出した提言内容を基に細かく調査し、ゆーぷる吹上に関する今後の経営計画書というのを作成してみました。

3年間で投資された赤字分、先ほど申し上げましたとおり約3億円です。この3億円を3年前にですね、早く決断をして、もう既に今までいろんな協議やったわけですから、3年前に投資して、黒字化するための増設や施設改修工事等に取り組んでいれば、コロナの影響は別として、今頃は黒字経営に転換できたと、そういうふうに認識しています。

いずれにしても、時間がたてばもうその累積赤字も莫大な額になりますので、無駄な赤字額をこれ以上増やさないためにも、少しでも早い改善・改革への取組が必要だと思うところです。

次に、健康づくり複合施設ゆすいんについ

て質問します。

ゆすいんについては、毎年、一般会計から指定管理料と修繕費を含めれば平均で3,500万円前後の財源が投入されていると認識しています。また、指定管理者制度が導入されてから、既に15年が経過しています。しかし、今までに、指定管理料の見直しはありましたけれど、事業内容の見直しはなかったようです。

先ほどの答弁では、今後も施設の適正な維持管理に努めながら、今の体制で運営していく趣旨の答弁でした。

そこでお尋ねしますけど、今後においても見直しの必要性はないと認識されているのか、このことについてお尋ねいたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今現在、指定管理をお願いしております、5年契約の中の4年目ということになります。来年度がですね、指定管理について検討する年ということになりますので、次の、今の状況では指定管理を継続するというつもりではありますけれども、指定管理についても、しっかりと、検討委員会等で対応していきたいというふうに考えております。

○19番（漆島政人君）

その見直しの検討も当然必要ですけど、問題は、どういった視点でその改革の検討をしていくか、そこだと思います。

そこで、コロナ前のゆすいんの状況、利用状況を私ちょっと調べてみましたが、宿泊施設以外では、地元の方の利用がすごく多いことがうかがえます。

したがって、私からの提案ですけど、今後、この施設については、健康づくり複合施設ではなく、伊集院地域のですね、健康福祉施設として活用していく選択肢もあるのではないかと。そのほうが施設の効率的な、実効性も高まるんじゃないかと思います。

また、食堂についても、必要経費だけ頂い

て、テナントとして貸し出す方法もあると思
います。

それともう一つ、大事なのが、宿泊施設で
す。これについては、どう見ても、利用者
ニーズに合わない。また、規模的にも、採算
経営できる規模ではありません。そのことも
要因になっているのか、利用者数も少ないです。
利用金額も少ないです。全体の利用金額
から見てもですね、少ないです。

そこで、ここで一つ提案ですけど、どうし
ても宿泊施設が必要であると、あるんだったら、
向かい側の梅園、梅が植えてあるあそ
ですね、あそことか、あと駅西駐車場の2階
から上をホテル敷地として貸し出すことも、
一つの策ではないかと。また、土地有効利用
の活用としても、あるんではないかと。場所
的に、これはもう当然、民間投資も、十分期
待できます。

やはり、改革の基本は、様々な選択肢を持
って、どうすれば経費削減をしながら住民
サービスをして、住民サービスを維持してい
けるのか。その知恵出しが、改革の基本では
ないかと思いますけど、そこをお尋ねいたし
ます。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

いろんなご意見を頂きました。

まず、ゆすいんについては、現在、複合施
設ということになっております。

例えば入浴、お風呂の部分ですね、そうい
ったことについては、どちらかというと福祉
的要素が強い建物というふうに考えておりま
す。また、宿泊については、これはどちらか
といえば観光部門。それから、工芸とふれあ
いセンター、そういったものについては社会
体育・社会教育施設。そういう位置づけにな
ろうかと思います。それを含めて、複合施
設として私ども福祉課のほうで所管をしてい
るところでございます。

現在、こういった複合施設の所管課として

は、今後もしっかりとその収支バランスを考
えた上で指定管理を協議していくということ
になりますけれども、今議員がおっしゃった
梅のところですね、そういうことについては、
これまで協議の上に上がってきたことは
ございませんでした。ご提案頂きましたので、
それは私ども福祉課だけの所管では対応でき
ないと思っておりますので、関係課とも、引
き続き協議はしていきたいというふうに考
えているところでございます。

○19番（漆島政人君）

やはり、今、どの施設についても、この公
共管理、公共施設活用計画のこれに、もうほ
とんど基準、これが基軸になって物事の考
え方が展開されていますので——まあ、これも
必要です。この基軸になるのも必要ですけど、
やはり、施設の中も、分解しながら、やっぱり
事業所別にどういった活用策が住民の利益
にもなるのか、また日置市にとってもいいの
か、そこがやっぱり十分検討されるべきだと思
います。

次に、B & G海洋センターについてお尋ね
いたします。

B & G海洋センターについては、指定管理
者制度が導入されて、やがて13年が経過し
ます。また、毎年の指定管理料は約2,500万
円です。この施設についても、今の運営体制
を維持していくとの趣旨の答弁がありました。

そこで、先ほども申し上げましたけど、私
も、ゆーぶる吹上の今後の経営計画書を作成
する段階で、ゆーぶる吹上の事業内容につい
ても細かく調査してみました。結論から申し
上げれば、今、ゆーぶるは大体2,100万
円から2,200万円の利用収入に対してで
すね、利用収入なんですが、支出経費を分
解して計算したときに、歳出経費はほぼ、こ
の利用収入で賄える状況です。

B & Gの赤字経営については、いろんな理
由づけがあると思います。しかし、もう既に

合併して17年が経過しているわけです。また、利用者の約4割は、市外の利用者の方です。それと、やはり一番大事なのは、財政も逼迫しています。したがって、市内に存在する類似施設間で、これだけ収支状況が大きく異なることはですね、どう見ても、住民目線に照らしたときに、理解は得られないと思います。

したがって、サービスの在り方、また利用料金の見直し等も含めて、収支状況が統一化されていく、そういう取組が必要な時期にあるのではないかと思いますけど、このことについてどういうふうにお考えか、教育長なのか市長なのか、お尋ねいたします。

○教育長（奥 善一君）

ただいまご指摘を頂きましたB&G海洋センターにつきましては、先ほども申し上げましたけれども指定管理でございまして、現在、第4期目の1年目を迎えたところでございます。

また、この後、令和7年度に次に向けて検討していくわけですけれども、ただいま頂きましたご意見を踏まえまして、事業計画、それから指定管理料等について検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○19番（漆島政人君）

次に、運動施設の維持管理運営費の収支改善についてお尋ねいたします。

最近整備されました、また、改修工事が行われました伊集院野球場、湯之元野球場、吹上総合体育館整備——吹上総合体育館の空調整備ですね、また吹上人工芝サッカー場、東市来ドーム、これに投入された総額は、25億円です、約25億円。当然、国庫補助も入っているでしょうし、また国体の誘致という、そういう背景もあることも理解できますけど、25億円です。

また、47の社会体育施設の毎年の維持管

理費は、約二千二、三百円が利用収入として入ってきます、それに対して約1億8,000万円が必要経費として支出されています。

また、先ほども話がありましたけど、利用者については、鹿児島市に隣接していることから、市外の利用者が多いです。

あくまでも、社会体育施設の設置目的は、市民の健康福祉です。したがって、この状況を住民目線に照らせば、やはり、目に見えた収支改善策が求められていると思います。

そこで、その収支改善策として、先ほどの答弁では、体育施設の運営等については今後、指定管理者制度も導入していくというお話がありました。また、使用料の見直しについても検討していくというお話がありました。

そこで、まあ現段階でどこまで見積もっておられるか分かりませんけど、改善額はどの程度を見込んで取り組もうとされているのか、また、いつ頃からその改善に着手していくこうとお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

社会体育施設の指定管理については、現在、対象施設の検討に入っております。

指定管理料については、次年度にかけ、収入・支出を精査し、年間管理運営基準額を検討することにしております。なお、その中で使用料についても、応益に対する負担を考慮し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

今まで、公共施設の在り方について質問させていただきました。

そこで、総括して一つお尋ねします。

現在、産業建設部の職員は、耐震が確保されていない狭いフロアで働いています。また、本庁のあのワークスペースについても、ご承知のとおり狭いです。

仮に、今回の公共施設の見直しによって

3,000万円の経費削減が可能となればですね、その財源を借金返済に充てることで、約2億5,000万円の借金が可能になるのではないかと思います。2億5,000万円の借金ができれば、産業建設部が使用している現在のスペースのですね、約2倍のフロアの、フロアの事務所と、あと駐車場が整備できると思います。

やはり目的を持って削減改革に取り組むことも、改革の実行性を高める一つの要因になるのではないかと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

日置市が抱えている公共施設の今後については、もちろん議員ご承知のとおり、個別計画でそれぞれに定めておるところでございますが、それらの有効活用及びそれによって生じた財政上の余裕によってできること、これもまた踏まえて検討を続けてまいる必要があるというふうに思っております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

上下水道事業、あと国保事業、介護保険事業、こういったものは、住民生活に密接に関係する事業、関係している事業です。それだけに、財政運営についても、担当課の皆さんには、かなり緊張感を持って、日々、常に、その努力されている姿がうかがえます。

しかし、今回質問しました公共施設の運営につきましては、もう10年以上、いろんな、見直しもありません。住民サービスを維持しながら、どうすれば経費削減を図っていけるのか、そのことへの努力や熱意が、もう何か私にとっては、伝わってこない感じです。

特に、指定管理に出している施設についてはですね、やはり、業務内容の異なりありますけど、まあ私たちから見れば、同じ職員の方が携わっているのに、なぜここまで意識の違いがあるんだろうかと、そういうことを疑

間に感じます。これはもう質問じゃなくて、私が感じたことです。

そこで、最後の質問です。

まあ、本当、就任されて半年の市長に、いろいろ問い合わせるというのは、心苦しい部分もありましたけど、しかし、やっぱり市政を預かる行政、議会に与えられた役割というのは、まあ私が言うまでもありませんけど、市民の皆様が安心して、また生きがいを持って暮らしていく、環境整備だと思います。

したがって、5年、10年先の見通しを的確に捉えて、課題改善については常に危機意識とスピード感を持って市政運営に当たっていくことが大事なことだと認識しますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

日置市が今取り組んでいる住民サービスの中には、それぞれ、収支を得て、その収支を基に事業として取り組んでいるものがございます。そういう取組については、しっかりと経営の安全性を確保することが、長きにわたって市民の皆様にサービスを行う前提となってこようかと思いますので、もちろん市としても当然のこととして、指定管理で共に運営していただいている皆様とも、健全な経営の在り方についてしっかり情報共有しながら進めてまいりたいと、といったふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、4番、長倉浩二君の質問を許可します。

[4番長倉浩二君登壇]

○4番（長倉浩二君）

さきに通告いたしました通告に基づきまして、本日最後的一般質問、させていただきます。

一昨年度の12月、中国・武漢で初めて確

認されたC O V I D—1 9、いわゆる新型コロナウイルス感染症は、その感染力の強さによる猛烈な拡大により、瞬く間に世界中をパンデミックに陥れ、人々の心理的・経済的な打撃は甚大で、今でも世界中で猛威を振るっています。

その影響は、農業の面にも暗い影を落としています。最終消費者の購買活動や外食産業の縮小により、農作物の消費が停滞したことなどが上げられます。

そこで、今回は、本市の農業施策 2 点についての現状と課題について、質問させていただきます。

コロナ禍の中、地元農業に目をやると、大変なことになっています。鹿児島で、平成 30 年、初めて確認されたサツマイモ基腐病は、コロナウイルス同様、いまだその終息は見えず、全国に感染が拡大しています。いわゆる、カンショの株が立ち枯れ、芋が腐敗するという病害でございます。今朝の南日本新聞によると、鹿児島県内では、作付面積 1 万 3 0 0 ha のうち、約 7 5 % に当たる 7, 7 0 0 ha の圃場で症状が見つかったとあります。

日置市では、カンショは、水稻やお茶などとともに、基幹作物の 1 つであります。農業センサス 2020 によると、販売目的のカンショ作付は 9 1 経営体で、面積は 1 8 5 ha に及んでいます。自給的農家を含めると、その数はさらに増えるものと思われます。

そこで、1 間目の質問でございます。本市におけるサツマイモ基腐病の発生状況は、どのような状況になっていますか。

サツマイモは、そのほとんどが、焼酎用をはじめでん粉業であります。農業生産額では 3 億 8, 0 0 0 万 円、これも先ほどの農業センサスによりますが、3 億 8, 0 0 0 万 円と推計されています。そこで、2 間目の質問です。サツマイモ基腐病が本市経済に及ぼす影響について、どのように考えていらっしゃい

ますか。

このサツマイモ基腐病に関し、県内的一部期成会は、県に対し、鹿児島県は J A 県中央会とともに農林水産省にその対策充実を求める行動を起こしています。また、国では、令和 2 年度から基腐病対策として幾つかの助成制度をつくり、対策に乗り出しています。

耕作者としてできる対策としては、基腐病菌を「持ち込まない」、基腐病菌を「増やさない」、基腐病菌を「残さない」が、蔓延を防ぐ 3 つのポイントだとされています。これらを確実に行うには、これまで以上の労力と資材費が必要かと思われます。そこで、3 間目の質問でございます。サツマイモ基腐病に対する本市独自の支援策は、考えませんか。

さて、次に、日置市では、平成 27 年度からオリーブの本格栽培を始めています。県内外の有力企業と手を結び、栽培・生産部門は日置市が、加工・販売部門は関係企業が担うという、いわゆるオリーブの 6 次産業に取り組んでいます。栽培に取り組む農家や本市職員のたゆまぬ研究と努力により、平成 30 年度から収穫ができるようになったようございます。

しかしながら、開花時の天候等により、収穫量に変動があり、搾油量も安定してないようでございます。そこで、4 間目の質問でございます。オリーブ事業の現状と課題をどのように捉えていらっしゃいますか。

開始時期から 7 年がたとうとしています。当然、取り組む際には、どのような方法で取り組むのか、その方法で十分に解決できるのか。投入しようとする資金、ここでは当然、税金になりますが、それに見合う成果は得られるか、助成期間はいつまでとするのかなど、事前評価も行ったと思います。また、既に中間評価も行われていることと思います。

そこで、5 間目の質問でございます。オリーブ事業の目指すべき理想とする状態を、

どのように考えていらっしゃいますか。また、登山に例えると、現在の状況は、その理想の何合目に達していると考えていますか。

さて、国産オリーブの一層の発展を目指し、全国の栽培地の代表者が一堂に会する機会である全国オリーブサミットが、いよいよ来年3月に本市で開催される運びとなったようです。実行委員会の皆様をはじめ関係者のこれまでの努力に敬意を表するものでございます。

そこで、6問目の質問でございます。今年度、本市で行われる全国オリーブサミットは、本事業展開上、どのような位置づけでありますか。また、サミットでは、本市のどのような取組をアピールし、今後いかにオリーブの魅力を高めていこうと考えていますか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1つ目、農業施策についてのその

1、サツマイモ基腐病の発生状況について回答します。

令和2年産において、全耕作面積170haのうち約4割の圃場で発生があり、その中でも3割以上の被害があった圃場が54haとなっております。

その2、本市経済に及ぼす影響について回答します。

発生のあった生産者は減収となり、品目転換や農地の変更などといった対応が必要となりますので、本市経済に一定の影響があると思われます。

その3、本市独自の支援策について回答します。

令和2年度より、国庫事業を活用して当病害の防除に関する取組に対し支援がなされておりままでの、市としましては、当該支援事業の周知に取り組んでまいります。

その4、オリーブ事業の現状と課題について回答します。

オリーブ事業につきましては、現在栽培者数140名、植栽面積19haまで拡大しております。課題の1つであった搾油率については、先進地の小豆島と同等レベルまで向上してきました。

残った課題としましては、開花期の降雨による着果不良と台風被害が上げられます。

対策としまして、現在、着果促進剤の散布や、より強固な支柱の導入など、オリーブ部会と連携して取り組んでおります。

その5、オリーブ事業の目指すべき理想とする状態について回答します。

栽培技術の確立による生産者所得として目標としていた10a当たり32万円については、達成している例も出てきております。当初50haを目標としていた面積においては、4合目となります。

その6、全国オリーブサミットについて回答いたします。

今回の全国オリーブサミットは、オリーブによる地域振興を目的にする自治体が情報を共有する場であり、オリーブのまち日置を県内外へアピールする機会となります。

本市の取組の特徴である、地元金融機関など官民一体となった連携、実績をアピールするとともに、日置オリーブの品質、機能性を生かした商品づくりによって、魅力を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

それでは、突っ込んで質問したいと思いますが、サツマイモ耕作者の方々も日頃から蔓延防止に努力されていると思います。それでも発生するのが、この感染症です。

また、今回答がありましたように、3割以上の被害があった圃場が54haとは非常に驚きでございますが、この発生圃場に共通することは何かございますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

サツマイモ基腐病の発生している圃場に共通することといたしまして、まず排水不良の圃場、それから残渣の処理不足、さらには種芋や苗からの圃場への持込みというものが共通いたしております。

○4番（長倉浩二君）

それでも、発生した圃場の耕作者の方々へは、感染した株の抜取りなど依頼されていると思いますけれども、ほか市内耕作者への広報はなされていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

醸造用カンショ、いわゆる焼酎用、それからでん粉用カンショ、それぞれ生産者部会がございます。その部会の中で、その今議員がおっしゃった発病株の持ち出し、それから薬剤の散布であったり排水対策であったり、もちろん対策については部会を通じてお知らせをしているということになります。

○4番（長倉浩二君）

そのような中で、実際現場から、耕作者からはどのような声が上がってきてているでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

やはり、基腐病の入った関係で収量が減ったということと、あと新たな農薬をまた投与しなければならないコスト高、さらには収穫・出荷時の選別や、先ほど来申しております圃場からの完全な持ち出しということで手間もかかっているというような声をお聞きいたしております。

○4番（長倉浩二君）

今出ましたサツマイモの減収量ですけれども、この令和2年度の被害面積の中で、どれぐらいの減収量があったと推計していますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

醸造用それからでん粉用、それぞれ品種も違いますけれども、平均いたしますとおおむね10a当たり500kgぐらいの減収になっているというふうに推定いたしております。

○4番（長倉浩二君）

市内には3つの焼酎工場、それから、これ市内ではございませんけれど農協のでん粉工場が市外に1つあるようですが、これらの工場に対してどのような影響があったでしょうか。

また、実際、工場のほうからはどのような声が上がってきているでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、市内にございます焼酎工場、3工場でございますけれども、こちらにつきましては生産者も優先的に出荷をいたしておりまして、全て契約どおりの数量が持ち込まれているため、特に声は聞いていないところでございます。

ただ、その影響を受けまして、南薩3JAで共同経営しておりますでん粉工場のほうが、非常に原料不足が発生しているということで、日置市管内、JAさつま日置管内だけでも1,500t、原料が不足しているという状況のようございます。

○4番（長倉浩二君）

今、1,500tの減収がでん粉工場であったということございますけれども、それに対する何かペナルティーとか、そういうものはございませんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当然、でん粉工場が赤字になるということございまして、南薩地域の3JAのほうから補填金、いわゆる罰則金的なものがあります。JAさつま日置のほうで、おおむね500万円ぐらいではないかというふうにお伺いしております。

○4番（長倉浩二君）

それで、基腐病に関して国の助成制度がでいているようですが、どのようなものがありますでしょうか。教えてください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

令和2年度より、国のほうが、かんしょ生

産性向上緊急支援事業という事業を実施しております。これは、県も市も通らずに、直接、営農団体なり営農組織に下りてくる補助金でございますが、JAさつま日置で取りまとめているようございます。

事業の内容としましては、基腐病が発生した農家において、来年産に向けた様々な防除体系やら対策の取組に対しての補助金が交付される事業でございます。

○4番（長倉浩二君）

その国庫の、国の助成制度にいろんなメニューがあるようですが、本市ではどのようなメニューというか選択をされているでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当さつま日置農協管内で、令和2年度の事業により約2,400万円の補助金が交付されております。

これにつきましては、いろいろな様々な、資材等に対する、防除資材等に対する補助金もございますが、一番多かったのは、3割以上の発生があったということだけで、おおむね10a当たり2万円のですね、補填金がなされたような事業の内容になってございます。

○4番（長倉浩二君）

その圃場で3割以上の被害があれば、10a当たりで3万円の見舞金ということですね。——2万円ですか。2万円の助成があるということですが、今後、来年以降もこの制度はあると思いますけれども、この制度を進めていく上で、何か、ネックというか、なっている問題点はございませんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当該事業の補助金交付要綱を精査しましたところ、非常にメニューも豊富でございまして、令和3年度も継続して活用していくことになりますので、特にネックになるようなことはないというふうに認識しております。

○4番（長倉浩二君）

このサツマイモ基腐病対策として、耕作者自らが行う対策としては、具体的にどのようなことを行っていけばよろしいですかね。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まずもって、排水のよい圃場を選定することからスタートしまして、土壤消毒であり、まさにその圃場の排水対策、さらには無病苗の生産、そして適期の薬剤による防除、そして発病株の持ち出し、さらに収穫後の徹底した残渣処理というものが必要になってくるというふうに認識しております。

○4番（長倉浩二君）

このサツマイモ基腐病の蔓延防止のために、今ありましたとおり、様々な対策が必要になります。新しく購入する薬剤もその1つですけれども、それを散布するだけでもかなりの作業であると思います。これらに手当てすることは、日置市の基幹作物を守る点から、必要ではないかと思います。

今先ほどの回答では、市独自の支援策は考えないということでございますが、国庫の対象外になるような補助に対して市独自の手当では考えられませんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど紹介いたしました国庫事業の「かんしょ生産性向上緊急支援事業」でございますけれども、薬剤から土壤消毒剤、それから先ほど申しました、発生しただけで出る補填金と、メニューが非常に多くて、充実しているというふうに認識しております。

大半の生産者はご存じでありますけれども、周知に努めてまいりたいということと、その事業でどうしてもここが足りないので市として考えてもらえないかというような話は、今のところ聞いておりませんので、そういう話があれば検討したいと思いますが、今のところは、国庫事業の活用で進めてまいりたいと思っております。

○4番（長倉浩二君）

そのメニューの中に、サツマイモから野菜などのほかの作物に転換する場合の助成というのもメニューにあるようでございますが、この本市でこのような事例を受けた例があるでしょうか。あれば、その転換作物まで教えていただけますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

実際に、他の作物への転換をされた方が4名いらっしゃいます。面積で2haということになっておりまして、こちらにつきましては3万円の、10a当たり3万円の支援がなされているということになります。

○4番（長倉浩二君）

次で、オリーブについてお伺いいたします。作付面積を増やすための説明会も開催されているようです。今年の参加状況、新規栽培者の状況はどうなっていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

来年3月の定植に向けまして、説明会を既に実施しております。

説明会の参加者は4名しかいらっしゃらなかつたんですが、説明会ではなくて電話等での問合せ、ぜひ植えてみたいというような問合せやら、事務所に見えた方もそのほか数名いらっしゃいますので、現在、実際その方々の面積なり本数なりを取りまとめ中という状況でございます。

○4番（長倉浩二君）

その貴重な4名の方についてちょっとお聞きしたいんですけれども、特に新規栽培者の中でも若い世代の栽培者の方が増えていかないことには、この事業は持続可能な産業振興とはなり得ないのではないかと思われます。

この新規栽培者、特に若手の栽培者を何か増やす手だては考えていらっしゃいますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市のホームページ等にも一応載せてございますし、あと現地の実証後の鹿児島オリーブのところによく若い夫婦の方々なんかも顔を

出すようでございます。やはり若い方のほうが、オリーブに非常に興味を持たれております。

ただ、若い方は通常、仕事に就かれておりますので、土日の栽培管理しかできないというところが若干ネックにはなっておりますけれども、ほかの果樹等に比べると、土日にきちんと管理ができれば栽培は可能だと思っておりますので、若い方々へも今後PRを図っていきたいと考えております。

○4番（長倉浩二君）

経験年数にも関係するかもしれませんけれども、栽培者間の栽培技術のばらつき等から収穫量に非常に差が出ているようでございますが、栽培講習会も適期に開催をされていらっしゃいますけれども、この技術差を少しでも埋めるための、市の栽培技術コンテストあるいは品評会ものを開催し、技術の向上に向けて頑張っていく考えはございませんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ありがとうございます。非常にいいご提案を頂いたというふうに思っております。

オリーブ栽培におきまして、非常に技術の差が出る、もしくは重要な作業の1つというのが、やはり収穫後の剪定でございます。

この剪定につきましては、毎年、剪定講習会を集合でやったり、要望があれば個人の圃場にも出向いて講習をしておりますけれども、剪定を終了した後ですね、畠での品評会、剪定品評会というなるものなどを非常に一つ一環として、部会の活動の一環として面白いのではないかなということで、部会のほうにも提案してまいりたいと思っております。

○4番（長倉浩二君）

それでは、オリーブを使った商品開発のことですけれども、輸入したオリーブを使った商品開発は進んでいるようでございます。日置市産オリーブを使った、新規商品の開発状

況はどのようになっていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

輸入オリーブのほうではドレッシングであったり様々なものを作っておりますが、日置市産のオリーブを活用した商品といたしましては、まず、実の漬物でございます新漬けがあります。それから、葉っぱを使いました、オリーブのリーフ茶。それから、搾りかすを餌に活用しましたオリーブ卵というもの。さらには、スキンケアセットの中にはですね、日置市産のオリーブの葉のエキスであったりというようなものも入れて、開発はされております。

○4番（長倉浩二君）

それでは、当初の事業推進計画と見込みが大きく変わったこと、当初想定されていなかったことなどがあったようでございますが、それはどういったものでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当初、年度ごとの面積拡大を3haから5haという目標を掲げてございましたけれども、やはり新規栽培者や規模拡大が思うように進んでないと。先ほど4合目というようなお話を市長の答弁でしたが、一つ上げられます。

また、年によって、梅雨、梅雨入りの前進化ということで、満開時の降雨による着果不良というものについても若干想定外の課題であるというふうに認識しております。

○4番（長倉浩二君）

現在、事業着手から7年。理想達成までの期間、あと何年を見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ご存じのように、オリーブにつきましては永年作物ということで、植栽から収穫まで期間を要するということも考えますと、当初目標までは、あと10年ほどかかるのではないかというふうに想定をいたしております。

○4番（長倉浩二君）

もう一つ。この理想達成までの投資額、いわゆる税金の投入額ですが、どれぐらいを当初見込んでいたでしょうか。現在、その投資見込額の何%ぐらいまで投資していらっしゃいますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

これから10年ぐらいかかるということで答弁申し上げましたが、年間の予算分としては350万円程度でいいのかなというふうに想定しておりますので、10年で3,500万円ということになります。

ただ、これまでの投資としましては、搾油工場の建設など高額なハード事業等は既に完了いたしておりますので、既に80%の投資が済んでいるというふうに考えております。

○4番（長倉浩二君）

それでは、生産量は、目標と現実、どうなっていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

生産量につきましては、目標50haの場合に、10a当たり400kgとしますと200tという目標になります。本年度の実の生産量がまだ2.4tということで、まだ少ない状況でございます。

○4番（長倉浩二君）

登山では、天候や自分の体調によりアタックを諦めたりルートや日程を変更することは、安全な登山には欠かすことができない重要な判断でございます。

今の本市オリーブ産業の状況は、今お答えがあった達成までの期間、投資額、生産量など、目標と現実を総合的に判断して、4合目だというふうに思います。今後、頂を目指すための、どのような方法を取っていきますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当初目標50haということを掲げておったわけなんですが、この面積拡大だけにこだわることなくですね、今後はやはり、栽培技術

の向上・定着によりまして、生産者、植えられた方の所得向上というのをより重視していきたい、重視して事業展開に努めてまいりたいと思っております。そのことで、おのずと、植栽面積も目標に近づいていくものと考えております。

○4番（長倉浩二君）

では、サミットについてお伺いします。

たしか9月の予算の審議の中では、このオリーブサミットは12月頭の開催の予定だったようですが、これが3月にずれ込んでおります。理由は何でしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本年7月に開催しました全国オリーブサミット第3回の実行委員会におきまして、やはり新型コロナウイルスの感染症拡大を勘案しまして、延期するということが決定されました。

○4番（長倉浩二君）

そのように重大な変更につきましては、我々にもお知らせ頂ければと思っております。

今では、全国で100を超える自治体がオリーブ栽培に取り組んでいるようです。前回の小豆島でのサミットには、そのうち24自治体が集まったようでございますが、今回の日置市でのサミットには、今のところどれぐらいの自治体がお集まりの予定ですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在取りまとめ中でございますけれども、新型コロナの感染症の影響が少なければ出席したいというのが、事前のアンケートで来ておりまして、それが25自治体ほどござります。

取りまとめた結果としては、第1回の小豆島同様、25から30ぐらいの自治体の参加が見込まれます。

○4番（長倉浩二君）

オリーブサミットに多くの自治体が参加する中で、幅広いネットワークを形成し、他の

自治体と情報交換できる環境づくりは、重要な目的の1つでもあると思います。

最後に、市長にお尋ねします。サミット成功に向けての市長の今現在での意気込みは、お持ちでしょうか。あれば、お聞かせください。

○市長（永山由高君）

オリーブ事業の今後については、生産の安定化、そして各種台風災害等に強化することだけでなく、オリーブ、日置オリーブ商品そのもののブランド価値を高めていくということも非常に重要なテーマであろうというふうに思っております。

今回のオリーブサミットは、全国でオリーブ栽培に努力を続けている自治体との貴重な意見交換、情報交換の場となります。併せて、PRの機会にもなりますので、日置オリーブブランドを、できるだけその価値を高める機会にしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定める
ことについて

○議長（池満 渉君）

日程第2、議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第85号は、日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてであります。

過疎地域持続的発展方針に基づき、日置市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上秀人君）

それでは、議案第85号日置市過疎地域発展計画の策定について補足説明を申し上げます。

資料は別添、日置市過疎地域持続的発展計画でございます。

新過疎法の概要でございますけれども、旧過疎法であります過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効をいたしました。

新たに、令和3年4月から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。これは、令和13年の3月31日までの10年間の時限立法でございます。この法律に基づきまして、令和3年から令和7年までの5年間の日置市過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

新過疎法におきましては、過疎地域の持続的発展、それと地域活力のさらなる向上を図るということを目的としているところでございます。

過疎法、新過疎法における地域の要件、手続等についてでございます。

過疎地域の要件につきましては、これまでと同様に、人口減少が大きく、財政力の弱い市町村が対象になるということなので、引き続き、伊集院地域を除く3地域が過疎地域として、令和3年4月1日にですね、公示をされました。この3地域の持続的発展と地域活

力のさらなる向上を図ることを目的に、過疎計画を策定いたします。

計画策定の手続で、新過疎法ではまず、県のですね、過疎地域の持続的発展方針に基づいて、計画案を作成することということで、あらかじめ県と協議をいたしまして、11月16日に県から、計画案には異議はないという回答を頂いております。そして今回、今、議会の議決を得る必要があるということで、計画案を提案しているところでございます。

資料の目次のほうにございますように、計画案に掲げる事項、これにつきましては、法律でおおむね定められております。

第1章の基本的な事項、これにつきましては、本市の概況、地域の持続的発展の基本方針あるいは基本目標等を記載してございます。

第2章から第13章までですけれども、それぞれの分野ごとの地域の活性化取組をですね、具体的な内容をお示ししてございます。第2章で移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成を、第3章で産業の振興、第4章で地域における情報化、第5章で交通施設の整備及び交通手段の確保、第6章で生活環境の整備、第7章が子育ての環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上・増進、第8章が医療の確保、第9章が教育の振興、第10章が集落の整備、第11章が地域文化の振興と、第12章で再生可能エネルギーの利用の推進、第13章がその他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで、それぞれの現況と問題点、あるいはその対策、具体的な計画の進め方について、定めているところでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（池満渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第3 議案第86号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第3、議案第86号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第86号は、日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第86号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、国の上位法に基づく改正でございます。

この条例の目的でございます。過疎地域への設備投資を促進するため、製造業等の設備の取得、建設、改修をしたものに対しまして、固定資産税の課税免除により、産業開発を促進し、雇用機会の拡充を図るということを目的としております。

主な改正内容でございますが、大きく3点ございます。

固定資産税の課税免除の対象となる対象業

種の追加ということで、情報サービス業等が追加されております。そして、新設・増設以外に改築・修繕等も対象としたことということ。あと、設備等の取得価格要件が、これまで2,700万円超から500万円以上に引き下げられたこと、これが主な改正内容となります。

それでは、別紙を御覧頂きたいと思います。

第1条は、課税免除となる地域を産業振興促進区域内とし、ということで、課税免除の対象業種に情報サービス業等を追加し、そして設備の取得等、改修のための工事による取得または建設を追加し、そして目的を雇用機会の拡充及び住民福祉の向上に改正するものでございます。

次に、中段の第2条でございます定義でございますが、用語の定義を、第1号に産業振興促進地域、第2号に農林水産物等販売業、第3号に事業者、として定義を改めるものでございます。

次に、第3条及び第4条は、文言の整理を行うものでございます。

次に、第5条につきましては、固定資産税の課税免除の対象の要件ということで、対象となる業種につきましては製造業または旅館業、情報サービス業等または農林水産物販売業で、公示の日、令和3年4月1日でございますけど、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に設備の取得等を行ったものに対して、資本金の規模に応じて、取得価格の合計額をこれまで2,700円超から500万円以上に引き下げ、設備投資の促進を図るものでございます。1号で製造業または旅館業を500万円と、2号で情報サービス業等または農林水産物販売業500万円としております。

次に、中段の第6条から第9条においては、文言と条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日

から施行し、改正後の日置市過疎地域開発促進条例の規定は令和3年4月1日から適用するものであります。

なお、経過措置といたしまして、令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の第5条に規定する設備を新設し、または増設したものに係る固定資産税の課税免除については、従前の例によるものとしております。

ここ2か年の課税免除額の実績額につきましては、建物や設備の増設ですね、令和2年度で6社ということで、1,403万4,700円と。6社の内訳については、東市来の地域が3社、日吉が2社、吹上が1社というようなことです。令和3年にあっては、6社でございますが、728万2,100円ということで、そのような活用をされてきているところでございます。

課税免除の期間につきましては、今回変更はございませんけれども、3年間ということになります。

そして、課税免除に伴います減収につきましては、普通交付税におきまして、その減収が補填、補填されるということで算定をされるということでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員会付託を省略することに決定しました。（発言する者あり）

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

先ほどの説明の中で、第5条で、訂正をお願いしたいと思います。

取得価格の合計を、これまで、先ほど「2,700円」と申し上げたということですね、「2,700万円超」でございます。

失礼いたしました。

○議長（池満 渉君）

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日12月1日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

午後2時25分散会

第 3 号 (12 月 1 日)

議事日程（第3号）

日 程

事 件

名

日程第 1 一般質問（2番、18番、9番、11番、7番）

本会議（12月1日）（水曜）

出席議員 20名

1番	中 村 清 栄 君	2番	元 山 寿 哉 君
3番	福 田 晋 拓 君	4番	長 倉 浩 二 君
5番	下 園 和 己 君	6番	佐 多 申 至 君
7番	是 枝 みゆきさん	8番	富 迫 克 彦 君
9番	重 留 健 朗 君	10番	福 元 悟 君
11番	山 口 政 夫 君	12番	中 村 尉 司 君
13番	留 盛 浩一郎 君	14番	黒 田 澄 子さん
15番	下御領 昭 博 君	16番	山 口 初 美さん
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	漆 島 政 人 君	20番	池 満 渉 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 内 山 良 弘 君 次長兼議事調査係長 神 余 徹 君
議事調査係 松 永 真 君

地方自治法第121条による出席者

市 長	永 山 由 高 君	副 市 長	井 多 原 章 一 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	有 村 弘 貴 君	産業建設部長兼農林水産課長	城 ケ 崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	福 山 昌 己 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日 吉 支 所 長	丸 田 明 浩 君
吹 上 支 所 長	江 田 光 和 君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬 戸 口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	上 村 裕 文 君
地域づくり課長	有 島 春 己 君	税 务 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	濱 崎 慎 一 郎 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介護保険課長	東 浩 文 君
建設課長	田 口 悅 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学校教育課長	渦 尾 文 輝 君

社会教育課長 横枕広幸君 会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
監査委員事務局長 内山良弘君 農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、元山寿哉君の質問を許可します。

[2番元山寿哉君登壇]

○2番（元山寿哉君）

おはようございます。今日から12月、今年も残り一月となりました。日置市議会議員となり半年が過ぎました。3回目の定例議会、3回目の一般質問となります。自身の考える政治姿勢を全うし、しっかり勉強し、この一般質問の場に立ち続けられるよう精進したいと思います。

それでは、日置市民を代表して、永山市長が重要視される対話の場として、日置市民の皆様のために有意義な議会となるよう努めてまいります。

通告に従いまして、1、徳重工業団地の現状について5項目、2、保育園待機児童について2項目、一般質問いたします。

1、徳重工業団地の現状について、1項目め、昭光エレクトロニクス株式会社誘致以降、徳重工業団地内における、その後の立地協定の締結状況を伺います。

2項目め、協業組合ユニカラー誘致以降の誘致企業の操業開始予定日を伺います。

3項目め、全社操業後の地元雇用者数、税収、経済波及効果試算を伺います。

4項目め、全社操業後の従業者総数、駐車台数総数を伺います。

5項目め、周辺交通環境の対策を伺います。

2、保育園待機児童について、1項目め、

待機児童の定義、現状について伺います。

2、保育園数、定数増は検討できないかを伺います。

以上、お尋ねして1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1、徳重工業団地についてのその1、立地協定の締結状況について回答します。

平成30年11月12日に、協業組合ユニカラーとの立地協定を締結して以降、本年度に入り、5月25日に有限会社丸山物産と株式会社タバタ、6月10日には株式会社コタベとの立地協定の締結を行っております。

その2、操業開始予定日について回答します。

現時点において、株式会社コタベが令和4年3月、有限会社丸山物産が令和4年7月、株式会社タバタが令和4年8月の操業開始を予定しております。

その3、地元雇用者数、税収、経済波及効果試算について回答します。

直近で把握している状況を申し上げます。

まず、地元雇用者数は221名、法人市民税と固定資産税の税収の総額は2,368万円となっております。

また、日置市土地開発公社と事業用定期借地権を締結している2社から、公社に対して年額3,375万7,000円の土地賃借料が支払われます。

なお、工場誘致による集客増加を図ることで、税収増加のほか、地元の飲食店や食料品店をはじめとする地域内経済への波及効果につながっていくものと考えております。

その4、駐車台数総数について回答します。

従業員が5社総数で405名、駐車台総数が500台と確認をしております。

その5、周辺交通環境の対策について回答

します。

従業員の通勤等への安全対策をはじめ、周辺交通対策における周知徹底に努めるなど、企業との連携を図っていきたいと考えております。

質問事項2、保育園待機児童についてのその1、定義、現状について回答します。

待機児童については、厚生労働省子ども家庭局の保育所等利用待機児童数調査要領に基づいており、原則的には保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用していない者となっています。

令和3年10月1日現在、この要領に基づく待機児童数はゼロ人となっていますが、保護者が希望している保育所等の利用に至っていない児童数は、伊集院地域21人、東市来地域2人、日吉地域ゼロ人で、吹上地域においては利用定員に達していない状況です。

その2、保育園数、定員増について回答します。

日置市内に認可保育所は16か所、認可外保育所が8か所あります。

現在、地域によっては利用定員に達していない保育所もあることなどから、保育園数や定員に関しては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各保育園の意向を考慮しつつ、実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、子ども・子育て会議の意見を聞き、地域のバランスにも配慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

今、回答いただきました。今現在、徳重工業団地におきましては、実際既に建物が建っており操業しております。昭光エレクトロニクス株式会社、協業組合ユニカラーがあります。回答の中でそれ以降の立地協定締結実績が3社とのことでしたが、大規模小売店舗立地法に基づき、鹿児島県の届出がなされてい

ます。その名称で言います。仮称ドラッグコスモス妙円寺店について挙がっておりませんが、こちらはどういった手続での出店であるのでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

仮称ドラッグコスモス妙円寺店につきましては、昭光エレクトロニクス株式会社の借地内において、当初分筆ができなかった敷地である経緯から、事業用借地権設定契約公正証書第11条第1項の規定において、昭光エレクトロニクス側からの申出により、第三者の使用を認めているものであり、転貸人、昭光エレクトロニクスと転借人、コスモス薬品において使用契約がなされたものとなります。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

それでは、日置市土地開発公社から昭光エレクトロニクス株式会社へ借地契約されている土地に、コスモス薬品が転貸承認されての出店ということで理解しました。

続きまして、本市ホームページ上におきまして、徳重工業団地は完売ということで公表されていますが、今後さらに立地企業が増えれる可能性はないでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

現在の販売予定地は全て完売のため、新たな企業立地は予定していないところでございます。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

では、現在既に操業している2社、今後操業予定の3社において、本市の誘致企業優遇制度、日置市工場等立地促進補助金、日置市企業安定雇用創出補助金、また課税免除等、該当する企業はありますでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

日置市工場等立地促進補助金につきまして

は、新規雇用者数に応じて補助金を交付するものであります。今回の立地企業3社のうち2社は補助金交付を予定しております。

なお、伊集院地域につきましては、過疎地域に該当しないことから、3社については半島振興法に基づく半島振興対策実施地域産業開発促進条例により、固定資産税の不均一課税の適用を予定しているところでございます。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

回答の中ありました、経済波及効果の中で、土地賃借料の2社は、既に操業している昭光エレクトロニクス株式会社と協業組合ユニカラーということでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

そのようなことでございます。今の2社でございます。

○2番（元山寿哉君）

こちらも同じ回答の中ありました、この2社との事業用定期借地権なんですが、何年の設定でしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

15年の期間でございます。

○2番（元山寿哉君）

それでは、この2社の事業用定期借地権の設定が15年ということですが、事業用定期借地権15年の契約ですと、15年経過後、契約終了後は原則借主が更地にしての返還ということになると思いますが、この2社が期間満了で撤退となれば、地元雇用の継続も懸念されるところですが、この2社の安定的な操業は担保されているのでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

その事業用定期借地権の今後の見通しについては、これまでもそちらの企業と交渉を続けて、買取りのほうとかお願いをしているところでございます。そういった中で、今後も引き続き、購入のほうをお願いしていくようなことを考えているところでございます。

○2番（元山寿哉君）

では今、徳重工業団地についての経緯といふか、整理する意味で質問させていただきました。現在2社が操業しております、今回答の中で、これから段階的に令和4年8月までに3社、先ほども回答いただきましたが、大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要であるドラッグストアが、県の届出の情報によると令和4年3月1日に1店舗、立ち並びます。

回答いただきました従業員総数、出入りするであろう車両数、先ほどの回答の中には、そのドラッグストアの分が入っていませんでしたので、先ほどの回答以上の従業者数と駐車台数になると把握しております。当然、現地は住宅地、子どもたちのスクールゾーンにもなりますし、認可保育園、企業主導型保育園も隣接しております。周辺住民の方は交通環境への不安を抱えております。現在、操業している企業からも特に通勤時間帯等に右折がしにくいとの声も上がっている現状です。この点につきまして、今回、回答いただきました、今後全社操業後の徳重工業団地においてのデータを、市が把握していることも踏まえ、周辺交通環境への本市としての対策や取組を伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

コスモス薬品については、オープン時や繁忙期における警備員の配置や案内看板の設置の検討など、交通対策における県警本部との協議もなされているところでございます。本件含めて大店舗立地法に基づき適正な対策を講じていただくものと考えております。市といたしましても、立地企業に対して、従業員への交通安全教育の徹底をお願いするなど、連携を図り周辺の交通状況についても把握していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

企業を誘致するということは、回答の中でもいただきましたが、地元の雇用が生まれ、税収も増え、地元飲食店や食料品店での消費拡大も期待されます。また、市外近隣からの雇用ともなれば関係人口の創出にもつながる大変有効な施策であると考えます。ただ、この企業誘致に関連して、住民が不安を抱えることがあれば、住民が抱えるこの不安払拭は市に責任があると私は考えます。この責任をしっかりと果たしていただいて、企業誘致が成功であったと始めて言えるのではないかと考えます。市の積極的な関与に期待してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、保育園待機児童についてです。回答もいただきました、定義上では本市においては、待機児童ゼロとの回答がありますが、例えば、通園可能と判断された、認可、認可外保育施設を自治体から案内されたが入園を希望せず、各々が希望する保育園への入所待機者は回答にもありました、現在存在しております。伊集院が21名、東市来が2人ということで回答いただきました。

実際、保育園の入園希望者が必要な情報は、現状に即した実質の情報であると思います。定義上ではない実質待機児童の情報公開、提供というのはできないでしょうか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

現状では、難しい面もあるというふうに考えております。各園の入所状況につきましては、保護者から問合せがあった場合に、その都度状況説明を行っているところでございます。

また、本市では年度途中の入所調整によって、随時、各園と連絡調整を行っております。利用状況については、その都度、随時変わっているところがございます。利用定員を超えての入所状況や各園の職員配置の関係もございますので、各園の入所可能——空き状

況です、その数字を示すことが難しい状況でございます。

担当課といたしましては、あらかじめ数字を表示することで、問合せがなくて諦めるような状況をつくり出すのではなくて、直接窓口のほうにご相談をいただきて、希望の園を聞くなど、そのときの状況に応じて入所調整ができる可能性もあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

現状、理解いたしました。

それでは、その入園希望者が相談に来た場合の窓口の相談対応、具体的な対応をお答えいただければと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

子育て世代の本市への、例えば移住希望者等への窓口での相談対応につきましては、まず、希望の園の確認を行います。希望する園への入所希望調整が難しい場合に、今度は、例えば4番目、5番目等の希望する園以外の案内、それから、本市以外への、保育園等への広域入所制度の説明、併せて認可外保育所等の紹介等を行っているところでございます。

○2番（元山寿哉君）

今回私が待機児童についての質問を挙げた一つの理由は、今現在私のところにも、いろいろ日置市外から日置に移住したいという希望者の方の声を聞いています。

その中で、やはり同じ子育て世代の移住であれば、この保育園への受入れは必須となるために、そこで受入れがないということで、移住を断念されるというケースも多く聞いております。例えば移住のケースは突発的なデータが少ない中での対応だと思いますが、一つの例として、前々回6月議会で補正予算も承認されている件なんですが、今後小学校が35人定員制と移行していきます。

その中で、文教厚生委員会の中で、教育委

員会からの、あくまで参考試算なんですけれども、伊集院小学校が、教室が足りないということで、教室増築の補正予算が承認されました。その際、参考データとして伊集院小学校が、今824人なんですが、令和9年度には910名になるだろうという試算の下、この教室増築の計画が説明されました。例えばこういった、今居住者、そこの出生者数から試算されるデータ、これに合わせた保育園の定員増とか、その対応策というのは検討されているのでしょうか。

○福祉課長（瀬崎慎一郎君）

学校の例えれば人数がどうなるとか、教室が増えしていくんだという細かい情報については、私どもの課としてはまだ把握はしていない状況ではございます。ただし、今こうやって保育園が入りたいんだけども入れないという、希望する園に入れない方もいらっしゃるという状況は認識をしております。

そこで、じゃあどういった形で、入れるように制度的にできるんだろうかということをございますけれども、認可保育所については、認可保育所の認可事務については鹿児島県の認可事務ということになりますけれども、保育園の認可定員の変更等については、市の保育協議会などの地域の教育・保育施設からの意見をまずは確認します。そうした上で、県からの事務取扱通知に則して、市の子ども子育て会議に諮ったりとか、それから現状を把握した上で、もしくは近い将来を見据えてこういった状況にあるんだというのを会議に諮りまして、そこで承認されれば、市の意見を付して県に提出をするという流れになっております。

今、議員がおっしゃったように、特に伊集院地域においては、定員オーバーで入れない状況が続いておりますので、そういったことは課題というふうに捉えております。今後もそれについては、協議をしていきたいという

ふうに考えております。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

この保育園待機児童問題については、全国的にも問題になっている点であります。足りていないなら定員を増やせばいい、保育園を増やせばいいというのは短絡的な話であり、本市でも十分検討されていると思いますが、今現実、やはりこの入所希望者が多い中、増やせないという中、正直な話、担当の課としてもこの手続の流れとか、その周辺の課題とか、そこで頓挫しているところがあるということであれば、こういう公の場でぜひ現状のほうも話していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○福祉課長（瀬崎慎一郎君）

先ほどの市長の答弁でもございましたように、地域によっては定員に達していない実情があるというところが一番課題というふうに考えております。

本市としましては、市全体で捉えないといけないというふうに考えておりますので、定員に達していない地域の園の考え方、そこら辺をまずは確認をする必要があるというふうに考えております。そういったところで、ご理解をいただければ、子ども子育て会議等にお諮りしまして、定員増についても検討ができるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（元山寿哉君）

現状の課題と難しさというのを理解いたしました。

先日、南日本新聞紙上で、住宅メーカー大東建託の調査で、住み続けたい町、鹿児島県内1位という、日置市が、記事が掲載されていました。大変喜ばしいニュースだと思います。住み続けたいと思わせるには、まず住んでもらうことから始まります。今、先ほども

申し上げましたが、私のところにも日置市外から、「日置市おもしろそうだね」、「日置市移住したい」というような声をたくさん頂きます。そこで、現実的に子育て世代の移住となると保育園の受入れは必須となります。

第1問目も総括いたしまして、企業誘致、企業に来てもらい、来てください、来てくださいと言うだけでは済まない問題だと思いますし、移住に関しても日置市に来てください、来てください、住んでくださいと言って、その後のフォローが一切なければ、これは全く不誠実な話だとも思っております。今議会、開会冒頭におきましても質疑答弁において、市長のほうから、ひおきとプロジェクトを中心に関係人口の創出、移住促進へ注力していること、市長肝煎りの施策であるとの理解です。この点も踏まえ、今後の企業誘致または移住促進に対して、市長の見解をいただいて、私の最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

まず、人口対策と企業誘致の関係性においては、これまで企業誘致、働く場所を市内で確保するに当たっては、まず、企業誘致であろうという声が多かったように認識しておりますが、今足元の経済を見ますと、フリーランスで働く方であったり、この日置市においては、農業を基軸に6次化を目指すという動きも、力強い動きも多く見えているように感じています。その意味では、企業誘致のみならず、フリーランスでも働きやすいような環境をつくっていくということが、ひいては移住促進にもつながっていく部分もあるかというふうに思っておりますので、多面的に移住促進に向けた動きは必要であるというふうに考えております。あわせて、先ほど議員からもご指摘ございました、例えば、出生数から逆算して先々の保育需要を見ていくと、そういう取組も非常に重要であろうというふうに考えておりますので、併せて取り組んで

まいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に18番、並松安文君の質問を許可します。

[18番並松安文君登壇]

○18番（並松安文君）

冒頭、マスクをしての質問ですので、聞きづらい点があると思いますが、ご了承をお願いいたします。

今日から12月でございます。残すところ今年もあと1か月になりました。年末になりますと、事件事故が多発する傾向を感じられます。十分注意していかなければなりません。

また、昨日、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染が日本で初めて確認されました。昨夜から市長も、日置市の今の現状や今後の啓発等のメッセージを発信していただきました。今後第6波が心配されます。私たちみんながこれまで以上に注意を払って生活をしていかなければなりません。それで私は、今市民の皆さんのが困っていることを、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、害虫駆除対策支援についてであります。

今、全国各地でいろいろな害虫による樹木等の被害が多数発生しています。本市でも吹上浜の松くい虫被害が毎年発生している状況であります。今回は、イヌマキ等に異常発生しているキオビエダシャクについてであります。この害虫の幼虫期は体長が4cmから5cm程度で、オレンジ色と黒色の模様のシャクトリムシで、成虫になると濃い紺色模様と黒い斑点のある、皆さんから見て大変美しいガで昼間飛び回っています。年間を通して発生しますが、特に4月から7月には突然的に大発生する傾向があります。これは、11月頃まで成虫が卵を産みつけ、幼虫からさなぎになり、冬は土中に越冬して、翌年の4月にふ化

する。そしてまた、幼虫期にイヌマキの葉を食い荒らし、ひどくなると幹まで枯らしてしまいます。イヌマキ以外の樹木や人体にはさほど影響はありませんが、キオビエダシャクの発生、被害状況をお伺いします。

2番目は、キオビエダシャクは県内各地で異常発生しています。本市の県道などにも街路樹として植栽されています。県や近隣自治体との被害状況等の情報交換や駆除対策の検討はなされているのかお伺いします。

3番目、キオビエダシャクは年4回から5回ふ化します。成虫や卵及びさなぎにはこの薬剤は効果なく、幼虫を一斉に駆除しないと効果がないと言われています。一斉駆除するには多量の薬剤が必要です。この薬剤等に補助できないかお伺いをいたします。

次に、4番目、ヤンバルトサカヤスデは台湾原産の外来生物で、農作物や人に害を及ぼすことはありませんが、繁殖力が強く、特に夜おびただしい数で集団移動し、家屋の中に侵入したりすることから、強い不快感を与えてると言われています。本市の発生状況をお伺いします。

次、5番目、本市でのヤンバルトサカヤスデの発生状況を、市民への情報提供されているのかお伺いします。

6番目、そのほかの害虫等の発生について、市民からの情報や苦情等はないか伺います。

次、2点目は、通学路等の交通安全対策についてでお伺いします。

その1番、各地域で警察、学校、保護者での通学路の危険箇所診断を毎年実施されていると思います。その診断状況をお伺いします。

2番、通学路危険箇所診断の中で、歩道設置が必要と診断されたところはなかったか伺います。あつたら何か所あったのかお伺いをします。

その3番、歩道等の設置が必要とされたところは、児童生徒が安全に登校できるように

早急に整備する必要があると思います。その点をお伺いして1回目の質問を終わります。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1、害虫駆除対策支援についてのその1、キオビエダシャクについて発生状況、被害状況をお答えします。

本市におけるキオビエダシャクの発生状況とイヌマキの被害状況は、冬場の温暖化に伴い市内全域で近年増加傾向にあると認識しております。

その2、被害状況等の情報交換、駆除対策等の検討について回答します。

本年度は県から被害発生報告を求められております。また、森林技術総合センターからは、キオビエダシャクの発生動向と気温との関連性データの情報提供がなされております。

その3、薬剤等に補助する考えについて回答します。

被害に遭うイヌマキは、大半が個人所有の庭木などであることから、薬剤等への補助については、今のところ考えておりませんが、対策については、広報紙などで周知しているところであります。

その4、ヤンバルトサカヤスデの発生状況について回答します。

ヤンバルトサカヤスデは台湾原産のヤスデの一種で、昭和58年に沖縄県で初めて確認されています。鹿児島県では平成3年に徳之島町で発生して以来、本土でも南薩地域を中心、現在26市町村で発生が確認されています。

本市では、平成15年に吹上地域田尻の農場で初めて確認されています。その後、薬剤散布等の対策によりしばらく発生はありませんでしたが、平成25年の入来自治会で確認され、令和元年はさつま湖周辺や中津自治会でも確認されています。

その5、情報提供について回答します。

先ほど、回答いたしましたように、本市における発生は、現在のところ一部地域において限定的に確認されている状況です。平成30年に集中的な発生が確認された吹上地域の入来自治会で、鹿児島県の対策検討委員会によるまん延防止対策説明会が開催され、発生地域住民への周知が図られました。

現在、発生が確認されている吹上地域には、県が作成しましたチラシを自治会で回覧していただき、まん延防止対策や環境整備、侵入停止、駆除方法等の情報を提供しています。

また、発生が確認された世帯には、駆除を行っていただくため、薬剤を無償配布しており、市の発注工事等においては、特記仕様を設けるなど対策を啓発しています。

その6、情報や苦情について回答します。

他の害虫等の発生についてですが、例年、スズメバチに対する駆除相談が寄せられています。その際は、駆除専門業者等を紹介し、直接相談者が依頼して、有償で駆除を行っていただくよう対応をしています。

また、季節的にはアリやナメクジなどの駆除に対する相談もございますが、市販薬のご紹介や専門業者をご案内しています。

質問事項2につきましては、教育長より答弁いたします。

以上です。

答弁におきまして、質問事項1、その5、情報提供につきまして、まん延防止対策や環境整備及び侵入停止と申し上げましたが、正しくは侵入防止でございます。修正お願いいいたします。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長（奥 善一君）

それでは、2項目めの通学路等の交通安全対策についてお答えをいたします。

その1でございます。通学路危険箇所診断の状況です。今年8月、学校から危険箇所と

して報告のあった通学路30か所について、道路管理者や警察、学校等による合同点検等を行いました。

点検においては、歩道の狭さや見通しの悪さ、交通量の多さなどが指摘されました。それぞれの道路管理者が調査した状況を基に、今後の対応の仕方について現在検討をしていただいているところです。

その2でございます。歩道設置が必要と診断された箇所でございます。歩道設置については、2か所の指摘がありました。

1つは、県道305号養母長里線の下養母付近です。児童生徒の登校時に、大型車や通勤車両の離合などもあり、危険であるというものです。

2つ目は、東市来文化交流センター前から皆田地区に通じる市道長里皆田線です。道路自体が狭い上に、児童生徒が通る路側帯の部分がかなり狭いという状況です。

その3でございます。県道305号については、現在道路の一部区間を拡幅工事中であり、今後段階的に整備が進む予定です。

また、東市来文化交流センター前から皆田地区へ通じる市道については、土地を所有する地権者との交渉が難航し、対応に時間がかかるとしていることがあります。

学校に対しては、児童生徒の通学の実態に応じた具体的な指導を継続するとともに、保護者やスクールガード、ボランティアのご協力も頂きながら、安全な登下校に努めています。

以上でございます。

○18番（並松安文君）

ただいま、市長、教育長から答弁を頂きました。

1点ずつ、2回目の質問をさせていただきます。

1点目、他市では、この状況をホームページや広報誌、防災無線等で発生状況等、薬剤

防除についての呼びかけをしているようですが、本市もこの呼びかけをしているのかお伺いをします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）
お答えします。

本市におきましても、ホームページの欄のよくある質問と回答というページがございますが、そこに掲載をいたしております。また本年は7月に自治会の班回覧で、写真つきのキオビエダシャクの駆除方法等について呼びかけを行っております。

○18番（並松安文君）

ホームページ等とか、そういうのは市民が見にくい点もありますので、防災無線で、そのような状況を報告していただければ、皆さんのが聞けているんじゃないかというので、もう一回お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

キオビエダシャクにつきましては、議員もおっしゃいましたように、幼虫のときに薬剤を散布しないと効果がないということになります。ガが飛んで、卵を産みつけて10日ぐらいで幼虫がふ化しますので、今ご意見がありましたように、ちょうどそのタイミングを見計らって、タイムリーに防災無線等で呼びかけたいと思います。

○18番（並松安文君）

次に、2点目にお伺いします。ただいまの答弁で、県から被害発生報告を求められると答弁がありましたが、県に市としては、どのような報告をされているのかお伺いします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県から要請があった報告の中身につきましては、市の職員が現場に出向いて、状況確認したものについての報告を求められまして、それについては1件だけでございましたので、その分を報告いたしております。

もちろん、電話等でも問合せが非常に多

いんですが、それについては、今回は報告の対象外となっておりました。

○18番（並松安文君）

今、県に報告したということは、これは県道に植栽している、中央通りですか、ああいうところに植栽をされているのは県道ですよね、その被害状況等を報告されたのかお伺いします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県道の植栽されているイヌマキについての報告はいたしておりません。

○18番（並松安文君）

県道に植栽されている被害状況は、報告はしてなくて、全体的なことを県に報告をされているということでよろしいですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

そういうことでございます。

○18番（並松安文君）

この答弁の中で、キオビエダシャクの発生動向と気温との関連性データの情報提供をなされておりましたと答弁がございましたが、市は把握していると思いますが、どのような発生動向や気温との関連データというのがあるかお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

キオビエダシャクにつきましては、低温で申しますと10度以下、高温で申しますと32度以上で発達障害が起きるということが報告されております。近年、冬の低温がなかなか長く続かないということが影響しますと、さなぎによる越冬数が増えるということで、春から夏にかけては非常に発生が多いというような生態がございます。

○18番（並松安文君）

今、部長が申したようなこの情報を、市民にも周知すべきではないかと思いますので、また防災無線やそのようなところで、皆さんに周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

そういう発生が多くなるのではないかと思われるようなタイミングで周知してまいりたいと思います。

○18番（並松安文君）

先ほども言いましたように県道の中で、商店街や通学路にも植栽されている伊集院の中央通り線ですね、そういうところには植栽されておりますが、この樹木は枯れて倒木のおそれがあります。そのような対策はどのようにされているのかお伺いをいたします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

議員のおっしゃる商店街は銀天街になるかと思いますけど、この植樹につきましては、所管する鹿児島地域振興局日置市駐在に確認したところ、薬剤散布につきましては、例年2回行っているんですけど、今年はこれまでに4回散布したことです。

また、枯れて倒木のおそれのある樹木については、今後、伐採撤去するということを伺っております。

以上です。

○18番（並松安文君）

今、今年は4回薬剤散布をしたとお伺いしましたが、あそこは商店街で、もちろん通学路でもありますので、通行人も多数あり、そしてまた食料品店等がございますので、なかなか薬剤散布は難しい中で4回もこういう薬剤を散布したというのは、県としても、本当、一生懸命やっているのは分かりますが、見たときにほとんどのが枯れているんですよね、もう。葉っぱは一つもついてない状況であるわけですが、それは、結局4回、5回、発生するわけですから、毎回、毎回、防除してもなかなか全体的にガが飛び回って、ほかのところからまた来るというような、いたちごっこのような状態であるのではないかと思います。県としても、市としても、そのような散

布をこれからも続けなきゃいけませんが、今後、どのような方法で散布されるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○建設課長（田口悦次君）

害虫駆除につきましては、通報があり、緊急的に県の場合は植栽管理業者が薬剤散布を行っているとのことです。通勤、通学の時間帯を避け、薬剤が店舗、住居等に飛散しないよう注意を払い散布していると伺っております。

以上です。

○18番（並松安文君）

次の質間に移ります。市長は現在、吹上町の永吉から市役所に毎日通勤される中、この日置市内を見回せば、イヌマキの枯れた様子が毎日ご覧になると思います。今団地等など特に高齢者宅、空き家などがあります。この高齢者宅、団地、空き家を一齊にこれは駆除しないと、先ほど言いましたように、幼虫を駆除しないと効果がないと。この薬剤は効果がないと言われておりますので、ぜひこの駆除をするには、多量の薬剤が必要です。去る7月、新聞に記載されておりました、南さつま市の小湊地区ですね。ここは害虫防止に市が薬剤を配布しているものの、高齢者が多く手が回らず放置されたままの木が多いために、地域で共同散布したと新聞に記載されました。このようなことを本市も、薬剤を補助し、地域で共同散布する、実施ですね、先ほどは、今のところは個人の所有が多いということで、補助は考えていないと答弁されましたが、もう一回お聞きして、これは、本当は共同散布をしなければ、これは被害は免れないということですので、ぜひ一齊防除するためには、補助が必要じゃないかと思いますのでお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、議員がおっしゃいますように、地域や自治会で一齊に共同防除することは、高齢者

の方の対応や効果面からも非常に望ましいことであるというふうに考えます。なお、薬剤も共同で購入することで、コストの低減につながるということもございます。ちなみに、トレボンという効果のある薬剤がございます。100ccで1,000円前後かなと思いますが、4,000倍希釀で効果があるとなつてございますので、100ccで約400ℓの薬液が作れますし、かなりの量になります。そういうこともありますので、共同散布、薬剤の共同購入という形を取っていただければ、補助の必要性は低いんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○18番（並松安文君）

今、共同散布するには、もちろん薬剤も必要ですが散布機も必要になります。ある自治体では、この散布機を貸出しをするところもあるようでございますので、本市にはそのような散布機は持っているか分かりませんが、もしそういう共同散布をするときの、その対応というのをどうしたらいいかお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

地域や自治会に農家の方がいらっしゃれば、動噴、動力噴霧器等もあるかと思いますが、どうしても散布しようにも道具がないということでございますれば、農林水産課のほうにございますので、貸出しは可能というふうに考えております。

○18番（並松安文君）

次に、ヤンバルトサカヤスデについてお伺いいたします。

この発生状況を、他市では自治体ごとや校区ごとにマップを作り、ホームページや広報誌などで生態や駆除方法について情報提供されておりますが、本市はどのような状況をお伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

先ほど、市長が、お答えがありましたけれ

ども、現在発生の確認が吹上地域だけに偏在をしているという状況でございますので、地域限定で周知を図っているという状況ではございます。ただ、ほかの地域において発生がございましても、ヤンバルトサカヤスデという認識が、その地域の市民の方になければ見過ごしてしまうという可能性もございますので、今後、お知らせ版やホームページ等の広報媒体を活用して、市民の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩をします。

次の会議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（並松安文君）

4番目の質問ですが、南薩地域から吹上のほうに移動してきているヤンバルトサカヤスデですか、これはどのような原因で、この移動がされたのかお聞きしたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

ヤスデの習性というところでいいますと、集団移動するという習性がございまして、じめじめしたところを、夜、一気に集団移動を何百匹でいくというようなところにはなりますけれども、大量に遠距離移動できるわけではございませんので、最初の回答で市長が申し上げましたように、台湾から沖縄に来て、離島づてで本土に入ってきたということからして、植物の根っこで、まず入ってきたのではないかというふうに、県のほうは見ておられるようでございます。それ以降、今度は土の移動という形で、様々な工事とか、造園の方の植栽の移植といったようなところで広がっておりますので、広がり方も局所的になっているというふうに理解をしております。

○18番（並松安文君）

先ほど言いましたように、土の移動とか、そういうことで、移動の原因はあるということですが、これを発生させないための対策を、どのようにしていったらいいか、お伺いします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

これは、先ほど答弁がありましたように、県内でも26市町村で、既にもう発生が確認をされている状況でございまして、その対策として、平成11年に鹿児島県では、ヤンバルトサカヤスデの対策協議会を設置をいたしまして、毎年定例で情報交換をしながら対策を講じているんですけれども、専門家の見立てといたしましても、根絶は難しいというようなことがございますので、発生が確認され次第、薬剤散布をして駆除をしていく対応にしかならないかなというふうに考えております。

○18番（並松安文君）

本市では、今のところ吹上町の入来、そしてまたさつま湖、そういう限られた地域で発生ということですが、ほかの地域を見ますと、南さつま市では140幾らの自治公民館ですか、で発生していると、また鹿児島市でも、相当の校区、郡山を除くほとんどの校区が、これ発生しているということで、鹿児島市では、発生したと市に報告をしますと、市の職員がその地域を見に行きまして、たくさんあんまり発生が多過ぎると、特定地域と認定をしまして、薬剤を、市の、行政で散布をしているとお伺いしています。そのように今のところ日置市では、まだ、一地域、限られた地域だけですが、このように発生が広範囲に広がったときに、市としてのこの駆除の仕方、そういうのをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

議員がご指摘されたように、鹿児島市が最

近かなり多く発生をしているという状況がございまして、職員が対応しているということでございますけれども、日置市におきましては、先ほど広報のところでご指摘がありましたので、そのような形でまず市民の方に知つていただいて、巣が小さいうちに、ヤスデが少ないうちに対策が講じられるようにして、そして鹿児島市のような状況になりましたら、市として、また対策を講じる必要があるというふうに考えております。

○18番（並松安文君）

それでは、6点目にお伺いをいたします。他の害虫ということで、いろいろな害虫に属するのかわかりませんが、ここではスズメバチ、そしてまた、アリ、ナメクジ等の駆除ですね、こういうのが市民のほうから相談が来るとということですね、実は私、クロアリですね、シロアリじゃありません、クロアリの異常発生といいますか、市営住宅の中にクロアリが異常発生していると、で、個人で薬剤を購入して何回も散布するが、なかなか減らないということで相談を受けました。そしてまた、あの、ちょっと市のほう、行政のほうにも少し話をしましたが、これは正式に私が、委員会等で話をしたのではありません。そこで、行政として、市営住宅等の室内、床下から多分上がっているんじゃないかなと思いますが、その原因とか駆除方法とか、そういうのを住民に説明等をしていただきたいと思いますが、どのように考えているかお伺いします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

今、議員からお話がございました市営住宅につきましては、夏頃、自治会長さんより連絡を受けまして、現地の確認を建設課のほうでしているという報告を受けております。

クロアリのご相談につきましては、市民生活課でも、夏場のご相談がやはり多いようございまして、その最も大きな原因是、やは

りお家の内外の食べ物だというふうに言われておるようでございます。まず、予防策といったしましては、その食べ物を家の内、外に、アリの餌になるようなものを置かないということから取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

一般的な駆除といったしましては、市販の薬剤を、こういったものがありますということで、ご相談に対しましては、ご紹介をいたしておりますけれども、業者さんにお伺いいたしますと、クロアリの専門業者というものが、なかなかいらっしゃらないということで、その駆除業者さんたちがつくっている社団法人がございますので、そちらのほうで、ご紹介をさせていただきまして、その専門業者が来ていただいて、巣ごと退治をするという方法はあるということでした。そこは、個人のご負担にはなりますけれども、そういった対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご相談につきましては、市民生活課までご連絡をいただければと思っております。

○18番（並松安文君）

シロアリといいますと、すぐ、これは行政が、特に市営住宅等には出動して対処するんですが、クロアリということで、被害がどういう被害なのかというのが、まあ皆さんもわからないと思います。さっきのヤンバルトサカではありませんが、気持ちが悪いとか、大量に出れば気持ちが悪いという、まだ、かみつくアリもいるんですよね、中には。そういうのもありますので、ぜひ、この原因と駆除方法、先ほど説明しましたが、やっぱり住民にそういうのを説明していただき、それから業者に連絡するように、市としても相談に乗っていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

大きな2番目です。

通学路の歩道やいろいろなことで、困っている点があります。今年も、全国各地で、児

童生徒が犠牲になった交通事故が多く発生しています。特に、皆さん忘れないのが、千葉県で起きた、運転手の、本当、飲酒運転という過失が大きい事故がありました。あのような事故が二度と起きないようにという、毎年そういうなのを皆さん言っていますが、なかなかこれが収まりません。

今年、各地域で実施されました危険箇所診断、で、横断歩道、いろいろなカーブミラー等、そしてまた歩道設置の意見があったと思いますが、先ほどお聞きしましたら、何か所ですか、横断歩道の設置が2か所要望があつたということでお伺いしました。そのほかに、先ほど言いましたように、ロードミラーとかそういうのが30か所要望があつたとお伺いをしておりますが、この2か所というのは、東市来の養母ですね。東市来の、30か所は、これはロードミラーとかいろんな点検の結果ですが、歩道の設置につきましては、東市来の養母地域、東市来交流センター前から皆田地区に通じる市道長里皆田線と、県道の305号養母長里線の下養母付近ということで、これは新しく道路改良するときに要望を受けて、歩道まで設置するということでよろしいでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

この、今、2路線につきましては、そのようなことで進めております。

以上です。

○18番（並松安文君）

ここ2か所は、改良工事に沿って歩道設置をするということですが、歩道設置だけ要望があつたときに市としてはどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（田口悦次君）

歩道設置のみの、要望といいますのは、これまであまり、この通学路の合同点検の中で出てきてはいませんけど、歩道設置につきましては、交通量とか、歩行者の通行状況、

歩行者に関する交通事故発生など、総合的に判断して設置していくものと考えております。

○18番（並松安文君）

ちょっと地域のことについて、お話をさせていただきます。今私たちの住んでいる地域では、保護者、地域の皆さんから、歩道設置の要望が出されております。行政側も御存じのことだと思いますが、この市道は、約20年ぐらい前に改良工事をしたところであります。その当時は家もあまりなく、子どもも少なく、まだ歩道を造る計画とか要望もなかったと思っております。現在は住宅も増え、また子どもも増えています。現在のところ、今年度中に家が建つのが、今のところ7軒ぐらいまた工事をやっているところでございます。

また、この道路は、朝夕は車の通行も多く、大変危険なところであります。この市道は、現在カーブのところにポールを設置している箇所がございます。他市を見ますと、ポールにぶつかる自転車事故があるという大変危険性があるということで、カラー舗装やカラー塗装をして歩道設置をやっているところがあります。本市も歩道を設置するのが難しいというお考えなら、このようなカラー舗装、そしてまたカラー塗装をして、歩道の代替はできないか、お伺いしたいと思います。

○建設課長（田口悦次君）

新たな歩道設置となりますと、歩道用地の確保、それから事業費もかかることからなかなか難しいところです。今、議員のおっしゃいましたように、危険箇所として路肩にカラー舗装ということですけど、これは車道との区別化を図るために、これまでこの通学路で要望があった箇所につきましては、現在区別化を図った箇所があります。今後も、学校より危険箇所として挙げられた場所につきましては、道路利用状況等を勘案し、必要と思われる箇所につきましては、対策を講じて

まいりたいと考えております。

以上です。

○18番（並松安文君）

今、前向きな答弁をいただきました。本当、年次的に少しずつでもいいですから、そのようなカラー塗装、カラー舗装等で、代替施設といいますか、そういうのを造っていただきたいと思います。

最後に、この通学路の危険箇所診断結果を皆さんで審議され検討されていると思いますが、安全対策を道路管理者に要望して、要請して、児童生徒が安全に登校できるように、早急に整備することを、再度市長にお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、当初は想定していなかつたけれども、家が建ち始めてそこに子どもたちが増えているという地域はあろうかと思います。必要に応じて、しっかりと対応を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（池満　渉君）

次に、9番、重留健朗君の質問を許可します。

[9番重留健朗君登壇]

○9番（重留健朗君）

大変長きにわたる新型コロナウイルスですが、鹿児島県におきましても、少しずつではありますが、減少の傾向にあります。まだまだ安心、安全ではありませんが、一日も早い収束を願うところであります。

それでは1回目の質問に入ります。

まず最初に、防災管理監について伺います。元自衛官1尉以上の地域防災マネジャーの採用はできないか伺います。

次に、妙円寺団地の管理状況について2点伺います。まず、1点目です。妙円寺団地内道路維持管理について伺います。2点目です。同じく妙円寺団地の植栽維持管理について伺

います。

最後に、小中学校のプールの維持管理について、小中学校プール維持管理費の負担が大きい中、今後、民間経営等へのプールの使用移行はできないか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1つ目、防災管理監についてのその1、地域防災マネージャーの採用について回答いたします。

地域防災マネージャーである自衛官については、災害等に関して長い経験で培った専門的な知識や経験を有するなど、災害対策に対して有為な人材であることは承知しています。

災害発生時の危機管理体制や防災対策の強化を図るため、平成31年度から総務課に危機管理担当の総括監を設置したところあります。

適材の配置や研修等を通じて専門知識をさらに深め、市民の安全が確保されるように努めているところであり、今後、職員の定数管理等も勘案し、検討してまいりたいと考えております。

質問事項2、妙円寺団地の管理状況、その1、道路維持管理について回答します。

妙円寺団地が造成され42年が経過し、舗装や排水構造物等に劣化が現れている状況であり、これまでに団地内幹線道路については、交付金事業等により舗装等の修繕工事を行ってきたところでございます。

また、小規模な箇所については、道路維持作業班や建設業者へ依頼し修繕を行っており、市道の適正な維持管理に努めております。

その2、植栽の維持管理について回答します。

植樹の維持管理につきましては、年間を通してシルバーパートナーセンターや市内造園業者等

に委託して管理しているところでございます。また、道路パトロールや住民からの通報などによる支障箇所の処理を、適時道路維持作業班で対応している状況です。

質問事項3につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項3の小中学校のプールの維持管理についてお答えをいたします。

このプールの維持管理につきましては、昨年の12月議会におきまして、学校以外のプールを含め有効活用について、検討の余地があると答弁をしたところでございます。

現在、各学校の維持管理費及び近年の維持補修費等について調査を進めております。民間経営等のプール利用となりますと、往来の、往復ですね、交通手段に係る経費や移動時間の影響を含め、今後、学校と協議を行うなど実施に向けた検証を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○9番（重留健朗君）

防災監については、前回も質問をさせていただきました。地域防災マネージャーとして防災監を採用できないか、これにつきましては、職員の定数管理等も勘案し検討してまいりたいというふうにご答弁いただいたんですが、市長も交代されましたので、再度お伺いしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

前回も同様のご質問をいただいているところでございます。近年、やっぱり災害等が多発している状況、それと、また新型コロナウイルス等の感染とか、そういう応急対策も必要な中ではございますけれども、非常に災害対策については、先ほど市長の答弁にもございましたが、有為な人材ということは認識を

しているところでございます。市役所全体の人事費、これは年間43億円ほどかかっておりますが、職員数の観点、あと、職員の育成ということも、今後引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○9番（重留健朗君）

答弁の内容は大変分かるわけですが、全国各地で頻発する自然災害が大型化している中、豪雨災害に、土砂災害や南海トラフ地震等に対応するため、地方公共団体が、防災の専門性を有する外部人材を、防災監や危機管理監を採用配置するに当たり、これに必要となる知識、経験等を有する人を、地域防災マネージャーとして、とても必要だと考えるんですが、もう一度お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（上秀人君）

県内の状況につきましても、鹿児島県まで入れますと、44のうち12の自治体で、今、地域防災マネージャーとして、防災監として配置をしていると、そのうち常勤の自治体が4つというような状況で、あと非常勤の自治体が多いと。特別交付税の関係も、財源ですね、その財源としての特別交付税の関係もあるわけですけれども、特別交付税につきましては、常勤でないと対象にならないというようなこともございまして、そういう財源の関係も含めて、今後検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

○9番（重留健朗君）

今年の8月豪雨災害にも、自衛官約2,500名が災害派遣隊員として、全国で活動しております。先般も災害対応に目標設定をと、県内首長を対象にした研修が11月10日に行われました。その中で、いつまでに、何をすべきか、目標や方向を示し、関係者を率いるのが首長の大きな役割とありました。この点について、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

11月10日に、これは県内の各市町村長とともに、同じく研修を受けさせていただいたという次第です。議員おっしゃるように、いつまでに、何をすべきかと、そしてどこまでを目指すかという目標を設定するのが首長の役割であるということについては、認識を改めて持った次第でございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

災害対策本部の運営に関連して、避難勧告、自衛隊への派遣要請等の首長判断の補佐、自衛隊と関連機関の運用補佐、助言できます。その点はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○市長（永山由高君）

緊急時に様々な判断をせざるを得ない場合において、非常に有効な選択肢の一つであるとは認識をしております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

初動の混乱時における関係機関との調整や連携などは、市としてどのように考えておられますか、伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上秀人君）

災害発生時には、本来ならば、今おっしゃいました地域防災マネージャーでありますと、専門家に位置するわけですけれども、市長を直接補佐しということでございます。

直近では、自衛隊のほうからもいろいろお電話もいただきながら、あるいは気象台もなんですかれども、関係機関と連携を取りながら進めさせていただいているような状況でございます。

○9番（重留健朗君）

退官自衛官には、一佐、二佐、三佐、一尉とそれぞれの方々が、部隊長を務めた方々です。自衛隊や防災関係機関、現役時代から築いてきました人脈を有し、災害対応時のみならず、防災訓練において調整能力も発揮いた

します。この点は、とても重要だと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

自衛隊員の方々については、非常に知識技能を持っていらっしゃる方々というふうに思います。やっぱり緊急時の初動、これが迅速にしていくことが、災害対応を左右するというふうに思っておりますので、そこら辺も職員防災監を設けながら、市としては今のところ対応してまいりたいというふうに考えていくところです。

○9番（重留健朗君）

自衛隊等在任期間に培われた災害対処の実務能力は、地方公共団体の危機管理対処能力を向上させます。確かに、日置市におきましても、ここ数年、防災備品、食料品等の整備がなされております。防災設備、食料等の整備で、これで十分だとお考えでしょうか、お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

災害の備蓄用品につきましては、市の防災計画に基づきまして、災害時の必要量を定めているところでございます。その計画に基づきまして、年次ごとに備蓄品の整備を進めているところでございます。

○9番（重留健朗君）

総務省は、災害対策に備えまして、災害マネジメント総括支援員を現行の3倍に増やすしております。南海トラフ巨大地震に備えての人員確保ですが、国としても、このような災害対策についての動きであります。このような状況をどのように捉えていらっしゃいますか、お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

様々な災害に備えて、対処すべく地域防災計画の充実に努めているところでございます。

○9番（重留健朗君）

先ほども答弁いただいたんですが、地域防災マネージャーは、防災の専門性を有することを国が証明する制度です。常勤職員で採用された場合、特別交付税措置の対象となり、経費に措置率を0.5%乗じた額、上限340万円が交付されます。防災の高みに向けて、危機管理投資として補助金が出ます。若年定年制のため、長期勤務が可能であります。その点はいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

財政面を後押しする制度ということで、市町村にとっては、非常にいい制度だというふうに理解しているところです。

○9番（重留健朗君）

鹿児島県におきましても、12か所の市が採用しております。近隣の市にも確認しましたが、年収約400万円に通勤費を支給している状態であります。あくまでも参考内容であります。11月24日の新聞に、県民の78.4%が地球温暖化に伴い予想できない災害に向けて、ものすごく関心を寄せております。様々な災害対応策として、地域防災マネージャーの採用については、市長のお考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたように、有効な選択肢の一つであるというふうには認識しております。一方で、既に危機管理担当の総括監を配置しておるということ、及び職員の中で危機管理担当の総括監を経験したものが、また次の部署で幅広に業務を遂行することができるという意味では、職員の中でしっかりと防災力を高めていくとともに、並行して非常に重要なことであるというふうに認識をしております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

次の質問になります。妙円寺団地が、昭和54年頃から開発されまして42年ほど経過

しております。最近では、妙円寺団地の道路及び歩道等のクラック等の老朽化が進んでおります。先ほど答弁で、交付金事業により舗装等の修繕工事を行っているというような回答をいただきましたが、どのような維持管理を行っているのか、再度お伺いします。

○建設課長（田口悦次君）

維持管理についてでございますけれども、先ほども1回目の回答でも市長が申し上げたとおり、簡易なポットホールや路側伐採等については、道路維持作業班で補修等を行っており、重機作業を伴うような補修については、建設業者へ依頼し補修等を行っております。

○9番（重留健朗君）

市道におきましては、空気弁、仕切弁、消火栓、下水道蓋等のところから四方にわたってクラック等が見えてうかがえますが、水道課としての管理現状をお伺いいたします。

○上下水道課長（新川光郎君）

上下水道課といたしまして、凹凸やクラックの問題でございますが、道路建設から年数がたつマンホールなどに多く見られる状況でございます。今後は、議員ご指摘の団地内路上にあります下水道マンホールや水道空気弁などにつきまして調査し、通行等に支障があるものにつきましては、道路管理者と協議し、順次補修を行ってまいります。

また、他の路線につきましても、同様の箇所を発見した場合は速やかに改善してまいります。

○9番（重留健朗君）

団地内の水道に関する部分の定期的な点検やパトロール等は行っていますか。また補修なども含めた具体策をお伺いいたします。

○上下水道課長（新川光郎君）

上下水道課といたしまして、ただいまご質問いただきました水道の点検ですが、現状といたしまして、妙円寺団地内、非常に漏水が多く発している状況でございます。と言います

のも、団地等造成と同時に水道管の配管がされておりまして、住宅の建設は新しいものの、水道の配管は当初から布設されているということで、非常に漏水等箇所が一番多いのは妙円寺団地と認識しております。

今後におきましては、現状といたしまして妙円寺団地を計画的に布設替えをしていく計画でもおりますので、またお気づきの点等ございましたら、またお知らせいただければ順次対応してまいります。

○9番（重留健朗君）

同じく歩道等につきましては、波を打っているところもあり、側溝蓋の凹凸、グレーチングの詰まりと、通行するには大変危険なところもあります。維持管理はどのように行つていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

歩道等の凹凸があった場合の維持管理ですけど、住民と自治会長等からそういったご指摘があった場合には、すぐ現地を確認し、簡易なものであれば、すぐできるようであれば、道路作業班等でしますけど、大がかりになるようでしたら建設業者に依頼をして対応取つております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

歩道等につきましては、通学歩道であったり、市民の方々の生活道であったり、多種多様に利用されるわけですが、パトロール、点検等はどのような形で巡視されているんでしょうか。例えば週に1回とか、月に1回とか、パトロールの巡回の仕方をお伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

パトロールについてでございますが、職員の場合は、現地立会い等する場合がありますので、その外出する際は、目的地までのルートについて市道を通行するように心がけ、パトロールを兼ねて用務を行うように心がけています。

また、道路維持作業班につきましては、職員同様、作業現場までのアクセスについて市道を通行し、そういういた異状箇所がないか確認をしてパトロールを実施しているところでございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

市民の方々の意見であり、要望でもあります、安心で安全な生活道路を守るために、整備していくことが大事だと思います。もちろん優先順位もあると思いますが、具体的に故障箇所の優先的な順位を判断するのは、どのような基準で判断され、整備されるのかお伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

補修箇所等の優先順位でございますが、職員が現地を確認し、すぐ判断できないようであれば、私も確認をして、生命とか危険を伴うようなものについてはすぐ対応するようしております。

○9番（重留健朗君）

妙円寺団地に限らず、日置市が管理します団地等は、市道を含めましてたくさんあるところです。今後におきましても、安心、安全に使用できるよう要望いたします。

市道等におきましても、雑草等が伸び放題になり、なかなか除去されておりません。今後におきましては、旧4町の作業班を増やすなどして対応をしていただきたいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

ただいま、道路維持作業班の増員についてのことがありましたけど、このことについては、予算のこともありますが、担当課としては増員する方向で要望しております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

同じく団地内の老木等による樹勢の衰退や、強風による倒木、落枝の危険性増大や、根上

がりによる歩行障害の発生箇所などはいかが考えておられるか、お伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

今、議員のご指摘がありました植樹からの根上がりにつきましては、そういうた指摘があつた箇所につきましては、すぐ現地を確認して補修等の対応を行っているところであります。

以上です。

○9番（重留健朗君）

同じく、妙円寺団地の緑地帯ですが、8区、9区とかは、緑地帯がものすごく低いところがございます。景観や視界に関する観点もありますが、子どもたちや歩行者を車から守るガードパイプのような役目もあると思います。このような箇所の管理、または高さの低いところの植栽等の植え替え等のお考えはないのか、お伺いします。

○建設課長（田口悦次君）

植樹帶の高さにつきましては、概ね50cmを目安に剪定をしているところでございます。今、議員のご指摘ありました路線につきましても、40cm程度の高さでございます。歩行者が確認できないということで、植樹を低くしてほしいという要望がありますので、そのように低くしておるところでございます。

また、あの植樹の植え替えということでしたけど、現在のところ植え替える計画はございません。

以上です。

○9番（重留健朗君）

ツツジ等の高さが統一されていないということを非常に思うわけですが、団地内に対する緑地地帯の法的な基準はないのでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

植樹につきましては、概ね50cmを目安に剪定を、先ほども言いましたけど、しているところでございますが、生育状況が違うため、

状況を勘案して剪定をしているところでございます。

○9番（重留健朗君）

狭い歩道に植栽され、樹帯が大きくなり過ぎたことによる根上がりが、舗装、縁石損傷、視認性の悪化、落ち葉や清掃の問題、建築限界等の問題ですが、一般住宅におきましても、法定の建蔽率に20%かけたものが緑化率です。このような基準の下で、植林等を指導していただけたらいいと思います。

全国的な植林の流れとして、ケヤキのように巨木化しないヤマボウシのような樹種転換するところが多いようです。団地内は、サクラとかクロガネが多いようですが、やはり大きくなりやすい木です。植樹の考え方として、市長のお考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○建設課長（田口悦次君）

巨木化しない植樹への転換ということですけど、道路利用者の安全確保ができない場合や、道路面に凹凸など不具合ができている箇所につきましては、伐採や更新を行ってまいりたいと考えています。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（重留健朗君）

続きまして、小中学校のプールの維持管理についてであります。

文科省のスポーツ施設調べで、屋外プールを持つ小学校で平成8年に2万111校ありましたプールですが、平成27年度に1万5,163校までに、4,948校が減少しております。全体の約25%です。中学校にお

きましても7,646校から5,657校に減少、1,989校約26%の減少です。各小中学校で6,937校の屋外プールが減少したところです。

この現状をどう捉えるかお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

本市におきましては、各小学校に屋外プールを設置している現状でございます。

今、減少になる部分については、都市部において自校に合ったプールを、企業経営のプールとか公営プールを使用した際にそのような、25%の減というようなことになっているかというふうに推測いたします。

以上です。

○9番（重留健朗君）

小中学校のプールの使用時間は、年間約10時間の水泳教室であります。各学校でプールを維持していくのは少子化の時代に負担が大きく、水泳指導を民間に移す、専門のインストラクターによる指導の下、水泳の上達にもつながると思いますが、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

議員がおっしゃられますように、水泳の指導を専門的な方に行ってもらうということは、子どもたちにとっては水泳の技術の上達につながるというふうに考えております。ただし、現状では自校のプールを使用しておりますので、学校の先生がプールの授業については指導しているというような現状にあります。

以上です。

○9番（重留健朗君）

プール維持の経費だけの問題ではなく、特に小学校では体育の専任教師がいないため、命に関わる事故のおそれがある水泳指導は、スイミングスクールのインストラクターの協力で指導の充実に加え教職員の多忙軽減にも

つながると思いますが、この点はいかがでしょうか、お伺いします。

○教育長（奥 善一君）

各学校における水泳指導に安全面の配慮というものは当然必要でございまして、学校の先生方も水泳シーズンが始まる前に人命救助法等の研修をするなど、万全の体制は整えているところでございます。

ただ指導面で、おっしゃるように民間のそういう施設を活用するということは、教師自身の働き方改革というよりは指導技術の向上、それから安全面では、より複数で対応できたほうが安全面は高まるというような視点では有効かというふうに思っております。

○9番（重留健朗君）

安全面にも加えまして、温水プールなので夏に限られた水泳授業を春や秋に移すことも可能になり、授業プログラムの組替えに対応できると思いますが、この点につきまして可能なのかお伺いします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

可能ではあるとは思いますけども、水泳という運動の特性、特質から考えてやはり各家庭、各地域においては、夏場に水遊びとか水泳といったものを楽しむかと思いますので、やはり夏場もしくはその前に水泳指導、そして水の安全等についての指導、これはちょうど時宜を得たものかなと思っています。

○9番（重留健朗君）

私自身授業を移すことに対しまして、プールの老朽化が激しいと思うところあります。

老朽化が激しい原因としましては全て屋外であり、風雨や紫外線にさらされ防水塗装やプールサイドのタイル等の劣化が激しく老朽化を進行させております。ろ過設備や配管においても、稼働しない期間が長く劣化を進行させる原因です。

ちなみに改修費としまして、令和2年度プール修繕費用は小学校で222万3,980円、

中学校では2,672万2,300円。令和3年度、小学校で133万4,800円、中学校で65万4,600円です。ちなみに過去最高の修繕改修費として、平成24年度では小学校が3,458万9,000円、中学校が2,569万5,000円です。合計金額では6,028万4,000円であり、このような多額の改修金額についてはいかがお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

今、議員がおっしゃられましたとおりプールの塗装関係となりますと、一つのプールで500万円から600万円の塗装工事になります。それとろ過機の改修となりますと、ろ過機については30年、40年ぐらいは修繕をしながら使っていけるところですが、1,000万円を超えてというような設置替えに費用がかかります。

このようなことから、先ほども教育長が申しましたように、少しでも公営プールあるいは民間のプールの使用について移行できないかということで今検証をしているところでございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

プールの維持管理費にはいろいろなものが附帯いたします。足洗い場・シャワー・コースロープ・プール専用のトイレ・消毒剤と、それだけではありません、プールに使用する水道料金につきましても毎年1,000万円単位の経費を要しております。

毎年改修費、水道料金等を含めますと膨大な金額が必要ですが、維持管理について今後も継続して使用される考え方なのかお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

先ほどから申しますとおり、維持・管理・

修繕・工事、様々な経費がかかっていきます。そのために、この辺の経費を削減するためにも先ほども申していますように、学校のプールを民間あるいは公営のプールを使用しまして、維持管理費用を抑えていくというようなことを今後は実施していくといふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

全てを積み上げたら消耗品とかのも含めて多額の経費が必要であり、今後、民間プールの検討をお願いいたします。

伊集院地区におきましては飯牟礼にありますアクアアカデミースイミングクラブ、東市来地域におきましてはB & G海洋センターの使用、吹上地域ではゆーぷる吹上等の使用はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

今、議員がおっしゃられましたとおり市内に4つのプールがございます。その中で、我々もこのプールを活用した授業に向けた取組はできないかといふうには考えているところでございます。

ちなみに、令和2年度に花田小学校のプールへの井戸水の供給ができなくなりまして、ゆーぷる吹上で授業を行ったという経緯がございます。ここにつきましては、井戸水なので水道等はかかっていないんですが、授業の確保ということで実際行っていたところです。

その中でもメリット、デメリット等がありますのでその辺も考慮しながら今後の活用について考えていきたいと思います。

以上です。

○9番（重留健朗君）

そうなりますと残る問題といたしまして、子どもたちのプールまでの移動の交通手段の問題です。小規模校につきましては市が所有しておりますマイクロバス等の使用や、その

他の学校につきましては観光バス会社等の単価契約でいいと思います。四季を通じて、先ほども申しましたが、できるわけでありまして、このような提案としていかがお考えかお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

学校のプールの授業につきましては、教育委員会の考えもございますが、それぞれ学校経営をされる関係で学校とも協議をしないといけないと思いますので、その辺は今後学校とも協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（重留健朗君）

いずれにいたしましてもプールの廃止におきましてはいろいろな問題もあります。解体に当たり、産廃の区分け等で処分金額の負担も非常に大きくなると思うわけですが、今後の維持管理を比べると、順次解体、廃止の方向で計画していくば、現在のプール維持管理よりも、将来的には経費的にも維持管理的にも安価になるのではないでしょうか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

プールがなくなることによって、かかる経費というのは大分少なくなると思います。ただし、近年手を入れましたプール等もございますので、その辺も考慮しながら経費削減に努めていきたいといふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

前回にも、同僚議員がプール再編の質問をしております。その中の回答といたしまして、改修費はもとより維持管理についても多額の予算を伴う学校以外のプールを有効活用して検討の余地があると、前回も今回も教育長の回答がありました。

教育長に検討の内容をお伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

まず、学校で水泳学習を行うのは学習指導要領に定められておりまして、これは必ず実施をしていくというのがまず前提でございます。そのために現在プールを整備していただいて取り組んでいるわけでございますけれども、経費はかかりますけれどもその改善策、ほかの方法がはっきりするまでは現在の方法でやっていきたいというふうに思っております。

それから検討というのは、具体的にプールに行くまでの要する時間でありますとか、限られた時間の中で子どもたちは学習をしていきますので、通常ですと10分ぐらいの間に着替えをして水泳学習に取り組むというような状況ですけれども、場所を変えるということになりますと、交通機関を利用してそこまで出かけて行く往復の時間というのも出てまいります。

その辺りを含めまして検討、研究していく部分というのは大きいかというふうに思います。検討の余地はあるという考えはもちろんございまして、そのためにいろんな方法を私たちも考えいかなければいけないと思っております。

それから、学校の実情によりまして、学年1クラスの学校ですと比較的やり方としてはやりやすいのかと思いますけども、大人数の学校は学級数が多くなりまして、学校のプールを使う場合でもかなりその利用時間というのは、もう混んでくるわけでございますので、その辺りも含めて検討をしておく必要があるというふうに思っております。

○9番（重留健朗君）

先ほども申しましたが、やはり残る問題としまして小中学校の子どもたちの移動手段ということなんですが、やはり温水プールということで四季を通じてできるわけです。そういう意味合いで時間の関係等に

つきましては授業プログラムの組替え等によって調整していけば何とか、今後できる問題ではないのかなあと思うところでございます。

最後に、日置市の財政状況は厳しく、民間のプール使用、移動手段等につきまして、今後の市長の考え方、検討方針等お伺いしまして私の最後の質問とさせていただきます。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、財政状況としては非常に難しい判断が求められる場面が続いておる次第でございます。教育委員会での議論をしっかりと踏まえた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、11番、山口政夫君の質問を許可します。

[11番山口政夫君登壇]

○11番（山口政夫君）

私は通告に従い、温泉給湯条例及び温泉給湯事業特別会計についての質問をいたします。

昭和34年吹上町営公衆浴場が完成し、そのころ湧出量が減り、伊作温泉街が衰退していくとして昭和37年鹿児島大学教授へ調査を依頼しております。結果、100ℓ湧出する泉孔を確保すべきとの報告を受け、掘削を行い昭和42年2月、既設の湧出量をはるかに上回る泉源の開発に成功し、昭和43年3月、無償給湯、有償での給湯を吹上町が集中管理で行う温泉給湯条例を制定し、公衆浴場や開発で影響を受け湯量の減った量を温泉業者に無償給湯し、新しく希望する旅館やホテルなどに有償給湯することにしております。昭和53年度より給湯事業特別会計を設け、平成17年合併を経て現在に至っています。

吹上町では観光の町となる拠点をつくるべく、吹上浜温泉、さつま湖など観光開発を進めると同時に国民宿舎砂丘荘建設で吹上町長が旅館業者から訴訟の提起を受け、昭和

44年第1回公判で和解が成立、地元組織の湯之元開発推進委員会と覚書を取り交わしています。和解条項8項に、「被告は吹上町に老人ホームなどの社会福祉施設を設けるよう努力することを約するもの」とあり、昭和49年吹上町福祉センターを吹上町公衆浴場に併設、開館しています。

平成17年4町が合併し日置市が誕生。平成28年市営公衆浴場及び吹上老人福祉センターを閉館し、福祉センター機能を健康交流館ゆーぷる吹上に移転されています。

この問題は、吹上町営公衆浴場営業による湧出量が減少し、泉源開発が発端となり温泉給湯事業特別会計の設置に至っていると考えます。

1項目、市有泉源の運営を適切に行うため、吹上温泉審議会条例を制定しています。そこで、平成28年市営公衆浴場閉鎖のときに日置市吹上温泉審議会を開催し、温泉給湯事業の在り方についてどのような協議がなされたか伺います。

2項目め、吹上町公衆浴場運営から63年、給湯条例制定から54年、温泉給湯事業特別会計条例制定から44年が経過し、当時と時代背景、社会背景、生活環境、経済状況と大きく激変しています。市長は温泉給湯条例及び温泉給湯事業特別会計の在り方をどのように捉え、今後の在り方についてどのように考えるか方針を伺い、1回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1、温泉給湯条例及び温泉給湯事業特別会計についてのその1、協議について回答します。

日置市公衆浴場の廃止に際しての審議会は、平成27年12月9日に開催しておりますが、内容については、老人福祉センター及び公衆浴場在り方検討委員会の提言を基に、市として検討した結果、平成28年3月末をもって

廃止することとした旨の説明と、それに併せて市公衆浴場条例及び基金条例の廃止、老人福祉センター条例の改正、吹上温泉審議会条例の条文の整理を行うこと、市営公衆浴場廃止に伴う配湯量の変更を行うこと、今後の給湯施設整備計画についての説明と協議がなされております。

その2、方針について回答します。

旧吹上町では、吹上温泉の湯量が減少し温泉街が衰退していくことから、観光都市を目指すという町の重点施策の一つとして吹上温泉の開発事業が始まっています。

昔から湯治客等に親しまれていましたが、温度が低く温泉の湧出量も少ないとから温泉開発を行うとともに集中管理方式を採用。昭和43年に温泉給湯条例を制定し、現在まで温泉の安定供給に努めてまいりました。

議員ご指摘のとおり、当時とは事情が違つてきているのは事実でございます。しかしながら、温泉は日置市にとって大切な資源であることは間違いないことであり、銭湯や旅館だけでなく、それに伴う仕入れや来客者等、あらゆる消費活動による経済効果も相当あるものと考えております。

今後の温泉給湯事業についてですが、現在コロナ禍にあり、特に観光、旅館業界は経営も悪化しております。アフターコロナの流れも注視しながら地元との対話を進めていくとともに、吹上のまちづくりを十分検討した上で運営形態を含め方向性を判断していくべきものと考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ただいまご答弁いただきました。1項目、2項目同じ内容ですので統括して2回目の質問とさせていただきます。

温泉給湯条例で10か所に無償供給しております。無償給湯量と有償使用量の検量の方法は私はメーターかなあと思っていましたが、

条例で期間を5年とあり、条例第12条で供給量は市と受給者と立合いで測定するとあります。17条では供給装置の操作は市長が指定した者が行うとなっております。市は誰を指定しているのでしょうか。また、測定方法はどのように行っておるのか質問します。

○吹上支所長（江田光和君）

温泉の供給装置の操作につきましては、担当であります吹上支所地域振興課の課長補佐が施設維持管理業務の受託者と一緒に受給者立会いの下で行っております。

また、供給量の測定につきましては、温泉使用料が毎分1ℓ当たりの月額計算方式となっておりまして、水道料のような総使用量による料金体系にはなっていないこと、受給者の理由による一時使用中止時の減額や免除はしないこととなっておりますことに加えまして、泉源近くではメーター等の機器類に温泉成分スケールが付着いたしまして、給湯の妨げになつたり故障にもつながりやすいことから、市が管理するバルブの操作により、原始的ではございますけれども大型バケツを使いまして測定をしているところでございます。

○11番（山口政夫君）

課長補佐が指定をされており、測定もバルブで毎分測定すると承知しました。

平成17年からの決算資料では、毎年5年間同じ額が計上されておりました。条例で毎年見直すというふうになっております。給湯装置の給湯量の確認はこの5年間の間、点検といいますか、確認作業はできているのでしょうか、伺います。

○吹上支所長（江田光和君）

装置の施設等につきましては、施設維持管理業務を委託しております、その方が毎日行っているところでございますけれども、供給装置からの供給量の確認につきましては、2年に1回程度の割合で実施をしております。調整後はスケールの付着により徐々に供給量

が減少することから、特に要請があった場合には早い段階で随時行っているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

委託された方が毎日点検、それと2年に1回チェックをしているということが確認できました。

次に移ります。配湯している施設が休んでいたという理解がいいと思います、配湯していないかったんですが、平成25年に他者に権利を譲渡し、平成28年に手続を行ったとの説明を受けました。そのときの給湯バルブはどなたが操作されたのか伺います。

○吹上支所長（江田光和君）

先ほどもご答弁しましたけれども、温泉の供給装置の操作につきましては、担当であります吹上支所地域振興課の課長補佐が施設維持管理業務の受託者と一緒に、そのときも受給者立会いの下で行っております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

分かりました。条例の12条に給湯量は両者が立合いで測定するとあります。バルブの開閉を自由に、それと私が心配していたのは、バルブですんでどなたでも操作できる状況なのかなというのを実は心配していました。

それと無償受給量の譲渡がなされてちょうど6年になるわけです。それと条例12条に譲渡は市長の許可を受けなければ権利の売却、譲渡、名義変更はしてはならないとあります。ということは6年前に、平成28年ですかね、譲渡変更をされております。そのときにはこの施行規則に温泉使用料あるいは減免とか受給者変更届、書類の13種類ですかね、手続をしなさいというふうになっております。ということは申請をされて譲渡されていると理解しております。

条例の別表に、一番最後の別表に施設受給

者供給量の記載がございます。この条例を見ますと、変更をしておるにも関わらずいまだに10か所給湯している。私が確認した状況では2か所そのような手続をして減っていると思うんですが、これが6年前の案件でも名義変更がなされていないわけですね。そして現場の貯湯槽、これも平成28年、29年に配管設備等も完了をしております。その現場に行きましたが、そこの譲渡した施設名の配管名も実際ないというのも実は確認しました。

そこでお伺いします。名義変更条例の、譲渡をしたにも関わらず名義変更がされていない理由、できないのかしないのか、そこらをお伺いします。

○吹上支所長（江田光和君）

先ほどのバルブの開閉につきましてでございますけれども、市が管理しますバルブの位置を受給者には知らせておりませんこと、それから受給者は条例によりこれを操作することができないことというのは十分認識しているものと思っております。

それから無償受給分の条例、別表の変更についてでございますけども、温泉掘削の影響によりまして既存の泉源の湧出量が減じた分について定められておりますので、その泉源名での記載になっているものと認識をしておりますが、表記方法につきましては今後確認、検討をしたいと考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

そのバルブに関しましては説明で了解しました。ただしこの別表の、これ減じた部分で当初は供給するというふうで条例で決まっていますが、これは権利を譲渡したわけですので、ある意味受給を認めたんですけども、それを権利を譲渡したわけです。ということはもう権利が発生していないと思うんですね。やはり別表の書換えはその都度行うべきと思

いますが、その点は早急に対処すべきと申し上げておきます。支所長の答弁でも今後検討するということですので、そのように早急にしていただきたいと申し上げておきます。

それともう一つ、この10か所でございます。8か所なんですが、実は保障している、無償給湯している場所を1軒1軒私も実は現地で確認させていただきました。そうしますと1か所施設がなく場所が特定できなかったもんですから、その住民の方に、ここ施設はどこでしょうかということで教えていただきまして、その方の説明で、もう廃業されていますよ、建物もないですよと。あるのは給湯タンクの小屋だけですよという説明を受けて現地に行きましたら、ご指摘のとおり小屋だけ、タンクの小屋だけあったのは確認しました。

何を言いたいかといいますと、これは、無償給湯というのは公衆浴場事業では、湯量が減ったからそれを保障しますよという前提で無償給湯していると思います。廃業され施設のないところに無償給湯は適正な配湯なのかお伺いします。

○吹上支所長（江田光和君）

ご指摘の件につきましてですけれども、この施設につきまして、再度旅館、銭湯として始める可能性がありまして、実際に廃止届でありますとか休止届も出されておりませんことから契約更新により給湯を続けているところでございます。なお、ご指摘のとおり、次回見直しにおいては当事者を交えて議論していきたいと考えているところでございます。

○11番（山口政夫君）

ということは、5年ごとに見直しを行うということです。これ、何年頃廃業されたかというところは把握されていますでしょうか。

○吹上支所長（江田光和君）

本件につきましては、廃業の年については確認ができないところでございます。

○11番（山口政夫君）

過去のことをああだこうだ言うつもりはありません。支所長がおっしゃったように、5年ごとの、今度の契約のときにご相談すればいいと思うんです、ね。旅館を再興されるんであれば継続していいでしょうけど、一時休止という方法もあるわけですよね。先ほど申しましたように平成24年までずっと、配湯権利はあるけれども休止していましたという例もあるわけですんで、そこらはしっかりと対処していただきたいと申し上げておきます。

なぜかいいますと、最近廃業したところも1か所ございますよね。その対処はどのようになっているか説明をお願いします。

○吹上支所長（江田光和君）

最近廃業いたしました民間の施設につきましては、その後、譲渡の申請がございまして、それにつきましては許可をしてございます。その関係で新たな所有者へ引き続き配湯をしているところでございます。なお、その施設につきましては近々再開する見込みというふうに聞いております。

以上でございます。

○11番（山口政夫君）

分かりました。最近のその施設は譲渡申請があつて、しかもその譲渡先が再度営業を始めるということで進んでいると理解させていただきます。

なぜ私がここまで言うかいいますと、日置市内にはですよ、吹上だけじゃないんですね、温泉があるのは。伊集院にもあります、東市来にもあります、同業他社が多数いらっしゃるんですね。この方々は各個人の事業所で泉源の管理、それから運営に関しても行っております。

そして最近、私、東市来の業者の方にも最近の状況をお聞きすると、やはり湯量が少なくなってきたいると、だけどこれを行行政で補

助をしてくださいちゅうても出ないですがよと。意見すればよかんどかいとか、いろんな相談があるわけですね。そうしたときに、何で吹上だけこういう、市が無償で保障してボーリングまで、泉源を確保しているんですかとか、そういうような質問があります。事情は実はこうこうこういう理由でというのはちゃんと説明するんですが、やはり同業他社からすると公正公平な自由競争ができるいいと、そこはやはり是正すべきではないでしょうか。

日置市も平成17年合併以来、温泉給湯事業特別会計に1億5,055万9,000円を支出しています。このようなことからも吹上温泉の行政による温泉給湯管理と無償供給、現状は健全な運営状態ではないんじゃないでしょうか。

このようなことからも、市長は現状をどのように認識されているか再度お伺いいたします。

○市長（永山由高君）

伊集院や東市来、東市来の湯之元温泉におきましては各旅館、公衆浴場の努力により、それぞれ自家泉源を保有され湯量の確保を図っておられます。一方、吹上温泉は、旧吹上町で開発した泉源を利用した市が管理する給湯施設からの配湯と、その影響で湯量が減少したそれぞれの自家泉源を合わせて何とか足りているという状況にあります。

それぞれの特色を生かした発展、これが均衡ある発展と言えますので、市としては温泉をどう考え発展につなげていけるか、地域の人たちがそれぞれのまちづくりをどう考えるかということを十分検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

私も温泉を活用した地域振興、日置市の大事な財産という認識はあります。そういう意

味からでもやはり、同業他社ですよね、吹上は吹上町時代、公衆浴場を町営でやりました、それで湯量が減りました、泉源を確保しました、だから減った分を公営、要するに行政で保障をしますというやり方でしょ。ですけどもほかの、旧町時代そのままであれば私はそのままでいいと思います。ところが合併して日置市となった現在、やはり同業他社との公平性、公正で公平な点からするとやや問題ではないかと申し上げます。

それが和解書を交わしたことで改善できないのであれば、吹上町営公衆浴場及び砂丘荘建設時の温泉給湯を行うとしたことがやっぱり一番起因なのかなと認識しております。砂丘荘運営も平成21年から11億1,591万円を繰入れを行い、先ほども申しましたように給湯特別会計も1億5,099万5,000円を投入しております。これは確かに吹上の温泉を活用した市の大事な財産を維持するためには必要ですよ、かもしれませんけれど、ほかの東市来、伊集院の同業他社はどう考えるかなと思います。

このようなことからもやはり改善が必要ではないかと思っております。湯之元開発推進委員会等へ無償譲渡の打診等は今までになされたことがあるのかお伺いします。

○吹上支所長（江田光和君）

温泉給湯施設の無償譲渡の打診につきましてでございますが、無償譲渡につきましては今まで打診を行ったことはございません。しかしながら、経営以上の可能性があることにつきましては、温泉組合の代表者のほうに話した経緯はございます。しかしながらノウハウがなく受けることは難しいというような感触でございました。

以上です。

○11番（山口政夫君）

無償譲渡の打診はしないが旅館業者が維持管理が難しいと、そのようなご意見があった

かもしれません。ただし、ほかの同業他社は各事業所で努力して借入れを行い、ボーリングを行い、しかも泉源を1本じゃなくて2本、3本、私の知っているところは4本、5本お持ちです。それを各事業所でボーリングを、資金を捻出して確保して、そこでやりくりされているわけですね。ですのでそこらはもうちょっとしっかりと対話をし、協議を進めいくべきではないでしょうか。

支所で頂いたこういう説明資料の中にも、新湯源掘削は当初は温泉地区開発のための事業であったとちゃんと説明ございます。しかし砂丘荘とは和解との問題で、砂丘荘関係者の話では営業で企画を行い事業展開しようとしても温泉旅館業者からいろいろ苦情等あり、営業活動に支障を来していますとか、また、私も砂丘荘在り方検討委員会を傍聴したときでも、温泉業者代表者から和解の発言でなかなか進展しなかったことに戸惑いを感じたことも事実ございました。このときの学識経験者の大学の教授などから、いろんなこういう、何でこういうことをする方法があるんじやないですか、という提言があっても、砂丘荘の支配人などからは、いや、現実やっています、だけどこういう問題があって進展しません、というようなことがあったのは事実でございます。

温泉を活用した地域振興で給湯事業は必要との説明でございます。しかしこのようなことから地元温泉業者、砂丘荘とともに足並みがそろわず、吹上温泉を活用した地域振興に取り組んでいるとは私はちょっと程遠いのかなと思っております。そして、砂丘荘はこれまで湯量不足で配湯を中止された状態での営業が何回かあると、これは関係者から確認しております。

日置市の財政健全化計画及び市公共施設活用上からも早急に温泉給湯条例及び特別会計の見直しを行い、日置市内の同業他社とも公

平公正かつ自由な競争が行える経済社会にするべきではないでしょうか。

源泉の運営を適切に行うため吹上温泉審議会を設置するとあります。委員に吹上温泉の在する地区の代表者、それと学識経験者8名で組織するとあります。審議会や湯之元開発推進委員会の皆さんや旅館業者へ、日置市の所有する泉源及び給湯施設の無償譲渡と砂丘荘へ配湯しているお湯を給湯を行わない提案をし、協議を行うべきではないかと提案いたしますが、市長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○吹上支所長（江田光和君）

先ほど来ありますように、旧吹上町では国民宿舎建設計画を進める中で吹上温泉からの引湯に関し地元旅館業者から提訴され、その後和解や覚書を取り交わしながら、観光の拠点となる施設が必要だとして温泉を利用しました国民宿舎吹上砂丘荘を建設しております。

現在市が経営いたします吹上砂丘荘は温泉給湯事業により温泉を受給しておりますので、先ほども市長答弁しましたけれども吹上のまちづくりを十分検討した上で、吹上砂丘荘の今後の運営形態に照らし合わせながら、本事業の運営形態含め方向性を判断していくべきものと考えております。

○11番（山口政夫君）

難しい問題と理解はしております。何せ和解という公文書を交わしているわけです。ただし、これ判決じゃないと私思っております。和解ですのでお互い、双方で、先ほどから言うようにもう50年、60年経過しております。時代背景が違っております。和解というのはやはり話合い、協議で解消できるものとも理解しております。そういう意味で再度申し上げますが、これはそもそも湯之元温泉開発で湯量が減ったということで旧吹上町が60年前から始めた公衆浴場、これは60年前じゃないというふうにも聞いております。

以前から所有していたと。これは吹上町が以前から所有していた泉源の影響だというふうに聞いております。それとそのとき、新たな泉源を開発したときに、湯量が余ったから砂丘荘にお湯を引いて砂丘荘を営業したいということで、要するに泉源を掘るときには同業他社から同意書がいるわけですね、これは市長もご存じだと思います。そのときに、そういう約束はしていないということで裁判を提起されたと、そこは理解しております。

しかし、55年もう経過しておりますよね、先ほどから言うように時代背景、かなり激変しております。そのような中で、そして平成28年公衆浴場を閉鎖した後に貯湯槽も完成しております。その後各施設への配管工事も完成しております。

それと先ほど私が砂丘荘への配湯をやめればどうでしょうかと言ったのも、実は吹上の地域の皆さんに聞いても湯量が減ってきているんだと、であればもう砂丘荘やらんで吹上のここにふんだんに給湯したらどうですかというようなご指摘もいただきました。

そのようなことを考えれば和解書云々じゃなくて、吹上の地元の温泉業者の湯量を確保するという意味でもやはり泉源を譲渡して、地域の皆さんでどう温泉を生かして活性化するかという視点に立って、砂丘荘を一旦配湯をやめて譲渡という、私は、思いで提案しているわけです。

再度、最後に、もう時間もありません、最後に市長にもう一遍提案しますが、3つの泉源、それから貯槽とそれと配管、全ての施設、それを含めて砂丘荘への給湯をやめて吹上温泉の旅館業者の皆さんにふんだんにお湯を活用していただいた事業展開を望んで、無償譲渡ということを提案してですよ、すぐこれは解決に至るとは思っておりません。やはりそういう目的で協議を進め、対話を通じた協議を進めるべきと、最後に市長にご提案し、市

長のお考えを伺いまして私の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

議員おっしゃるように、地元での対話がまず最重要であろうというふうに認識をしております。それに当たっては、無償譲渡ありきではなく、まずは吹上地域の皆様が温泉を生かした戦略をどのように描いていただくか、それに我々がどう後押しをできるかという議論の延長線上で、とはいえたれども時間も限られているものではございますから我々としてもしっかりと、まずは吹上地域の皆さんとの、今後の温泉をいかに活用して町をつくっていくかという議論が前提になってこようかというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで暫く休憩します。

次の会議を2時10分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

[7番是枝みゆきさん登壇]

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。2日目最後の登壇となりました。どうか、お心を寄せて最後までお聞きください。

それでは、通告書に従い質問いたします。

1、子育て支援について。

（1）保育所等利用の認定について。

ア、本市の保育所申込み案内の保育の必要性の認定基準として、1就労、2妊娠出産、3保護者の疾病障がいなど、10項目が記されております。10項目めの市が認める前各号に類する状態について、具体的な内容の考

えを伺います。

イ、育児休暇を取得できないフリーランスや個人経営者、家族従事者、農家や個人商店などで働く母親は、授乳期の間、仕事をしながら育てる場合に、3歳児未満の兄姉の入園は認められないが、認定されない理由は何か伺います。

ウ、育児休暇のない自営業等の母親のために、乳児は手元で育てる場合でも、3歳児未満の兄姉の入園を認めないか伺います。

（2）ファミリーサポートで子育て支援を。

ア、忙しい親のサポートをするために、家事代行やベビーシッター、送り迎えなど、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートに取り組まないか伺います。

イ、シルバー人材センターとの連携で、サポートする有償ボランティアの登録ができるないか伺います。

大きな2番です。協働のまちづくりのための自治会加入促進の支援について伺います。

（1）地域ごとの自治会員の加入状況はどうか伺います。

（2）集合住宅に住む市民の加入状況と傾向はどうか伺います。

（3）市は自治会とは密接な連携を図りながら協働の仕組みを推進していくかといっていますが、加入・未加入の意思確認は各自治会に任せてあります。加入促進のために、市はどのような支援を行っているのか伺います。

（4）不動産団体と自治会加入促進に関する協力協定を結ばないか伺います。

（5）自治会を応援する条例、あるいは協働のまちづくり推進条例などを設置している自治体もあります。まちづくりにおける市の役割や支援等の必要事項を定めております。本市も取り組まないか伺います。

大きな3番です。若い世代の政治への関心・選挙投票率を上げるための取組について伺います。

(1) 衆議院選挙の年代別投票率から、本市の傾向をどのように分析しているか伺います。

(2) 期日前・当日投票立会人に、10歳代・20歳代の若い人を募集しないか伺います。

(3) 投票日に、子育て世代や若者が行きたくなるようなイベントを重ね、投票所に行きたくなるような工夫をしないか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

質問事項1、子育て支援についてのその1、保育所等の利用の認定についてのア、保育の必要性の認定基準について、回答いたします。

保育所等利用のための、保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則に規定されております。同規則第1条の5第1項第10号に規定する「前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること」については、個別の事情を勘案して判断されるべきであると考えており、あらかじめ定めることは困難であるため、現在のところは個別ケースごとの判断としています。

イ、育児休暇を取得できないフリーランス等において、3歳未満の兄姉の入園を認められない理由につき、回答します。

保育の必要性の認定事由については、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1項第9号において、育児休業をする場合であつて、当該育児休業に係る子どもの兄姉が保育園等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められることと規定されていることから、当該事由に該当しないと判断されるためです。

ウ、育児休暇のない自営業等の母親のために、3歳児未満の兄姉の入園を認めないかと

の質問につき、回答します。

保育所等の利用にあっては、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性を認定していく必要があります。現状として、認定事由に該当されない保護者に対しても、保護者が抱える不安に寄り添い、内容に応じた子育て支援に関する提案等を行っているところですが、既存の制度の仕組みの中で、どこまで対応が可能なのか検討していきたいと考えています。

その2、ア、ファミリーサポートについて、回答します。

現在、家事代行等の問合わせがあった場合には、民間の事業所等や各種事業の案内をするなど、社会資源を把握し、紹介しているところでございます。

ファミリーサポートセンター事業については、以前、先進地視察やアンケート調査等の結果により、検討を重ね、見送った経緯があります。

現在、コロナ禍であり、社会情勢も大きく変化していることから、チャイマルによる調査などを踏まえ、検討を継続していきたいと考えております。

イ、有償ボランティアの登録について、回答します。

ファミリーサポートのような家事代行や送り迎え等のサービスについて、シルバー人材センターとしての対応は、現時点では難しいとのことでしたが、登録されている方々の意向等については、確認する必要があると考えます。

質問事項2、自治会加入促進の支援についてのその1、加入状況を回答します。

令和3年度の自治会調査により、自治会加入率は、東市来地域94.2%、伊集院地域89.7%、日吉地域90.5%、吹上地域94.2%で、市全体では91.6%となっております。

その2、集合住宅に住む市民の加入状況と傾向について、回答します。

集合住宅の個別の加入状況は把握しておりませんが、自治会長連絡協議会では、加入していただけていない状況が多いと聞いております。また、自治会加入の勧誘に訪ねても、日中は不在の方も多く、苦慮しているとの意見も聞いております。

その3、加入促進の支援について、回答します。

自治会は住民相互の組織であるため、加入の意思確認は市では行えないことから、転入時に該当の自治会名、自治会長名、自治会長の連絡先を記入した自治会加入促進リーフレットを配布し、自治会活動への参加を促進しております。

また、自治会長へは、加入促進の進め方などを記載した自治会加入促進マニュアルを配布し、支援を行っております。

その4、協力協定について、回答します。

集合住宅への入居者に対しまして、鹿児島県宅地建物取引業協会へお願いし、本市会員へ自治会加入促進リーフレットを配布し、入居者へお渡しいただくように、ご協力をいたしております。

その5、条例設置について、回答します。

自治会を取り巻く情勢も大きく変わってきており、自治会でどういったことをする必要があるのか、また、その取組に市としてどのような支援が必要なのかを、まずは整理していくかなければならないと考えております。そのためにも、市自治会長連絡協議会と連携し、協議していきたいと考えていますので、現在のところ条例の制定については考えておりません。

質問事項3につきましては、選挙管理委員会委員長より、回答いたします。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口

亮君）

3番の若い世代の政治への関心、選挙投票率を上げるための取組について。

1番目の本市の傾向の分析について、お答えいたします。

10月に執行されました衆議院議員選挙の本市における10代の抽出投票率は50.91%で、市全体の投票率61.08%より、10.17ポイント低く、国の抽出調査によれば、10代の投票率は43.01%で、有権者全体の投票率55.93%より、12.92ポイント低い状況でございます。

過去の衆議院選挙や県知事選挙のデータと比較すると、投票率は本市のほうが高いものの、年代別の投票率は、国や県と同様の傾向にあります。

その2、投票立会人に、若い人を募集しないでございます。

本年度執行された市長・市議選挙及び衆議院議員選挙で高校生や大学生に投票立会人を務めていただき、選挙への関心が高まったとの感想をいただきましたので、投票率の低い若年層の立会人の公募については、実施に向けて募集方法等を検討しているところでございます。

その3、投票に行きたくなるような工夫をしないかについてでございます。

来年度から市内の投票所を38か所から8か所に再編することで、当日投票も期日前投票のように、どの投票所でもできるなど、投票場所の自由度は広がり、ご提案のようなイベントに合わせた実施も可能となります。

政治的中立などの観点から、イベント内容を慎重に判断する必要がありますが、投票を呼び掛ける民間への支援等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは改めまして、子育て支援（1）に

について、2回目の質問をいたします。

個別のケースにより、これまでに類する状態で認定された事例はあるのか伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

これまで実績はございません。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

私が今回提案したことは、育休を取得できないお母さん方から出てきた相談ですが、市は、これまでにそのような相談を受けていないのか伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

直近でのご相談というのもございました。例を少し挙げて言わさしていただきますと、例えば、自営業者の方で出産後、保育園に通っている兄姉を引き続いて、保育園に通わすことができないのか。また、産まれたばかりの乳児さんは自宅で面倒を見たいということで、一方は保育園に通わし、一方は自宅で見る、そういうことってできないんですかというようなご相談というのは、受けております。

それに対しまして、先ほど現状を申し上げましたけれども、兄姉だけを引き続いて保育園に入所させるのは、保育要件に該当しないため、なかなか難しいですよね、という回答をしております。

そういった場合は、2人とも自宅で面倒を見るか、もしくは、出産後、8週後の翌月から保育認定を受けて、産まれたばかりのその乳児、それから兄姉も保育園に入れることを検討していただけませんかというようなご提案をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

今、ご答弁いただきました。自営業という職業を選んだ時点で働くを得ない中、乳児は働きながらも何とか手元で育てたいと。産休の8週が明けて、まだ外に出すことには抵

抗をお持ちのお母様方もいらっしゃることでしょう。発育状態にもよると思いますが、一定期間、乳児は授乳等もあります。手元で育てたいとの思いで頑張っていらっしゃる方々もいらっしゃいます。

しかしながら、現行では、乳児を働きながら育てていらっしゃるのならば、まあ、子育てはできるのねという判断から3歳児未満のお兄ちゃんお姉ちゃん、1歳児や2歳児ですが、預かれませんという線を引かれております。3歳児未満の子どもが今まで通所していた保育園も退所していただきますという、そのような制度を取つておるわけです。

お聞きいたします。乳幼児と2歳児、この発育の違いはどういうふうに認識していらっしゃいますか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

2歳児は活動範囲が広く、また、自我の目覚めによりまして、これをしたいとか、これは嫌だなどの意思表示も出てまいります。保護者が対応に困る場合も多々あるというふうに思っております。

また、発育の状況によっては、保護者の指示を理解できないため、目を離せない状況であるというふうに認識をしております。

乳児につきましては、夜泣きとか、特に8～10か月くらいからは、ハイハイやつかまり立ちが始まります。そういったことで、同じく目を離せない状況だというふうに認識をしているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

今おっしゃられたように、本当に目を離すと危険がいっぱい、乳児につきましても、それから1歳児、2歳児はなおさらのこと目を離せないということです。そういった1歳児、2歳児を見ながら仕事をするということは、並大抵のことではありません。何らかのサポートを受けながらでなければ厳しい現実です。

自宅で子どもの世話をしながら仕事をする、いわゆる同伴就労の母親の支援をする日置市であってほしいという思いから日置市独自の施策を講じるべきだと思って提案しているところでございます。

既存の施行規則は、夫婦とも会社等に勤める方々を基準としており、実態に追いついていない部分があります。このような事例につきましてご相談もあったということですが、討論、会議、こういう事例についてのようなものは、これまで持たれなかつたのかお聞きいたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

直近でしか私も存じ上げないんすけれども、福祉課内では、こういったことを相談があつたんだけれども、どうしたものかという協議はしているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

協議はなさってらっしゃるということで、これからの方もしっかりと見届けていきたいと思いますが、先ほど、2番議員の回答にもありましたように、定員に達していない保育所はありますとの答弁がありました。

また、そのような園では、認定に類する状況ということで認めてもらえることはあり得るのか伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

定員に達していない保育園というところは、相談があった場合は、例えば、別の地域に住んでいらっしゃっても、その定員には達していない、例えば、ほかの地域だとすると、そちらでもどうでしょうかというご案内はさしていただいております。基本的には保護者の皆さんに1番から3番までの希望ってどこがありますかというご案内をさせていただいておりまして、その3つがなかなかかなえられないということであれば、4番目、5番目の希望を順次確認をしていくという受け

取り方をしているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ということは、可能であり得るというよう認識してよろしいでしょうか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

保育要件に該当して、1点、なおかつ、保育園が空いている状況ということであれば、可能だというふうには思っております。

○7番（是枝みゆきさん）

わかりました。入園の認定を受けなくともできる保育所等でのサポート制度など、どのようなものがあるのかを伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

保育園等で実施しているものに、一時預かり事業等がございます。日常生活上の事情や社会参加などによりまして、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援の一つというものです。

○7番（是枝みゆきさん）

本当に母様方の精神的なサポートをする大切な事業だと思っております。0歳から2歳児の一時保育の利用案内、これはどのように行っているのか伺います。

また、利用料金が発生すると思うますが、料金はどのようになっているのか、発生するなら市内一律となっているのか現状をお伺いいたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

先ほど申し上げましたように、まず、窓口で一時預かりのご案内をさせていただいております。

そして、利用料金でございますが、まず、無償化制度というのがあります。保育認定を受けたんだけれども園に入っていない方で、3歳から5歳児が利用した場合、利用料が月額3万7,000円まで。それから同じく0歳から2歳児までの方、これは非課税世帯

の子どもが一時預かりを利用した場合、利用料が月額4万2,000円までが無償化ということになります。

また、幼稚園型におきましては、保育認定を受けた3歳児から5歳児までは月額1万1,300円までが上限というふうになっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

上限について今お話しいただいたところですけれども、認定をされていないところの子どもの一時預かり、2歳児までですね、3歳未満の子どもたちの一時預かりの料金設定というのはどのようにになっているかというところもお答えください。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

各園で料金設定が異なっております。一般型と幼稚園型というのがございますけれども、一般型につきましては、おおよそ1,000円前後であるという認識であります。

また、幼稚園型につきましては、これもいろいろございまして、1時間当たりとか、1回当たり、もしくは月額、そういう形で、当然1時間当たりであれば100円とか何百円とか、そういう設定になっているというふうに認識をしております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

おおよそ1,000円というのは、多分1日預かりということで1,000円前後の設定になっていると思います。多分、お昼ご飯も入っての値段なのでしょうか。確認いたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

給食込みというふうに認識をしております。

○7番（是枝みゆきさん）

保育園では、大切な子どもたちを預かる現場として様々なご苦労がおありだと、そういった中、愛情を持ってご勤務なさっているこ

とを感謝申し上げます。

今、いろいろな規定の中で、今すぐ認定をすることが難しければ、日置市でできるサポート、そういうことを整理されて、先ほど1回目に市長が答弁されましたように、保護者の不安に寄り添っていくとともに、育休のない、いわゆる同伴就労で働くお母さん方にできるサービスを窓口でスムーズに説明ができるようにしていただきたいと。

また、保育所等利用申し込み案内にある「実施園にお問合せください」の部分も今ご回答いただいたような詳しく説明ができる部分には、できるだけ丁寧な掲載に努めていただき、相談にもちらんお見えになられるんですが、その前に判断材料となるようなそういった申込み案内にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

保護者に寄り添った形で相談に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

寄り添っていただきたいんですが、申し上げましたのは窓口でのスムーズな説明です。そういうことを務めていただきたいんですがということと、その申込み利用案内の中に、もっと詳しく掲載していただけないかということを今、聞うたところでございました。いかがでしょうか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今、利用案内ということで冊子を作っております。11月いっぱいが基本的に申込み期限ということだったんですけども、その利用案内につきましては、また課の中でもしっかりと議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

同伴就労の母親は大多数ではないとは思いますけども、今後、女性の起業家も増えてくると考えられますし、在宅ワークも広がりを見せております。

本日も、傍聴席に座って回答を聞きたいと言われるお母様方が実は十数人いらっしゃったんですが、子どもの外出をやめたほうがいい、控えたほうがいいということで、今、インターネットの向こうで多分固唾を飲んで聞いていらっしゃるというふうに思っております。

現行の認可保育園制度は、実態に追いついていっていない部分があります。保育所等におきましても、柔軟な対応ができれば、そのような母親の肉体的・精神的な助けになることに間違いはありません。

市としましても、保育所等にご協力を仰ぐ努力をしていただきたいと考えております。

市長はこのような実態があることはもちろん御存じだと思っておりますが、このことにつきまして、市長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○市長（永山由高君）

保育の認定についての考え方が、育児休業を取れる方々を前提とした制度設計になっていることについての疑問と、ある種の憤りを私も実は思っておる次第でございますが、これについては、やはり既存の制度の中でどこまでの対応ができるかということと併せて、どうしても今制度では対応できない部分に対して、いかにお母様方、お父様方に寄り添う対応を我々としても準備していくかというところが、やはり重要であろうと言わざるを得ないということが今の私の見解でございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

続いて、（2）の質問に移らせていただきます。

延長活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業については、以前、14番議員より提案がございました。国や県の補助事業の対象となっております。薩摩川内市では、300人前後のお願い会員、それから180人ほどの任せて会員の登録があり、月々80件から100件のサポートが行われているとお聞きいたしました。

サポートには様々な要件があると思いますが、本市、チャイまるで民間サービスの紹介を行った実績はどうでしょうか。それらの相談を本市内で受け入れる事業所はあるのか伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

子育て支援包括支援センター、チャイまるへの問合せにつきましては、開設時から現在までのところ、19件ほど問合せがあって紹介をしている状況でございます。

受け入れる事業所については、希望されるサービス内容によって受入れ可能な事業所もあるというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

多分、民間の代行サービスですね、金銭的に余裕のある方々は利用できていくと思われますが、一般的には負担が大きく感じられるのではないかなど予想しているところです。

以前、前市長が、社会福祉協議会や人材センターの方々と検討していきたいと答弁されていますが、市ではその後、どのように進められてこられたのか伺います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

昨年、9月から11月にかけて、ファミサポに限定したものではございませんけれども、乳幼児健診の際に、一部年齢層の世代に対し、アンケートを実施いたしました。

これによりまして、その前、平成28年でどうか、アンケートを取っておりますけれ

ども、それも含めまして再度検討いたしましたけれども、現状では、社会福祉協議会やシルバー人材センターとの育児支援に関するサービスは難しいのではないかというふうに考えております。

ただし、市長答弁にもあったように、コロナ禍によりまして社会情勢も変化しております。そういったことから、チャイまるによりまして、引き続き、社協、シルバー人材センターにも援助できる体制づくりについて相談をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

サポートの内容といいましたら、要件は様々だと思っております。要件によっては、ぜひ地縁つながりというか、日置市内の中で先輩方の力を借りができるようなそういった制度、システムをつくっていただいて、ぜひつなぎの役割をもっともっと積極的に進めていくことが必要ではないのかなというふうに考えております。

最後に、市長にお伺いいたします。本市では、令和2年から10年間、毎年20組の子育て世代の移住・定住促進を目標としております。また、農林水産業等におきましては、新規就農者、それから後継者の確保、担い手の育成などにも取り組んでいるところです。

先ほど、2番議員もおっしゃいましたが、そこには必ず子育てが関わってまいります。子育ても仕事も日置市でと言えるような、ぜひ日置市独自の保育所等の認定条件の緩和も含めまして、子育てサポートのきめ細やかな支援をすべきだと考えております。

ぜひ、子育て中でもあられます市長のお考えをお聞きいたしまして、子育ての質問は終わらせていただきます。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、今働き方が多様化し

ているというのは事実でございます。それに対して、既存の制度が十分に対応しきっているかというと、まだまだ十分ではない部分が多いように、これは個人的にも感じているところでございます。逆に申しますと、フリーランスや自営業、農家の方々が子育てをしやすい環境をつくることは、日置市の優位性を高めるということにも直結してくると私も思っておりますので、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは続きまして、協働のまちづくりのために自治会加入促進の支援について、

(1)と(2)につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

ある自治会の集合住宅の加入状況を調べていただきました。その結果、家主の協力をいただき、契約時、家賃の中に自治会費込みで契約している等の世帯は100%の加入率となっております。そうでないところは0%、あるいは50%に満たない状況です。

ちなみに、同自治会にあります公営住宅、県営、市営ございますが、そこは100%の加入率のため、自治会全体としては、集合住宅は75%の加入率となっていることがわかりました。

しかし、住宅によって加入の差が出ていることはもう歴然としております。このようなことから、本市全体の加入率は91.6%でも、集合住宅については問題だと考えております。

令和2年度日置市自治会調査の集計表によると、未加入者の41%が集合住宅であると出ております。

自治会長さん方から加入率の低さ、それから中には、転入してこられても、隣同士挨拶もなく、お互い誰が住んでいるか分からぬという不安な状況もあるというふうに聞いて

おります。

国勢調査員をされた方々からは、朝昼晩いつ訪ねても反応がなく、何だ、惨めな思いがしてきたというお声もお聞きいたしました。

このような状況が進めば、災害時や予期せぬ社会変化があった場合の対応に支障も出てくるのではないか、掲げる「ふれあいあふれるまち ひおき」の実現も少しづつ後退していくのではないかと不安もよぎります。

市はそのような現状に対して、自治会との関わりをどのように進めていく必要があるとお考えなられるのか伺います。

○地域づくり課長（有島春己君）

市の状況といたしましてなんですが、まずアパート、マンションのような集合住宅では、早朝、夜勤、勤務体系も様々な方も入居していたり、月に数日間しか在宅されていない方など、日中に会えない、もしくはまた、自治会の加入のお願いすらできない入居者もあることは聞いております。

市としましては、自治会長連絡協議会と連携を取りながら、自治会の加入を促すために、自治会に興味を持っていただくには、どのようなことに取り組んでいけばいいのかとか、そういうような研究、研修を行っていきたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

いろんな活動で興味を持っていただきたいとは思いますが、なかなかその活動に参加できないという現状があると思っております。

(3) の回答いただきまして、転入者がみえた場合に渡される、自治会の重要性や活動のことなどを掲載された日置市自治会加入促進リーフレットが案内されていました、自治会加入促進マニュアルも、こういったことも配布されているということは確認しております。

しかしながら、市役所での住民異動情報確認で30%は同意が得られないという結果が

出ております。同意が得られない理由はどのようなものがあるとお考えか伺います。

○地域づくり課長（有島春己君）

異動情報の同意についての詳細な理由につきましては、把握はできておりませんが、最近は自分自身が知らない中で個人情報が流出するのではないかなど、危惧される方もいらっしゃるのが現状です。近年、個人情報の取扱いに関しては敏感になられている状況というのも理由の一つなのかなと考えるところです。

しかし、中には、異動情報の同意はされないんですが、ご自身で自治会長さんへ直接連絡し、自治会に加入されるという方もいらっしゃるっていうのは聞いております。

また、最近都市部からの移住、定住というのもあったりして、都市部からの転入者というのは、前住所地で、都市部なもんですから、自治会への加入していなかった、また、自治会に対しての関心、意識がそういう相違があったりとかして同意しない、その場面では同意しないという方もいらっしゃるというふうには聞いております。

○7番（是枝みゆきさん）

それぞれ信念をお持ちでお答えなさっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、鹿児島市内から転入された方が日置市の自治会に入って、「こんなことまでしてもらえるの、こんな楽しいの」と、ものすごくびっくりされたというような声も聞いております。自治会入るとこんな楽しいこともあるよ、こんなこともやるんだよと、窓口でアピール研修とか、そういったものもやっていただきたいと思います。

(4) に移ります。本市にある不動産事業所をお尋ねいたしました。賃貸入居者に対して、自治会加入費の支払いや自治会内の清掃の協力、ごみ出しの決まりなど、お願い・ご協力をされておられることが分かりました。

しかしながら、厳しい現実があるということあります。

自治会長さん方からは、大手マンションの不動産管理会社や家主さんへの協力を求めることも必要ではないかとの声も上がっておりまます。

鹿児島市では、町内会加入促進に関する協力協定を県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会県本部と締結しております。

不動産団体は、その会員が不動産の契約時の際に、自治会に関する情報の提供や入居者に対しての加入の働きかけを行うよう、協力するなどの協力項目が記されておるところであります。

集合住宅等に対してスムーズな加入が進められるよう、本市ではどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

お答えします。日置市では、今議員がおっしゃられたような協定書というのは結んでおりません。他の市町村のような不動産業者との協定書は結んでいないんですが、私たちどもでは、鹿児島県宅地建物取引業協会に日置市内で加入されている不動産業者に対して、自治会加入リーフレットをそれぞれ配布して、説明し、協力をいただいているところでございます。

なので、協定協力は結んではいないんですが、類似した内容の活動は実施しているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

鹿児島市では、賃貸マンションの建築確認の交付時に、建て主に自治会加入の案内パンフレットを入れて協力を求めていると聞いております。

本市もぜひ、交付の際に案内プリントをそういう書類にちょっと添えるなどして、協力を求めることはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

リーフレット、パンフレット等の配布についてはできると思いますので、今後取り組んでいきたいと思います。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、（5）に移らせていただきます。3月議会において、8番議員より条例制定を求める提案がありました。当局より、その必要性も含めて自治会長の協議会と協議して、連携して協議していきたいとの回答がございました。その後、全国的に見ると令和2年度以降に自治会を応援する条例、あるいは協働まちづくり推進条例などとして設置している自治体も出てきております。まちづくりにおける基本理念を定めて、市の役割や、今後、支援等の必要事項を定めて誰もが安心・安全に暮らせる地域実現のための条例です。

自治会長連絡協議会も今後、ぜひ協議して進めていただきたいと考えております。いかがでしょうか、その辺はそのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（有島春己君）

今、議員がおっしゃられたとおり自治会長連絡協議会とはもちろん協議していきたいと思います。

条例などを定めている多くの自治体なんですが、結構、都市部のほうの自治体に多い傾向があったところでございます。そうした中で、自治会加入率も5割を切るような自治体であったり、そういうような状況が見えたところです。

ただ、加入の促進という面では、条例を定めても直接つながらない状況であるというところも聞いております。今、議員からも提案があったように、以前の質問でもあったように、また今後、本市でも自治会連絡協議会と、本市自体が今自治会加入率が下がっていく傾向もあるので、自治会の協力支援については、自治会連絡協議会とまた連携しながら協議を

続けていきたいと考えております。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩をします。

次の開議を3時10分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き開議を開きます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは最後に市長にお伺いいたします。今、核家族が増えて働き方も多様化しております。集合住宅等に一時的に住まわれる方も日々の活動になかなか参加できない、こういった現状もありますが、せめて、ごみ出し、それから回覧板の閲覧など、生活のちょっとした部分でもお互いがつながる関係が築かれるよう、ぜひ自治会を応援して加入促進のサポートをすることは、市と自治会の協働のまちづくり、住みやすい安心・安全なまちづくりというところで欠かせないことと考えております。最後に、市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、自治会が日置市のまちづくりで非常に重要な位置に位置しているというところについては、完全にもう、私も同意するところでございますけれども、答弁でも申し上げましたとおり、自治会は住民相互の組織であると、これもまた一つの大前提であるというところから、いかにこの自治会で活動することの意味や、議員がおっしゃるように、逆に魅力、楽しさ、面白み、そういった部分の情報発信をするとともに、多様化する働き方に対応することを考えると自治会活動においても多様な方が関わりやすいような努力、工夫を取っていただきやすくなるべく情報提供等には努めてまいりたいと。あわせて、自治会の情報についても我々も側面

支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは続きまして、大きな3番に移らせていただきます。（1）2回目の質問をいたします。

市の調べによりまして、限られた投票区の結果ではありますが、10代若者のおよそ半分は政治に対する意思表示を今回していないわけです。20歳代に至っては、70%から60%。中でもとりわけ25歳では75%が投票をしなかったという結果になっております。主権者教育や啓発などの努力もありながら、様々な理由からこののような結果になっております。70歳代の80%を超える投票率。ここからしたときに、果たして若者の民意が政治に反映されているのか、いくのかという課題が見えてまいります。

次回の参議院選挙に向けてシステムの大きな変化が予定されておりますが、若者に視点を当てた投票所の在り方として、どのような改善を予定しているのか。また、結果ですね、どのような利点があるのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

来年の参議院選挙から、これまで指定投票所でしかできなかった当日投票が期日前投票のように市内どこでもできるようになります。若年層にとっても用事やイベント等に併せて最寄りの投票所で投票できることや友人と誘い合って行けることなどは、投票行動につながるのではないかと期待しているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

今、お答えいただきましたように、日置市内どこにいてもどの地域からでも投票ができるということは、そういうことが投票率アッ

プにつながってほしいと、その行方を楽しみにしております。

続きまして、（2）ですが、今回、若者の投票についていろいろ調べていきました。そして、興味深く心に残った次のような意見がありました。「僕の回りには政治に関心があり、投票に必ず行くという若者がいた。彼の影響に、政治に関心がない僕も投票に行ってみることにした。するとどうだろう、僕は少しずつ、政治に関心をもつ持つよう変わった。投票を行うことで政治について関心を持つようになった」というものです。

まずは、難しく考えずに選挙に参加してみるということを入り口にすることが大切だという意見が多く出されているということに気がつきました。今はＳＮＳ等で簡単に発信できる時代です。今回の衆議院選挙でも、選挙に行きましたというインスタグラム等で発信した若者も多くいたと聞いております。一人の発信があつという間に広がってゆく時代になっております。

そのようなことから、立会人として参加することをきっかけにより多くの若者に選挙に興味を持ってもらいたいと提案するものでございます。本市でも既に高校生、大学生の立会人の実績はあるとお聞きしましたが、ある自治体では立会人の募集をして公募者の登録を行うと。そして選任に当たるということをやっております。選挙の重要性をより身近に感じる機会になるのではないかでしょうか。次回から行われる移動投票所などは、地元日置市を知る機会にもなるのではないかと思います。

ぜひ、積極的な若者の立会人参加、これを望むのですが、来年の夏、参議院選挙公募されるのかお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、選挙に関心を持っていただけるのではないかというようなことも含めて今年度、立会人を務めていただいたわけですが、今年度については、こちらからお願いするような形で取り組んだところでございます。

その方々から、選挙への関心が高まったというような感想もいただいておりますので、ぜひ若年層の立会人の公募については、取り組んでいきたいということで考えております。

また、その応募については、インターネット等を活用しまして若年層の負担にならないような形で進めてまいりたいと、そういうふうに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

全ての世代の民意が反映されるためには、行きたくなる、行きやすい投票所づくりの工夫が投票率アップにもつながると考えます。以前、17番議員の質問に対して、商業施設での期日前投票を実現したいとの回答がございました。今回の衆議院選挙では実施されなかったのですが、今後どのように進めていかれる予定か、お尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

今回の衆議院選挙においても、商業施設のほうでやりたいということで施設側に申出をしたところでございますが、新型コロナウイルス感染症等の影響についてをも考慮して、施設側のほうから今回についてはまだちょっと時期が尚早であるというようなご回答をいただいて実現しなかったところであります。

施設側との基本的な合意は得られているというふうに考えておりますので、実現に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

先般、衆議院選挙とオリバーランドが重な

りました。オリバーランドイベント会場には10歳代から20歳代と思われる方々の参加が多く見られました。気候もよく、天気がよかつたことも重なりましたが、このようなイベントと投票所が連携できないかと考えます。

また、長崎県の大村市では、投票を行った人を対象に、長崎県大村市内の飲食店などで料金割引といったサービスを受けられる「選挙割」を発行しています。一日の楽しいスケジュールの中に投票の時間を入れ込む。民間の取組と投票日をマッチングさせるなど、工夫をされてみませんでしょうか。

明るい選挙ができる、明るい投票所の工夫をまだまだ考えてもらいたいと思います。明るい回答を期待いたしまして、最後の質問といたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

選挙割などの投票を呼び掛ける民間の方々への取組につきましては、選挙管理委員会として支援に努めてまいりたいというふうに考えております。また、選挙当日の一日の楽しいスケジュールの中に投票時間を入れ込んでいただけるように、市内の有権者には、イベント会場に近い市内のどの投票所でも投票できる制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

△散　　会

○議長（池満　渉君）

本日の一般質問はこれで終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。明日2日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後3時20分散会

第 4 号 (12 月 2 日)

議事日程（第4号）

日 程

事 件

名

日程第 1 一般質問（14番、6番、10番、16番、13番）

本会議（12月2日）（木曜）

出席議員 20名

1番	中 村 清 栄 君	2番	元 山 寿 哉 君
3番	福 田 晋 拓 君	4番	長 倉 浩 二 君
5番	下 園 和 己 君	6番	佐 多 申 至 君
7番	是 枝 みゆきさん	8番	富 迫 克 彦 君
9番	重 留 健 朗 君	10番	福 元 悟 君
11番	山 口 政 夫 君	12番	中 村 尉 司 君
13番	留 盛 浩一郎 君	14番	黒 田 澄 子さん
15番	下御領 昭 博 君	16番	山 口 初 美さん
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	漆 島 政 人 君	20番	池 満 渉 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 内 山 良 弘 君 次長兼議事調査係長 神 余 徹 君
議事調査係 松 永 真 君

地方自治法第121条による出席者

市 長	永 山 由 高 君	副 市 長	井 多 原 章 一 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	有 村 弘 貴 君	産業建設部長兼農林水産課長	城 ケ 崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	福 山 昌 己 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日 吉 支 所 長	丸 田 明 浩 君
吹 上 支 所 長	江 田 光 和 君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬 戸 口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	上 村 裕 文 君
地域づくり課長	有 島 春 己 君	税 务 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久 木 崎 勇 君	福 祉 課 長	濱 崎 慎 一 郎 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 険 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悅 次 君	農 地 整 備 課 長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学 校 教 育 課 長	渦 尾 文 輝 君

社会教育課長 横枕広幸君 会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
監査委員事務局長 内山良弘君 農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

[14番黒田澄子さん登壇]

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

先日、新聞に大東建託調査結果が掲載されており、なんと日置市が、県内で一番住み続けたい町となっていました。私も30代で移住し28年目、住みやすくなってきたとの実感はありました。第1位のニュースは今年一番うれしい記事でした。これからも、皆様が住み続けたいまちづくりのための政策提案を、私も一生懸命頑張って続けてまいりたいと考えております。

12月に入り、コロナ禍でもサンタさんが来るのを待ち望む子どもたちの姿に元気をもらい、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、公共施設のLED化の今後の計画について。

1点目に、進捗状況と今後の計画。

2点目に、国体開催の体育館のLED化計画。

3点目に、鹿児島市のリース契約でのLED化の現状と効果を市はどうお考えかをお尋ねいたします。

次に、低出生体重児とその保護者の支援について。

1点目に、本市の近年の低出生体重児の出

生数、割合の現状と動向について、499g以下、500gから999g、1,000gから1,499g、1,500gから1,999g、2,000gから2,499gの別でお尋ねをします。

2点目に、本市におけるこれまでの支援の取組について。

3点目に、低出生体重児とその保護者への配慮すべき内容は。

4点目に、当事者間で交流できる場の提供はできているのか。

5点目に、現状の母子手帳だけで低出生体重児への対応ができていると考えるのか。

最後に、当事者親子に寄り添った低出生体重児のリトルベビーハンドブックについての認識と見解についてお尋ねします。

3番目に、24時間使用できるAED設置と、利用の際の女性への配慮について。

1点目に、24時間使用可能な本市設置のAEDの状況は。

2点目に、女性に配慮したAED利用時の本市の取組は。

3点目に、女性の胸部を隠す布をAED機器に附属できないかお尋ねします。

4点目に、コロナに起因する大きな借入金を抱える中小零細企業への今後の支援策について。

1点目に、コロナ発生に起因する年収相当以上の借入れを行っている中小零細企業の状況を市はどう捉えているのか。

2点目に、今後、返済不能等で倒産を防ぐ手立てをどう考えているのかお尋ねします。

5点目に、国は11月26日に、これまで定期接種でありながら積極的勧奨を8年間やめていた子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を再開すると発表しました。質問の通告時と変化がありましたので、ここでは再開を想定しての質問を、再開決定を見ての質問とさせていただきたいと思います。

1点目に、国が定期接種の積極的勧奨を再開、今後の市の対応について。

2点目に、定期接種でありながら対象者にお知らせさえできておらず、無料接種の情報が出されなかつたことにより機会を逃した女性に対して、キャッチアップについて前議会で提案をしておりました。今、国も協議中ですが、この実施が決定された場合の市の対応をお尋ねします。

6番目に、G I G Aスクール構想で配備されたパソコン、タブレットの故障時の対応について。

1点目に、機器導入時の保証内容について。

2点目に、故意ではないが、児童生徒等によっての故障の場合の対応はどうなるのか。

3点目に、全国的にはどのような対応をしているのかをお尋ねし、1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

質問事項1、公共施設のLED化についてのその1、進捗状況と今後の計画について回答します。

進捗状況につきましては、市内212施設のうち、LED化が完了している施設が19施設、一部完了が65施設、未実施が128施設であります。

今後の計画では、令和4年度に4施設、現段階で令和5年度以降に計画しているものが47施設であります。

その2につきましては、教育長より回答いたします。

その3、リース契約について回答します。
鹿児島市においては、平成29年度からリースによるLED化に取り組まれているとのことで、現在11施設で契約しているとのことであります。

次に、その効果につきましては、工事方式と比較して、大規模な施設のLED化を短期

間で実施できること、それに伴い、省エネ効果を早く享受できること、支出を平準化できることが挙げられるとお聞きしております、今後、本市においてLED化を進めるに当たり、大変参考になると考えています。

質問事項2、低出生体重児についてのその1、出生数、割合について回答します。

令和元年の本市の低出生体重児の出生数は、499g以下がゼロ人、500gから999gが1人、1,000gから1,499gがゼロ人、1,500gから1,999gが5人、2,000gから2,499gが30人となっています。

経年で見ますと、平成29年が43人、12.5%、平成30年が42人、12.2%、令和元年が36人、12.1%となっており、割合としては横ばいとなっております。

その2、これまでの支援の取組について回答します。

低出生体重児については、産院から保健師面談の依頼があり、入院中に退院後の生活について面談を行い、安心して生活が行えるよう支援を行っております。

また、赤ちゃんの世話などに不安がある方などに対し、産後ケアサービスや新生児訪問などを実施しています。

その3、保護者へ配慮すべき内容につき回答します。

低出生体重児の保護者、特に母親については、小さく産んでしまったと自責の念に駆られたり、周囲の心ない言葉に傷ついていることがあります。また、発達が遅れるのではないか、病気にかかりやすいのではないかとの不安も多く聞かれます。

保護者の不安な気持ちに寄り添い、発達状況を確認しながら必要な支援につなげていくことが必要と考えます。

その4、交流できる場について回答します。
低出生体重の一要因でもある多胎児につい

ては、双子の会を設け、親子で交流を行い情報交換などを行っていますが、多胎児以外の当事者の交流の場は設けておりません。

その5、低出生体重児への対応につき回答します。

現状の母子手帳は一般的な発達状況を記載するようになっており、低体重児への対応ができる内容とはなっていませんが、健診や育児相談などの場で個別に説明を行い対応しています。

また、鹿児島県が低体重児を対象にした母子健康手帳「すくすく」を作成し、医療機関を通して出生後の保護者へ配付しており、医療機関と保護者、市が連携しながら、それを活用しています。

その6、リトルベビーハンドブックについて回答します。

各県で低出生体重児を対象としたリトルベビーハンドブックが作られており、それぞれ特徴が異なり、一概には見解を申し上げられませんが、当事者目線に沿った内容を掲載してあるものも見受けられ、よい内容であると認識しています。

質問事項3、AED設置と配慮についてのその1、AEDの状況について回答します。

日置市内のAED設置状況は、日置市ホームページでも掲載してあるとおり195件です。この中で、消防本部など、24時間誰かが常駐している施設では使用可能と考えます。

その2、本市の取組について回答します。

救急講習時に電極パッドを貼った後、上から上着やタオルなどをかけたり、服の下で下着をずらして素肌に直接貼るなど、プライバシーに配慮した指導を行っております。

その3、女性の胸部を隠す布について回答します。

AEDが設置されている状態に応じて、収納ボックスであれば布を併せて収納でき、事務所等であれば布と一緒に置くなどの対応は

可能であります。

質問事項4、中小零細企業への支援策のその1、状況について回答します。

個々の借入れ状況までは把握できておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、本市の事業継続支援策の申請・支給状況や、県融資制度等に係る認定事務件数などからも、幅広い業種において売上げ減少など大きな影響が生じているものと認識しております。

その2、手だてについて回答します。

これまで、また、現在も、給付金事業や感染症対策に係る補助金、プレミアム付き商品券の発行による消費喚起など、市としても中小企業者等に対する事業継続の支援策を講じております。

しかしながら、ご指摘の倒産を防ぐ手だてなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う支援策等については市ののみでは困難でありますので、国や県、関係機関などとも連携、協力しながら、今後も引き続き各種支援策に取り組んでいく必要があると考えています。

質問事項5、子宮頸がんワクチンについてのその1、本市の対応を回答します。

国は、積極的勧奨を来年度にも再開することを決定しましたので、今後、決められた方針に従って進めていきたいと考えております。

その2、接種機会を逃した女性たちへの救済措置について回答します。

国は、接種機会を逃した女性への救済措置を取る方針も固めており、今後、対象者などを具体的に詰めていくこととしていることから、決められた方針に従って進めていきたいと考えております。

質問事項6につきましては、教育長より回答いたします。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1のその2、国体開催の体育館のLED化についてでございますけれども、令和5年度特別国民体育大会のレスリング競技の会場として、吹上浜公園体育館が決定しております。国民体育大会施設基準には照度について示されていないことから、大会に向けての設置は計画しておりません。

しかし、水銀灯の製造、輸入が昨年から禁止されていることから、LED照明については他の施設も含めた設置計画を検討してまいります。

続きまして、質問事項6のGIGAスクール構想で配備されたパソコン、タブレットの故障時の対応についてお答えをいたします。

その1です。タブレットなどの機器の故障について、1年間はメーカーの標準保証が適用されます。

また、破損については、リース期間である5年間は動産保険に加入しており、落下による破損や盗難、風水害による被害など、偶発的な破損の場合は保証の対象となっています。

その2でございます。児童生徒や職員から故障に至った原因や経緯をしっかり聞き取った上で判断をしていきますが、重大な過失によるものでなければ、基本的には動産保険で対応することになります。

タブレットの取扱いについては、教職員や児童生徒向けの利用規定を作成、配付しており、破損などの報告があった場合は、改めて慎重に取り扱うことなどをお願いをしていきます。

その3、全国的な対応というところでございますけれども、全国の状況については、現在、把握できておりません。今後、いろいろな故障の報告事例を基に、対応については研究を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

ただいまご答弁いただきましたので、2回

目以降の質問をさせていただきます。

まず、LED化の件でございますが、答弁の中で計画という言葉がいっぱい出ますが、このLED化を進める計画は市にあるのかお尋ねをします。

○財政管財課長（東 正和君）

LED化に特化した体系的な計画というのはございませんが、個別施設計画において大規模改修年度に当たるものにつきましては、その改修年の際にLED化を進めるということになります。

○14番（黒田澄子さん）

計画というものは必要だということは多分感じておられると思うので、やはり計画をつくりながらやっていかないとなかなか進まないのかなと思っているところです。

本市設置の教育委員会所管、また、その他の所管の水銀灯は何灯あるのかお尋ねをします。

○財政管財課長（東 正和君）

その他の所管の分についてお答え申し上げます。

その他の所管分につきましては、およそ950灯になります。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

教育委員会のほうでは、学校関係が主に屋内運動場に水銀灯をしておりますが、全学校で726灯、それと社会教育施設——体育施設も含みますが——1,347灯、合計で2,072灯ございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

やはり、これだけ多くあると計画は立てていかないといけないのかなと察するところです。

水銀灯は、既に、もう作ることも輸入することもできない、禁止された状態でございます。そういうことで、今回はそれに代わるも

のとして——そもそも本市においてはLED化は早めに進めてきておられるところは評価できるところなんですが、やはりそのときはこういう法律の変化がなかった中で最新で進めておられます、今は状況が変わっています。

水俣条約を基につくられた水銀による環境汚染の防止に関する法律、いわゆる水銀法の改正による本市設置の水銀灯は今後どうなっていくのかお尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

水俣条約に基づく水銀法によりまして、先ほど議員からご指摘がございましたように、令和2年末をもって水銀灯の製造と輸入が禁止をされておりまして、そのことをもって必然的に流通が止まっていくことになりますし、購入できない時期が来るというふうに考えられます。

ただ、現有している水銀灯の使用自体は禁止されているわけではございませんので、電球のストックを有している場合を除いて、随時交換していく必要があるというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、市に水銀灯の在庫というものがあるのでどうか、お尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

これにつきましても、教育委員会所管とその他の所管ということで答えさせていただきますが、まず、その他の所管ということでは在庫が51灯ございますが、うち47灯につきましては、全てクリーンリサイクルセンターで在庫をしております。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

在庫の水銀灯につきましては、学校関係で51灯、それと社会教育施設関係で11灯、合計62灯、在庫を所有しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

在庫も若干あるという感じでしょうか。

しかしながら、それが本当に先進を走る地方自治体日置市の中の自治体として、例えは風水害があったときに折れてしまったり壊れてしまって、地面に落ちると割れてしまって水銀は流れていく、川に流れて海に行く、そういうことを想像しますと、やはりなるべく早くそういったものは使わない方向に検討していく計画も必要だという思いであります。

まず、水銀による環境汚染の防止に関する法律の第2章第3条ですけれども、「主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、併せて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。」とあります。

なかなか難しい法律で、私もよく分からなくて、経済産業省に調査をしました。これは——もちろん主務大臣となっておりますが——地方自治体も計画を策定して、条約の的確かつ円滑な実施を確保していくことに今後なっていくであろうと、そういったお話をされておりました。やはり計画を立てていかないとならないものではないかと思います。計画策定に関して、市の考えをお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

ご指摘の水銀法第3条に基づいて策定をされております水銀等による環境汚染の防止に関する計画の第2というところに、地方公共団体が講すべき措置ということで記載をされております。

具体的には、水銀の環境上の影響等の情報提供や啓発のほか、使用の抑制や代替品の普及促進などのほか、市町村内で廃棄された水銀使用製品の適正な改修や処理を進めることとされております。

先ほどお話を頂きました計画の策定について、現在のところ、国から具体的な指示はま

だございませんけれども、この計画に沿って、水銀に対する適正な対応を市民に向けて、今後も啓発をしてまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

国体開催予定の吹上の体育館へのLED化は、現在計画していないという答弁でございました。

そこで、お尋ねをいたします。ここは、先ほど言われた水銀灯の在庫があるのでしょうか。また、ここはいつ取り替えられたので、どれくらい後には電球が切れるのかなという、そういう想定をされているのかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

国体が開催される吹上浜公園体育館につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて7個の取替えをしてございます。

以上です。（「在庫を言っていない」と呼ぶ者あり）

在庫につきましては、吹上浜公園体育館については在庫はございません。

○14番（黒田澄子さん）

もう在庫もないということで、令和元年、2年に7個だけ替えたということで、後は今後切れる可能性があるというふうに思います、今のお話だと。

既にここは、もう最新の輻射式冷暖房機も設置されて多様な競技もできる、風を嫌う競技もできる体育館として今あるわけです。そういうものがあるということで避難所にもなっておりますが、本当、私だったらここに避難したいと、夏は涼しい、冬は暖かい、そういう避難所にもなり得るすばらしい体育館になりつつあると思っています。

水銀法のこととも考え、他の市では、優先的に国体開催の会場についてはLED化をしているようでございます。他市の状況はいかがだと思っておりますでしょうか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

国体会場12会場地のうち、体育館での競技が21か所で開催される予定でございます。そのうち11か所がLEDの設置済みとなっております。

○14番（黒田澄子さん）

今後のことも計画していかなくてはということでございましたので、できれば、このようなすばらしい体育館、また、国体開催が延びた経緯もございますので、今後、計画をされていく考えはないのか。これが、今からお話をしますリース契約であればLED化できるのではないかと考えますが、その点いかがお考えでしょうか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

吹上浜運動公園体育館につきましては、個別施設計画において令和9年度に大規模改修を計画しております。その際にLED化を進めていければと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

議長の許可を頂いて、パネルをお持ちいたしております。

法改正もあって、たくさんの水銀灯があるという中で、私も何とかお金のない中で工面できないものかといろいろ調査をした結果、今回、リース契約についての提案をしております。

まず、鹿児島市の市民体育館のアリーナは、金額では出てきませんが、令和元年度に設置をされて、27年度に比べて月平均の電力が77kWから25kWに、52kWも削減しています。これがどのようにお金に換算されるかは、ちょっと計算しておりません。年間では約67.452kWhの大きな削減になっています。

そして、鹿児島市がやっておられるこのリース契約は、例えば100万円の電気代が1つの施設でかかった場合、通常ずっと100万円を払わないといけないわけです。そこにプラスアルファするお金ではなくて、ほぼ3分の1に削減される電気料金なので、

その後の3分の2くらいをリース契約の中に盛り込んでいただくということでございます。

ちょっと話をすると分かりにくいので書いてみました。このYというのは鹿児島市吉田の場合でございます。そして、このKは姶良市の蒲生体育館でございます。電灯が180灯と108灯で、ここの面積がほぼ似たようなところでございます。そこに鹿児島の吉田は、たくさん、約1.8倍つけてございます。こちらがリース契約だと月額が約47万円。これを1年間にすると564万円。最初は5年契約ということでございますので2,820万円。

ところが、ここ1.8倍ぐらいかかるつておりますので、蒲生の体育館が180灯設置したときを、単純に素人計算ですけれども4,761万円かかる。たくさんの施設がある場合、全部を設置していく形をこれまで同様にやっていくと、とてもできないんじゃないいか、そう思ったところです。

これに水俣条約の改正がなければよかったです。でも、LED化しか電灯を替えていく方法はないんじゃないかということで、今回、このLED化の中でもリース契約といったものを提案をしているところです。初期投資はゼロ円、月額の電気料金だけを払っていく形で約3年間、これであれば、そもそもプラスアルファの経費が要らないんじゃないいか、そういったことで今回提案をしました。

教育長、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

最初の答弁でも申し上げましたとおり、今回のご提案及びリースでの取組、大変参考になった旨を申し上げたところでございます。

今後、さらに鹿児島市の取組に関する研修、研究を含めて、施設の規模、築年数、それから今後の活用計画、改修時期など総合的に判断して、コストダウンというメリットを前向

きに捉えてまいりたいというふうに思っております。導入に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

ただいま市長の答弁にもございましたように、教育委員会といたしましても同様に、ほかの市等の取組を参考にして進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、低出生体重児のリトルベビーハンドブックについてお尋ねをしていきます。

まず、低出生体重児のお母様の声をご紹介したいと思います。「赤ちゃんは出産予定日より早く生まれ、とても小さかったために呼吸器の成長が未熟であり、免疫機能も弱く、感染症のリスクも高かった。通常、出産すると、すぐに赤ちゃんに会って触れることも当たり前にできるけど、うちの子どもはそんなこともできなかつた。触ることもできなかつた。NICUにいる我が子への母乳を届けるための毎日の搾乳もつらかった」、そういう声です。

また、「そこでさらに苦しんだのは母子手帳への記入だった。身長、体重はもちろん欄外。また首が据わるなどの記録も「はい」と「いいえ」で丸をつけるけれど、全てが「いいえ」、もう全部「いいえ」、全てができない我が子が否定されているようで本当につらかった」、そういう声です。

また、母子手帳の発育曲線のグラフは1kgからスタートいたしております。先ほど、本市でも1kgに満たない子どもが生まれております。身長も40cmです。そこまで至っていない子どもが生まれております。保護者はそういうものが記録として書けずに、母子手帳を見ることが悲しくてつらかった、そういうことです。

また、いろいろな子育ての取組、事業をされているところに参加した場合、「何か月ですか」とか聞かれることが、とても怖くて、つらくて、やはり連れていいくことを拒んでしまう、そういう声が、実際、小さな赤ちゃんたちを産んでしまったというか、生まれてくれた赤ちゃんの親御さんの声でございます。

大切な命が救われた一方で、この母子手帳一つ捉えても、低出生体重児への社会全体の理解が図られていないことが大きな課題であると私は感じて、今回、質問に至りました。

赤ちゃんの医療的なケアだけではなく、育てる保護者への支援も大切です。そこで、低出生体重児は医療ケアが必要となる場合も多く、また、発育、発達、成人後も含めて健康に係るリスクも大きい場合があり、育児上の不安や困難を軽減するため、丁寧な切れ目のない支援が必要だと感じています。保護者に対する支援として、特に気をつけていることなどはどのようなものなのかお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

低出生体重児の子どもさんを養育する保護者の不安等や育児困難など、相当なものがあると想定されますので、まずは保護者の気持ちに寄り添い、不安等について丁寧に聞き取っております。その上で、その子の成長発達に着眼した声かけを行うよう配慮しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

パネルのほうを許可を頂きました。

これは、現在の母子手帳でございます。ここ、1kgから、やはり書くようになっているんです。ここに書けない親のつらさをやはり感じていただきたい。みんな分かってほしいと思って出しました。

リトルベビーハンドブックのほうはゼロから入っております。だから、500未満の子どもたちも、この辺からスタートができるんです。どこからでもスタートができるんです。

これが今の母子手帳の現状でございます。

先ほど申し上げました「はい・いいえ」、もう「はい」と「いいえ」しかないんです。これはできましたか、どうですか、「はい」「いいえ」ばかりなんです。

リトルベビーハンドブックの場合は、ここが全部「いいえ」になっているお子さんのそこの気持ちを酌み取って、しかめっ面ができたことを「みつけた！」見つけたコーナーをチェックしていけるんです。

だから、今、褒めて育てるとかという言葉はよくありますけども、いいえばかりを言って否定をするんじゃなくて、否定をするたびに、お母さんも自分が否定をされているような感覚になって、つらくなっていくわけです。それが、やはり育児への不安、ひいては産後鬱など、そういったことにもつながっていくんじゃないかなと思います。

うちの子はこんなことができたよ、顔をしかめることができた、どういうことができた、その日はいつだったよ、そういう記録ができる優しいハンドブック——静岡がスタートでございますが、今、各県でこのようなものが出来上がっておりまます。

そして、一番心に残るのは、先輩ママたちからのメッセージでございます。ちょっと見にくいかもしれませんけれども、私が特に感動したのは「あのね、パパとママに早く会いたいなって、お腹の中でずっと考えていたよ。だからお腹から早く飛び出してきちゃったんだよ」というそういう優しい言葉、本当に先輩のママたちからの言葉に癒やされる。こちらだと開いていけるけど、現状の母子手帳は開いていけない。先ほど言わされた県のすくすく手帳も医療的なことしか書いていきせんので、1ページも使っていないという、こういうお母さんたちがたくさんおられます。

だから、そこに何とかこういったものも添えて、もっと広げて内容を充実してほしいな

という、そういった思いで今日は紹介をいたしております。市で作るということはなかなか難しいかなと思っておりますので、ぜひ、市長のほうからもこのような紹介を県にしていただけないものか。

また、昨日、リトルベビーサークルの皆さんが県庁に出向かれて、どうも今後そういった要望書も出される動きがあるようですが、それぞれの市町にそういった子どもさんがおられます、なかなかつながってはおりませんので、ぜひそういったことも考えていただけないものか、そういったことを考えています。

まず、市には寄り添いネットワークみたいなものがあるのかお尋ねをします。

○健康保険課長（山下和彦君）

市では、そういった寄り添いネットワークにつきましては、今のところ設けてはおりません。

○14番（黒田澄子さん）

ゆるりの会というものが当事者間の場として発足されたようでございますので、ぜひ、こういったところにもつなげてあげればどうかなと提案をいたします。

市長、最後に、このような県のすぐすぐ手帳があるのは分かるんですけども、使われない手帳だったら意味がございませんので、こういう寄り添った優しい手帳の内容をもっと深めていくということをお知らせできないものか、お尋ねをいたします。

○市長（永山由高君）

ご紹介いただきましたリトルベビーハンドブック、保護者の気持ちに寄り添った、親しみと温かみの持てる内容であるというふうに考えております。県に対しても、機会を見て情報提供、そして要望をしてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

AEDのほうに入っていきたいと思います。

24時間使用可能なAED設置の必要性を、市はどう考えておられるかお尋ねします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

事故や急病などは、24時間、いつ発生するか分かりません。発生した場所の付近に24時間使用できるAEDを設置されていることが理想であると考えます。

○14番（黒田澄子さん）

県内の他市の24時間使用可能なAED設置の状況はどうなっておられるのかお尋ねします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

県内の設置状況につきましては、各市町村のホームページの中で、24時間使用できるAEDを掲載してある市町村が幾つかございます。内容は、公共施設が主に掲載されております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

以前、質問でも、施設の外での設置のために救われなかつた事案が1件あるという、そういう答弁も議会で頂いております。

この24時間使用可能なAEDの設置、全てにできるとは考えておりませんが、今後、大事な課題として検討するお考えがないのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（永山由高君）

もちろん重要な課題であるというふうに考えております。今後、県内の設置事例を踏まえて、関係部署と連携しながら検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

同様の質問を以前も頂いておりました。議員が言われますように、時間外に学校施設を利用される方々の安全ということを考えまして、現在、校舎内に置いてあるAEDを、校

舎外に設置できるような方法というものを検討していきたいというふうに思います。

数を新たに増やすということはなかなか難しいわけですけれども、現在あるものの場所を工夫していきたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

命に関わる大事なAEDが使われないでは意味がございませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ここで、またパネルを出します。

これは東京都の多摩府中保健所の女性に配慮したAEDの使い方の啓発についてのパネルでございます。女性が倒れたときに救う側が男性の場合、特に女性の胸元を脱がすことをちゅうちょして、AED使えなかった事例も全国であるようでございます。

そこで、AEDというのは、全部脱がさなくて、このように横からパッドを斜めにつければいいんですよと、そういったことをもっと市民にも分かっていただかないと、消防の人たちだけが使うAEDではございませんので、市民の啓発は大事かなと非常に思います。このようなチラシ等をぜひAED機器にも附属できないのか。

また、AED講習などの際にも、いろいろ丁寧にされていると思うんですけど、なかなかこれ目にすることができなかつたので、こういったものも時には出されてはいかがかと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

今後、服を全て脱がさなくてもAEDを使用できる方法を掲載した啓発用リーフ等を作成し、ホームページに掲載したいと考えております。

また、ホームページを閲覧できる環境のない方のために、広報誌等でも市民の方へ周知したいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

ホームページは、皆さん、なかなか見ませんので、そういった広報誌などに掲載していただくことはいいのかなと思います。

実は、二十歳のお祝い、いわゆる成人式、今後ございます。このときに長時間にわたって着物を着ている若い人たちが、過換気症候群で意識が落ちた人がおられて、以前、我が家で救急車を子どもが呼んだことがございました。慌てて私もその現場に走って行きました。既に救急車は来ておりましたけれども、着物というのはなかなか脱がし方が——着た人じやないと分からぬとい——難しいので、本当に戸惑っておられる様子を察知して、私はそのときにさっと着物をほどきました。そして、まずはひもを緩めないと呼吸が苦しいだろうなと思って——これは素人考えですけれども——外してあげたことがあります。

ぜひ、消防本部でも、このような着物姿の救命への講習などされてはいかがかなということと、よくAED講習で裸の人形をよいしょと、こうやってするんですけども、あれもできればお洋服を着せて、女性の場合だとこことここにパッドをつければいいよとか、裸の人形じゃないものも時には使ってはいかがでしょうか。そういうことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

現在、消防本部のほうでは、着物を脱衣する方法につきましては署内での研修は実施しておりますが、大事なことですので、今後、書籍や動画、また、人形を使用して訓練をしたいと考えております。

また、AEDの講習会のことですけれども、講習などで使用しているダミーは、本来、ジャージやパーカーを装着したものでございます。講習会の中で心臓マッサージなど、その部位を確実に指導したり、電極パッドを肌に

確実に貼ることを指導するために、あえて腹囲の一部を開放しているところでございます。
以上です。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、次の中小企業、零細企業等の支援策についてお尋ねをしたいと思います。

市独自での救済には、財源の問題もあり、簡単にはいかないと私も考えています。今議会に新型コロナ感染症による固定資産税の軽減の特例措置の補正予算が計上されていますが、どれくらいの事業者さんが申請をされたのかお尋ねいたします。

○税務課長（松元基浩君）

今回補正で計上している新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4,674万3,000円ですが、コロナ禍により厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年に限り、償却資産及び事業用の家屋に係る固定資産税の軽減額の国の補填額になります。申請者数ですが、2分の1減額適用92事業者、全額減額適用79事業者、合計の137事業者であります。

○14番（黒田澄子さん）

なかなかこういったことも、これまでだとびっくりするほどの政策だと思っています。これで少しでも助かる人がいるといいことだなと感じるところです。

この固定資産税の軽減措置の申請について、今までどのように周知をされてこられたのかお尋ねをいたします。

○税務課長（松元基浩君）

周知方法としては、本市ホームページ、広報ひおき——令和2年の11月号になります——お知らせ版——令和2年10月上旬版になりますが——広報しているところでございます。また、償却資産申告の手引書内にも記載して、償却資産の関係者約2,800件になりますが、同封して発送しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

丁寧な周知に努めておられることは敬意を表したいと思います。

最後に、市長は、このような方々の救済はどこがどうすべきとお考えかお尋ねをいたします。

○市長（永山由高君）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大変大きくなっています。市のみでは困難でございますので、国や県などに要望も行いながら、国、県、そして関係団体、市、連携、一体となって支援に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ぜひ、そのことを実現していただきたいと提案しますが、県知事、また市長会等も一緒になって、また、そういう業界とも一緒になって、国にぜひ要望していただきたいと考えますが、その点いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

要望はしっかりと行ってまいりというのは当然のこととして、併せて国や県、各団体での支援策をしっかりと市民の皆様、事業者の皆様に周知すること、これも同様に非常に重要なことであろうというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

市長の行動に期待をしたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチンです。26日付で発出されている市町村長に出された厚生労働省健康局長からの文書についての概要をお尋ねをいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

ヒトパピローマウイルスワクチンについては、平成25年6月14日の厚生労働省の通知等により、接種の積極的な勧奨にならないように留意することとされておりましたが、今回の通知により、この状態を終了させること

とになりました。

これによりまして、今後は他の定期接種と同様に接触的勧奨、つまり個別の接種を行っていくことになります。基本的には令和4年4月から順次実施することとなっておりますが、準備が整った市町村にあっては4月より前に実施することも可能とされております。

また、接種機会を逃した方々への対応については、対象者や期間等についての論議を開始したところであり、今後、方針が決定され次第、速やかに周知する計画であるといった内容でございます。

○14番（黒田澄子さん）

2013年に接種勧奨を止めて約8年間、現状、本市の20代30代の子宮頸がん罹患者数はどれくらいか、また、年齢を問わず、罹患者総数はどれくらいかお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

国立がん研究センターの登録データ、これは2016年からのデータによりますが、県単位が最小となっております。それによりますと、鹿児島県では平成28年で20代が4人、30代で29人、平成29年で20代3人、30代で33人、平成30年で20代2人、30代で32人というデータになっております。

すみません、総数につきましては資料を持ち合わせておりません。

○14番（黒田澄子さん）

いよいよ始まった場合、接種できる医療機関は市内に何件ほどありますかお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

令和3年度に子宮頸がんワクチン接種の委託契約を結んでいる医療機関は、日置市内11か所ございます。令和4年度からは接種される方々が確実に増えていますので、また医療機関との連携を十分に図っていきたいというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

先ほどの文書の中で、前倒しじやないですけど、準備が整ったところは4月よりも前に可能となっております。本市は、その辺対応ができるのであれば、早めにできるような考え方をお持ちなのかお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

今回の通知では4月より前に実施することも可能とされておりますが、今後示されるキャッチアップの具体的な内容、また、改定されるパンフレットの内容、また、それに伴う印刷製本費や郵送料など予算措置等も必要となってまいりますので、今の段階では4月より前に実施可能かどうかはちょっと分からぬ状況でございます。

○14番（黒田澄子さん）

準備が可能であったならば、ぜひ早めにしていただきたい、そういう思いでおります。

まず、積極的勧奨が決定された8年前、本市では予診票を入れた個別通知を行っていたのかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

子宮頸がんの定期接種は平成25年4月から始まりましたが、当時、標準的接種年齢とされた中学1年生の女子に対し、予診票を入れた個別通知を行っております。

○14番（黒田澄子さん）

ほかの子どもたちの定期接種において、母子手帳を市役所を持ってこなければ予診票が出ないという形はないはずだと思っております。同様に、これはやっていけるものかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

定期接種につきましては、通常、予診票を同封した個別通知を行っておりますが、この予診票を紛失された際の再交付につきましては、必ず母子手帳で確認した上で交付を行っている状況でございます。

○14番（黒田澄子さん）

予診票は入れてくださるということで了解

してよろしいでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

子宮頸がんワクチンは定期接種ではございますが、これまで積極的な勧奨を控えてきたこともありまして、接種を希望する方への予診票の交付につきましては、過誤接種を防ぐ意味と、交付の際に十分な説明をしていただきたいということでございますので、ほかの定期接種の再発行の際の取扱いと同様に慎重に対応していきたいということから母子手帳での確認を行ってきたところでございます。

今後につきましては、日置市と同じ取扱いを行っている自治体もございますので、そういったところと情報交換を行いながら、交付方法については協議を進めていきたいというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

母子手帳がなぜ必要なのかの論点がよく分かりません。国がされたとおりにやっていただきたいと、再度お尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

先ほどもお答えいたしましたが、母子手帳を確認するというのはシステムに反映されない方、例えば転入者等もございますので、これまで母子手帳を必ず確認して交付をしておりました。

先ほどもお答えしましたが、今後につきましては他市の状況等も情報交換しながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

協議するというのはおかしくないかと思います。再開をされるんだったら国の方針に基づいて——定期接種は全てそういうふうになつていないので、なぜこれだけそうしないといけないのかというのはちょっと問題かなと思っております。市長、その点いかがでしようか。

○市長（永山由高君）

再開に当たって、国からの情報発信、これをしっかりと見て、国の方針にのっとって対応していきたいと思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

最後に、学校のパソコン、タブレット等の導入の保証についてお尋ねをします。

1年間はメーカー保証で動産保険に入っているということで、保証に入らない破損ってどのようなものなのかお尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

本市においては、まず5年間のリース期間というものがありますので、保護者の負担軽減ということを考えながら、その故障に至った原因等をしっかりと調べて対応していきたいと思っています。

保険の対象とならないのは、紛失、置き忘れ、自然消耗、また、故意または重大な過失による損害です。

○14番（黒田澄子さん）

盗難は大丈夫と書いてあるんですけど、紛失と盗難はどう違うのでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

紛失というのは、子どもたちが、例えば持ち帰りをするときに通学路や公園等に置き忘れてしまって、そして何らかの理由でなくなっている、そういうケースを紛失と捉えております。

○14番（黒田澄子さん）

盗難は、警察に届出をしておけば盗難と認めてもらえるということでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

そのなくなつたいきさつというものがいろいろあると思うんですけども、盗難だと考えられる場合は、当然、警察に届け出ことになると思います。

○14番（黒田澄子さん）

私が今回心配したのは、自宅に持つて帰つて学習をする際、未就学の子どもたちが、全く故意ではないんだけれども故障させてしまったとき、どうなるのかなというのが心配でお尋ねしました。最後にこの点をお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

まず、本市におきましては、タブレットを導入するに当たって、小学生が持ち帰った場合に小さな兄弟が落としてしまう、そういうことを想定しておりました。ですので、導入時に落下の衝撃に強いケースなどを準備したところです。

そして、今後、タブレットの持ち帰りが出てきますけれども、使い方、管理の仕方については、子どもたちは当然、保護者にも協力を頂く予定です。

しかしながら、議員がおっしゃるように、小さい子どもたちが触って、誤って壊してしまうということを考えられます。そういった場合は故意または重大な過失に当たらないということなのかどうなのか、状況を見極めながら、保護者の負担軽減ということ、そして子どもたちが安心して家庭学習ができるような環境づくりということを視点に置いて、市として対応していきたいと思います。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時20分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

[6番佐多申至君登壇]

○6番（佐多申至君）

さて、僭越ではございますが、本日、私の

誕生日であります、還暦という節目のめでたきよき日に、皆様の前で、こうして一般質問をさせていただける幸運と喜びを感じております。その実感と市政への思いを言葉にしながら、通告に従い、一般質問をいたします。ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て聞いて分かりやすい答弁が頂ければと思います。

1つ、温泉給湯事業について。

その1点目、温泉給湯事業が設置された経緯を説明せよ。

2点目、温泉給湯事業が維持管理する配湯管の敷設及び配湯の状況を説明せよ。

3点目、吹上砂丘荘へ配湯された経緯を説明せよ。

4点目、吹上砂丘荘が維持管理する配湯管はどこまでか。

5点目、吹上砂丘荘が利用している配湯管は、現在、ほかに何か所に分岐されて利用されているのか。

6点目、吹上砂丘荘への配湯は今後も必要なのか。

7点目、配湯管維持管理において、今後、負担になる前に関係者会議、そして第三者協議会等を設置し、吹上砂丘荘への配湯廃止を前提に、早急に協議を進めるべきと考えるがどうか。

2項目め、棚田保全について。

1点目、本市の棚田の状況をどう把握しているのか。

その2点目、中山間地域の人口減少及び高齢社会が急激に進む中、地域資源としての棚田を、どこをどう生かそうとし、どのような保全支援を考えているのか。

3点目、多様な農地利用・担い手育成を目的とした地域や学校、企業を巻き込んで連携したみんなの田園など、魅力創出の地方創生事業に取り組まないか。

最後に、3点目の有機農業について。

1点目、健康・環境問題への認識が深まっているが、本市における環境保全型農業とは何か。

2点目、本市の循環型農業の取組状況はどうか。

3点目、長年、環境問題に取り組む有機農業の現状を、本市はどう見据えているのか。

4点目、少量多品目生産で労働も多い小規模有機栽培農家は、基本、自立経営だが、普及・拡大という視点から、技術・農法の向上など、本市はどう支援していくのか。

以上お尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

佐多議員におかれましては、本日お誕生日のこと、おめでとうございます。ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。

それでは、回答に入ります。

質問事項1、温泉給湯事業についてのその1、設置の経緯について回答します。

旧吹上町では、吹上温泉の湯量が減少し温泉街が衰退していくことから、観光都市を目指すという町の重点施策の一つとして吹上温泉の開発事業が始まっています。

昔から湯治客等に親しまれていましたが、温度が低く温泉の湧出量も少ないとことから、湯源開発を行うとともに集中管理方式を採用、昭和43年に温泉給湯条例を制定し、現在まで温泉の安定供給に努めてきたところです。

その2、配湯管の敷設及び配湯の状況について回答します。

現在、温泉給湯事業で維持管理する設備は、3か所の泉源施設と100トンの貯湯槽、貯湯槽への送湯設備及び受給者への供給量の調整を行う配湯設備であります。

配湯については、有償分が毎分127.2ℓ、無償分が毎分97.3ℓの合計、毎分224.5ℓを9施設に送っています。

なお、現在の湧出量はおよそ250ℓとなっており、余裕のある湯量ではございません。

その3、吹上砂丘荘へ配湯された経緯について回答します。

当時、吹上町を観光の町として売り出すためには、まず、拠点となるようなものをつくるべきであり、これを中心に吹上浜、温泉、さつま湖など、町全体で観光開発を進めようと計画されたのが国民宿舎建設計画であります。

町では新しく開発した温泉をもとに民間の手による開発を期待しましたが、願いがかなわず、昭和43年、町に国民宿舎建設審議会をつくり、その審議会での立地の場所は、町全体の観光開発という観点から、さつま湖周辺が最適との答申を基に、温泉地区外のさつま湖周辺に建設することを決定し、温泉を利用した国民宿舎吹上砂丘荘が建てられています。

その4、吹上砂丘荘が維持管理する配湯管はどこの地点までかについて回答します。

鹿児島交通の伊作バス停北側にあります中継ポンプ室から吹上砂丘荘までの約1.3kmの区間になります。

その5、何か所に分岐されているかについて回答します。

市営公衆浴場が廃止された現在、貯湯槽から吹上砂丘荘への送湯管に分岐利用はなく、全てが吹上砂丘荘への専用配管となります。

その6、吹上砂丘荘への配湯は今後も必要なのかという点、回答します。

吹上砂丘荘の今後の施設形態を検討しながら判断すべきものと考えています。

その7、協議について回答します。

今後の温泉給湯事業についてですが、現在、コロナ禍にあり、特に観光・旅館業界は経営も悪化しております。アフターコロナの流れも注視しながら地元との対話を進めていくとともに、吹上のまちづくりを十分検討した上

で、吹上砂丘荘の今後の運営形態に照らし合わせながら、温泉給湯事業についても運営形態を含め方向性を判断していくべきものと考えております。

質問事項2、棚田保全についてのその1、現状につき回答します。

山間部に隣接する水田においては市内全域的に棚田が存在しており、農家の高齢化などにより、遊休化が進んできていると認識しております。

その2、保全支援について回答します。

棚田の地域資源である文化や景観上の価値を交流人口の増加に生かしたいことから、中山間地域等直接支払交付金制度や水土里サークル活動の活用により、保全活動の継続を支援してまいりたいと考えております。

その3、魅力創出について回答します。

棚田保全活動は地域のコミュニティづくりや交流人口の拡大も期待できることから、棚田を有する各集落での話し合い活動において、多様な主体との連携の可能性について情報提供を行ってまいります。

質問事項3、有機農業についてのその1、環境保全型農業について回答します。

農業の循環機能を生かし、生産性にも留意しつつ、土づくりなどにより化学肥料、農薬による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の取組であると認識しております。

その2、取組状況について回答します。

家畜排せつ物からの堆肥の活用はもとより、食品残渣である生ごみと竹チップからの土づくり資材の開発・普及など、一定の取組が図られていると考えております。

その3、有機農業の現状につき回答します。

本市の有機農業の現状としましては、有機に適した品目の選定や、化学肥料、農薬に頼らずに一定の成果を上げている農家がいる一方で、病害虫や雑草の対応に追われ、品質・収量面で苦慮している農家も存在しております。

す。

しかしながら、今後の環境問題などを考慮すると、有機農業の普及・拡大は重要になってくると認識しております。

その4、支援について回答します。

県や有機農業関係団体との連携により、有機農業で一定の成果を上げている優良経営体の取組などの情報提供に努めるとともに、環境保全型農業直接支払交付金の活用により支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

まずは市長、直接の誕生メッセージを頂き、ありがとうございます。

温泉給湯事業について、1番、1点目、2点目、3点目の質問においては経緯や配湯状況については分かりましたが、2の回答の中で配湯の無償分とはどういうことでしょうか、ご説明してください。

○吹上支所長（江田光和君）

配湯の無償分についてでございますけれども、観光事業推進のために旧吹上町で温泉の掘削をいたしましたが、それにより民間の泉源の湧出量が減少いたしました。その減少分を、市が開発した施設から無料で供給しているものでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

その無償分は、今、対象になっているのは何件あるんでしょうか。

○吹上支所長（江田光和君）

現在、9施設のほうに配湯しているところでございます。

○6番（佐多申至君）

先ほどの回答の中での、そうしたら9施設に無償分が全て行っているということで理解いたしました。

4番目の質問に関連して、温泉給湯事業から吹上砂丘荘への配湯を中止し、事業から切

り離すことは、技術的かつ少ない経費で可能なんでしょうか、お尋ねします。

○吹上支所長（江田光和君）

吹上砂丘荘への配湯につきましては、各地点のバルブを止めるだけで中止できます。その経費はほとんどかからないものと考えております。

○6番（佐多申至君）

現実には、そのように簡単に止めようと思えば止められるわけですね。

そのように理解した上で、5番目の質問に、現在、吹上砂丘荘への配湯管の途中にほかの温泉施設が廃止されてないのであれば、1.3km以外の配湯を中止するならば、先ほどもありましたけど、どこで切り離すことができるのかお尋ねします。

○吹上支所長（江田光和君）

吹上砂丘荘への配湯を中止する場合についてでございますけれども、温泉給湯施設貯湯槽からの出口で停止することが可能となっております。

○6番（佐多申至君）

それでは、先ほど吹上砂丘荘の配湯は今後も必要なのかのところで、施設形態を検討しながらと言われましたが、6番の質問に関連するわけですが、現在もう数十年たっているわけで、老朽化する認識がありつつ、その辺をこれまでなぜ議論しなかったのかお尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

砂丘荘への配湯の継続性についてなんですかとも、このことについては、今後の砂丘荘の経営方針を検討した上で影響が大きいというふうに考えておりますので、そこ辺りも必要性について協議等を行っていく必要があるというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

未来永劫、この状態を続けていくおつもりでしょうか、お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現時点では明確にお答えすることは困難なところもありますけれども、例えば配湯管の老朽化による敷設替えをしなければならない場合には多額の費用が必要になると考えております。本施設の経営状況や財政負担等を考慮すると、今後、慎重な検討を要すると考えているところでございます。

○6番（佐多申至君）

ただいまの答弁で敷設替えをしないという判断は、吹上砂丘荘から貯湯槽までの間で多額の修繕費が発生したときと理解してよろしいんでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

これは1つの検討、判断材料になるものと思っております。

○6番（佐多申至君）

後ほど、また触れていくんですが、7番目の配湯維持管理については、これまで吹上地域、東市来に温泉があるわけですけども、この両地域が温泉給湯のことの運営とかその在り方について、これまで協議したことがあるんでしょうか。

○吹上支所長（江田光和君）

以前につきましては分からぬところでございますが、日置市合併後に、ご質問のような協議はなされたことはないものと認識しております。

○6番（佐多申至君）

これまでの、先ほどの市長の答弁から時代背景を考えますと、吹上砂丘荘は温泉を敷設し、最大限に利用し、また、温泉給湯事業も併せて、それなりに地域への役割を果たしてきたと思います。

温泉においては、先ほどから地域によっては多様性がありますが、吹上温泉においては、先ほどの答弁で現在の湯量に余裕はないという市長の答弁がありました。吹上砂丘荘を仮に中止すると、その分、少し解消されるので

はないかと私も察するところでございます。

本市の吹上温泉給湯事業として、今後、ぜひ温泉運営等について協議の場を設け、現状を把握し、意見交換等をして、吹上温泉給湯事業の方向性を考えるべきではないでしょうか、どうでしょうか。

○吹上支所長（江田光和君）

それぞれの特色を生かした発展が均衡ある発展と言えるのではないかと思いますが、市として温泉をどう考え発展につなげていけるか、地域の人たちがそれぞれのまちづくりをどう考えるかということを十分に検討をする必要があると考えております。

先ほどの市長答弁にもございましたけれども、アフターコロナの流れも注視しながら、地元との様々な角度での対話を進めますとともに、各地域のまちづくりを十分に検討した上で方向性を判断していくべきものと考えております。

○6番（佐多申至君）

温泉給湯については、これまでの地域の思いがあります。私もすぐ、そこへ中止しなさいということまでは言いませんが、温泉給湯について、最後に市長にお尋ねします。

11月30日の答弁で、吹上砂丘荘など、吹上地域一帯を3年ほどかけて方向性を示すとおっしゃっておりました。これまでの話から、現在、吹上砂丘荘が使用する配湯管は結構長いです。しかも、単独で使用しているわけです。破損、故障、詰まりなど、いつどこで起こるか分かりません。あしたに、それが起こるかもしれません。

そう考えると、地域資源を生かす観点からも、温泉給湯事業から外れた後の吹上砂丘荘運営も考慮し、温泉給湯事業それぞれに独自路線の経営の道筋、早急につくっておくべきと考えますが、市長、どうお考えですか。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、老朽化による故障な

どは可能性としてあり得るというふうに考えております。そのような事態が発生した場合には適切な対応が必要であるというふうに考えております。

一方で、貴重な地域資源を生かすという観点では、やはり必要なのは、これは一昨日も申し上げましたが、吹上地域の未来像を吹上地域の皆様と描く中に、それぞれの施設の役割の定義を、これは我々だけがその定義をするのではなく、地域の皆さんと一緒に再定義していく必要があろうと考えておりますので、地域の皆さんと一緒に道筋をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

棚田保全について質問してまいります。

1の質問において、関連して、棚田の現状把握の答弁をしていただいたんですが、市長が考えている棚田保全とはどのようなことでしょうか、お聞きします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

稲作が継続的に作付、または適正に管理をされ、文化的な景観が保護されているとともに、国土保全などの多面的機能が維持されている状態であると認識しております。

○6番（佐多申至君）

2番の2点目の質問の関連になりますが、今後、どう生かして、どう支援していくのかにおいて、都市計画マスタープラン等での日置市内の棚田の位置づけは、特別にそういった中で保全区域として指定している場所があるのでしょうか、お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

都市計画マスタープランの中では、総論のところに棚田等の景観も保全していきたいという文言は1行入ってございますが、特別区画的な指定はございません。

ただ、県のほうに、日置市の棚田として登録している棚田が6か所ございます。

○ 6番（佐多申至君）

その6か所が、もし今の時点で明示ができれば、ご説明ください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、東市来に4か所ございます。尾木場の棚田、それから弓場形の棚田、それから上野の棚田、それから高イ野の棚田、そして日吉の草見の棚田、最後に吹上の上与倉の棚田、以上6か所でございます。

○ 6番（佐多申至君）

先ほどマスタープランでも、そういった草見の棚田は表示されておりましたが、今、この6か所については、私もどのような場所かは、まだ、ちょっと見ておりませんので、また、現場も来て、6か所については、また研究してまいりますが、この特別地域や指定場所がないのであれば、今後の棚田の保全について、どのように線引きして、どこを優先して保全に力を注いでいくんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、申しました6か所の棚田、ここを優先的に保全の支援をしてまいりたいと考えております。

○ 6番（佐多申至君）

それでは、その6か所に限定するわけじゃないんですけど、例えば棚田の保全においての補助においては棚田中山間地域対策などが挙げられますが、現在、日置市内において、国や県の補助の対象となっているのはどのような棚田なのか、その6か所が全てなのか、お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど申しました県に登録されている6か所の棚田につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の、6か所とも全て対象地域となっております。

○ 6番（佐多申至君）

そういった様々な補助金の中で、現実的に

日置市内の棚田も様々の形状、現況をしているわけですけど、その現況等の違いで支援や補助金の差があるんでしょうか、お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

これらの棚田におきましても、全てが稻作とは限らず、特に周辺部に一部転作で野菜等が作付されているところもございますが、交付金の対象としましては同等に対応されることになります。

○ 6番（佐多申至君）

これまで、地域一体となって棚田を守るという市長の発言、いろんなマニフェストの中にもたくさん、市長のほうで市民の方々にメッセージを送っていらっしゃるんですが、そう簡単にはなかなかスムーズにいかないもので、維持管理には限界があると考えております。

市長、その保全の観点から、今後どのような施策を考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

維持管理ということと保全ということでございます。先ほど申しました中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度によりまして農道とか水路、こういうような施設ものにつきましては維持管理が図れますし、景観保全にも可能ということになります。

高齢化等による耕作につきましては農作業受委託を活用したり、場合によっては近隣集落からの入り作というのも図りながら保全に努めてまいりたいと考えております。

○ 6番（佐多申至君）

市長にお尋ねします。

過疎地域自立促進特別措置法の期限更新を迎える今回、新たな過疎地域の持続計画案が議会へ提案されています。その中で、産業の振興において、農村環境に生かした消費者との交流を重要化し、中山間地域整備事業の方

針も上げられているようです。

今後、地域様々な視点から、農村集落の活性化に伴う維持管理への意見や要望等を聞き、過疎債を利用した新たな追加支援等を検討してみてはどうでしょうか。市長、お尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

こういう棚田なり農村集落において、例えば基盤整備などのハード事業等を導入する場合、十分その過疎債を活用するということになります。

ただ、維持管理などの直接的な経費については、この過疎債は充てることはできないとなっています。

○6番（佐多申至君）

次の質問に行く前に、一言。

地域のいろんな人たちと話をすると、今回、棚田の保全のいろんな、これまでの補助を頂いたものが打ち切られたと。それについてはいろいろ私も調査したところ、これまでいろいろ期限を延ばして、その役割は十分に果たしたのではないかという執行部の答えも頂いております。

ただ、実際、先ほどから言いますように、なかなか今の地域の方々の手で棚田を保全して維持管理していくのは厳しいと感じております。ぜひ、先ほどから申し上げますように、前向きに過疎地域へのそういったものを考慮していただいて、建設的に考えていただきたいと考えます。

次に進みます。

3の質問に関連して、多様な農地利用、担い手育成目的といった質問をさせていただきましたが、田植えとか稻刈りとか、いいところ取りではなく、土壤づくりや稻刈り、後の干し方とか本格的なことから体験することを地域や学校、企業が連携して、みんなの棚田とか、棚田学校とか、そこから魅力を引き出すことができれば、人材育成または担い手へと

つながるのではと考えております。

市長も実際、尾木場で体験されて、何かを感じられたはずだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○市長（永山由高君）

私も尾木場で田植え、そして稻刈りと、体験をさせていただきました。

農業の食料供給という意味はもちろんなんですけれども、あの棚田の美しい景観と、それをこれまで守ってこられた方々のご尽力、そして共に体験をしていただく市内外の方々との交流を通して、こういった場がまさに多面的な意味を持った場であるというふうに感じたところです。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それでは次に、教育長にお尋ねします。

棚田は特徴的な自然ではないでしょうか。また、棚田だけには限りませんが、全学年で体力に合わせて農作業の過程に携わり、子どもたちと一緒に先生たちも学校の外へ出て、できれば保護者も一緒に地域の自然環境に触れ、地域の人との交流に取り組むことで学校内ではできない多くの学ぶことができるはずです。私も田舎育ちで、そうやって先生と一緒に田んぼ、山、奔走したものでございます。

日置市全域の特徴的な歴史、伝統文化、自然等を幅広く学習します。日置市全域の産業や環境について理解を深め、継承します。伝統的な礼儀・作法、郷土愛、自然愛、奉仕の心を学び伝えていきます。

教育長、まさしく「ひおきふるさと教育」ではございませんか。それに適していると考えますが、どうでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

今、議員がおっしゃるように、棚田は、それを築いてきた先人の知恵と努力、そういうものが継承されている貴重なものだというふうに考えます。

また、国土保全——先ほどもございましたけれども——維持するためにも、非常に貴重な役割を果たしているというふうに考えます。子どもたちにも、ぜひ体験をさせたいというのは、私も同感でございます。

「ひおき学」の中には、こういう自然、それから農業に関わるものも含めて様々な分野から盛り込んだ教育課程をつくって、小学校1年生から中学生まで系統的に、カリキュラムの中で、今、取り組んでいるところでございます。

その中の1つとしてこれを取り入れていくことは非常に意義あることだというふうに思いますけれども、そのための準備というのは当然必要ですので、それをまず先生方が見ていただいたり、私たちも十分検討したり、今後、ひおき学の中に1つの分野として取り入れていくことは非常に有効だというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

今、教育長がおっしゃるとおり、子どもたちだけではなく先生たちも箱の中に閉じ籠もるんではなく外に出て、自然に触れ、地域の人たちに触れ、学ぶことはたくさん——箱の中というと失礼ですけど——確実にそういうものは必ずあると思います。ぜひ、準備を進めていただきたいと考えます。

棚田について、最後に市長にお尋ねします。農業を絡めたふるさと教育には、先ほどから、学校、地域を話しておりますが、地域の企業の連携も重要で、先にその仕組みづくりも必要だと思います。企業の参加型にも取り組んでみてはどうですか。市長、お尋ねします。

○市長（永山由高君）

今、地域づくりや地方創生に興味を持つ企業さんも増えておられますから、棚田に興味を持たれる、共にやりたいという企業さんい

らっしゃれば、積極的におつなぎをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（奥 善一君）

すみません。先ほどの佐多議員からの棚田の活用についての答弁のところで、少し補足と訂正をさせてください。

学校におきましては、現在でも子どもたちが校外において様々な体験を通した学習を保護者や地域の方々の協力を頂きながら実施をしておりますが、その中の1つに棚田での体験的な学習を加えるということは非常に価値のあることだと考えております。

また、先生方にも見ていただきたいと申し上げましたけれども、夏休みにフィールドワークを計画しております、先生方の。その中のプログラムの1つとして棚田も加えるように検討していきたいと思っております。

そのように補足と訂正をさせてください。よろしくお願ひします。

○議長（池満 渉君）

次に、吹上支所長から発言を求められております。これを許可します。

○吹上支所長（江田光和君）

先ほど、佐多議員の温泉給湯事業についての質問の中で、無償による配湯がある施設の数を9施設と回答いたしましたけれども、7つの施設でございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

それでは一般質問を再開します。

○6番（佐多申至君）

3項目めの有機農業について質問してまいります。

本市の環境保全型農業に対する指針または方向性があれば説明をお願いします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えします。農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の發揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援することとしております。

○6番（佐多申至君）

それでは、今回の1問目の環境保全型農業とは何かとのことで、本市における環境保全型農業の対象となる農業はどんなものがあるかお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市におきまして、現在取り組まれているものとしまして堆肥の施用、それからカバークロップ、これは緑肥のことです。そして最後に有機農業が上げられます。

○6番（佐多申至君）

2点、3点目の質問に関連して申し上げます。

循環型農業の取組、もしくは環境問題に取り組む有機農業についての質問だったんですが、環境への高い意識の下での農業を行っていると思いますが、有機栽培を行っている生産者の年齢層は幾つぐらいか、把握していらっしゃればお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

40歳から60歳の方までいらっしゃいますけれども、大半が40代の方が占められている状況でございます。

○6番（佐多申至君）

その40代から60代の、今おっしゃった

んですが、大体、数的にはどの程度の栽培者がいらっしゃるんでしょうか、把握されていれば教えてください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農林水産課のほうで把握している戸数につきましては、有機農業の方は7戸数となっております。

○6番（佐多申至君）

有機農業の問題については、1番、2番については現状を聞いているわけなんですが、4番目のほうの質問において、私の提案という形で質問しているわけですが、この4番目の質問に関連して、今おっしゃる7戸数、小規模有機栽培農家は、私が訪ねていろいろとお話を伺ったところ、家族や仲間など少人数で行っている場合が多いと感じているんですが、行政側はどのように把握されていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

中には繁忙期に短期間の臨時雇用をされている方もいらっしゃいますが、大半は、議員のおっしゃるとおり家族経営であると認識しております。

○6番（佐多申至君）

答弁の中で、一定の成果を上げている優良経営体の取組などということでありますけれども、有機栽培というのは少量多品目。現場に行ったら、そんなにたくさんの量はないんだけども、ネギだったりニンニクだったり、たくさん作っていらっしゃるわけですよ。そういう方を見ながら、一緒にご飯を食べたりお茶を飲みながら一日一緒にいるといろんな話が出てくるわけですけれども、とにかく地道な作業だと思います。

また、本人も痛切して言うんですけども、技術面やそういった農法、やり方が確立されていないと。そういうことになると安定栽培、大量生産が難しいわけです。そうなると結果的には収入に大きく影響するわけですね。その辺は、市長どのようにお考えでしょうか。

有機栽培のそういう収入の、ある程度それなりの生活をするには、私が聞くところによると、そんなに高い収入はないようなお話をされるんですけど、その辺は市長どのようにお考えですか。

○市長（永山由高君）

少量多品目での有機栽培は、地道な分、技術面、農法面が確立されていないというふうに聞いております。安定栽培や大量生産が難しく、収入に大きくするという部分、思うような収入が確保できないというふうに聞いておる次第でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

そういう市長が、把握されている中で、じゃあ今後、有機栽培についてどのように生産を継続、そして安定させる施策というのは、今お考えがあるんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市長の答弁にもありましたように、日置市内のこの7戸の中でも、かなり優秀な成績を収められている方も二、三名いらっしゃいます。そういう方々が現場で導入されている技術とか、あと品目によって非常に有機栽培が向くもの向かないものというのもあります。そこら辺も踏まえて、県の普及員等と連携も取りながら、取り入れれる技術は取り入れていただくような情報提供などを進めて所得向上の支援に努めたいというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

先ほど、ちょっとお話をしましたが、実際現場に行って私も一緒に作業したわけではないんですけども、太陽の下でいろいろと話をしておりましたら、販路拡大についてはいろいろ方法があるんじゃないかという話をしたわけです。単純に、この時代、ネット販売もあるよねという話をしたんですけども、この有機栽培についてのネット販売となると限

界があるのでと本人は、現場では言うわけです。

その、販路拡大がなぜ限界があるのかと申し上げますと、販売にはネット販売も欠かせないわけですけど、注文者に対して、ある程度安定的な供給をしなければならない義務が生じると。少量多品目であるがゆえに、その生産に不安定さがあり、しかも一人の農家では、その注文に対応できなくなると。ネットで写真で出すと、それが当たり前のように来るんじゃないかということで、じゃあそれを補足するものは何かということで、恐らく先ほどお話をあった7戸の方々が話をして、これはできていないか、あれはできていないかと、お互いに情報交換しながらすることになるであろうと。ただ、本人が言うには、そう考えているだけではなく、やっぱり実行に移してみることも大事だということは言っておりました。

そういうネット販売、対応できなくなるという、その辺の不安定さの有機農業について、今後の1つの案としてはネット販売があるわけですが、こういった安定供給ができないことに関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

鹿児島県内には有機生産組合という組織がございます。この7戸の方々全てが、この組合に加入されているかどうか把握しておりませんけれども、この有機生産組合のネットワークで。協力をし合って出荷もされていることもあるというふうに聞いておりますので、このような組合へ加入してネットワークを広げると、生産者同士のネットワークを広げるというのも1つの大事な手段ではないかというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

ちょっと返るんですけど、1問目、2問目、3問目の最後のところで市長が、今後の環境

問題など考慮すると、有機農業の普及・拡大は重要になってくると認識しているという答弁を頂きました。そこで、小規模有機栽培農家の現状は把握されていらっしゃるようです。そして、この7戸の方々を生かす意味でも、有機農家の強化策として、ぜひグループ農業、こういった先ほど、お互いがお互いで情報共有を、自分たちでするんじゃなくて行政もそこに加わり、グループ農業を進めて、その中で普及拡大に努めていってはどうかと提案したいんですが、どうでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど、農家のネットワークということでも申し上げて、出荷の関係でございましたけれども、共同経営までには至らなくても、そういう仲間の中でネットワークが図られまして、お互いが作業の関係で忙しいときに支え合うというようなことの協力体制も必要な取組ではないかと考えております。

○6番（佐多申至君）

市長、その辺はグループ農業について進めていかれる市長のほうからはどうでしょうか。

○市長（永山由高君）

あくまでも、戸別の有機農家さんたちがどのようなビジョンをお持ちで、その中でどのような連携があり得るかというところが前提になろうかとは思いますが、こういったお声があれば、ぜひサポートをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

有機農業について、そして私の最後の質問となります。

市長にお尋ねします。これまで、農業は自然災害等を含め第1次産業として国から保護され、つながれてきたと思います。今後それは大きく変わらないと考えますが、人口減少、高齢化、そして労働力が低下し、しかも時代の流れで担い手不足となっています。

しかし、昔からの景観を守ろう、また、日置市に移住してみよう、そんな方々が二つ二つと人の手で、不安を抱きながら棚田や有機畑を維持管理しているのが現実です。

市長、現場での対応はもう少し深め、先ほど市長もおっしゃるように、日置市における農業の独自化を図るためにも、また、環境問題を提起するなら環境を重視する有機農業へ、もう少し過疎債等を有効に使って、市独自の支援及び力を注ぐ必要があると考えますが、どうでしょうか。

○市長（永山由高君）

私も先日、ちょうど先週、鹿児島市で開催されたオーガニックフェスタにお邪魔しまして、日置市の有機農家の皆さんとお話をさせていただきました。その中でも感じますのは、有機農業を選ばれた背景にはそれぞれの思いがあられまして、必ずしも全く同じビジョンで取り組んでおられるわけではないというところも、また把握をしておる次第でございます。

一方で、有機農業に取り組まれる方の収入の向上というのは、これも非常に重要なテーマではございますから、関係機関と連携して検討を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、10番、福元悟君の質問を許可します。

[10番福元 悟君登壇]

○10番（福元 悟君）

本日、3番目の質問の機会を頂きました。連日の一般質問で市長にはお疲れのことと思いますが、答弁をよろしくお願いをいたします。

最初の質問は、農業担い手対策についてであります。

今年の主要な農業生産の実績について、状況を伺ってまいります。

水稻については、本年は8月中旬まで長雨が続きました。台風による影響はほとんどなかつたところであります。本県の普通期水稻の状況が97と、「やや不良」と発表されました。米消費の減退やコロナ感染拡大の影響も重なり、これからも厳しい状況にあると認識をします。本市の状況はどうだったのか伺います。

次に、カンショにおける近年の生産環境ですが、基腐病の発生により被害が拡大し、本市はもとより本県農業に大きな影響を与えております。このことは、一昨日の同僚議員の質問で本市の被害面積が54ha、3割に影響があったと答弁がありました。国からの支援策の状況まで詳しく答弁がありましたが、日吉・吹上地域は若手の農業後継者も多く、経営も大規模になっております。これから先も被害が拡大し、対策が遅れていくようであれば、思い切った作物の転換も考えなければなりません。一昨日の4番議員に重なるところもありますが、改めてお伺いをいたします。

次に、お茶の生産、販売状況はどうであったかお伺いいたします。茶におきましては、近年のペットボトルへの指向から緑茶が飲まれない状況が続き、非常に厳しい状況が続きます。担い手農家も多く、設備も大型化しています。経営環境はどうか、お伺いしてまいります。

次に、さきの南日本新聞での報道により、新規就農者に対し、国は1,000万円の一括交付を新たに制度として発表したとありました。これは、今回の補正予算にも追加計上がありますが、農業次世代人材投資事業で取り組んできたけれども、大幅な支援策の拡充であり、農業を目指す新規就農者には大変魅力的な拡充策だと考えております。

しかしながら、地方創生として農業面への移住者対策、経済対策にも映りますけれども、農業は自然相手で価格の面にも不安定な中、

この制度をどのように評価しているか伺います。

次に2問目は、地区公民館の今後の在り方についてお伺いをいたします。

この質問は、さきの9月議会の同僚議員の質問に対する市長答弁の中に、地区公民館の体制、交付金の在り方について、条例地区公民館と地域コミュニティである地区自治公民館の役割が混同し分かりづらいとの意見もあるため見直すと踏み込んだ答弁がありました。共生・協働の形を示す、また、市民の主体的な地域づくり拠点として活用されてきた地区館の見直しには、これから関係各所への調査を行っていくことになるようですが、見直し計画を進める市長の基本となる考え方を示していただきたい。

次に2点目は、地区公民館で行う諸証明書の発行状況や各種手続の取扱件数はどのような状況か、お伺いをいたします。

次に3点目は、各地区公民館では地区振興計画を基に事業に取り組み、ハード面においては集落の危険箇所の改善、道路の改修を含めて自治会の環境改善に大きな成果があつたと受け止めております。この4月から、ハード事業に係る予算計上については、それぞれの事業課で行うことになりました。各地区館では、地区振興計画を策定する際は自治会長や市役所課長級の協力員により、地区自治会の将来方向を見据えて計画が出来上がっております。事業化においては、自治会からの改善要望の際には地区館の意見も聞いた上で、今後も実施すべきではないか伺うものであります。

4点目は、ハード事業が所管課に移り、地区館の業務が減少しました。このことから、今後のソフト事業面を充実していくために出前講座の活用や行政課題の説明会、社会教育面のさらなる充実を図るべきではないか。

以上8点にわたり、市長に答弁を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1、農業担い手対策についてのその1、水稻、カンショ、茶の本年度実績について回答します。

各作物の本年産の生産状況としましては、水稻で前年比102%、カンショは96%、茶は111%となっております。

その2、基腐病の感染拡大について回答します。

令和2年産において、全耕作面積170haのうち、約4割の圃場で発生があり、その中でも3割以上の被害があった圃場が54haとなっております。

その3、茶の価格について回答します。

本年産の茶の市況としましては、過去にないほど低迷した前年に対して、キロ単価で150%、令和元年に対しても124%で回復しております。

その4、国の交付制度について回答します。

この制度は、令和4年度の国の概算要求が行われております。事業内容としては、経営開始時に必要となる農業機械や設備などの資金として、一括1,000万円を上限に融資し、その償還金を国と地方が支援するものです。制度の詳細について、まだ具体的な説明がないため評価は困難ですが、今後の国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

質問事項2、地区公民館の今後についてのその1、基本とする考え方について回答します。

さきの議会の質問でも答弁しましたが、第5期の事業実施期間中に時代のニーズに合った制度見直しを行い、地区や自治会などの自治活動による地域づくりを推進していきたいと考えており、地区自治公民館から事業の実施状況等を聞き取りした内容を加味して、制度改正等に向けた素案の検討をしている状況

でございます。

その2、諸証明発行や各種手続の取扱件数について回答します。

地区公民館での証明書の発行件数は、令和2年度が43件、令和3年度が10月末で25件となっております。

その3、ハード面について回答します。

地区振興計画に基づき実施していたハード事業は令和2年度で終了し、今年度より事業担当課が自治会と調整の上、事業を実施しております。令和2年度に地区公民館で積み残したハード事業分については、各自治会より、令和3年度予算要望として事業担当課へ申請を行うように地区内自治会へ調整済みであったと認識しております。

その4、出前講座の活用や行政課題の説明会につき回答します。

5期期間中行う制度改正等の中で出前講座や既存事業の活用を周知し、各地区に即したソフト面の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

質問事項2の出前講座の活用等についてお答えをいたします。

行政出前講座では65のメニューを用意しております。令和3年度は11月20日現在で延べ44回の講座を実施をしており、そのうち17回が地区公民館の活用です。

また、生涯学習講座等を実施をしており、今後も地域づくり課と連携を図り、社会教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

ただいま、それぞれ答弁を頂きました。最初のほうから進めてまいりますが、水稻普通作の97%の原因はどのようなものだったのか。また、最近、水稻に関しては価格の下落

が聞こえてまいります。この原因というのは何であるのか答弁を願います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本年産の水稻につきましては、先ほど議員がおっしゃいますように普通作につきましては作況指数97ということで、もろもろの気象条件によって若干不作だったんですが、早期水稻のほうが非常に成績がよかったですと、私もございまして、先ほど市長が答弁いたしましたように生産量としては102%というふうになっているところでございます。

また、米価の市況につきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして、業務用が非常に伸び悩むということで影響を受けております。早期米で前年比10%、普通期米で13%の価格下落という状況でございます。

○10番（福元 悟君）

コロナがやっぱり影響して、レストランとか、そういう意味の事情というのが非常に厳しくなっているということで、これが今答弁にもありました13%だったですか、というのが下落の今の水準だということで、非常に米農家につきまして大変厳しい状況は続していくわけであります。後のところで、またつなげて申し上げますが。

次に、お茶の価格の持ち直しに非常に期待をしていた、ところでありましたが、先ほどの答弁で、前年度と比較して150%という答弁を頂きました。これは過去にないほど、お茶の価格が低迷した。それが映り方としては非常に大きく回復したなと思っておりましたが、今の答弁で、過去にないほど低迷した状況が続いたので、このような今年の状況だということで、これはコロナの影響は特に受けていないのか、お茶については。それについては今後どのような状況になっていくか、推測で結構です、答弁を頂きたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

令和2年産につきましては、まともに新型

コロナウイルス感染症の影響を受けております。新茶の時期の試飲販売会などが一切できなかったと。もう、この試飲試食というのは全然できない状態でございましたので、本当に過去に見ない、量も取れない、単価も非常に安いというのが令和2年産でございます。

令和3年産になりますと引き籠もり需要の関連でリーフ茶がある程度流通が戻ったということと、販売の手法についても、インターネット等を活用した販売に重きを置いた形で、販売手法を一部変えたというようなことも聞いております。それらの結果として、前年比では150ですが、令和元年に対して124というぐらいのところまで市況が回復しているということで、生産者も一安心という状況でございます。

○10番（福元 悟君）

大幅に回復してきたということでの背景が、いわゆる生産農家が減少して生産量が落ちたために需要が高まったとともに生産量が減った、その辺が影響しているのかなということではなくて、コロナで家庭内の需要が緑茶に向かったということで説明がありました。非常に望ましいことであろうと思います。今後も、お茶にも若手農家が多いところで、これまで設備が降灰対策事業等で随分投入されております。ぜひ、ここの辺は機械投資も多かったところでありますので、今後もこの技術をさらに高めて、東市来地域、伊集院地域は茶の主要産地でございますので、ひとつ技術面を併せて指導を続けていただきたいと思っております。

次のほうは、担い手農家で支援する現在の次世代人材投資事業で支援しております対象者というのは、今、幾らぐらいの人数でありますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

すみません。正確には、今ちょっと手元に数字がないんですが、20名前後であろうと

いうふうに、15名から20名の間だというふうに記憶しております。すみません。

○10番（福元 悟君）

非常にこの人材投資事業、農業面での充足された支援があるわけですけれども、私がこれを危惧しますのが、この認定を受けた方々、また多額の支援金で助成した方々の現在の状況というのが関心の高いところです。そういったところでどのような、この15名ないし20名、どんな経営状況であるかを説明願います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

この次世代人材投資事業につきましては、給付の3年目に中間評価というものを実施してございます。JAや県などと関係機関、それに鹿児島県に認定されました指導農業士という方々が5名、日置市内にいらっしゃいますが、この方々で、その給付3年目の新規就農者を巡回いたします。で、巡回した先で現状の就農状況の確認、そして経営における課題があれば、その課題に対して指導農業士の方や、県もJAも含めて指導、助言を実施しているというような状況でございます。

○10番（福元 悟君）

農業に限らず、どの産業においても新規参入者、そういう経営面での対策、非常に環境は厳しいわけですけれども、特に農業につきましては自然現象にもこうして影響を受けていくわけですけれども。先ほど説明がありました、農業指導士が技術面は対策に当たっているというような説明もありますけれども、自立経営ができる農家に持っていくのか、また、自立経営農家としてどれほどの収入を得ることで、その基準を満たすというか、生活に基盤ができる収入状況なのか、そういうものの受皿として安定して生活を維持させることができるのか、その辺について答弁を求めます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

新規就農者の方が、この農業次世代人材投資事業の支援を受けるためには認定新規就農者にならなければなりません。もちろん審査を開いていくわけですが。その基準となりますのが、5年後の目標所得が認定農業者の約40%を達成するという計画でございます。日置市の認定農業者の所得目標は、主たる農業従事者の所得380万円というのが基準でございます。ですので、その40%を目指すということになりますが、それではなかなか生活ができないということもありまして、次世代の給付金150万円というのがあるわけですけれども、5年間の間にそこを十分クリアしていただいて、将来的にはその380万円という認定農業者、いわゆる担い手並みの所得に向けて育っていくように各関係機関一体となって支援をしているという状況でございます。

○10番（福元 悟君）

とりあえずの方向として、基準の40%という160万円、さらに5年間にわたり、年間、支援金として150万円ということで300万円ちょっとということで、非常に新規就農者、いろいろ憧れ的にも農業に、こういう時代志向があるんじやないかと考えるところですけれども、これまで生活してきた、例えば都会での所得から考えると非常に少ない300万円の状態です。本当に安定して経営、安定して生活が維持できるかということにつきましては、非常に慎重になって対応してあげるべきだろうと思っております。

そういった中で次の質問になるわけですけれども、今回、国が打ち出しました1,000万円の拡充、非常にこれもありがたいと考えているわけですが、先ほどから申し上げますように農業の自然環境に対する年々の状況、市況にも表れる、そのような中で、この交付がすぐさま新規就農においては設備投資に向かうわけですが、こういう展開が本当に問題に

なってこないのか、非常に後々心配するわけです。先ほど、15名ないし20名ということで説明もありましたけれども、その中に今現在、脱落者というんでしようか、いなかつたのかどうか、再度お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農業人材次世代育成事業、前の事業名で青年等就農給付金ということで継続されてきて今までおりますけれども、日置市内の給付者で脱落といいますか、自分で経営をされていたんですが、知り合いの農業法人のところに就業したいということで、自立経営から離脱された方が1名だけいらっしゃいます。

○10番（福元 悟君）

その数を今お聞きしまして、1名はやむを得ないかなという気が、今報告でやむを得ないかなと感じましたが、大方の方が経営が続いているということで、ぜひとも、せっかく農業に入ってこられたので、やっぱり1,000万円農家、2,000万円農家を目指す、そういう担い手になっていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

さらに、今度の1,000万円の交付金の充当が、すぐさま投資額、設備投資に向かうんではなくて、営農方針として、今現在、前から見ておりますと新規就農に充てたハウス等についても空きが、いわゆる作付のされないハウス等も見受けられます。そういったもので安手にあっせんしながら、そこに投資額を大きくしないで再利用させていく、そのような取組も期待されるわけですが、そういうようなハウス等が散見されますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

大半のハウスは、もう使われていない状態でも使える状態であれば、誰かがまた使用する形になっておりますが、私の把握しているところでは吹上方面に2か所ほど、まだ空いたままのハウスがあるようです。そちらも相

談はしているんですが、なかなか貸していただけないというのが2件ほどあるのかなというふうに思っています。それ以外につきましては、農業公社の研修生が施設園芸で研修に入った段階で農業共済組合などと空きハウスがないかという情報収集、情報共有をいたしまして、市の職員等で所有者に相談に行ったりというようなことは通常業務の中でいたしているところでございます。

○10番（福元 悟君）

ハウスも空きハウスも、大方が再利用されているようにも感じます。申し上げたいのは、1,000万円の拡充策を新規の設備に充てるんじやなくて再利用させていく、そのことはやっぱり機械においても大事なことだろうと思いますので、就農しやすい形を国はお膳立てしてくれているわけですが、預かる現場としても、やっぱり最終的に負債につながらない経営という体制を取つとかないと、最終的には指導不足だったとか、資金が回らなかつたとか、アドバイスがなかったとかいうようなことも過去にもあったようですので、ひとつここはしっかりと連携していただければと思っております。

そういった中で提案ですが、空きハウスも2件ほどということですが、吹上方面に限らず東市来、伊集院地域、日吉地域も含めてビニールハウス等が空いている、また、空く見込みがあるというような面での意向を調査して、いわゆる空きビニールバンク的なことは考える必要はございませんか、いかがでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほども申し上げましたけれども、実際、農業公社の研修生が、お住まいは日吉だったんですけれども、伊集院の中川の空きハウスで、農業公社を卒業された後、所有者さんと折り合いが合いまして自立、もう既に就農を空きハウスでされているという実態もござい

ます。

これにつきましても、農業公社の中で、農業公社、それと県、JA、市、今の研修生の巣立ちまでのいろんな、そういうハウス面、機械類、それから資金面、定期的に定例会を開催しております。その中で役割分担をして、これにつきましては市の担当が相談者と相談をして、もちろん値段の交渉等につきましては本人同士でやっておりますが、譲っていただけないものかどうかというような相談等、通常の業務としてやっておりますので、特にバンク制度というようなことで立ち上げなくともよろしいのではないかというふうに判断しております。

○10番（福元 悟君）

1問目の最後の質問になるわけですが、とにかく制度が充実した半面、そのあたりを食って指導が行き渡らないというのが、そういう状態にしちゃならない現場の農政をあざかる立場だろうと思いませんので、ひとつ認定の際にも資格審査も十分に行って頂いて、本当に長く経営できるような育成をお願いしたいと思っております。特に移住者対策にもなつていったり、これが定住して家族連れであると非常にメリットを感じるんですが、そこを急ぐあまり本末転倒になって農業経営が立ち行かないというのが最悪のケースだらうと思ないので、お願いしたいと思っております。

この答弁を改めて見ますと、この新しい制度については詳しい、まだ説明はなされていないところですね。ですので、今後この辺の市町村の負担というんですか、この辺もまだ見えていない状態ですが、この制度を利用する中で償還金に対する国の償還金の支援があるというふうに答弁を頂いておりますが、市町村負担はどうなりますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

1,000万円の上限を経営スタート時に融資するということで、もちろん無利子なん

ですけれども、公庫から借りるということになりますが、償還の際は国と県が支援するという表現になっておりますけれども、問い合わせてみましたところ、今のところは国と県で、極端に言うと償還を支援していくというようなことでございます。

○10番（福元 悟君）

2問目の地区館のほうに移ります。市長は、関係人口の展開を非常に発信されておられるわけですけれども、交流を一層促進していく狙いから4地域の中心的な地区館を、全部とは申しませんが中心的な地区館を交流センターとして機能させて、土日、祝日を開放して、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」として日置市へのアプローチを便利にして、その中から魅力ある地域を紹介し訪ねていただく取組や、26地区館に対して現在、行政機能も高いわけですけれども、市民の寄りつき、市内外から地区館のある地域を知ってもらう機会を確保していくというような観点に立って、センター方式、土日の開館等について、祝日の開館等についてどのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（有島春己君）

お答えします。さきの市長の答弁でもありましたとおり、繰り返しにはなりますが、地区公民館の規模、範囲についても今後の検討内容になると考えております。在り方含め、検討しなければならないと考えております。

○10番（福元 悟君）

先ほどの答弁で証明書の発行状況等も伺って、行政的なところが件数も少なくて、役割も随分行政的なところは落ちたなというふうに感じております。今後、ソフト事業等が主になっていくわけですけれども、生涯学習講座や貸館が主になって、地域の特徴を引き出す運営になっているか、まずお伺いいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

ソフト事業面についての充実なんですが、各種団体、出前講座を生かして、市で実施しているような事業があります。その事業の理解を深めて認識を広げていただくと大変ありがたいことだと考えておりますので、また、地域の声を拾う上で、一つ一つのツールとして活用していきたいと考えております。

○10番（福元 悟君）

出前講座は行政の方向性を地域の方々に説明を行いながら、また一方で市民の意見を十分に聞き取っていく非常にいい機会だと捉えております。

そういった中で、先ほどの答弁で述べ44回、そのうち地区公民館が17回ということで、26館の集計がこの数字だろうと思います。行政の施策の説明、市民の意見に耳を傾けていける、この機会を失っているような気がいたしますが、地区館側での仕掛けが弱いように感じますが、いかがでしょうか。この回数から見ますと。

○地域づくり課長（有島春己君）

先ほども答弁いたしましたが、市で実施しています出前講座等を理解を深めていく認識の場と地区館は考えておりますので、今後も地域の声を拾っていく中で、一つのツールとして活用できるものと認識しております。

○社会教育課長（横枕広幸君）

行政出前講座においては、現在、健康、介護、防災、消費者問題などのメニューの活用がされております。今後においても担当課と連携し、市民のニーズを捉えながら充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

充実、ぜひさせていただきたいと思います。地区館の役割として、市民への行政伝達の機会にもなりますので、17回じゃ、やっぱり弱いんだろうと思っております。次から計画の中にソフト面に充実させるということもある

りますので、ここ大事だなと思っております。

それから、地区館では社会教育団体の育成や連携について議題に上がっているのか、お伺いしたいと思います。

○地域づくり課長（有島春己君）

地区自治公民館は自治会、学校、高齢者クラブ、PTA、郷土芸能保存会など多様な担い手と地域が協働を進める上で中心となり活動支援を頂いております。

ただ、次の時代を担う世代への育成や連携については、地域によっては高齢化だったり、人口減少により難しい状況もあるかと認識しております。そこも含めて地区公民館の在り方を今後検討していきたいと考えております。

○社会教育課長（横枕広幸君）

社会教育指導員、地区公民館支援会では、子ども会、PTA、女性団体等のサポートを社会教育指導員や地区公民館の支援員が行っていることから、活動内容等の共有については図っているところでございます。今後においても地域の担い手となる社会教育団体への育成等については、関係部署と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

その連携についてでありますけれども、社会教育主事、それぞれ配置されていると思いますが、なかなか人数も少ないと感じります。その主事との連携につきましては、どのような状況でしょうか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

社会教育課主管において年に4回、社会教育指導員、地区公民館支援会を開催しております。社会教育主事もこの会に参加し、人権教育など指導、助言を行うなど連携を図っております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

ぜひとも、こここの連携こそが、先ほどあつたように学ばせ関わらせていく、その意義を少しでも地域の方に理解していただく、そして地域づくりに関わらさせていくということではつながっておりますので、この回数等で本当に十分なのか疑問でもありますけれども、充実をしていただきたいなと思っております。

少し視点が変わりますが、地区公民館は名称からも教育的な施設と受け止められます。学習講座を通じて市民の教養を高めていくことも大事だし役立ってはいると思いますが、せっかく高まった教養を地域づくりに生かしていただくことが最も大事じゃないかと思います。見解をお伺いいたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

議員がおっしゃられるように、学習講座を通して高まった教養を地域に生かしていただくことも大変大切なことだと考えております。今後も学習意欲、健康意識の啓発など学びの場の提起を続けて、地域への貢献、自治意識へつなげていければと考えております。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（福元 悟君）

地区公民館は、地域のコミュニティーを高めて、生活環境や地域課題を協働の力で解決を図ることを目的として、設置をされております。ハード事業がなくなった分、地区館ごとの今後の地域の特性をどう生かしていくかが問われてきてると思いますが、特徴的な取組について質問いたします。

○地域づくり課長（有島春己君）

地区公民館は、地域特性化しながら地域課題と各種団体による協働の力で解決を図っていくことが求められていると思います。ただ、現在の地区公民館の範囲では、地区内の自治会数や人口規模が様々であることから、繰り返しになりますが、今後の検討内容になると考えておりますので、在り方に含め検討しなければならないと考えております。

○10番（福元 悟君）

今、ありましたとおり、今後の進め方、市長も前の議会で答弁もされました条例、それから交付金だったんでしょうかね、いろんな今の制度を再度検証していくと、見直していくという中から、このような質問に至っているわけでございますが、ぜひとも新しい制度の際にはそういうところを検証してやっていただきたいと思うんですが、その中の1つとして、地区館職員には市役所のOBや民間出身など、それぞれのキャリアで市民への向き合い方、行事の設定の仕方が違うような気がします。社会教育指導員を置いて社会教育団体の育成や市民教育といったようなところにも力点を置いて充実を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、市長。

○地域づくり課長（有島春己君）

現在、教育委員会において、各地域ごとに社会教育指導員を配置し、学級や講座について地区公民館と関わっております。ただ、地区公民館制度は地域づくり活動と生涯学習に関する部分があり、市民からは分かりにくくと考えておりますので、先の答弁もありましたとおり、今後、地区公民館の見直しをしていく中で、社会教育指導員の配置の関わり方やそういうことも含めたところで検討していきたいと考えております。

○10番（福元 悟君）

私は、全部の地区館にこのことを求めているわけではありませんが、せめて4地域の——今現在も社会教育指導員、地方公民館に配置

されているようですけれども、地区館の部分も一緒に連携しているということから、先ほど答弁も頂きましたが、そこをもっと資格者を充足して、地区館にはそういう方が、地域とのそういう話し合い、進め方、課題、そういったものも積み重ねながら役立っていくというような地区館運営を求めているところでございます。

最後に、市長のほうへ質問してまいりますが、地域の地区館の状況は世帯数、面積規模がそれぞれ違うところでありますし、1地区館1自治会から伊集院地区公民館は31自治会を対象としております。今回の見直しの機会に、どれが大事なのか、どういう方向が大事なのか検討をお願いしたいところですが、当初から1地区館1自治会ではなかったわけです。それぞれの自治会の理解の中で、複数の自治会が統合して地区館というふうな組織にもなったり、また、伊集院地区館においては、大変大きな世帯数、人口規模の中で伊集院地区館も各種の事業展開しております。また、最近でも伊集院地区館の中では地域学校協働活動の連携として、伊集院中学校が妙円寺参りの機会に、地区館の竹灯籠制作にも参加して、伊集院駅の雰囲気づくりに加わっていたところです。また、先日の新聞にも吹上地域では小学生・中学生20名が古民家整備を手伝っている記事に接しました。この事業につきましては、また、市長が提案された「お試し住宅」の中での取組だったと思いますが、このように地域ごとに素材もあり、地域の特性を引き出していくことに、地域づくりを進める上でのコミュニティ・プラットフォームの考え方、進め方が見えてくるような気がいたします。

市長の見解を伺って終わります。

○市長（永山由高君）

現状、世帯数や面積が違う中で、1自治会1地区館のところもあれば、議員ご指摘のよ

うに1つの地区館の中に多数の自治会が入っているというところもございます。

これから、今まさに制度設計を進めておるところでございますけれども、地域によって自治会、そして地区館の在り方を必ずしも共通にする必要があるかというところも含めて、今、検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

地域の特性に応じて、地域の皆さんと一緒に地区館の在り方を考えていく、それが基本的な考え方になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

[16番山口初美さん登壇]

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられた市民の皆さんのが市政に届け、その願い実現のために、今回は大きな項目で5つの点について質問をさせていただきます。

まず1問目は、脱原発についてです。

川内原発1号機は2024年7月、2号機は2025年11月に稼働40年を迎えます。ですから、あと三、四年で寿命です。本来ならここで止めなければなりません。この川内原発について、今年5月に南日本新聞が行った与論調査では、40年を超える運転延長に反対が59%、昨年より5ポイント増で、賛成の35%を大きく上回っており、県民の過半数が20年運転延長に反対していることが明らかとなりました。つまり、県民の多くが原発のない社会を求めているということです。この川内原発の特別点検が始まり、いよいよ20年運転延長への準備だ、ということで、市民から不安の声が寄せられております。

特別点検の結果オーライでは、九州電力が国に申請し、それを国が認めれば老朽化した原発があと20年も延長して運転されるということになってしまふかもしれません。原発の危険と隣り合わせで、私たちはあと20年も暮さなければならぬのでしょうか。この市民の不安の声に市長はどう答えられますか。伺います。

2問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

私ども、「市民の命とくらしを考える会」が、この計画の中止を求める署名活動に取り組み、10月6日には県庁に出向き、署名を提出し、県の担当課に申入れと懇談をしてまいりました。

この署名の取組をいろんなところで行ってまいりましたが、その際、市役所の職員の方が、この署名は書かないように上司から言われているのでと話され、断られる例が数件ございました。賛成、反対にかかわらず、職場の上司が、この署名は書くなというのは人権侵害、パワハラ、思想信条の自由を侵すものであると考えますが、市長の見解を伺います。また、このような事例がある中で、対策の必要性についても伺います。

次に、鹿児島県の薩摩沿岸保全計画、これは平成30年3月に変更されたのですが、「子供達（こどんのし）に承（つた）えよう

安全・快適で自然豊かな薩摩の海を」をスローガンとしています。この吹上浜沖洋上風力発電の計画は、この県の方針に照らした場合、問題はないのでしょうか。観光、景観、漁場など、吹上浜のすばらしさを残すことができるのでしょうか。市長の見解を伺います。

また、この吹上浜沖洋上風力発電計画によって、日置市にどのようなメリットがあるでしょうか。市長の見解を伺います。

3問目は、気候危機問題について、CO₂排出ゼロに向けた対策について伺います。

世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林災害、干ばつ、海面上昇など、気候危機と呼ばれる大問題となっています。このまま推移すれば、2100年には現在よりも世界の平均気温が3.3～5.7℃上昇する見込みとされています。国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」はCO₂など、温室効果ガスを2030年までに2010年比で45%削減、2050年までに実質ゼロを実現する必要があるとしています。

市長のマニフェストにあります「ゼロカーボン社会への転換」を実現するためにどのような取組を考えておられるのでしょうか。また、日置市でも2030年、2050年といった中長期的な目標並びに具体的な計画を早急に立て、そこに向けた取組を進めるべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

4問目は、飼い主のいない猫の避妊及び去勢手術に対する助成制度の創設についてです。

飼い主のいない猫によるトラブルが、日置市内でも一定数あることから対策が必要と考えます。市民ボランティアしっぽの会から議会にも陳情が出されておりまして、文教厚生常任委員会で継続審査となっております。飼い猫の場合、屋内飼育が原則であり、その場合も避妊や去勢手術を受けさせるのも原則です。

猫は、法的に愛護動物と位置づけられ、飼い主がいない場合であっても駆除や殺処分といった対応はすべきではありません。

それらを踏まえた上で、地域猫として地域住民によって世話をされているケースがあるわけです。飼い主のいない猫に対しても避妊や去勢の手術を受けさせる必要がありますが、これを地域住民が自費で行っているために負担になっているわけです。ここに助成を行えば、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐことが容易になり、問題の根本的な解決への助け

となることが期待できるわけです。助成制度創設について市長の見解を伺います。

5問目は、各支所における林道係の設置についてです。

現在、林道は、本庁で一括して管理されておりますが、管理は行き届いていないように見受けられます。以前のように各支所に林道係を配置すべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

質問事項1つ目、脱原発についてのその1、市民の声にどう応えるかという点につき回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

質問事項2、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、署名について回答します。

議員ご指摘の件について、事実であるならば大変遺憾に思うところです。

本件につきましては、全職員に対し、各所属課長を通じて、関係法令を正しく理解し、誤解を招く言動がないよう注意喚起したことあります。

その2、観光、景観、漁場等について回答します。

日本三大砂丘の1つである吹上浜の美しい海岸線は、本市の豊かな自然を代表するものであり、様々な計画に取り上げられているところです。

本計画の事業実施に当たっては、環境影響評価の中で、自然環境や地域住民への生活環境などに与える影響について十分に配慮して行われることとなっており、また、手続の中では意見聴取の機会もございますので、この中で、しっかりと環境に配慮することなどを

伝えてまいりたいと考えております。

その3、メリットについて回答します。

経済産業省と国土交通省の資料によりますと、風車の設置やメンテナンスのために、長期間にわたり、地元の資材が活用されたり、雇用の機会が増えるといった経済波及効果が期待されると言われています。また、風車は部品数が一、二万点と多いことから、関連産業への波及効果も期待できるようです。

市としては、メリット・デメリットについて引き続き情報収集に努めるとともに、状況を注視してまいりたいと考えております。

質問事項3、CO₂排出ゼロに向けた対策についてのその1、具体的な計画について回答します。

先に開催されたCOP26は、パリ協定の努力目標達成に向け、2050年のカーボンニュートラルに向けて、野心的とさえ言われる対策を求める内容となりました。

私は、地球温暖化対策が喫緊の課題であるという認識の下、ゼロカーボン社会への転換をマニフェストの1つに掲げました。その実現に向けて9月30日、環境省が提唱する「ゼロカーボンシティ」の464番目の表明自治体として証書を受け取っています。今後、日置市総合計画との整合を図りながら、国が目指す、2030年度までに100か所の「脱炭素先行地域」を作るプログラムにエンタリーしたいと考えています。

選定には、電力消費に伴うCO₂の実質ゼロや、地域特性に応じた温暖化対策の取組など、市民ぐるみの理解と参加が必要です。その具体策として、地域脱炭素ビジョンや、地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、来年度から着手していきたいと考えております。

質問事項4、飼い主のいない猫についてのその1、助成制度の創設について回答します。

日置市は、県の提唱する「人と動物の共生する地域社会の実現」を目指しています。そ

の推進には、猫の適正飼養と生活環境維持という、住民自治の観点が大切だと考えております。

本市では、公益財団法人どうぶつ基金と協働で取り組む不妊手術事業に登録しており、10月には事業が地域猫活動として定着するための取扱要領を制定いたしました。

基金の活用により、動物愛護ボランティアと地域住民、動物病院、保健所等関係者の理解と協力を得ながら、飼い主のいない猫を通じた地域協働の取組を支援してまいりたいと考えています。

質問事項5、林道係の配置についてのその1、林道係配置について回答します。

これまで、行政改革大綱に基づく、職員定員管理計画により、効率的な組織機構の見直しを行ってきております。ご指摘の林道に関する事務については、窓口機能等を残し、平成26年度に本庁農林水産課林務水産係に集約しております。

林道の管理については、職員による大雨後の点検のほか、定期的な草払業務や修繕が必要な場合の工事は業者に発注しているところです。

今後も、現行体制で計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

答弁いただきましたので、1問ずつ、また伺ってまいりますが。

私ども、原発ゼロを目指す鹿児島県民の会は、10月の6日に川内原発20年運転延長反対署名を九州電力に提出してまいりました。9,551筆の署名を提出しましたが、なぜ、この福島の原発事故が起こって10年もたつのに、事故は収束もせず、事故の原因さえもつかめていないのでしょうか。そして、それなのに、人の手に負えないと分かっている原発に、政府も電力会社もしがみついているの

か理解に苦します。誰も責任を取らないし、それどころか、取り返しのつかない事故をなかつたことにしようとしています。

このような政府や電力会社の姿勢を見ていると、再び福島の原発事故のような大惨事が起こる可能性があるのではないかと思ってしまいます。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

2012年の原子炉等規制法の改正によりまして、発電用原子炉の運転期間が明示されました。そのことによりまして、UPZ圏内に係る市町村の同意が求められる運用となっていないことから、国の責任の下での議論を注視する立場に市はあるというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

市長にお答えいただきたかったんですけども——原発は、動かすだけで処理できない放射能廃棄物がたまり続けます。この問題は、本当に大事な問題なんですけれども、この核のごみの処理、後始末、九州電力はどうするつもりなのでしょうか。このことについての解決策といいますか、処理の仕方はまだ見つかっていないんです。さらに、川内原発を、それなのに20年も延長しようとするのは無責任であり、住民の安全を無視したやり方だと疑問を感じてしまいますが、市長、この核のごみの問題についてのご見解を伺って次の質間に移りたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

原発に頼らないエネルギー政策が確立されるべきというふうに考えておりますけども、先ほどの核のごみ問題とかいうものにつきましては、原子力規制委員会等はじめ、関係機

関によりしっかりと議論がなされるべきというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

それでは、次の問題に移ります。

この吹上浜沖洋上風力発電計画についての反対署名を行ったときに、先ほど申し上げたようなことが実際にありますと、私もその声を聴いたわけでございますが、やはり市長、賢明なご答弁を頂きましたけれども、もちろん市役所の職員というのは公平公正な立場でなければいけないと思いますが、それと同時にやはり、自由に意見が言える、そういう市役所であってほしいと思います。この点は、先ほどの答弁で了解をいたしました。

次のこの吹上浜の美しい自然、これを子どもたちに伝えていきたいということでの鹿児島県の計画でございまして、これは、私どもの願いとも一緒なわけですね。この本計画のこの実施に当たっては、この吹上浜沖のこの巨大な洋上風力発電の計画が、本当に自然環境を壊したり、漁業を続けられなくなったり、それから、ウミガメがこのふるさとの海に帰ってこれなくなったりとか、それから、低周波音による健康被害などが危惧されているわけですが、そういうことが絶対にないように、みんなで一緒に考えて——この計画も外部から、アメリカの資本でございますが、そういう資本力のある会社などが乗り込んできて、自然環境の破壊や地域破壊につながるような、そういう動きは即座にみんなで力を合わせてシャットアウトすることが大切だと私は思っております。

再生可能エネルギーの地産地消という観点から考えますと、この吹上浜沖の巨大な、102機も造るという洋上風力発電の計画は、どうも私たちの望むものとは違うというふうに、たくさんの方がそういうふうに思って、署名にもご協力を頂いたわけです。

この吹上浜沖のこの洋上風力発電設備の設

置区域に指定をされると、その区域に立ち入ることはできなくなってしまいます。つまり、久多島にも行けなくなってしまうわけです。設置区域の指定は県が行うわけですが、このことについての市長の見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

今後の手続についてのご質問と、考え方という部分であるかと思います。

地球温暖化対策の観点から、二酸化炭素排出量が少ない再生可能エネルギーへの転換は、国の政策でもあります。一方で、今回の洋上風力発電事業のような大型事業においては、環境や景観への影響のほか、市民の不安も大変大きいものがあると考えております。県といたしましても、地元の反対がある中で、洋上風力発電事業の推進を図っていくことは決してないと聞いておりますので、広く、市民の皆様の声に耳を傾けていきたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

この風力発電の計画のメリットのことを伺ったところでのご答弁で、私は、市の当局としては経済波及効果などをメリットとして捉えて期待をするような答弁だったもんですから、私としては非常に心配をするわけなんですが、自然や景観を壊される、漁業ができなくなることなど、本当に失うものが大き過ぎるというふうに思います。そういうことを本当に肝に銘じて、やはりこのことはできるだけみんなで語り合うような機会もつくって、まだ漁業の人たちがどういう影響があるのかとか、そういうことが語る機会がまだないんじゃないかなと思いますので。

それからウミガメへの影響ですね、それから健康被害のことなど、それから大陸のほうから多くの渡り鳥がこの東シナ海を渡ってくるんですが、200種類とも300種類とも

言われているんですが、この渡り鳥たちが風車の巨大な羽にぶつかって海に落ちて死んでしまうというような、各地で風力発電ができたところでは鳥がいなくなったというような話も聞いておりますので、そういう、自然へも計り知れない影響があるというふうに私は考えております。

市のほうでも引き続き情報収集に努めるというようなことで、それと、県とも協力していろいろ取り組んでいただけるということを期待しておきたいと思いますが、本当にこの風力発電を海に設置するということのリスク、このことをやはり経済効果などとは別に、この、海に設置することのリスク、それから、海の海底に設置する、そういう構造物の建て方というか、また、浮体式といいまして、海上に浮かべる、そういう方法を使うというようなことも聞いておりますが、そういう技術がまだまだ未完成なんだというようなことも聞いております。

耐用年数は、この風力発電、大体20年というふうに聞いておりますが、その20年のために私たちが本当に失うものは大き過ぎるというふうに考えますが、その点について市長はどうのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほどの答弁におきましては、メリットとして経済産業省と国土交通省の資料を引用したというふうにご答弁を申し上げた次第です。と言いますのも、この計画が日置市において、どのようなメリットをもたらし、そして、どのようなデメリットがあるかということについて非常に多岐にわたるというふうに認識をしておりますので、そこも含めて、現在、情報収集中であると。あくまでも、ご質問としてのメリットというご質問を頂いたものですから、一般論として経済産業省及び国土交通省の資料から引用したという次第でございま

す。

先ほど申し上げたとおり、非常に多岐にわたる影響があると、これは、メリットもデメリットも含めて慎重な検討が必要であるというふうに受け止めておる次第です。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。とにかく、このことに対しましても市民の不安は大きいということをしっかりと受け止めていただいて、市役所のほうも対応していっていただきたいと思います。

この計画についての業者からの説明会などもまだ開けない状況にありますので、もし、開きたいというようなことでまた働きかけなどがあったときには、ぜひみんなに情報を知らせていただいて、みんなで一緒に考えていきたいというふうにご提案しておきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

事業者に対しても積極的な情報発信、そして対話の機会をつくっていただくことについては、我々からもお伝えをしておる次第でございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

次のCO₂排出ゼロに向けた対策について伺います。

今年の10月31日から11月13日まで、イギリスのグラスゴーで開かれた国連気候変動枠組み条約の第26回締約国会議——COP26では、化石賞というありがたくない賞を日本は受賞しております。化石燃料からの離脱を実行しないと、日本は世界から完全に見放されてしまうのではないかでしょうか。この化石賞について市長はどうのよう受け止めておられますか、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

今、議員からご指摘がありましたように、日本として石炭の使用について消極的だった

というところを、海外からの評価で、そのようなありがたくないというふうに報道されているような賞を受けたというふうに認識をしております。

○16番（山口初美さん）

非常に皮肉を込めた、そういう賞だったのだろうというふうに推察いたしますが、この気候危機の問題は、やっぱり子どもたちが生きていく社会が、災害が頻発したり、食料が不足したりすることのないようにしなくてはならないという、そこが市長も根底に思いがあられるんだと思います。安心して生き続けることが出来る環境を子どもたちに手渡すことができるかどうか、それも2030年までの取組にかかっているわけです。

社会全体で省エネの意識をつくり出すには身近なところでの取組も重要かと思います。例えば、食品ロスをなくしていくことはそれぞれの家庭の中でできます。このようなほんの少しのこと、小さな取組が環境を守る意識を高めるということにつながっていくのではないかでしょうか。こういう働きかけを市としても市民に対して具体的にできないものでしょうか。その点を伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

ただいまご質問にございました食品ロスへの対策ということで、ご承知のとおり、日置市では生ごみのリサイクルを取り組んでおりまして、これは、集まった生ごみを業者の方が収集をしていただきまして、処理をしていただいたものをまた畑に返して農作物を作っていくというようなリサイクルも含めながら、さらに経済循環も図れるというようなことの取組でございますので、この取組というのは、全国的にも評価をされている取組だというふうに考えておりますので、全国的にも評価をされている取組の大本のところに、市民の方々の協力があってできているんだということをもう一度、市民の方にお返しをすること

で、そういう食品ロスへの考え方、それから地球規模での脱炭素の考え方の根本はそこにあるんだということをお伝えしていけたらと考えております。

○16番（山口初美さん）

そうですね、この気候の危機に向き合い、温暖化対策に取り組む決意を示す気候非常事態宣言をした国内の自治体が少なくとも5都県、84市町村あることが11月29日共同通信の調査で分かったとしまして、11月30日付の南日本新聞に掲載されておりました。皆さんもご覧になったと思いますが、日置市も宣言をしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

先ほど、1問目で市長も答弁されましたけれども、来年度からゼロカーボンシティを掲げたことを受けまして、様々な計画づくりにも着手をしていこうという動きを、今後していくことになろうかと思っておりますので、その中で、先ほどの食品ロスも含めまして、市民の皆様方の意識の高まりがないと宣言をしても看板が立つだけになってしまいますので、そうならないためにも、実効性のあることを取り組んでいく必要があると思いますので、機運を高めてから宣言も同時に検討していきたいなど考えております。

○16番（山口初美さん）

ぜひこのことはしっかりと市としても力を入れて取り組んでいただくことを期待したいと思います。

それでは、次の質間に移らせていただきます。

この地域の猫の問題は、やはり地域の問題なんですね。これは、猫の好きな人、嫌いな人、いろいろいらっしゃるわけなんですが、みんなが気持ちよい生活ができる、そういう地域づくりというのに、この猫の問題もつながっていると、私はかねがね認識をしている

んですが、この避妊・去勢の助成を行っているところは、皆さんもご存じかも知れませんけれども、鹿児島市は避妊手術には1万円、それから去勢手術に5,000円の補助を行っているようでございます。日置市は、公益財団法人どうぶつ基金と協働で取り組む不妊手術事業に登録をしているということなんですが、これは去勢手術のほうも入っているんでしょうか。伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

お見込みのとおり去勢手術も含んでおります。

○16番（山口初美さん）

分かりました。今後、この基金の活用、それで本当にボランティアの方々や病院、保健所などとも地域の皆さんとも協力をして、そういう飼い主のいない猫でも本当に避妊手術や去勢手術ができる、そして地域に返されて、次第に、この野良猫と言われるような猫たちがいなくなるような、そういう取組にしっかりととしていただきたいと思いますが、この基金の活用だとか、市民ボランティアや市と一緒に取り組んで、この猫の問題を解決しようとしているということなどを、市として、住民の皆さんに周知をしていただきたいんですが、その点について伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

現在、令和3年度で野良猫の、いわゆる苦情の相談というものが10件ほど来ております。その中身は、ふん尿の臭いであったり、それから毛が抜けて落ちているとか、環境上の苦情が多くて、先ほど議員がおっしゃられましたような猫好きの方、猫嫌いの方というのが、近隣におられる関係でのトラブルになりがちということがございますので、猫の飼い方というところを、まず、市民の皆さんにもう一度再確認してもらう必要があると思いますので、機会を捉えて、家で飼うということと、飼っていない猫には餌をやらないとい

うこの2点だけを、強調をしながらお伝えをしていけたらと思います。

○16番（山口初美さん）

無責任な餌やりというのは、どこでも問題になるわけなんですが、それがもとで野良猫が増えてしまうというようなことは実際にあるわけですが、この鹿児島市は、餌やり禁止条例というのをつくったんです。ですが、やはりどうしても猫をほっておけない人は隠れてでもやってしまうわけです。それが、猫好き人の性分といいますか、どうしようもないことだと思うんですけども、だから、野良猫と言われるようなそういう猫を増やさない、そういう取組をしっかり日置市ではやっていくことが大事だろうと思います。その点いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

今、議員がおっしゃられましたように、やはりその猫がたまっている地域の周辺の方に聞きますと、飼ってはいないんですけども、かわいいので餌をあげてしまうと。定期的に餌を差し上げているかというとそうではなくて、会ったとき、気が向いたとき、もしくは残飯をというような状況も非常に多い状況ですが、もう、そうしてしまうことで、居着いてしまってトラブルになっていくということでございますので、そういうことも含めて、近隣の、まず調整というか、そういう猫をつくっていかないということから取り組みたいと思います。

○16番（山口初美さん）

そういう苦情があるような地域には、ボランティアで猫を捕獲して、きちんと避妊手術、去勢手術を受けさせて、さくらみみにして地域にまた返すというような、そういうボランティアをやっている、そういう人たちもおりますので、ぜひ、そういうボランティアと連携を取って対処していっていただきたいと思います。

これは、市がリーダーシップを取っていたことで、うまく回っていくんじゃないかと思いますので、ぜひその点、期待しておりますので、地域の問題として地域の人たちの理解というか協力の下に、そういうふうにこの日置市で、この猫の問題が解決していくことを期待しております。

それでは、最後の林道係の設置の問題、最後の質問のほうに移りますが、この日置市内の林道の路線数や総延長について分かっておりましょうか。伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市内の林道の路線数は、31路線でございます。そして、総延長53.8キロの延長となってございます。

○16番（山口初美さん）

1回目の答弁のときに、窓口機能を支所に残すということだと思うんですが、本庁に集約しましたというようなことで、平成26年度がそういうふうになったということで先ほどご報告を頂きました。

職員による大雨後の点検、そういうのはしていますよという報告でございまして、定期的な草払い業務や修繕が必要な場合の工事は、業者に発注しているところですというようなご答弁だったんですが、私が林道を通ってみたんですけども、とても定期的に草払い業務がされているような状況ではなくて——もともと林道というのは狭いんですが、両側から枝が真ん中にせり出してきていて、特に車の通行にも事欠くような、そういう状況だったんですけども、市長は最近、林道通っておられますか、どうですか。

○市長（永山由高君）

最近の期間にもよると思いますけれども、市長就任後はないと思いますが、就任前にはございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

私は、本当に管理ができるないと、これは手後れにならぬうちにどうにかしないといけないなというふうに思ったわけです。

私が通ってみたのは、私の日吉の地元の城山の林道でございましたが、この城山の林道は非常に眺めのいいところが昔はあって、東シナ海がきれいに見渡せたんですけれども、そういうところが全然なくなっていました。どこからも海の景色なんて見えやしない。本当に「えー」って思ったわけなんです。

本当に、皆さんの一いろいろな方にもその林道の管理のことについて、ちょっと、林道管理できていると思いますかというようなことで、いろんな方にお聞きしてみたんですけども、本庁で一人でやっていたら無理だよねって、そういうような感じでした。

「窓口機能を残し」ということで本庁に一括管理、集約したということでございましたが、「窓口機能を残し」という、そこがどういうことなのか、伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

支所の産業建設課の中には、農林水産係という係がございます。もちろん「農林」ですので、それぞれの地域の林道等の諸々の相談等についての窓口等を含め、対応いただいているということでございます。

○16番（山口初美さん）

林道管理のための財源はどうなっているのか伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

林道の伐採につきまして、本来であれば年に2回、3回伐採したいところでございますが、いかんせん全てこの維持管理費については一般財源ということでございまして、年に1回だけの伐採となっております。春とか夏に伐採しますと、再度またすぐ伸びてくるものですから、原因が見られた城山線も、今度、シルバー人材センターが伐採に入ると思いますが、今のこの秋から冬の時期に、伐採をシ

ルバーと、あと吹上につきましては、業者のほうに委託をして実施しているところでございます。

○16番（山口初美さん）

今度の12月議会に、鹿児島県の木材利用推進運動協議会、一般社団法人鹿児島県林材協会連合会より県産材の利用促進について要望書が出されております。

このような森林資源の活用のためにも、林道の管理は自治体がしっかりとやっておかなければならないと思いますが、本庁で一括して林道を管理するのは、かなり無理があると思います。31路線、53.8キロ。普通の市道であっても、管理を日常的にやらないとすぐ草が生えたり、いろいろな支障があつたりするわけなんで、この林道というのは、通る人がいなければ、不法投棄だとか、それから鳥獣被害などのそういう原因にもなったり、また森林災害だとか、いろんなことが手後れになつたり、そういうことがあるんじやないかと思うんですが、先ほどの管理の状況を、今、部長がちょっと説明してくださいましたけれども、年に1回なんですね、結局。これは、財源が厳しくてなかなかそこまで手が回らないんだと言ってしまえば、もうそれまでだと思うんですが、これは、私は、ある程度、国からお金が来てるんじゃないかと思ったんですが、そういうことはないんでしょうか。国からの財源でこの林道の管理に使えるようなものはないんでしょうか。一切ないのでしょうか。ないんだとしたら、やはり国にも要求していかないといけないなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林環境譲与税というものが現在創設されているのはご存じかと思います。

これによって、手入れの必要な森林については、市が委託を受けて林業担い手へ整備を頼むということの中で、この森林に、搬出等

含め作業道等を入れなければならないと、こういったものにつきましては森林環境譲与税、充てられるわけなんですが、通常の林道の伐採等の維持管理、これについてはなかなか厳しいものがございます。

○16番（山口初美さん）

なかなか財源もなくて、体制も1人でというのでは、林道の管理はこれから先、とても心配なんですが、災害につながったり、それから不法投棄も心配です。山にいろんなものが捨てられていたりすることがないように、やはり各支所にその窓口機能を残してっていうふうに、ここにはご回答を頂いているんですが、支所がもう少し林道の管理に時間やら労力を……

○議長（池満 渉君）

山口議員、途中で申し上げますが、時間が来てしましましたので、最後の締めをお願いしたいと思います。

○16番（山口初美さん）

はい、すみません。

その点を伺って終わりたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本庁のほうに一括で一応集約したという形になっておりますが、先ほど申しましたように、支所にも機能を残しているというふうにお聞きしております。特に台風襲来時とか、大雨の後、これにつきましては、31路線、本庁の人間だけではとてもパトロールするのに時間がかかるということもございますので、そういう場合には、支所の職員の方々も大変協力を、今現在も頂いているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時15分とします。

午後3時06分休憩

午後 3 時 15 分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

[13番留盛浩一郎君登壇]

○13番（留盛浩一郎君）

ようやく順番が回ってまいりました。

令和3年度12月議会、一般質問14人の中で厳正な抽せんの結果、最後を務めさせていただきます。最後までのお付き合いをよろしくお願ひいたします。

それでは、私は、さきに通告しておりました、本市の農地、遊休農地、荒廃農地等の対応、対策について、6問質問いたします。

まず、1問目、本市の農家数、耕地面積、遊休農地、荒廃農地等の現状はどうなのか伺います。

2問目、国、県は農地の集約を進めていますが、本市の現状はどうなのか伺います。

3問目、「地域まるっと中間管理方式」というのがあります。本市での取組状況はどうなのか伺います。

4問目、有害鳥獣害による農作物等への被害状況はどうなのか伺います。

5問目、本年度当初予算では、電気柵設置助成補助金が計上されなかつたのはどうしてでしょうか。また、今後の予定はどうなのか伺います。

6問目、本年度当初予算では、棚田等文化的景観保全モデル対策事業が計上されなかつたのはどうしてでしょうか、また、今後の予定はどうなのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

質問事項1、農地、遊休農地、荒廃農地等の対応、対策についての、その1、現状について回答します。

農家戸数は1,816戸、耕地面積は2,860ha、遊休農地は296ha、荒廃農地は169haとなっております。

その2、農地の集約について回答します。

本市の担い手への農地集積状況は49.1%で、県平均の43.1%を上回っております。

その3、「地域まるっと中間管理方式」について回答します。

「地域まるっと中間管理方式」は、平成29年に愛知県の農地中間管理機構が提唱した取組方法で、現在全国で8地域が導入しているようです。

本市では、この方式での取組は導入されておりませんが、農地中間管理事業を進めるための1手法として、今後研究してまいりたいと考えております。

その4、有害鳥獣被害状況について回答します。

令和2年度の被害状況としましては、大半が水稻の被害で6,451kg、146万円の被害となっております。

その5、電気柵設置助成補助金について回答します。

電気柵設置助成は、合併当初より、市単独事業で長年実施してきましたが、厳しい財政状況と、近年、安価で購入しやすいものも販売されていることから、事業廃止としました。

今後においても、予算計上の予定はありませんが、各地区獣友会との連携や、優良事例の広報などにより、有害鳥獣対策に努めてまいります。

その6、棚田等文化的景観保全モデル対策事業について回答します。

棚田等文化的景観保全モデル対策事業は、平成25年度より8年間、市単独事業で3か所の棚田を対象に支援してまいりましたが、厳しい財政状況と中山間地域等直接支払交付金制度や、多面的機能支払交付金も活用できることを踏まえ、事業廃止としました。

今後においても、予算計上の予定はあります。棚田を有する各集落での話し合い活動などにおいて、優良事例などの紹介を行ってまいります。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

それぞれ、1回目の回答を頂きましたので、順を追って再度質問をさせていただきます。

私も、農業委員会へ5年間の状況をお聞きいたしました。農家数が約500戸、耕地面積約400ha、遊休農地約200ha、荒廃農地が約1,000ha、5年間でそれぞれ減っているようあります。遊休農地は5年間で200ha減っているようですが、今年はまだ296haの遊休農地があるようあります。

そこでお聞きいたします。

平成28年度、農地法の改正がありました。平成29年度から固定資産税の課税強化と課税軽減が実施されております。

課税強化は、遊休農地を放置している場合、勧告を受けた農地は平成29年度から固定資産税が通常の約1.8倍となるようです。

また、課税軽減では、自己の所有する全ての農地をまとめて農地中間管理機構に、10年以上の期間で貸付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間、固定資産税が2分の1に軽減されております。

改正から4年たちますが、固定資産税収入等に影響はなかったのか、また、荒廃農地も5年間で約1,000ha減っているようあります。これについても、固定資産税等に、収入に影響はなかったのかお伺いをいたします。

○税務課長（松元基浩君）

本市では、固定資産税が約1.8倍となる課税強化は今のところ該当ありません。

課税軽減につきましては、今年度36人の該当者がおりました。約3万5,000m²の農地、約4万円の課税軽減を実施しております。

す。

また、荒廃農地の減少に伴う税収についてですが、その後の地目により課税は変わりますので、荒廃農地が原野、山林というものに変更になった場合、畠20円から30円のm²単価が、山野、山林、原野は30円から40円という単価にあまり差がないということから税収に影響はないと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいまの説明で、それほど影響はないというふうに理解を私もいたします。

本市では、平成29年度に下限面積の別段面積、これを見直しております。すばらしい取組だと私も思っております。この目的は、遊休農地や荒廃農地、また、相続登記の解消、定住促進対策、非農家から農家へのきっかけ等であります。

このように見直しをされまして、現在に至るまでの効果、また、状況はどうなのかをお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（上之原誠君）

下限面積の見直しについての説明をさせていただきます。

下限面積の見直しの前は、農業地区域に限らず市内全区域30aを下限面積としておりました。農家の高齢化や担い手不足により農地の遊休地化が進展する現状の中、耕作できる農地を守っていくため、農地の取得や対策がしやすくなり、遊休農地の発生防止、農業を始めるきっかけや、定住促進対策などの目的を持って、下限面積の変更を平成29年5月から行っております。

見直し前の農地法第3条の所有権移転については、年100件程度の件数でございましたが、見直しした平成29年度は前年度より51件増の150件で、うち見直したことにより申請許可できた件数が34件でございます。

平成30年度が108件のうち26件、令

和元年度が119件のうち36件、令和2年度が116件のうち44件ですので、下限面積の変更によりまして農地の流動化に効果があつたと考えております。

また、宅地を取得されると同時に、隣接される農地を購入される申請もございます。

平成29年度が5件、うち市外からの申請が2件、平成30年度が5件でうち市外からの申請が3件、令和元年度が5件でうち市外からの申請が2件、令和2年度が16件のうち市外からの申請が4件となっております。

これらは、下限面積の見直しにより、遊休農地の発生防止と農業へのきっかけづくり、定住促進に一定程度の効果があつたと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいまの説明で、それぞれ下限面積を実施したということで、効果が大分あつたように理解をいたします。

これからも、これについて、農業委員会の方大変でしょうけれども、一生懸命取り組んでいただきたいと申し添えておきたいと思います。

それでは、2問目の農地集約についてであります。

県農村振興課によると、認定農業者などの担い手に農地の集積、集約化を図る集積率を、県は2020年度末に50%を目標に掲げております。

本市では、先ほどの答弁で49.1%の現状との答弁でした。ほぼ50%の目標値であるようです。関係者皆様の努力された結果と、高く評価したいと思います。

中山間地が広がる中で、本市では、先ほど申しましたいろんな関係者の方が、それぞれ努力されているというふうに再度高く評価したいと思います。

それでは、3問目の「地域まるっと中間管理方式」についてであります。

平成23年度、田代ビレッジ、平成25年度、キタカタ営農生産組合が法人化をされたと思います。そのほか法人化されたところがあるのでしょうか。また、その後、それぞれの経営状態はどうなのかお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今現在の集落営農の中で法人化まで至っているのは、その田代ビレッジとキタカタの2件のみでございます。

両法人の経営状況につきましては、決算書を確認する中では、どちらも特に問題なく安定した経営状態であるというふうに認識しております。

○13番（留盛浩一郎君）

2つの法人だけということではありますけれども、安定した経営でもあるという答弁でございました。

私も、田代に住んでおります。田代ビレッジのいろんな作業内容等、日頃見ておりますけれども、経営内容は別にして作業も大変だろうなというふうに思うところであります。

そこで、1回目の答弁で地域まるっと方式が、全国で8地域導入されているという回答がありました。また、今後研究していくとの答弁でありましたけれども、担い手の確保や集積、集約化をはじめ、地域資源の保全管理など、地域が抱える様々な問題の解決につながると、全国で期待をされている取組のようであります。

本市でも、それぞれの地域で、先ほどのように頑張っておられますけれども、ぜひ、このまるっと方式を調査研究されて、関係のある方々に情報を伝えていただき、よりよい取組になればと思っておりますけれども、いま一度お伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

担い手の農地集積につきましては、地域内の合意形成というものが最も重要であるというふうに認識しております。

このまるっと方式もそのための1つの手段でありますので、各集落環境などを考慮して、可能性を含め研究してまいりたいと思っております。

○13番（留盛浩一郎君）

すばらしい取組であれば、ぜひ地域の方に説明をしていただきまして進めていただきたいと申し添えておきます。

鳥獣害による被害は、本年度、先ほどの回答で水稻で146万円との回答でございました。そのほか市民の方々から鳥獣被害に対する苦情等は、問合せ等はなかったのかをお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

家の近くの家庭菜園畠や庭先に、イノシシもしくはタヌキが侵入してきて荒らされてるので駆除できないかというような問合せの連絡が、月に一、二回ほど連絡が来ている状況でございます。

○13番（留盛浩一郎君）

家庭菜園等ですね、苦情とまでは市にいかなくても、たくさんの方がやっぱり鳥獣被害に遭われると、私は思います。

令和2年度では、イノシシが9——、令和2年度の計算ですね、これはイノシシ928頭、鹿378頭、アナグマが536頭、そのほか鳥類等合わせまして総数1,975個体を捕獲しているようあります。

令和元年度も、イノシシ263頭、鹿74頭——すみません、令和2年度より、イノシシが263頭、鹿が74頭、令和2年度より、これは多くですね——すみません、令和元年度より多く令和2年度は捕獲をしております。イノシシが263頭、鹿74頭ですね、捕獲しておりますけれども、この鳥獣被害は減る傾向にはないよう、私は思っております。

田んぼ、畠を見て回りますと、いろいろな対策を講じているのが目につくようです。

そこで、永山市長、市長になられて6か月が過ぎたようですけれども、この市内の田んぼ、畠をご覧になってどのように感じておられるでしょうか。

○市長（永山由高君）

平野部の農地においては、耕作、管理行き届いているところも多いように感じますけれども、山岳部に近い農地においては、有害鳥獣対策は重要な課題であるというふうに、町を見ても思うところでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

今、市長が申されたとおりだと、私も思っております。

市長の所信表明の中で、生物資源の保全や有害鳥獣への対策を強化し、というふうに所信表明の中で述べられております。これ、具体的に今後どのように強化されていかれるおつもりなのかをお伺いをいたします。

○市長（永山由高君）

やはり、県内及び全国の先進的な事例の研究を含めて、幅広に調査、研究は加速させていきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

これまででも鳥獣被害に対する質問をさせていただきました。その上で、環境省ではイノシシ、鹿の個体数を適切に管理するためには、今の捕獲頭数を2倍以上に増やす必要があるというふうに言われております。

県の2020年度の調査で、イノシシは前年度より4,000頭増えて5万5,000頭、鹿は8,000頭多い4万6,000頭と発表されております。鳥獣被害を減らすため、県は管理計画を策定しまして2023年度までに、イノシシを3万4,000頭、鹿を2万8,000頭まで減らすことを目指し、捕獲を進めているようあります。

鳥獣には、県境、市境の認識はないと思い

ますけれども、本市にこのイノシシ、鹿、それぞれどれぐらいの頭数がいるとお考えでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県の自然保護課が毎年、調査をして市町村ごとに公表をいたしております。

日置市の推定個体数といたしましては、令和2年度調査で、イノシシ5,520頭、鹿710頭というデータが公表されております。

○13番（留盛浩一郎君）

これは、1頭1頭調べたわけではないと思います。

毎年捕る頭数よりも少ないんじゃないですかね、これね。鹿なんか720頭、鹿は相当捕ってるんですけども、ま、いいでしょう、はい。そういう県の調査結果ということで認識をいたします。

本市でこの捕獲頭数の計画と推移は、今後どうなっているのか、お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

3年置きに有害鳥獣の捕獲計画を見直しながら進めてきておりますが、令和3年から令和5年までにつきましては、毎年イノシシで、計画としましてイノシシで720頭、鹿で450頭としております。

実績といたしましては、例年イノシシが650頭から700頭、鹿で300頭から400頭で推移しておりますが、議員のおっしゃいましたように、令和2年のイノシシだけは突出しております、920頭という非常に多かった年でもございました。

○13番（留盛浩一郎君）

イノシシは、本当、令和2年度は突出して多く捕獲されているようあります。

鹿は寿命が長いようあります。ほとんどのメスが1歳以降、毎年1頭の子どもを産むそうです。イノシシも繁殖力が高く、これ、ほぼ全てのメスが毎年4頭から5頭の子どもを産むそうであります。

また、捕獲頭数の10倍は生息しているとも言われているようあります。

今後、この捕獲頭数を増やす計画はないのかをお伺いいたします。また、捕獲頭数を増やせない、何か理由があるのか重ねてお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほども申しましたけれども、鳥獣被害防止計画を3年ごとに見直すことといたしております。

令和5年度までは、先ほど申しました計画ではございますけれども、増やせない理由はございませんので、状況によっては令和6年度からの3年間増やすということも可能でございます。

○13番（留盛浩一郎君）

先日、千葉県の南房総市にお話を伺いました。夏の観光シーズンが終わって空き部屋が多くなる11月から2月の3か月間、民宿の集客と農地を荒らすイノシシなどへの対策を兼ねて、昨年度初めて市観光プロモーション課と観光協会、地元のハンターらでつくる民間組織で企画、実施されたそうであります。10人の募集に40人の応募があり、結果、参加者を15人に決められたそうでありますけれども、休日、民宿に滞在しながら地元のハンターと共にわなを仕掛けたり、捕獲したイノシシを解体、調理されたそうであります。

免許のない方も参加をされ、また、免許はあるけれどもどこで狩猟をしていいのか分からず困っている都市部のハンターは多いとの話がありました。

これを実施した結果、この期間にイノシシ12頭、タヌキ4頭を捕獲し、解体、調理されたとのことであります。

横断的に多くの方の協力が必要かと思思います。情報収集をされまして、本市で取り組めないかを検討するお考えはないかお伺いをい

いたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

紹介いただきました事例につきまして、猟友会のみならず宿泊施設関係者など、また行政内部におきましても、様々な部署との連携が必要になってくるというふうに考えております。

また、安全性、安全面への配慮なども非常にしっかりとしなければならないということを含め、現行では非常にハードルの高い取組であるなというふうに感じているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

また、2015年、これ、改正鳥獣保護法で環境省が捕獲の専門業者を認定する制度を創設されております。わなの設置、見回り、止め刺し、埋設処理等、トータル的に業務を行う、請け負う業者您的ようあります。

捕獲頭数を増やす方法として、これもぜひ情報収集をされて、猟友会の理解を得ながらうまくすみ分けをされて、本市に有効であれば取り入れていかれたらと思うのですがいかがでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

鹿児島県のほうに問合せをいたしましたところ、このような形で認可を受けている、県が認可するわけですけれども、県の認可を受けている業者が県内に2社あるという確認が取れております。

日置市でということでございますが、その業者様が継続的に日置市において捕獲業務を行う意向があるかどうかということと、あと、猟期以外には通常、市のほうから県からの業務委託を受けまして、捕獲指示書というものを猟友会に出しております。その指示書をこの民間事業者に出してよいかということについては、さらにまた県の判断を仰ぐ必要があるというふうに考えます。

○13番（留盛浩一郎君）

これはいろんな方の協力を頂かないと大変かと思いますけれども、猟友会の方にはぜひ協力していただきたいと思います。

先ほども答弁がありました中山間部あるいは農村部では、鳥獣被害がまだとりわけ深刻な状況であります。

そこで、5問目の電気柵設置についてであります。

合併当初より、先ほどの答弁では合併当初よりの事業という答弁でございました。令和2年度の決算では、東市来45件、伊集院15件、日吉14件、吹上22件、合計96件の申請で電気柵を設置されているようであります。

この数字をどのように受け止められて、また分析されておられるのかをお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当該事業につきましては、当初の取組としましては、近隣の方々3人で1組で共同的な形で守るというようなことで事業を執行しておったわけですが、やはりなかなかその3人1組というのがハードルが高いということで、1名でも個人申請可能ということで変更をかけてございます。

そのことで、件数が多いこともありますし、ここ近年、非常に安価な電気柵が流通するようになりますと、小規模で安価な電気柵の導入が、ま、個人申請でたくさんあつたというふうに認識しております。

○13番（留盛浩一郎君）

今の答弁を含めて、私は、でも、まだまだこの電気柵は必要だというふうに思います。特に中山間農村部では必要かと思います。

鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄の増加にもつながります。本年度の被害額、先ほども言いました146万円との答弁がありました。これは数字に表れる以上の悪い影響を与えると、私は考えます。

先日、80歳を超えた方で、イノシシ等が田んぼに入るのを防ぐため、今年約10万円の電気柵を購入されたというお話を伺いました。自分の田んぼ、畑を守るため、また周りの方に迷惑をかけないために、この高額な電気柵を購入された話を伺い、私は心苦しい思いがいたしました。

高齢等で耕作できなくなった農地を、他の人にお願いした場合、先ほどありました、今は安価な電気柵もあるようですが、この電気柵を購入してまで耕作をされるでしょうか。農地のような私有財産に対して、補助金を出すというのは不公平ではないかという声もあるかもしれませんけれども、都市部では道路も水路等も行政が管理をしております。

農地は個々の独立したものではなく、自然の中に土地も水も国土空間に広がっております。それを管理しているのが農家、耕作者、農林業者等あります。

最近はいろいろな種類、格安の電気柵も販売されているようですけれども、この補助金の上限5万円を引き下げてでも予算計上され、営農意欲を高め遊休農地の減少につながればと考えますけれども、市長のお考えをいま一度お伺いをいたします。

○市長（永山由高君）

合併当初から長年にわたり、市単独補助として実施してきましたことと、近年は安価で購入しやすいものも販売されておりまます。

市としましては、補助金ではなく、獣友会との連携や、対策に係る情報提供等で支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

6問目の棚田についてであります。

さきに同僚議員も棚田について質問いたしました。私は、私の視点から質問をさせていただきます。

先ほど棚田の名称、場所をお伺い回答され

ております。市内6か所あるとの答弁でありました。これ、それぞれ年間の行事等の取組状況、また、耕作管理状況はどうなのかをお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農道や水路などの維持管理作業などにつきましては、それぞれ6か所とも共同活動等で実施されていると聞いておりますけれども、外部からの体験活動の受入れや、交流活動に取り組んでいるのは尾木場だけであるというふうに認識しております。

○13番（留盛浩一郎君）

尾木場だけという回答がありましたけれども、私も、この質問をするに当たりまして、地元でありながら東市来にあるこの2か所を知りませんでした。今回初めて、この弓場形の棚田、高イ野の棚田にお伺いをいたしました。

私も初めて伺った中でお聞きしにくいのですけれども、これ、市長、教育長、この6か所、棚田行かれたことがおありでしょうか。お伺いしたいと思います。

○市長（永山由高君）

私も全ては回ったということはございません。私が現場を見に行った場所は3か所、この6か所中の3か所というところでございます。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

私もこの6か所の中で、具体的に行ったと思うのは尾木場でございます。これはイベントのときにお伺いをさせていただいたということでございまして、あのところについては、もしかしたらどこかで通りかかってのかもしれませんけれども、行ったという認識はございません。

以上でございます。

○13番（留盛浩一郎君）

それぞれ3か所と1か所というご答弁であ

りました。当然だろうなと思います。訪ねるのが大変でした。

5か所のうち、耕作されたり手入れされて、5か所は手入れされておりました。しかし、高齢化等に伴い、高イ野の棚田、これに関しましてはここ数年耕作されていないということでありました。

しかしながら、この高イ野の棚田、耕作されて手入れされていれば、どこよりもこのすばらしい棚田だと私は思ったところあります。ぜひ、時間を見つけていただいて、高イ野の棚田にも行っていただければと思います。

その代わり、1回入ればなかなか出てくるのは大変です。はい、そういうようなところがありました。先人はすごいなというふうに感心をしたところであります。

さきの質問でもお答えいただいたと思いますけれども、永山市長はご家族と一緒に東市来の奥まで、今年の6月田植え、10月には稻刈りを体験されていらっしゃいます。

そのときの率直な感想を、いま一度お聞かせください。

○市長（永山由高君）

率直な感想を申し上げますと、なかなか、ふだん、田植えそして稻刈り、そもそも土と触れる時間というのが本当に限られておりますので、個人的な率直な印象としては、これ家族と共に過ごすよき時間であったというふうに思っております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

年に1回、本当、よき時間、よき風景だったというふうに私も思います。管理するのは、本当地元の人は大変かと思うところあります。

同僚議員と、日吉、吹上のこの棚田を訪問いたしました。お話を伺う中で皆さん話されたことは、高齢化で、維持、管理をしていくのも大変だと、あと何年頑張れるだろうかと、

とても心配であるというふうに話をされてされました。

先ほど回答されたかもしれませんけど、いま一度、本市としてこの棚田をどのようにして後世に残していくおつもりなのかを、いま一度お伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金事業を活用いたしまして、集落外部からの民間活力なども視野に入れまして、保全活動なども取り組むことで後世に残していきたいというふうに考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

永山市長の、また、これ、所信表明の中で言われておりますけれども、日置市は自然が豊富であり、この豊かな自然の里山や海岸線、棚田などの景観と自然と暮らしを守り抜くことが必要であります。また、市民が自然資源に親しむ機会づくりとして、子どもたちの自然環境に親しむ場づくりなどを進めてまいりますと表明されていらっしゃいます。

教育長にお伺いいたします。

本市の小学校、中学校で田植えや稻刈り、先ほどもあったかもしれません。あるいは棚田の体験と行事を行っている学校が何校あるのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

稻作の体験活動を行っていますのは、小学校で9校です。いずれも地域の方が田んぼを提供し、たくさんの方が協力をしていただきながら田植え、稻刈りといった稻作の体験活動を行っています。

また、棚田を利用した体験活動は、現時点ではどこの学校も行っておりません。

○13番（留盛浩一郎君）

小学校で9校ということでした。この感想等は聞かれてないでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

聞いております。

低学年の子どもたちの中には、ぬかるむ田んぼに入って、そして泥んこになって田植えをしたこと、また稻刈りで刈り取った稻をわらで束ねることに苦労したこと、こういった生まれて初めての体験がいい思い出になりましたということや、早くお餅を食べたいといった感想でした。

高学年の子どもたちからは、下級生と協力して活動できた達成感や、昔使っていた道具、稻作の道具にじかに触れて、そして昔の人たちの知恵や工夫、ご苦労などに驚いている感想が聞かれました。

あと、先生方や保護者からは、多くの地域の方々にご協力いただき貴重な体験ができたことへの感謝の言葉、そして、できれば、途中の草取り、水の管理など、そういった活動も行わせて、農家の方々のご苦労を体験してほしいという意見もありました。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

素直な感想だと思います。

ある学校ではこの感想の中で、また、体験した中で、「農業したい人」という問い合わせいたら、二、三人の子どもが手を挙げたと、将来的にするかどうかは分かりませんがと付け加えておられましたけれども、またこの米作りの体験をしたことでご飯を残さず食べるようになったというのも聞いております。大変うれしいことだというふうに思うところあります。

棚田での体験はないようですけれども、この活動をする場合、先ほど中山間地域等の交付金あるいは多面的機能の交付金がありますけれども、こういうのを使用できるのかをお伺いをいたします。

○農地整備課長（東 広幸君）

お答えします。

多面的機能支払交付金では、農村環境保全活動に対する理解を深めるため、農業体験学

習等、学校と連携した交流活動が実施できます。ただし、経費の種類などによっては制限がある場合があります。

また、中山間地域等直接支払でも実施が可能となっております。

○13番（留盛浩一郎君）

こういう資金を使って、ぜひ交流体験をしていただきたいというふうに思います。

日本の棚田百選に選ばれております、湧水町幸田の棚田について担当の方にお話を伺いました。今年は、地域おこし協力隊員や役場の若手職員、小学校の生徒ら約50人が参加して、苗を植え付け、景勝地の保全に取り組まれたそうです。

幸田の棚田では、農家の高齢化や後継者不足で遊休農地が目立ち始め、何とか景観を守れないかと、地域協力隊の方が役場に相談をされ、若手職員には田植えの経験がない人も増えているが、希望者を募り、また、地元の幸田小学校にも呼びかけ、全児童15人が参加、将来的には農作業を体験してもらうオーナー制度の創設も視野に入れておられ、これから若い力と知恵で地域の宝を保全していくとのお話をされました。

この取組について、市長、教育長の感想をお伺をいたします。

○市長（永山由高君）

棚田の保全に地域の多様な方々が関わることは、非常に重要なことであるというふうに考えております。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

先ほども申し上げましたけれども、このような貴重な、先人が残した、先人から受け継がれてきた棚田を実際に見たり、経験したりすることができれば、これ以上のすばらしい体験はないと思います。

そして、そのことを通して子どもたちもこれをさらにまた残していくための努力という

のを考えるようになるのではないかなどというふうに思います。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

この尾木場では、尾木場の棚田ではですね、参加者を募集して、これ、市長も教育長も参加されたことがあると思います。参加されましたよね、今年は。

参加者を募集して参加料を頂き、地域の方々や市職員の方々の協力を頂きながら、田植えや稻刈りの体験とオーナー制度的な取組をやっておられます。

ぜひ、これ、ほかの地域はなかなか、今やっているという話を伺いましたけれども、ぜひ、ほかの地域にもいろんな呼びかけをされて、こういうことができるよう努力されたいというふうに申し添えておきます。

時間が大分過ぎております。

農地を守るには多大な労力が必要です。特段、棚田につきましては、面積が小さく、人力での作業が多く、大変な労力が要ります。農地は生産手段としての私的性と同時に、国土環境保全し災害を防止するなどの公益的性格も持っているんじゃないでしょうか。

そういう観点から、今後の棚田保全に意欲があり頑張る地域には、ぜひ市独自の助成をいま一度考察できないものかを、市長、いかがでしょう。お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

棚田の水田の国土の保全機能、十分理解しております。様々な取組において活用できます、先ほど来出ております中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業においても、市も4分の1を一般財源で支払っているところでございます。

何回も申しますが、この両事業を活用して進めてまいりたいと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

議長の許可を得ております。

これは尾木場の棚田の写真集でございます。2冊、郵便局で購入したものですが、すばらしい写真集でございます。

この四季折々の棚田の写真を撮られている方がたくさんいらっしゃいます。その写真を近くの郵便局あるいは公共施設等を借りて、写真展を開かれておられるようです。

この写真展を、市長、教育長、ご覧になられたことがおありでしょうか。お伺いをいたします。

○市長（永山由高君）

棚田に特化した写真展というものについては、参加をしたことはございませんけれども、各種様々な写真展において日置市の棚田を含む棚田を愛する方々の作品には多く触れてまいりました。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

私も同様でございまして、この棚田の写真展というものは拝見をしたことはございません。ただ、何かの折に見たことはあって、心安らぐ思いをしたところでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

時間を見つけられて、ぜひ、機会があれば見ていただきたいというふうに思います。本市の財産だと、私は思っております。

最後に尾木場の棚田では、各種イベントを通して都市住民と農村の交流を進め、棚田を利活用しながら地域の活性化に頑張っておられます。

また、ほかの棚田でも維持管理に大変頑張っておられます。

農林水産省がしております全国65の場所がのっております「棚田に恋」というのもあります。この中にあるカード、これは現地に行かないともられないというふうになっているようありますけれども、この、国、県、日置市の宝でもあります棚田を今後も残して

いくために、また、子どもたちに知ってもらうために、棚田についての取組、思いをいま一度、市長、教育長にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

先ほどから尾木場の棚田を軸にしたお話をさせていただいておりますが、私も何度も尾木場にお伺いをする中で感じるのは、景観ももちろんすばらしいんですけれども、その取組を後に残していくこうとする地域の皆様の熱量と、話合いの文化であろうというふうに思っております。

行政が支援することはもちろんなんですけれども、やはり地域の皆様、思いある地域の皆様が取り組みたいという、その思いを後押しするということが前提になってこようかというふうに思っておる次第でございます。

地域活性化と美しい棚田の景観を後世に残すと、これは非常に重要なことであるという認識は変わりませんので、引き続きサポートをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

学校教育におきましても、どのような形ができるのかは分かりませんけれども、これから研究をしていきたいというふうに思います。

そして、できるだけいろいろな機会に子どもたちが触れていくように、例えば学校のみならず地域の自治会、子ども会活動、そういったようなところでも何らかの取組ができればいいなというのが今の感想でございます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

本日の一般質問は、これで終わります。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

午後4時07分散会

第 5 号 (12 月 21 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第70号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第71号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
日程第 3	議案第72号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第 4	議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第76号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第 6	議案第77号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第 7	議案第78号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第79号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第80号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 10	議案第81号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 11	議案第82号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第83号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 13	議案第84号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案第85号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第 15	陳情第 1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（1. 日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求めます。）の部分
日程第 16	陳情第 1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（2. 日置市地域猫活動協議会の設置を求める。）の部分
日程第 17	陳情第 1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（3. 猫の正しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通じての、具体的な啓発を求める。）の部分
日程第 18	陳情第 1号 日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（4. 飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める。）の部分

日程第19 議案第87号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第11号）

日程第20 請願第1号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願

日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 議員派遣の件について

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

本会議（12月21日）（火曜）

出席議員 20名

1番	中 村 清 栄 君	2番	元 山 寿 哉 君
3番	福 田 晋 拓 君	4番	長 倉 浩 二 君
5番	下 園 和 己 君	6番	佐 多 申 至 君
7番	是 枝 みゆきさん	8番	富 迫 克 彦 君
9番	重 留 健 朗 君	10番	福 元 悟 君
11番	山 口 政 夫 君	12番	中 村 尉 司 君
13番	留 盛 浩一郎 君	14番	黒 田 澄 子さん
15番	下御領 昭 博 君	16番	山 口 初 美さん
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	漆 島 政 人 君	20番	池 満 渉 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 内 山 良 弘 君 次長兼議事調査係長 神 余 徹 君
議事調査係 松 永 真 君

地方自治法第121条による出席者

市 長	永 山 由 高 君	副 市 長	井 多 原 章 一 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	有 村 弘 貴 君	産業建設部長兼農林水産課長	城 ケ 崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	福 山 昌 己 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日 吉 支 所 長	丸 田 明 浩 君
吹 上 支 所 長	江 田 光 和 君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬 戸 口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	上 村 裕 文 君
地域づくり課長	有 島 春 己 君	税 务 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	濱 崎 慎 一 郎 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介護保険課長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悅 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学校教育課長	渦 尾 文 輝 君

社会教育課長 横枕広幸君 会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
監査委員事務局長 内山良弘君 農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第2 議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、及び日程第2、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

おはようございます。ただいま一括議題となっております議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について及び議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についての2件につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

この指定管理者の指定に係る議案は、去る11月22日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下委員会を開催し、東市来所長、日吉支所長、担当課長など当局の説明を求め、12月6日に討論・採決を行いました。

指定管理者の候補団体の名称は、社会福祉

法人日置市社会福祉協議会であり、指定の内容は非公募施設となっております。

指定管理の期間は、東市来総合福祉センターが令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間、日吉老人福祉センター及び日吉ふれあいセンターが令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

指定管理者の選定に当たり、市では2回の選定委員会を開催し、今後の施設の方向性及び運営方法、指定管理者が負担する1件当たりの修繕上限及び管理運営期限基準額、非公募施設における指定管理者候補の適否・判断などについて協議がなされ、今後の方向性として、高い専門性と効率的な運用が必要であり、施設の目的や性質が直営になじまないことから選定を非公募とし、いずれの施設も引き続き日置市社会協議会を指定管理候補者として選定し、管理運営を委託するとの方向性が決定されました。

まず初めに、議案70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてにつきまして、ご報告申し上げます。

日置市東市来総合福祉センターは、平成4年3月に設置された3階建ての建物で、1階は機能回復訓練室、特殊浴室、生活指導室、食堂などがあり、主にデイサービスセンターとして利用されております。2階はふれあい室、会議室、図書コーナーなどで、3階は屋上施設であります。管理運営に関する収支計画書で、収入の指定管理料では、過去3年間の実績等を踏まえて算定し、令和4年度の計画額は、年間414万8,000円で、現在の指定管理料と比較すると、17万8,000円の減額となります。2年間の総額で829万6,000円の計画額であります。

減額の主な理由として、電力契約を九州電力からひおき地域エネルギーに変更したこと

により、電気料金の削減が見込まれるものであります。また、その他の収入は、会議室使用料や自動販売機設置による電気使用料などであります。

支出では、人件費としまして、デイサービス事業が行われない休日や夜間に勤務する施設管理人の給与や施設の光熱水費や委託料等の維持管理費が主なものです。

次に、事業計画の主な内容について、ご報告いたします。

運営の基本方針としては、介護保険事業及び福祉に関する事業を実施し、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図り、全ての市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点とすることを掲げております。

今回、指定の期間を2年間としておりますが、その理由として、非公募により選定した理由の一つである通所介護サービス事業について、候補者から令和5年までは事業の実施は可能であるが、令和6年以降については、仮にデイサービス事業を実施しない場合の施設の利活用方法を策定していない状況であることから、指定管理期間を2年間とし、その後の施設の在り方については今後検討していくことを選定委員会において決定したものであります。

なお、デイサービス事業は、指定管理料の範囲に含まれない自主事業であるため、事業に対する指定管理料は支払われていない部分であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、指定管理候補者の経営状況はどうか、今後も継続して実施が可能と考えているのか、また、指定の期間が2年間となつたのはどのような理由からかとの問い合わせに、単年度収支で赤字が続いており、厳しい経営状況である。通常の指定管理期間は3年であるが、現状のままでは令和4年度、5年度の2か年しか管理運営が難しい状況であるとのことで、

2年間の申請をされたとの答弁。

委員より、今、デイサービスは減ってきているが、運動機能訓練型など特色ある事業所が残っている。仮に2年後、指定管理者が撤退するという相談があった場合、現在の利用者の受皿などの確保も含めどう考えるかとの問い合わせに、やはり福祉センターはデイサービス事業を行うところであるので、継続できる事業所を公募等により募集するなど今後検討していきたい。利用者の受皿についても、同様に相談し検討したいとの答弁。

委員より、なぜ公募でなく、非公募での選定なのか、非公募での選定のポイントは何かとの問い合わせに、非公募とした理由は、候補者においては条例に規定する全ての業務を行っており、これまでの施設管理においても安全かつ円滑に管理され、特に問題もなかった。これまで蓄積した専門的技術や管理運営技術などの活用により、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが、非公募による選定の大きな理由であるとの答弁。

このほかにも、築29年が経過した施設の老朽化や、人件費、維持管理費などの質疑がありました。当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に入る前の自由討議の中で、今回の指定管理期間の2年間について了承はするが、今後、しっかりととした方向性を再度検討されるよう委員会として注視していくことが必要であるとの意見が出されましたので申し添えます。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてにつきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についてにつきまして、

審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これまでの指定管理については、日吉老人福祉センター及び日吉ふれあいセンターと日吉デイサービスセンターの3施設としておりましたが、今回、日吉デイサービスセンターを除外しまして、2つの施設について指定管理を継続するものであります。

まず、日吉老人福祉センターは、昭和57年に設置され、築39年が経過し、1階建て本館のほかに別館と温泉施設があり、温泉源である城の下温泉ポンプ施設も含む施設管理であります。本館には、約500席の大ホール、80畳の大広間や会議室、機能回復訓練室や大浴場、別館は、多目的ホールとして利用されています。

また、日吉ふれあいセンターは、平成3年に設置され、築30年が経過し、テニスやゲートボールのコートを併用した屋根つきの人工芝多目的広場やトイレ、給湯室のある施設であります。

管理運営に関する収支計画書で、収入の指定管理料は年間1,870万円で、指定管理期間を3年間とし、総額5,610万円とするものであります。

なお、現在の指定管理料と比較すると9万3,000円の減額となります。減額の理由としては、東市来総合福祉センター同様、減力契約をひおき地域エネルギーに変更したことにより、電気料金が削減されたことが主な理由であります。支出では、人件費や施設維持管理費が主なものであります。

次に、事業計画の主な内容について、運営の基本方針としては、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上並びにレクリエーションでの利用や市民の憩い、集会等の利便に供することなど、地域福祉の拠点とすることを掲げております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、築39年と施設の老朽化がかなり進んでいるが、修繕計画はどうなっているのかとの問い合わせに、現時点では大きな改修の予定はないが、大ホールの空調設備が現在生産されていないフロン類を冷媒として使用しているため、将来的には改修が必要であるとの答弁。

委員より、温泉源からの配湯管の老朽化はどうかとの問い合わせに、ポンプ等の更新はしているが、配湯管については詳細な調査はしていない。平成5年の施設完成のため、いずれ修繕が出てくるとの答弁。

委員より、収入計画の実施事業の内容はどうななものかとの問い合わせに、コロナ感染拡大の影響で、入浴利用者が減少したため、11月26日の「いい風呂の日」など、温泉と絡めた集客イベントの開催を工夫、計画しているとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についてにつきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第70号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第70号日置市東市来総合福祉

センターに係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

日置市東市来総合福祉センターは、住民福祉の向上を目的として造られた市民共有の貴重な財産です。その管理や運営は、市が直接責任を持って行うべきだと考えます。指定管理任せにするということは、市の責任放棄であり、私は認めることはできません。

サービスを継続し、今後も安定して住民福祉サービスを提供していくためにも、市が直接責任を持って管理し、運営していくことが必要と考えます。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○11番（山口政夫君）

ただいま議題となっております議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正で、多様化するニーズに対し、より効果的・効率的に民間の経営ノウハウを活用し、サービスの向上と効率的な管理運営で行政コストの削減にも期待されると理解します。

指定管理者に、社会福祉法人日置市社会福祉協議会を2回の選定委員会を開き、非公募として決定されています。社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的に、営利を目的としない民間組織で、昭和26年制定された社会福祉事業法に基づき設置され、各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じた活動で、福祉増進を取り組んでいます。

しかしながら、社協も、通所介護、デイサービス事業は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送れることができるよう、心身機能維持、独立感の解消、家族の介護負

担軽減を目的とし、施設から自宅まで送迎を日帰りで提供していますが、単年度収支で赤字が続いており、経営状況が厳しく、事業実績が2年は可能であるとのことで、指定管理は通常3年ありますが、今回は2年の指定となっています。その後の施設の在り方は、検討の必要があります。

指定管理料には、デイサービス事業の費用は含まれない施設維持管理費のみであり、今回は、電力契約の見直しで17万8,000円の減額となる見込みであることも含め、民間の経営、維持管理のノウハウをフルに活用させるものと申し上げ、議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について賛成すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第70号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第71号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターは、交流や憩いの場、生きがいづくり、健康づくり、体力づくりなど、住民福祉の向上を目的として造られた市民共有の貴重な財産です。その管理や運営については、市が直接責任を持って行うべきです。

私は、指定管理者制度の導入そのものに反対です。指定管理者任せにするのは、市が責任を放棄するものであり、私は認めるわけにいきません。サービスを継続し、今後、安定してサービスを提供していくためにも、市が直接責任を持って管理し運営していくことが必要と考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

皆様もご承知のとおり、当該施設は指定管理者となっている社会福祉法人日置市社会福祉協議会へ指定管理者制度が導入されて、やがて15年が経過します。その間、直営方式と比較して管理運営費も削減されています。また、住民サービスにつきましても、何ら問題なく、そういったものは発生していません。

したがって、第6期についても、原案のとおり社会福祉法人日置市社会福祉協議会へ指定することに賛成といたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子表決]

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第71号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第4 議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第3、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について及び日程第4、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設常任委員長の報告

を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

ただいま議題となっております、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について及び議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告を申し上げます。

本案は、11月22日の本会議において、当委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下委員会を開催し、各担当課長など当局の説明を求め、審議及び質疑を行い12月6日に討論・採決を行いました。

まず、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてですが、管理を行わせる団体は株式会社チェスト館であります。

指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。

なお、指定期間については、公募を行う施設は5年、非公募については3年として指定管理運営指針が定めてあることから、3年の指定期間になります。

議案資料に記載してありますが、代表者は、代表取締役宮之前勝男。団体の設立は平成19年8月31日になり、以降この施設の指定管理者として経営を引き受けてきております。従業員は、44名となっております。

また、さきの全員協議会で説明がありました、今回からこれまでの納付金の請求は行わず、全ての維持経費について指定管理者側が行うことと制度を改めています。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、非公募で指名する場合は3年で

あるが、チェスト館は実績もあり、問題なく運営していることを考慮すれば、長期的な運営をしてもらうためにも5年でもいいのではないかとの問い合わせに、農林水産課所管施設に限らず3年になっているとの答弁がありました。

また、委員より、敷地面積の1万384m²は全部県の土地かとの問い合わせに、イチゴハウス裏の駐車場は市有地になる。そのほかは県の土地であるとの答弁がありました。

また、委員より、決算に関して、単純に800万円くらいの黒字になるのかとの問い合わせに、単年度利益はほぼ指摘どおりである。利益剰余金8,190万円が残っているということになるとの答弁。

また、委員より、来年度からは修繕費はチェスト館負担になるが、新たに増築もできるのかとの問い合わせに、指定管理者が施設の改修、増築したい場合は申請をしていただき、市が許可を出す。増築や修繕経費は指定管理者側が負担するとの答弁がありました。

また、委員より、納付金が今まで297万1,000円だったが、これが納付されない代わりに自前で修繕等をすることになった。この経緯の中でチェスト館側からは特別な要求があったのかとの問い合わせに、指定管理者側は大規模災害を心配していた。大規模災害は不可抗力による災害なので協議をすることにしている。年次的に大規模改修を済ませてきているので、1,000万円超えの改修は、今後は発生しないということで了解を頂いているとの答弁がありました。

また、委員より、災害が出た場合には、保険料からも支払いがあるのではないかとの問い合わせに、この場合は、市のほうでも火災等の保険を掛けているので両方からの対応になるとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、議案第

72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特產物直売施設に係る指定管理者の指定についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月22日の本会議において、当委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下委員会を開催し、各担当課長など当局の説明を求め、審議及び質疑を行い、12月6日に討論・採決を行いました。

今回の更新においては、これまでの設立当初から管理を行ってきた山神の郷管理組合及びひまわり館管理組合が、組織の高齢化等により今期限りで管理を辞退されましたので、これを受けて公募を行い、新たな指定管理者団体として手続を行い、提案されたものであります。

指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

なお、公募を行う施設は、運用指針により5年間と決定し、提案をされたものであります。

議案資料に記載してありますが、管理させる会社名が九州産直市場、代表者が、代表取締役上村昌志で、団体の設立が平成29年8月9日となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、指定管理料について、金額640万1,000円の施設ごとの根拠を示せとの問い合わせに、山神の里関連施設が617万1,000円、ひまわり館が23万円、合計640万1,000円、管理料は選定委員会の中で決定したとの答弁がありました。

また、委員より、運営の中身は何になるの

かとの問い合わせに、地元農産品販売に合わせ、セルフ焼肉、体験施設、ドッグランを検討していきたい。味のふるさと館は、野菜加工施設等の提案があり、また、ひまわり館は精肉販売、飲食店の営業と惣菜販売等を提案されたとの答弁がありました。

また、委員より、精肉販売やセルフ焼肉は九州産直市場側の肉になるのか、地元の肉を優先するのかとの問い合わせに、最初に事業を始めたのが吹上地域であり、日置市産の肉の加工をしていくと報告があったとの答弁がありました。

また、委員より、新規事業の金額が、5年間ずっと同じ金額で計上されているがどうなのかとの問い合わせに、最初に生肉加工に投資し、その後セルフ焼肉を取りかかっていきたい。あじのふるさと館の野菜の加工施設は許可が難しい。第3回指定選定委員会の中ではグランピング施設などの提案もあり、1年ごとに同様の費用をかけると説明があったとの答弁がありました。

また、委員より、グランドゴルフができるなくなる理由は何か、地元に理解を求めて協力をしていただくことが必要ではないかとの問い合わせに、セルフ焼肉場としての活用が提案されているが、今回の議会の承認を得て、地域の方への説明をしていきたいという意向であるとの答弁がありました。

また、委員より、雇用人数はどれくらいを想定されているのか、また今雇用されている人たちはどうなるのかとの問い合わせに、雇用については、今の従業員は継続雇用を前提にしているとの答弁がありました。

また、委員より、今回1社しか応募がなかった。過去のゆーぷる施設のようなことが発生すると困る。指定管理に契約する時に担保が必要だと思うが、そのような議論はなかったのかとの問い合わせに、相互の協議、協定書に記載されていく。協定書の中に、指定の取消し

等の文言として、条文中に記載され、違約金として請求されていくとの答弁がありました。

また、委員より、地元の山神の祭典はどのようになるのかとの問い合わせに、地域の将来については、今後協議することになる。行事等も永吉地区公民館と一緒に話をしている。今まで地域の方々が取り組んできたことは尊重し、協力していきたいと話をしているとの答弁がありました。

また、委員より、ふるさと納税が伸びてきている。肉の関係は返礼品が充実してくることはよいことと考えるが、日置市の産品としてふるさと納税の話もあったのかとの問い合わせに、昨年からカミチクも入って協議している。また、今まで伊佐市のほうにあった加工施設をおもいで館に持ってきていたという提案や地域の牛肉を使って返礼品を作りたいというふうに聞いている。社名変更に合わせて本店を本社のある谷山に持ってきたが、カミチクグループと市長との協議があったが、支店を日置市に持つてこられないか要望し、永吉を支店にすることになったとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付しましたが、討論ではなく、採決の結果、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第72号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

このチェスト館は、地域の活性化や住民交流の促進、また、農業の振興などを目的に造られた市民共有の貴重な財産です。その管理や運営は、市が直接責任を持って行うべきと私は考えます。この議案に賛成することはできません。

雇用の場としても貴重な役割を果たしています。指定管理者任せにすることは、市が責任を放棄するものと考えます。当初造られた目的を今後も達成していくためにも、市が直接責任を持って管理し運営していくべきだと考えますので、反対いたします。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（中村尉司君）

ただいま議題となっております議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてに、私は賛成の立場で討論をいたします。

この施設は、指定管理者候補者等選定委員会審査結果の選定理由にもありますように、生産者組織である株式会社チェスト館が施設運営を行うことで、地域に密着した施設であり、「生産者の見える店」として安心でき、施設の設置目的の達成が期待できる、そして、民間譲渡に関しては、返還金や農政局への了承などハードルが高く、現在のところ困難な状況であるため、今後も指定管理者制度を継続するということあります。

なお、運営方法としては、委員長報告にも

ありましたが、納付金を受けず、施設の修繕は全て指定管理者負担として、独立採算とするとなっております。

管理運営業務評価シートの総合評価でも、5段階評価の「非常によい」の5が12、「よい」の4が7つ、「普通」の3が1つとなつており、合計点が100点満点中91点と非常に高い評価となつております。

今後は、長年の経験や積み重ねてきたノウハウ、そして、確立された組織や特性を生かし、さらなる経営努力が期待され、地域で生産される安全・安心な農産物を提供するとともに、都市と農村の交流を推進し、地域の活性化を図れると認めましたので、引き続き株式会社チェスト館を指定することに賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子表決]

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第72号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第73号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

これらの施設は、地域の活性化や、また、住民交流の促進、生きがいづくりなど、また、農業の振興、さらに健康づくりや生きがいづくり、そば作りやパン作りなどの体験ができるなどの多くの目的を持ち、また、働く場としても貴重な市民共有のかけがえのない財産です。

これらの施設の利用者や働いている人たちからも、様々な声、不安の声や要望が寄せられています。自分たちの意見を言う場がないのはおかしい、そういう声も頂きました。かめまる館が事務所になるって本当だらうか、やまんかんの広場でグラウンドゴルフができなくなるのは残念、来年からは年越しそばの注文もできなくなるのかな、安くておいしいおそばやラーメンなどが食べられなくなるのは残念、おみそ作りなどは続けてほしい、いろいろな声が私のところにも寄せられました。

当初造られた目的とは違う施設運営になることに、私は賛成することはできません。市が、本当にこれからも責任を持って管理し運営していくべきだと考えますので、この議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○8番（富迫克彦君）

ただいま議題となっております議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

ひまわり館は、農畜産物の流通、展示、販

売等を行うとともに、農業及び観光に関する情報の提供、都市・農村交流等に関する紹介を行い、農業・農村の活性化を図るため農産物直売所として建設されました。

また、山神の郷施設についても、都市住民と地域住民との交流促進を通じた農林漁業の活性化並びに農村漁家の所得向上及び就業機会の増大等を図るため建設された農林水産施設であります。

このように、両施設ともに都市部と農村の交流を促進すると同時に、地域の活性化を図ることを目的に建設された施設であります。

平成15年に地方自治法が改正され、このことを受けて指定管理者制度が創設されました。日置市でも、平成18年に条例改正が行われ、同制度がスタートしたところでございます。条例の改正を受けて、両施設は、これまで地域住民の皆さんで構成する管理組合により、管理運営がされてきたところであります。

このような地域活性化を目的に建設された施設の管理運営について、地元の皆さんが直接取り組んでこられたという点では、大いに評価されるべきだろうと考えます。できれば今後もこのような形での運営が理想的だというふうにも考えるところでございます。

先ほど委員長報告もありましたように、この管理組合の皆さんの総意として、高齢化の進展もあり、引き続き管理することは難しいというご判断を踏まえ、やむなく後継の指定管理者を公募したという経緯があります。

今回応募されたカミチクグループは、以前から吹上地域で畜産に取り組まれてきた企業であり、今や世界に展開されている企業もあります。また、その傘下にある九州産直市場は、文字どおり地域の特産物等を全国展開する企業であります。

このように、以前から吹上地域の実情にも精通され、今回、今働いていらっしゃる従業

員の皆さんには基本的にそのまま引き継いで営業をスタートさせたいというご意向もあるようでございます。この産直市場さんは、商品の流通や販売についていろいろなノウハウを有する企業であります。これまで以上に地域の活性化に貢献されるものと期待するところであります。

地域の活性化を進めるために、民間活力を使える施設については積極的に活用し、施設の設置目的を達成すべきと考えることから、この議案には賛成すべきということを申し上げ、討論いたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子表決]

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第76号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第5、議案第76号日置市一般住宅条

例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

ただいま議題となっております議案第76号日置市一般住宅条例の一部改正についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は、去る11月22日の本会議におきまして、当委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下、産業建設部長、建設課長等の説明を求め、改正に対する質疑を行いました。

今回の条例改正の対象となる東市来玉田一般住宅は、平成10年度に中層耐火構造3階建で、6戸の入居を計画したものであります。

現在の入居の状況が、令和元年12月退去を最後に全戸が空き部屋となっており、この状態が続くと設備の老朽化や維持費の損失につながっていくことが懸念されることから、現在の家賃4万9,000円を3万2,000円に引き下げるものであります。

また一方で、隣接する公営住宅は満室であり、立地や設備等に差異はなく、家賃の高さが大きな要因となっていることから、このたびの改正に至ったものであります。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

委員より、価格を1万7,000円下げることにより、空き部屋が解消されるだろうと推測をされるがどうかとの問い合わせに、隣の公営住宅が満室なので入居を望んでいる方はいる。家賃が高くなっていたので、部屋数も多いし小学校も近いので埋まっていくと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、近くで民間経営のアパートはあるのか、また家賃はどうかとの問い合わせに、伊作田の展望所の近くにあるなぎさのハイツは1Kで2万9,500円である。近くに集

合住宅はない。公営住宅も所得によって変わるとの答弁がありました。

また、委員より、公営住宅の所得階層で一番高い階層の家賃は幾らかとの問い合わせに、住宅のある立地でケースが違い、各住宅それぞれ家賃が違う。日置市の平均収入が252万円、所得が168万4,000円、家賃算定が5万1,200円である。そこから諸々の条件を考慮することになるとの答弁がありました。

また、委員より、当初4万9,000円だったが、その根拠はどうだったのかとの問い合わせに、算定としては公営住宅近くの住宅等を踏まえたと思われる。当初、申込みも多く、抽せんするレベルであったとの答弁がありました。

また、委員より、マリンタウンの平均を参考にして算定したという考え方でよいのかとの問い合わせに、立地、建設等、各種の係数を考慮して積算根拠は出している。他の地区の一般住宅の価格設定を比較したとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号日置市一般住宅条例の一部改正についての産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

今の報告の中で、4万9,000円の根拠については、具体的に報告がございましたので、理解をするところなんですけれども、近辺にできている団地は3万2,000円だったということで、そちらのほうがなぜ3万2,000円だったのか。報告の中では、両

方差異がないので今回は下げていきますという部分に対しては、全然疑義はないわけですが、そもそももう一つのほうが何で4万9,000円ではなくて、差もないのに、近くなのに、近隣の相場的なものもほぼ変わらないのに3万2,000円だったのかという点についての質疑のほうが委員会のほうであったのかをお尋ねをいたします。

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

その質疑等は審議の中でありました。一方のほうは公営住宅として家賃設定をしておりまして、その家賃算定が、先ほどの報告の中に入れましたけれども、それぞれの項目の中で3万2,000円という隣の施設、公営住宅という施設は設定していると。さらに今回の提案の部分の4万9,000円の一般住宅については、これは、基本的にはそういう算定の基準はないということで報告を受けております。

そういった中で、隣にある公営住宅と一般住宅は、そもそも建築根拠が違いましたので、公営住宅では3万2,000円を採用し、一般住宅では4万9,000円の当初の設定であったというふうに答弁があったところです。

ということから、同じ隣接する全く似たようなアパートであれば、一方が満室状態、一方はもう空き家ということで今回改正するわけですが、そのような設置根拠はもともと建設時の制度の適用で差があったという答弁はありました。

以上で終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号日置市一般住宅条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第7 議案第78号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第79号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第80号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第81号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第82号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第83号令和3年度

日置市水道事業会計補正

予算（第4号）

△日程第13 議案第84号令和3年度

日置市下水道事業会計補

正予算（第3号）

○議長（池満 渉君）

日程第6、議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）から、日程第13、議案第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）から第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの8件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る11月22日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、12月3日、6日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて12月10日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議しました。

初めに、議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ5億6,415万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ289億5,970万4,000円とするものであります。

歳入について、主なものは、総務企画分科会では、寄附金において、企業版ふるさと納税並びに一般寄附金及び指定寄附金の増、繰入金において、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金及びまちづくり交付金の

増。

文教厚生分科会では、国庫支出金において、個人番号カード交付事務費、健診情報連携システム整備事業費、子ども・子育て支援事業費の児童手当制度改正によるシステム改修費などの増。

産業建設分科会では、県支出金において、中山間地域等直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、農業次世代人材投資事業費の増。

市債で、農村災害対策整備事業債、広域漁港整備事業債の増になります。

歳出について、主なものは、総務企画分科会では、総務費で、移住定住促進対策事業費、商工費では、中小企業者等支援事業費の飲食店営業時間短縮要請協力金負担金やふるさと納税推進事業費、国民宿舎事業特別会計及び健康交流館事業特別会計の繰出金の増と、消防費では、災害対策費の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における備品購入費の執行額確定に伴う減。

文教厚生分科会では、民生費で、障害者自立支援給付費の居宅介護や施設入所及び障害児通所給付費の発達支援や放課後等デイサービス、相談支援等の事業費、放課後児童クラブ等の子ども・子育て支援に関する国・県支出金の精算返納、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費として、健診情報を一元的に管理できるシステム構築等の増と、居宅介護支援事業所への介護予防プラン作成委託研修の見込み等による減。衛生費では、クリーン・リサイクルセンター運営費の焼却灰処理業務委託料として、処理単価の値上げに伴う増。

産業建設分科会では、農林水産業費で中山間地域直接支払交付金事業、農業振興育成事業費、環境保全型農業直接支払交付金事業、農業次世代人材育成事業費、江口漁港整備に係る県への工事負担金の増、土木費で東市来

キャナハイツ湯之元住宅給水ポンプ取替え工事に係る工事請負費の増、災害復旧費で伊集院地区2件、東市来地区2件の現年度単独農地農業施設災害復旧費の増になります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、例規整備業務の委託料は、定年延長に伴う地方公務員法の一部改正によるものと説明があったが、新規採用や退職金などに課題があるように考えるがどうかとの問い合わせに、新規採用及び退職金等については国の方でも研究中で、それについては制度の趣旨に沿って対応していきたいとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、過疎地域移住定住促進事業等の補助金として797万円の計上は、何件分を見込んだ額なのかとの問い合わせに、過疎地域移住促進事業の補正が当初見込み27件から10件増、空き家改修事業の補正が当初見込み40件から12件減、空き家家財道具処分事業の補正が当初見込み30件から6件増、続いて、空き家バンク成約促進事業の補正が当初見込み5件から2件減、今年度立ち上げた空き家改善利子補給事業の補正が当初見込み5件から4件減が補正の内訳であるとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、飲食店等時短協力金負担は、県への負担金と説明があったが、どのような積算でどのように支払われているのかとの問い合わせに、本市内にある飲食店の営業許可を受けている数から、一定の割合を掛けて算出している。支払いについては、各市町村の算出した額を含めて県がまとめて、協力事業者からの申請と実績に基づいて県から支払われるとの答弁。

福祉課所管では、委員より、戦没者追悼式の補助金は、吹上地域と日吉地域以外にも出るのか。この補助金の内容と規模縮小に伴う補正の内容はとの問い合わせに、補助金は日吉地域

と吹上地域の遺族会だけである。吹上地域では例年、吹上中央公民館のホールで、祭壇を設けて追悼式を行っており、日吉地域でも同様の開催形態である。吹上地域は、今年度、コロナ禍で開催できなかったため減額補正である。また、東市来地域と伊集院地域は、護国神社で行われており、今後の開催形態については、協議・検討が必要と考えるとの答弁。

また、慰霊祭は、遺族会主催で日置市として統一できないかとの問い合わせに、旧日置郡での枠組みのため、ほかの市との絡みもあり、難しい面もあるとの答弁。

市民生活課所管では、委員より、クリーン・リサイクルセンター運営費の焼却灰の処理単価増の理由は何かとの問い合わせに、北九州の専門業者に委託しており、コロナ禍による影響で焼却灰を原料とするコンクリート資材の流通が減り、焼却灰の処理費用が大幅に増えたためであるとの答弁。

介護保険課所管では、委員より、地域支援システム回線使用料の不足理由は何かとの問い合わせに、2か所の居宅介護支援事業所がADS-L回線から光回線に変更したため、回線使用料の増額によるものであるとの答弁。

教育委員会、社会教育課所管では、委員より、吹上勤労者体育センターの屋内照明の点灯利用の増加理由は何かとの問い合わせに、スポーツ少年団のバレーボールやバドミントンの利用に加え、近隣市町からの利用者が増えてきたため、屋内点灯利用が増えたとの答弁。

また、利用料収入はどうかとの問い合わせに、令和元年度は27万円、2年度は35万円、3年度は11月現在で26万円と増えてきているとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、中山間地域直接支払交付金に係る追加内示見込みの補正是集落が増えたのか。追加内示ということとの問い合わせに、全体ではなく各々の中での増額になっている。ローンによる防除作業を

するなどの追加要望ができたことなどが要因であるとの答弁。

また、委員より、環境保全型農業直接支払事業はどのような内容になっているのかとの問い合わせに、堆肥の施用、カバークロップ、有機農業が上げられるとの答弁。

また、委員より、農業次世代人材投資事業の地域ごとの人数はとの問い合わせに、東市来1人、伊集院2人と1組、日吉1人、吹上が10人及び1組であるとの答弁。

関連して、吹上地域が多いが、理由や農業形態はとの問い合わせに、公社の卒業生にソリタゴ栽培の方がいるが、露地野菜がほとんどである。吹上は畑も多く、畑灌もあるからかと思われるとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、農地耕作条件改善事業の予算組替えは、工事費不足が原因かとの問い合わせに、委託料の農地耕作改善事業費で花田地区の井堰改修を計画していたが、県の事業で実施することとなったため、委託費を工事費に組み替えたとの答弁。

関連して、充当した工事費はどのように使っているのかとの問い合わせに、工事区間の延長等を行っているとの答弁。

建設課所管では、委員より、キャナハイツの給水ポンプ取替えの市営と県営の負担区分はどうなるかとの問い合わせに、全体で76戸である。そのうち県営が32戸あり、その分の42%を県が負担することになっている。県にも話はついているとの答弁。

関連して、取替えの理由は何かとの問い合わせに、平成4年に設置して29年経過しており、耐用年数も超えている。故障、ポンベ不能で水が使えなくなることの状況があり、取替えになるととの答弁。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、複式学級化に伴う小学校の維持補修費が増額されていたが、それに関する質疑はなされたのか。また、当局はどのよ

うな説明をされたのかとの問い合わせに、質疑について行っていない。当局も説明資料に書かれていることの説明であった。ちなみに飯牛礼小、伊作田小、永吉小の3校の修繕料であるとの答弁。

また、ほかの委員より、焼酎麹米の助成金については、前年度と比べてどうであったかという質疑はなかったかとの問い合わせに、そのような質疑は行っていないとの答弁。

そのほかにも質疑がありました。分科会長の報告で了承し、質疑を終了。自由討議の後、討論をしましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億9,947万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金の保険給付費等交付金で、給付見込みに伴う普通交付金の増や特別調整交付金などの増で、歳出の主なものでは、一般管理費の委託料で、来年度からの未就学児均等割保険税の5割軽減対応に係るシステム改修などに伴う増になります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、システム改修が出てきているが、どのような制度改正内容かとの問い合わせに、従来、低所得世帯へは、7割、5割、2割という軽減措置であるが、今回の改正は全世帯の未就学児を対象に、国保税の均等割を5割軽減するものであるとの答弁。

そのほかにも質疑がありました。当局の説明で了承し、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、質疑はなく、

質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第78号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,609万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,880万円とするものであります。

歳入の主なものは、営業収入の減と一般会計繰入金の増で、歳出の主なものは、一般事業費の食材賄材料費の減になります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、報酬において、調理師等の退職後に人員の補充がなかったための減額補正があるが、年末年始の対応は大丈夫なのかとの問い合わせに、現在も引き続き募集を行っており、今回の補正是上半期分の減額であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、営業収入の減とのことであったが、前年度との料金収入の比較に対する質疑はなかったかとの問い合わせに、そのような質疑はなかったとの答弁。

ほかにも質疑があったが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第79号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万6,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ1億2,310万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民宿舎同様、営業収入の減と一般会計繰入金の増で、歳出の主なものは、管理事業費の賄材料費の減になります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、備品購入で、コンプレッサーの破損による業務用冷蔵庫購入に107万円が計上されているが、経過年数はとの問い合わせに、冷蔵庫は開館当初からのもので、機器が古く、業者より修繕は不可能でとのことで、購入することに至ったとの答弁。

ほかに質疑はなく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、今回の補正については、3月までの収入を見込んでの繰入金の額なのかという質疑を行ったのかとの問い合わせに、そのような質疑は行っていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第80号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1,645万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,929万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、地域支援事業費の減、国庫支出金の地域支援事業交付金、支払基金交付金の地域支援事業費支援交付金などの事業費見込みの減、歳出の主なものでは、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、総合事業通所型

サービスの委託料や総合事業サービス負担金の事業実績に伴う減、負担金補助及び交付金で、要支援1・2の認定者の通所介護と訪問介護の利用数見込み減になります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、介護保険の保険者努力支援交付金では、どのような評価をされ、判定の仕方はどのようにになっているかとの問い合わせに、評価は、国から、毎年度、高齢者の自立支援や重度化防止等につながる取組の評価により支給するインセンティブ交付金として支給されることになっている。判定は、国の独自評価により、達成状況を評価するための客観的指標が設定され、地域支援事業等の100項目以上ある一つ一つの項目評価を積み上げていき、最終的な評価が点数化されている。本市は、県内19市のうち、保険者機能強化推進交付金が3位、保険者努力支援交付金は2位になっているとの答弁。

また、委員より、任意事業費で、コロナ禍により、介護サービス相談員の派遣訪問ができなかつたことによるデメリットはないのかとの問い合わせに、出向いていくことが基本と思うが、コロナ禍の中で派遣できなかつた。新たな変異株も出てきているので、当面は厳しい状況であるが、各事業所に合わせて可能な派遣時期を協議・検討していきたいとの答弁。

関連して、委員より、そのような状況であれば、オンライン等で相談を受けることは考えられなかつたのかとの問い合わせに、オンライン等での実施は体制的な整備も難しく、実施していない。また、庁舎内だけではなく、相手方の環境整備も必要なため市民DXの推進も図っていかなければならぬ。望ましい形であるが、現状は難しいとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、質疑はなく、

質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第81号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第5号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告します。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億7,096万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金で、長寿健診受診者の増加見込みなどに伴う増、歳出の主なものでは、健康検査費の委託料で、コロナ禍により、長寿健診の医療機関での個別検診受診者の増加見込み等に伴う増になります。

当局の十分な説明で了承し、質疑はなく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、長寿健診委託で、個別受診者の増加見込みの補正となっているが、何人ぐらい増えそうであるという説明があつたのかとの問い合わせに、何人ぐらい増えそうという説明ではなかつたが、コロナ禍の中で、集団健診を避けて、医療機関の個別受診者が増えたという説明であったとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第82号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

第2条収益的収入及び支出は60万5,000円増額し、9億1,765万7,000円に、支出を41万8,000円増額し、8億6,891万

6,000円に、第3条資本的収入及び支出の収入を5万6,000円増額し、2億1,032万円とするものであります。

今回の補正予算については、企業債に係る元利償還金が確定したための収支の増、及び東市来地域内県道拡幅に伴う水道施設用地の一部売却に伴う補正等になります。

次に、質疑の主なものについてご報告します。

委員より、県道拡幅に伴う売却だが、どのような目的で使っているのか。また、今後の使用に影響はないのかとの問い合わせに、下養母で水源地として活用していた土地である。水源ポンプの故障が発生したとき、クレーン車両が入れるか等の課題があるため、クレーンの侵入が可能となるよう県に要望した上での売却であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第83号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

第2条収益的収入及び支出の収入を349万1,000円増額し、7億5,593万4,000円に、支出を706万7,000円増額し、5億3,850万9,000円に、第3条資本的収入及び支出の支出を19万2,000円増額し、5億3,850万9,000円とするものであります。

今回の補正予算については、減価償却費の根拠となる資産評価の精査により、減価償却費及び関連する長期前受金戻入等の補正になります。

次に、質疑の主なものについてご報告しま

す。

委員より、今回の補正は、経理上の補正をしたということかとの問い合わせに、現金の動きはない。減価償却費の試算を当初誤っており、含めなければいけないものを含めていなかつたため、今回計上したとの答弁。

ほかに質疑はなく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号令和3年度日置市一般会計補正予算（第10号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

80号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。本

案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第14 議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（池満 渉君）

日程第14、議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

[総務企画常任委員長佐多申至君登壇]

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてにつきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果に

について報告いたします。

本案は、11月30日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月6日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、平成12年に制定された旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に期限を迎え、新たに令和3年4月から過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。この法律に基づき、本市では令和3年4月から令和8年3月までの5年間の日置市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

計画案は、目標と評価項目を追加し、13章で構成されており、本市の総合計画における重点施策である日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口減少対策と当該計画を一体的に取り組むことで、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を図り、本市の発展に資することを基本方針としております。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、移住定住の点について、目標設定が少々低いのではないか。もっと高く設定すべきではとの問い合わせに、第2期日置市人口ビジョンに基づいて設定しているもので、今後の人口推計資料と現状を加味しながら、目標設定をしていると答弁。

また、ほかの委員より、生活環境の整備の点で、高齢者見守りシステムなど孤独死等防止のための整備等は盛り込まれているのかとの問い合わせに、その必要性を共通理解し、関係課で進める各種個別計画との整合性を図りながら事業継続していくと答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論ではなく、採決の結果、議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについては、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑と認めます。

これから、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第15 陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（1. 日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求める。）の部分

△日程第16 陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める

る陳情書（2. 日置市地域猫活動協議会の設置を求める。）の部分

△日程第17 陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（3. 猫の正しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通しての、具体的な啓発を求める。）の部分

△日程第18 陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書（4. 飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める。）の部分

○議長（池満 渉君）

日程第15、陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書の1. 日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求める。の部分から、日程第18、陳情第1号日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部調整を求める陳情書の4. 飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める。の部分までの4件を一括議題

とします。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満　涉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております陳情第1号、日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町上神殿薩摩しつぽの会代表福永美幸氏より提出されたものであり、6月21日の本会議において本委員会に付託され、7月2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長等の出席を求め、質疑を行いました。さらに、8月4日、9月16日と継続審査を行い、11月9日には関連する調査ではありますが、伊集院地域での地域猫活動への取組の現地調査を行うなど、丁寧な審査や調査を重ね、最終的に12月6日に5回目の審査を行い、自由討議の後、討論、採決を行いました。

陳情の内容は、日置市において人間に捨てられた結果、野良猫と言われることになった猫が、地域において迷惑行為を続けている。本市においては、猫の飼育は室内での飼育が適当であるといったことへの市民の認知度もまだまだ低く、いまだに捨て猫も多発している現状である。

そのような猫の命を守り、増やさないために、不妊・去勢手術を行いながら、長期的に

頭数制限を行うことを目標に、活動に取り組むボランティアも少しづつ増える傾向にあることから、本市において、1、日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求める。2、日置市地域猫活動協議会の設置を求める。3、猫の正しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通しての具体的な啓発を求める。4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い、地域の戻すTNRへの一部助成を求める。以上、四つの項目について求めるものであります。

委員会では、所管課の見解を求め、本市が受けた飼い主のいない猫の迷惑相談件数は、令和2年度が19件、伊集院7件、東市来3件、日吉4件、吹上5件あり、主な内容は、敷地へのふん尿被害や多頭飼育により生活環境が損なわれるなどの苦情相談が増えている。そのため、市では環境省が令和元年6月に改正した動物愛護管理法や、鹿児島県作成の地域猫の手引き資料を基に、飼い主の責任や適切な飼養管理のさらなる啓発を行うことや、周辺の生活環境の改善や保全のための取組として、本市では令和元年県内で初めて行政枠さくらねこTNR事業に協同登録をされ、既に連携して活用しているボランティアの団体もあります。

その中で、本市では10月に新たにさくらねこ無料不妊手術事業の利用取扱い利用料が制定されました。交付団体の登録申請を行い、申請が認められた場合に無料手術チケットが交付され、日置市内の基金に登録された動物病院の協力をいただき、不妊・去勢手術を受けることができます。さくらねことは、その手術のあかしとして耳の先端を桜の花びらのようにV字型にカットされ、地域に戻された猫のことであります。

次に、8月4日の2回目の委員会審査に、

陳情者の方が傍聴にいらしていたため、審議をより一層深めるために、委員会での議決に基づき、休憩中に陳情者より陳情の趣旨、含意をお聞きいたしましたので、その内容の主なものをご報告いたします。陳情者からは、項目の1、2について、地域猫活動という文言が含まれているが、日置市においてはまだ地域猫活動に入る段階ではなく、飼い主のいる猫、いない猫、その区別もつかない状態の猫が多数いる現状であります。そのため、個人的に飼い主のいない猫に不妊治療を施すなど、面倒を見ているたくさんのボランティアの方々がいらっしゃる現状であります。

将来的に、地域猫活動というのは、地域を巻き込んでの活動になるため、その方々を行政の協力をいただき、ボランティア登録することによりネットワークをつくり、地域の猫問題を把握し、情報を共有し合うことで地域猫活動に進んでいけるという思いがあり、そのための協議会等の組織の設置を要望するものであります。

項目の3、猫の正しい飼育の啓発などについては、現在、動物愛護センターなどと連携して、伊集院北小学校で6年生を対象に命の授業として愛護教室の開催を行っているが、ほかの学校での学びの場や自治会や地域での具体的な勉強会など、さらなる啓発を求めるものであります。

項目の4、繁殖頭数を減らすための政策として、不妊・去勢手術を行い、地域に戻すTNR活動への公費の一部助成を求める部分について、日置市内でも都市部と農村部や山間部とでは、猫における状況や飼い主における状況も全く違う。問題があるほとんどが高齢者世帯で、病院や施設に入られたり、亡くなられた後、残された猫をどうするのか。手術をしなければならないという認識を持っていないことが、一番の問題である。猫は犬と違い、繁殖力が強く、それが近隣のトラブルにな

なっている。

少しづつ飼い主のいない猫への不妊・去勢治療を行ってきているが、必要以上に猫を増やさない政策として捕獲し、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻すTNR活動、Tはトラップ、捕獲し、N、ニュータ、手術を行い、R、リターン、元の場所へ戻すという、一斉不妊治療しか方法がないと考え、不妊・去勢手術の啓発の大切さと手術費用の公費からの一部助成を求めるものであります。

次に、陳情者への質疑の主なものをご報告いたします。委員より、地域猫活動協議会という団体を設置しないかということだが、どのような見解をお持ちか、また市としての関わりはどう理解するか、との問い合わせに、地域猫活動の協議会という表記ではなく、飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録という形でお願いし、二、三か月に一度集まってネットワークをつくり、問題点や意見を出し合い、ボランティアの方々への教育もできるのではと思う。市とボランティア、民間とが連携して意見交換し、いろいろな問題を解決していくらよいという思いがあるとの答弁。

委員より、前回、平成31年2月の陳情では、対策協議会の設置については一部採択されたが、やはりしっかりと行政が関わる協議会を求めるところだと捉えてよいのか、との問い合わせに、今まで個人で対応してきたが、行政に携わっていただかないと個人では対応できない、解決できない問題があるのでお願いしたいとの答弁。

次に、執行部への質疑の主なものをご報告いたします。委員より、今後、ボランティア登録をしていた場合、どのようなメリットがあるか、との問い合わせに、ボランティア活動をする場を日置市として登録をして、仮に行政が絡むとなると、活躍の場があることが社会的に認識されることになると思う。ただ、その辺りの責任が市には出てくるのではないかと

考える、との答弁。委員より、昨年、初めてボランティア団体の連絡会をされた中で、実質、地域猫活動だと認められそうな活動をしている数はあったのか、との問い合わせに、昨年、初めての連絡会を開催し、課題等の意見交換をさせていただいたが、時間も1時間程度であったため、数の把握はできていないとの答弁。

委員より、協議会設置には市が関わるべきと考えるが、現在、そこまで考えているのか。またボランティアの登録について、陳情者からネットワークができればという思いをお聞きしたが、どのように考えているか、との問い合わせに、ボランティア活動に関わる個人、団体の方と地域住民、行政が一体となって協議会という形になるのではと理解している。苦情等については、管轄が県であったとしても、市に相談があるので、県も絡む形での協議会という形になるのがよいが、時間が必要ではないかと思う。陳情者からもありましたように、まず連絡会という形で自分たちの組織づくりからやり取りをさせていただけたらとの認識である、との答弁。

委員より、どうぶつ基金協会の無料不妊手術事業の自治体行政枠を確保いただいたことは評価できるが、猫の殺処分反対や自治会や地域での勉強会、学校での学びの場など、地域住民に対する啓発の状況はどうなのか、との問い合わせに、県からの資料を基に、狂犬病予防注射の際の案内に掲載したり、チラシとして自治会の回覧板へ入れ込むなどの啓発を行ってきた、との答弁。

委員より、正しい飼い方を守れば、こういう問題は発生しないはずではないかと思うが、日置市独自で動物愛護条例や飼養のガイドラインを作成し、啓発を図るべきではないか、との問い合わせに、全体としては動物愛護法という国の上位法があるので、保健所や県の愛護センター等を活用させていただき、猫も含めた

動物と人間がいたわり合っていける社会をつくるというところの言及も必要である。猫好きな方も猫嫌いな方もおり、日置市独自のものができるのか、協議・検討が必要であると考える、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に入る前に自由討議を行い、出された意見をご報告いたします。仮に、補助券の交付ということになれば、反対する方もいると考える。地域猫と自分で飼っている猫との区別が難しい。保護猫をされている方がいるが、地域とのトラブルも絶えない。ルール化しなければ難しい状況もあり、交付金の前に飼い方自体を考える必要性を感じる。人によって捨てられる猫が減っていない現状を考えると、殺さずに生かしながら減らす一代猫として、不妊手術でその一生を確保すべきである。不妊治療を施さなければ、飼い主のいない猫は増えていく一方であり、そのような状況を考えると一部助成という部分は必要ではないか。

不妊治療の基金は、個人の申請する部分の枠が限られているため、個人的に申し込む人たちの申請はなかなか受けられないという状況が続いており、自治体レベルでの一部助成は必要と考える。日置市がさくらねこ無料不妊手術の行政枠に登録されたので、これが第一歩ではないかと思う。この陳情は、一部助成を求めるものなので、自己負担が出るわけであるが、この行政枠を市が登録したことで、さくらねこ無料不妊手術の行政枠は無料であり、一部助成よりも個人の負担が少ないのでないかななど、多くの意見が出されました。

その後、討論に付しましたところ、陳情第1号、日置市において飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録及び協議会の設置と不妊治療への一部助成を求める陳情書の項目1、日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求めます。項目2、日置市

地域猫活動協議会の設置を求めます。項目3、猫の正しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通しての、具体的な啓発を求めます、の3項目の部分につきましては、討論はなく、討論を終了。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、項目4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める部分につきまして、討論に付しましたところ、反対討論として、4項目めについては、今後、動物愛護法の改正で、来年4月からペットショップで販売する動物にはマイクロチップ等の装着が義務づけられ、管理者や飼育される方にも努力義務が科せられる。適正な飼養管理として、まずさくらねこの実施要領で地域猫として団体登録を行い、捕獲した猫の不妊・去勢手術の補助は全額無料で上限なしということであれば、陳情者の言われる協議会と地域猫活動への推進と並行していくのではないか。さくらねこ基金で状況を見たほうがいいのではないかと考えることから、公費の一部助成を求める陳情には反対である、との反対討論がありました。

賛成討論として、陳情者からは2回目の陳情である。鹿児島県の一部市町村においても助成がなされている現状がある。一生懸命取り組まれているボランティアの皆さんとの現状を市も理解し、基金の自治体行政枠を登録し、取っていただいたところは評価すべきところだと理解している。しかし、基金団体は民間の団体であるため、財源は寄附によって成り立っており、この基金が恒久的にあるのか不安もあるため、不妊・去勢手術を施しながら守っていくしかないと考え、TNRへの一部助成を求める陳情には賛成である、との賛成討論がありました。

そのほかに討論はなく、討論を終了、採決

の結果、項目4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める部分につきましては、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号の1項について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号の1項を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択です。

陳情第1号の1項は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の1、日置市における地域猫活動に携わるボランティアの登録を求める部分は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第1号の2項について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号の2項を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択です。

陳情第1号の2項は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の2、日置市地域猫活動協議会の設置を求める部分は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第1号の3項について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号の3項を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択です。

陳情第1号の3項は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の3、猫の正しい飼育の啓発について、自治会への勉強会や学校での学びの場を持つことなどを通じての、具体的な啓発を求める部分は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第1号の4項について、討論を行います。

発言通告がありますので、山口政夫君の反対討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

ただいま議題となっております陳情第1号、その4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める部分について、反対の立場で討論いたします。

飼い主のいない猫問題は、本市だけではなく、多くの地域の抱える問題です。問題は、

愛玩動物を飼養している人が、いかなる理由があろうと飼育放棄や無責任な飼養、及び近隣住民による無責任な餌やり等が問題であり、ルールに沿った飼養が求められます。陳情提出者は、平成31年3月議会へ地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めますの陳情を提出され、採決の結果、採択となっています。今回は、一部助成での陳情提出ですが、財源確保の問題、補助率で一部助成したとしても、残金は個人負担であり、住民の負担軽減はできないものと考えます。

日置市は、公益財団法人どうぶつ基金へ行政枠での登録を、県内の志布志市、伊佐市、姶良市役所、十島村、鹿児島市保健所とともに登録済みです。どうぶつ基金は、動物の適正な飼育方法の指導、動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的に、昭和63年6月財団法人を兵庫県芦屋市に設立し、34年経過し、令和元年度はさくらねこ無料不妊・去勢手術を、4万4,689頭を実施しています。

本市は、10月、さくらねこ無料不妊手術事業、行政枠でございますが、利用取扱い要領を新たに定め、交付対象者にさくらねこ無料不妊手術チケットを交付団体等を登録をされた方に、市内に生息する飼い主のいない猫、多頭飼育崩壊現場での猫に不妊手術を行い、地域に戻す事業です。行政枠とは、無料チケットで申請枚数制限なしで申請内容を審査し、枚数が決定されますが、手術費用は無料となります。当団体は、今年度、大阪、福岡、宮崎に財団法人自ら手術を行うTNR専門病院を開設しています。日置市も令和4年度実施のTNR地域集中プロジェクトに応募を行っており、来年2月頃に選定結果の発表が行われます。また、県内の動物病院、鹿児島市に4か所、姶良市に2か所、日置市に1か所の合計7か所の動物病院がどうぶつ基金と協力

し、活動されており、さくらねこ活動がさらに推進するものと考えます。

私は、本案件について、担当所管及び市長による協議、決裁が速やかに行われ、無料不妊手術要領の制定、TNRプロジェクトへのエントリーが速やかに行われたことを高く評価いたします。TNRとは、T、トラップ、捕獲、N、ニュータ、手術、R、リターン、元に戻す。このときに不妊手術のあかしとして、猫の耳の先端をカットした形状が桜の花びらに似ていることから、さくらねこと表現されています。プロジェクトは殺処分ゼロを目的に、毎月2日から4日間で120頭の不妊手術を獣医師3名、ボランティアスタッフ10名で行い、運営費用は全てどうぶつ基金で行われる事業で、公益財団法人どうぶつ基金ホームページ上に毎月の事業実績を詳細に報告しております。

陳情者や賛同議員さんより、申請枚数制限なしだが、なかなかチケットを発行してもらえない、だから公費負担が必要と強調されます。しかし、どうぶつ基金が運用するTNR専門病院の事業実績の確認をしますと、本当にそうでしょうか。議長に許可をいただき、TNR専門病院の事業実績をまとめた資料をお届けしてあります。ご覧ください。公益財団法人どうぶつ基金、2021年度のプロジェクト参加所の実績というのをご覧いただければと思います。TNR専門病院の中段に詳細に書いてあります。宮崎地域を見ますと、今年4月から7か月間で行政枠1,060頭、団体枠、団体枠とはNPO法人、医療福祉法人、社会福祉法人等の法人でございます。それと、一般枠854頭と合わせますと、1,914頭の不妊手術を実施しています。

日置市も行政枠、飼い猫も多頭飼育崩壊の対象となるを活用し、令和元年度39頭、令和2年度12頭、令和3年度は現在までチケットの利用はないと説明を受けています。こ

のことから、何ら問題はないものと申し上げます。ただし、行政枠、団体枠、先ほど言いました法人に当てはまらない場合は、個人枠、個人名で登録する一般枠で、チケットは20枚が上限となっています。先日、猫への助成を求める同僚議員の一般質問に、市長答弁は猫の適正飼養周知もしっかり行い、生活環境維持と住民自治の観点が大切と考える。どうぶつ基金の活用により、動物愛護ボランティア、地域住民、動物病院、保健所関係者から理解と協力を得ながら、飼い主のいない猫を通じた地域協働の取組を支援していきます、と答弁されました。

また、鹿児島県内の離島の市町村では、希少動物保護や環境保全を目的に、猫の不妊手術への助成を行っていますが、日置市では助成金制度制定ではなく、どうぶつ基金活用と日置市猫の適正飼養及び管理のガイドラインやリーフレットを早急に作成し、猫の適正飼養の周知を並行して行うことが、飼い主のいない猫活動の推進につながると申し上げ、陳情第1号、その4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求めますについては反対と申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第1号、その4に対する賛成討論を行います。

飼い主のいない猫によるトラブルが、日置市内でも一定数ありますて、対策が必要です。猫は法的に愛護動物と位置づけられ、飼い主がいない状態であっても、駆除や殺処分といった対応はすべきではありません。それらを踏まえた上で、地域猫として地域住民らが、ボランティアで世話をされているケースがございます。飼い主のいない猫に対しても避妊

や去勢手術を受けさせる必要があります。これを地域住民が自費で、ボランティアで行っているために、負担になっています。ここに助成を行えば、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐことが容易になり、問題の根本的な解決への助けとなることが期待できます。

公益財団法人どうぶつ基金と共同で日置市も取り組むことにつきましては、もちろん賛成ですし、私も推進の立場です。高く評価をいたします。しかし、どうぶつ基金を申請しても、全てが認められるという補償があるわけではありません。認定されなかった場合には、市の助成制度を活用し、援助するという裏づけと補償がなければならぬと思います。どうぶつ基金だけに頼ることはできません。不十分です。基金の申請をしても、認定されなければ避妊や去勢の手術ができなくなり、繁殖を防ぐことが難しくなります。問題の根本的な解決のためには、どうぶつ基金を申請し、活用しながら、市の助成制度も併用していくことが必要です。鹿児島市は避妊手術には1万円、去勢手術には5,000円の補助を行っています。私は、この陳情の採択を心から願います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありますか……。（拍手）すいません、傍聴者の皆さん、拍手はご遠慮いただきたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております陳情第1号の4項目めに対して、賛成の立場で討論させていただきます。

まずこの問題は、自治体がしっかりと取り組んでいく責務があると申し上げておきます。陳情者は日置市に移住して6年目、以前お住いの大坂でも15年ほど野良猫の保護活動と猫の避妊・去勢の現場で活動された経緯があ

ります。また、これまで行政ともつながって、オブザーバーとして共に不幸な野良猫たちの命を守る活動に携わってこられています。日置市には、野良猫に関する支援体制がないことに驚かれ、令和元年度にも陳情を提出されております。

私は当時の委員長でございましたが、委員全員が助成に対しては絶対反対ではないが、といった具合の不採択にした経緯がありました。年々、県の殺処分数は減ってきてはいますが、その中に遺棄されたものは入っていない現状です。譲渡は、子猫を中心に増える傾向ですが、多頭崩壊状態の成猫に至っては、遺棄される現状も多々あるようです。本市においては、令和元年度から多頭飼育支援のために陳情者の福永さんからの要望、ご紹介もあり、財団法人どうぶつ基金の行政枠の不妊・去勢手術の無料チケットを取っていただくために登録をしていただきました。チケットを取っても、動くのは行政ではなくボランティアさんたちであり、猫の捕獲から病院搬送、そして縄張のある猫たちを以前の生活場所にリターンする無償の活動をしてくださっています。

自治会長や地域の方に捕獲機をかけることの説明をして、翌朝捕獲されたかを確認に行かれます。これも1日で終わるわけではありません。また、猫を取り出すときにはかまれたりするなど、大変な活動であります。そして、見守る猫の餌代や治療費などの全てを、陳情者及びボランティアさんたちが担ってくださっています。上位法があっても、現場は全て市民の無償のけなげな活動で支えられているわけです。幾ら助成があっても、動いてくださるボランティアさんがいなければなし得ない仕事です。

以前、私も調査に行きました千代田区などは、区はもちろん助成をしていますが、ボランティアへの委託事業にも取り組み、このよ

うな活動を支援され、大成功を収めておられました。県内には、これまでどうぶつ基金チケットを取り扱い病院は指定されておりますけれども、それ以外の病院ではこのチケットは使えません。しかし、鹿児島県は取り扱い病院があるだけでもありがたく、そういういたものがない宮崎などはわざわざ鹿児島県まで手術に連れて来られている現状もあります。

また、全国の行政に不妊・去勢手術への支援のないところが多すぎて、どうぶつ基金は、現在は日置市の分も取り扱っていただいているが、永遠にできるというものではありません。現状でも個人枠の無料チケットが簡単に取れていらない状況もあり、ボランティアの医師の募集も一生懸命されており、財団は財源を寄附を募って貯っておられるため、独り立ちしていく行政を入り口としての支援として、一生懸命やっていたいっているものであると考えます。

そもそも人が捨てた猫が飼い主のいない猫になっているわけですが、避妊・去勢がされないために、飼い主のいない猫は増えていく一方です。猫は国も捕獲してはいけない動物に認定しているため、T N Rを施して、一代猫として増えないようにするしか対策がありません。これこそ猫を嫌いな人たちに対する政策でもあります。高齢者宅の未手術の結果の多頭飼育は、高齢化社会において高齢者と猫の問題を行政が社会問題として捉えなければならないと考えます。委員会では、全委員で市内の地域猫に準ずる活動を始められた地域を調査に行き、当事者からもぜひ不妊手術等への助成を行ってほしいとの切実な声を、委員全員で伺ったところであります。幾ら制度があっても、現場で動いてくださるボランティアさんがいなければ、成り立たない現状であることは当然で、今がちょうどいいタイミングでもあると考えます。

ボランティアさんの活動は敬服すべき多様

な活動で、誰でもやれるものではなく、今後、この活動を引継ぐ人も市として育てていかなくてはならないこと、市職員が全てにおいて携わっていかれる現状でもなく、まずは動物虐待を防ぎ、殺処分ゼロを目指すべきは自治体の責務であり、せめて助成制度を確率すべきことを議会でも認識すべきと考えます。プロジェクトは採択されても、1年間であります。市民である陳情者が、どうぶつ基金の事業をこれまでずっと市に紹介されてきたものでございます。陳情やボランティアの方々の思いを十分に理解し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○2番（元山寿哉君）

通告はしておりませんでしたが、賛成答弁を述べさせていただきます。

これは地域福祉の課題を反映している問題であると考えます。多頭飼育崩壊の背景には、一人暮らしの高齢者、独居の単身高齢者が近隣住民等の交流も少なく、生活弱者でもあり、経済的に旅行や外食等に癒しを求めることがままならず、寄り添ってくる猫に餌を与えることを楽しみに、生きがいとされている方が多くいらっしゃる事実があります。災害医療、介護等、多くの分野においても予防施策に注力している現状です。多頭飼育崩壊救済のためにも、多頭飼育崩壊に至るまでの予防策として不妊治療の一部助成を、本市の地域福祉課題対策のために必要な施策であると考えます。

何より、各地域で飼い主のいない猫のために、その猫に起因する地域とのトラブル回避のため、いつまでも一部の有志の方々のみに私財を投じさせ、負担を強いるような理不尽な現状は早急に回避すべきであると考えます。

以上、賛成答弁といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号の4項を採決します。

この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、陳情第1号の4、飼い主のいない猫たちの頭数を減らすための政策として、不妊手術を行い地域に戻すTNRへの一部助成を求める部分は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第19 議案第87号令和3年度
日置市一般会計補正予算
(第11号)

○議長（池満 渉君）

日程第19、議案第87号、令和3年度日置市一般会計補正予算（第11号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第87号は、令和3年度日置市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億318万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ293億6,288万4,000円とするものであります。今回の

補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子どもたちへの支援のための国の補正予算について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入は、国庫支出金で、国庫補助金の民生費国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金の増額により、4億318万円を増額計上いたしました。

次に、歳出は民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の増額により、4億318万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

子育て世帯への臨時特別給付金事業について、お尋ねをしたいと思います。国は当初の発表から、先行給付は5万円現金、その後に5万円はクーポンと打ち出しましたが、その後にどちらも現金でよいとか、10万円現金一括でもよい。また、およそ960万円の所得制限で、児童手当給付者を対象にするなどの発表も、最近この制限を取り外すこともよい。この短期間で内容がどんどん変化しております。自治体においてもいろいろ大変であるなというのを、最初にしっかり提案していただければよいのにと、多分皆さん思っておられると思います。

市民からも、所得制限なく給付していただきたいとの声も届いています。所得だけでは家庭内の経済状況は図れず、大学生を複数抱えて、県外に出しているため、仕送りをしていて、現状は本当にひつ迫しています、などの人たちからも実際は厳しい現状ですとの声もいただいております。そこで、本市における所得制限についてのお考えをお尋ねいたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

所得制限を外すことは各自治体での判断とされておりまして、その財源は実際の一般財源で対応するということになっております。本市といたしましては、国が示した要項等に基づき、児童を養育している方の年収によりまして所得制限を設け、給付したいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

この所得制限が外れている人たちに、もし給付されるとすると、何世帯分で幾らになるのか、お尋ねします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

本市では所得制限にかかる対象世帯を約90世帯というふうに見込んでおりまして、例えば1世帯が二、三人の子どもさんがいらっしゃるということで想定をいたしますと、約2,000万円から3,000万円ぐらいの一般財源が必要ということになってくると考えております。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第87号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、令和3年度日置市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第20 請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願

○議長（池満 渉君）

日程第20、請願第1号、特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで、しばらく休憩いたします。

次の会議を2時20分とします。

午後1時49分休憩

午後2時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第21、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続

調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第22 議員派遣の件

○議長（池満 渉君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△閉会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、令和3年第5回定例会は、11月22日の招集から本日の最終本会議までの30日間にわたり、市有財産の譲与、指定管理者の指定、日置市国民健康保険条例の一部改正、日置市営住宅条例の一部改正、日置市過疎地域持続的発展計画の策定、令和3年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。なお、審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えるので、ご自愛の上、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池満 渉君）

これで、令和3年第5回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池満 渉

日置市議会議員 是枝みゆき

日置市議会議員 富迫克彦